

令和4年第1回定例会

清里町議会会議録

令和4年 3月10日 開会

令和4年 3月17日 閉会

清里町議会

令和4年第1回清里町議会定例会会議録（3月10日）

令和4年第1回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	熊谷雄二
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚

生涯学習課長	原田	賢一
生涯学習課参与	小林	正明
農業委員会事務局長	熊谷	雄二
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
同意第 1号	オホーツク町村公平委員会委員の選任について
承認第 1号	令和3年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認について
承認第 2号	令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）専決処分承認について
議案第 1号	オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約
議案第 2号	土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約
議案第 3号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について
議案第 6号	清里町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9号	清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事請負契約の変更について
議案第10号	令和3年度清里町一般会計補正予算（第9号）
議案第11号	令和3年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第12号	令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第13号	令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第14号	令和3年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第15号	令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	令和3年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 4号	清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第 5号	清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 7号	清里町基金条例の一部を改正する条例
議案第 8号	清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
議案第17号	令和4年度清里町一般会計予算
議案第18号	令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算
議案第19号	令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号	令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号	令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算
議案第22号	令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算

令和4年度町政執行方針

令和4年度清里町教育行政執行方針

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。
ただいまから、令和4年第1回清里町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 岡本英明君、2番 古谷一夫君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告いたします。本定例会は令和4年度当初予算が提案される議会であり、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問、予算審査、その他一般議案などから判断して、本定例会の会期は本日より3月17日までの8日間とすることが適当と思われまます。
以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。
本定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日から3月17日までの8日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月17日までの8日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告、4点について御報告申し上げます。

大きな1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。

(1) オホーツク町村議会議長会第6回定期総会が3月4日付で、書面により開催されております。記載の議題が提案され、原案のとおり議決・承認されております。

(2) 一部事務組合の会議等並びに(3) その他の会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長をはじめ各議員が出席をしておりますので、御報告申し上げます。

2ページになります。

大きな2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について。

(1) 総務文教常任委員会から(4) 職員の自死事案に関する調査検証特別委員会まで、記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、御報告を申し上げます。

3ページ、大きな3点目、例月現金出納検査の結果について、令和3年12月分、令和4年1月分、2月分につきまして、4ページから6ページのとおり提出をされております。検査の結果は、全て適正であるとの報告でございます。

大きな4点目、令和4年第1回清里町議会定例会説明員等の報告について、7ページのとおりとなっておりますので、御参照頂きたいと存じます。

なお、本定例会につきましては、令和4年度各会計の予算審議が行われるため、各担当職員もそれぞれ出席をいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げます。

まず、大きなIの主要事業報告であります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。清里町における新型コロナウイルス感染者の状況であります。昨年9月以降、新たな感染者の発生がございましたが、今年に入り、2月上旬からは断続的に感染者が確認されるようになりましたので、新たな情報を確認次第、本部会議を開催し、新規感染者状況と感染拡大防止に係る対応策について、記載のとおり協議・対応を進めてきたところでございます。

また、北海道においても、年明けからの急速な感染者の増加に伴い、1月27日からのまん延防止等重点措置の適用の下、飲食店の営業短縮をはじめ、各種の感染防止対策の徹底について周知・要請をまいりましたが、対策の継続が必要との判断の下、3月6日を期限とするまん延防止等重点措置の再延長を国に要請し、国においては、北海道を含む18都道府県において、3月7日から21日までの2週間、再延長が決定されたところでございます。

なお、北海道においては、この延長を受け、全道の飲食店に対する営業時間の短縮要請を柱とした現行の対策の継続を決定し、この2週間の延長期間において、感染防止対策と社会経済活動

の回復へ徹底して取り組むことが確認されたところでございます。

一方、国内的には、1日の新規感染者数が減少傾向に向かってはありますが、新たな変異株の発生により終息にはしばらく時間を要することが懸念されるところでございます。

ワクチンの接種状況につきましては、4ページ中段に記載のとおりでございます。3回目におきましても予定どおりに進捗をいたしておりまして、65歳以上の高齢者で926名、64歳以下の一般の皆さんで294名、合計1,220名でございまして、接種率は36.5%になっているところであります。

なお、接種率の比較におきましては、全道・全国よりも先行している状況となっております。

次に、2点目の職員の自死事案に係るその後の経過であります。御遺族様の手続代理人であります法律事務所より、故人に係る公務災害認定請求書が2月3日に郵送により町に提出がされてまいりました。町におきましては、調査報告書の認定事実に基づく結語に従い、法律事務所の指導を頂く中、必要とされる附属書類が整い次第、町経由で地方公務員災害補償基金北海道支部に対し認定請求書を送付してまいります。

次に、3点目の斜網ブロックごみ処理広域化に関する首長会議についてであります。12月27日、網走市総合庁舎市議会委員会室にて開催がされております。本件につきましては、ごみ処理中間施設、いわゆる焼却施設を網走市、美幌町、大空町、斜里郡3町の1市5町において、共同で広域設置をすることを目的に会議を開催されたものであります。本件に係る中間処理施設の必要性については1市5町ともに異論のないところではあります。清里町におきましては現施設の長寿命化改修が終了し、今後一定の期間利用が見込めることから、実際に広域処理の使用が必要となる年度において参加をさせていただくこととした次第であります。

次に、5ページになります。

4点目の火災の発生についてでございます。1月2日午後1時8分に、緑町9番地の住宅より出火との通報がありました。消防車両4台と団員7名、そして署員15名による消火活動によりまして、午後8時55分、鎮火をいたしております。焼失面積は147平方メートルで、全焼であります。

次に、5点目のジャガイモシロシストセンチュウ防除調査の結果についてでございます。令和3年10月18日に実施をいたしましたジャガイモシロシストセンチュウの対抗作物でありますポテモンを栽培した9圃場における防除調査の結果が1月11日付で通知がされ、9圃場中、5圃場において検出限界点以下であるとの報告となっております。

次に、6点目の気象被害状況についてであります。

(1)の1月11日から12日にかけての暴風雪被害であります。1月11日午後3時42分に大雪・風雪・着雪注意報が発令されておりましたが、翌22日の午前6時15分に北海道電力より総務課防災担当のほうに、上斜里、向陽、神威、江南地域で170戸の停電と羽衣地区の一部において停電が発生しているとの情報連絡がありましたので、お知らせメールとホームページにより、停電情報と併せ、ごみ収集の休止、緑温泉の営業時間の変更、きよ～る売店・レストランの休業などを周知するとともに、災害弱者世帯に対する電話と戸別訪問により安否の確認、一部食料の支援、暖房機器の貸出し等を行ったところでございます。

なお、停電につきましては午後7時37分に全面復旧しておりますが、この災害により農業用育苗ハウス及び倉庫16棟が破損したほか、江南地区では北電柱が十数本にわたって倒壊し、電話・光ケーブル線も町内各所で断線をいたしました。しかし、現状では復旧に相なっているところであります。

次に、(2)の暴風雪警報の発令に伴う対応についてであります。2月の20日午後9時18分に暴風雪警報が発令されましたので、災害対策情報連絡室を立ち上げ、所管課職員の出勤と自宅待機態勢を確保し対応したところでございます。翌21日未明から、吹雪により国道及び道道の通行止めがかかり始めましたので、町道におきましても緊急道路の確保を基本に除雪体制を維持するとともに、各学校の臨時休校やごみ収集の休止、パパスランド、きよ〜る、緑の湯の一部休業などの情報をお知らせメール及びホームページで周知するとともに、透析患者に対しましては道路情報を電話にて確認をさせていただいたところであります。

なお、暴風雪警報は21日午後9時12分に解除されたところであります。清里市街地における道道につきましても、車線幅員の確保について建設管理部斜里出張所に要請を行っておりまして、過日、除排雪による車線確保が実施されたところでございます。

なお、農協より、農業用ビニールハウス7棟が一部破損との報告を頂いたところあります。

次に、7点目のパパスランドさつぷるの停電についてであります。1月17日午後2時20分、施設において停電が発生いたしました。電気保安協会にて調査の結果、地下埋設ケーブルから受電設備までの間で停電が発生していることが判明いたしました。本格復旧までには相当の時間を要することから、発電機と仮設電柱線による応急対応といたしまして、21日より営業を再開したところでございます。

なお、原因調査及び発電機、仮設電柱線の工事までについては、緊急を要しましたので、専決処分により措置をさせていただいております。本格復旧に係る工事費等につきましては、新年度予算において補正計上を予定いたしておりますので、御理解を頂きたいと存じます。

次、6ページになります。お聞き願います。

8点目のオホーツク町村会定期総会（書面総会）についてであります。2月10日付をもって、開催がされております。提出の議事は、記載の認定議案2件と議決議案4件、報告事項6件でありまして、いずれも原案どおり可決・承認がされたところあります。

次に、9点目の斜里地区消防組合議会（第1回定例会）についてでございます。3月3日、斜里町総合庁舎3階議事堂にて開催されております。付議案件は記載の5件であり、全て原案どおりに可決承認がされております。

なお、②の斜里地区消防組合消防団員の任免、報酬、費用弁償及び服務に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害出動に係る報酬額を改正をしたものであります。

また、③の令和3年度一般会計補正予算については実行予算でありまして、5,154万6,000円を減額し、予算の総額を8億8,596万円としたものであります。

④の令和4年度の一般会計予算におきましては、予算の総額を8億8,795万5,000円と定めたものであります。

次に、10点目の斜里郡3町終末処理事業組合議会（第1回定例会）についてであります。同じく3月3日、斜里町総合庁舎2階大会議室にて開催がされております。付議案件は記載の5件でありまして、全て原案どおりに可決・承認がされております。

なお、②のし尿処理条例の一部を改正する条例におきましては、処理手数料を1リットル当たり7円に改正をいたしております。

また、③の浄化槽汚泥処理条例の制定につきましては、処理手数料を1リットル当たり2円20銭とし、それぞれ令和4年度より徴収することとしたものであります。

また、④は令和4年度の一般会計でありまして、予算の総額を1億2,851万8,000円と定めたものでございます。

次に、11点目の広川歯科医院の閉院についてであります。平成2年4月に町内唯一の歯科医院として開業し、今日まで本町の歯科医療を支えていただいておりますが、広川歯科医院がこの3月8日に32年の診療に終止符を打たれ、閉院をいたしました。この間、学校歯科医、国保運営協議会委員、保健福祉計画策定委員など歴任を頂きまして、地域医療の進展に多大なる御貢献を頂きました。ここに、閉院に当たり、長年の御功績・御貢献に改めて感謝とお礼を申し上げます次第であります。

次に、7ページを御覧頂きたいと思えます。

大きなⅡの主要事業の執行状況についてであります。令和3年度事業に係る議決工事の3月10日現在の進捗状況であります。

まず、清里小学校改修二期工事（建築主体）につきましては、記載の工期、工事内容により実施がされております。工期内に工事が完了いたしております。

次の清里小学校改修二期工事の機械設備であります。本件につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。工期内に工事が完了いたしております。

次の清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事につきましても記載の工期、工事内容により実施をしており、現在は機械の製作中でありまして、進捗割合では30%となっております。

なお、本事業につきましては、半導体不足や機材不足などにより工期内での工事完了が困難となっております。工期及び工事契約の変更並びに明許繰越手続を現在進めているところでもございます。

次の4線橋の補修工事であります。本件につきましても記載の工期、工事内容により実施をいたしております。工期内に全て工事が完了したところであります。

次の清流橋架換工事につきましても、記載の工期、工事内容により実施をいたしております。本件につきましても、工期内に完了いたしております。

次の除雪ドーザ更新事業につきましては、記載の工期、工事内容により実施がされております。工期内に納車が完了いたしました。

さらに、次の診療所医療機器整備事業（全身用X線CT装置）につきましては、記載の工期、工事内容により実施をされたところでありまして、工期内に全て納品が完了したところであります。

8ページをお開き願います。

大きなⅢの主な会議・行事等の報告であります。

清里町特別職報酬等審議会についてでございます。3月3日、町民会館2階研修室にて開催がされております。成年後見人制度、手続きが難しく、今年度より運営協議会を設置し運営をしてまいることになりましたので、条例規定に基づき、協議会委員に係る報酬及び費用弁償の額について、改めて審議会の意見をお聞きしたものであります。

次に、清里町情報公開・個人情報保護審査会についてであります。3月の8日、役場3階各種委員会室にて開催がされております。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事務において、接種証明書の電子交付、他市町村への接種記録の照会に係る運用が変更されましたので、個人情報に関する基礎条項評価書を変更することについて審査を頂いたものであります。

以上申し上げ、町長の一般行政報告といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。池下昇君。

○5番（池下昇君）

ただいま町長の一般行政報告をお伺いしたんですが、私は2点ほど町長に質問させていただきます。

まず、4点目の火災の発生について。この問題については、常任委員会前の消防の清里分署の報告のときにも、私、お伺いいたしました。この火災の発生についての報告であります。6番の出動人員が団員7名、職員15名というふうな記載となっておりますが、実際的には、まずは火災発生時、1時8分に通報とありますが、このときにサイレンがまず鳴らなかったこと。消防署長にお伺いしたところ、これは吹鳴サイレンは消防団員を集めるときに鳴らすものであるという説明であったんですが、ここに記載があるとおり、団員7名が出ております。にもかかわらず、サイレンが鳴らなかった。それと、団員がこうやって7名出てるのに、緑消防署の消防車両が早急に出ていなかった。

この点について、町長、まず吹鳴サイレンが鳴らなかったこと自体が町長として知っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。1月2日、火災が発生した件について、団員の招集のためのサイレンが鳴らなかったということですが、私としても、その後、署のほうより報告を頂いたところであります。基本的には、招集サイレンでありますから必ず鳴らすようにということ、再度、私のほうからも注意を申し上げました。

現状はそれぞれの個別の連絡方式で、団員それぞれに対して携帯電話での連絡をつけたというようなことで、実際的には、団員さんは内容を承知頂いて招集を頂いたということですが、そのこととは別に、やはりサイレンが招集手段になっていることは事実でありますので、それを今回鳴らさなかったというようなことについては嚴重に反省をし、注意をしたところであります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

まず、この1月2日の前に、昨年、たしか11月の7日でしたか。羽衣町でも火災があったときに、実にサイレンが鳴るのが非常に遅かったという町民の人からの声も、私、聞いておりますが、消防というのは、町長も御存じのとおり、町民の生命・財産を守るためにあるわけですから、この辺の周知徹底をしっかりとっていただきたいということをまず申し上げておきたいと思っております。

それともう一点、11点目の広川歯科医院の閉院ってということなんですが、平成4年に開業するときに町から相当な支援を行ったと私は認識しておりますが、先日3月8日で広川歯科医院が閉院いたしました。町として今後、やはり今現在、広川歯科医院のほかにもるぜん総合歯科医院がありますが、広川さんの閉院によって全部が全部賄い切れるものではないというふうに認識しております。

そんな中において、今後、町がまた町民のためにこういった歯科医院の誘致に関して、当然考えはおられるだろうというふうには思いますが、この辺に関して、町が多少の支援をしてでも誘致を行っていくという考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

このたび、3月8日をもって32年の診療に終止符を打たれたということですが、平成2年に、開業に当たっても、町として唯一の歯科医院がなくなるということで、御支援をしながら開業に至ったわけでありました。

現状においては、今回、広川歯科医院さんは閉院ということですが、もう一軒、まるぜん歯科医院さんがございますので、基本的には1軒あります。町が率先して誘致云々というような時点ではまだないかなというふうには思っておりますが、ただ、1軒ということになりますので、今後、注意深くそこら辺を対応していかなきゃならんというふうには理解をしているところでありますが、今、直接的に町が具体論として動き出すというような考え方は持っていないということでもございます。御理解を頂きたいと思います。——失礼しました。議長。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

失礼いたしました。

先ほどのサイレンが遅かったのではないかとということですが、基本的には通報頂いて、即、鳴らしておりますので、通報で発見がされるまでに少し時間かかったのかなということがあります。決して通報を放置して鳴らさなかったとか、そういうことではございませんので御理解を頂きたいと思います。なるべく早く、我々としても周知、団員の招集を行い、適切な消火活動に当たっていくという使命の中で進めているところであります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

池下議員の関連しながら、一般行政報告の11番の広川歯科医院の閉院の関係について、再度、私のほうからも質問させていただきたいと思います。

年前から広川歯科医院については閉院というふうなお話が漏れ聞くところで、年を明けてから正式に、常任委員会、担当課長から閉院について、3月8日をもって閉院になるという形の中で報告を受けているところですけども。その過程の中では、前段の部分として、こういった閉院対応する分で、町長、今、特別に町としては、もう一つの歯科医院があるから町の立場では誘致だとか対応というのは現段階では考えていないという町長の考え方を表明されたわけなんですけれど。

現実的な問題として、町の介護計画や福祉計画の中において、口腔ケア、特に認知症対策、さらにはフレイル対策等々において極めて重要な、そういった位置づけをされたばかりではないか、このように認識するところです。超高齢化の中において、当町においても高齢者福祉施設、かなりの部分が広川歯科医院での診療を受けている実態にあり、さらに今申し上げたとおり、認知症対策やフレイル対策、さらには義歯等の調整、こういったものが非常に高齢者の健康寿命、さらにはそういった施設入所者のケアについては非常に重要な部分になってくる。これが今、1軒の歯科医院で十分対応できるような、そういった町長の答弁であったわけですが、町長としてはそういった認識でおられるのか。十分、今言ったような町の保健福祉計画や介護計画の中で目指すべき方向性と、今言ったような答弁との非常に大きな矛盾があるのではないのか。逆に、歯科衛生に対して、そういったものをしっかりと確保するのが、現在、町が抱えている介護計画や保健福祉計画、医療計画のそういった基本的な部分じゃないか。その辺をもう一度、事前的な歯科医院との対応、そして今後の町の方向性、もう一度、再度確認をさせていただきたい、このように存じます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御指摘の町全体における保健事業としての歯科医院の重要性の問題であります。私もその関係については全く意見は同じというふうに思っておりますし、その重要性は十分に認識しているつもりであります。

ただ、具体的な歯科医院の誘致という活動になってまいりますと、現在、まるぜんさんがございますので、町内的には一応、歯科医院さん、1軒ございます。また、そういうことをお聞きしたときに、広川医師のほうには後継の考え方についてもお聞きをさせていただいております、今、まだ何も決まっていないうけでありますけれども、その時点でも、後継については十分に頭に入れながらやっていきたいんだということで、自ら動いていくというようなお話も伺っております。

そうした段階において、仮にそういう方向性が出てきたときに、あとは町がいかにそういう支援をしながら本町に必要な医療として整えていけるかという部分で考えていかなければと、そういう気持ちで、今、取り組みをいたしているところでありますので、それらについても御理解を頂ければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

誘致云々という話を私はしてるわけじゃなくて、やはり広川先生のほうでも、当然、今まで32年間やってきた部分について、それぞれの諸事情によって閉院せざるを得ないことについては忸怩たる思いを持っておられると直接お聞きしてるわけであって、何らかの対応を先生のほうでもやはり町に迷惑かけないようにやっていきたい、そういった意思を持っておられるのは明らかであって、そういった部分において、やっぱり行政側と診療所側の、今回、閉鎖の医師の意思をや

はりきちんと連動しながら、町民の医療体制、今後の在り方の中に、町の責任においても、ある意味では消極的ではなくて、ある一定そういった動きをにらみながら積極的な支援を行っていくという姿勢を示すことが、医療体制、歯科衛生の根本的な今後の高齢化に向けても町の対応として必要とされるスタンスではないか、このように考えますので、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

基本的にはそういうふうな方向性を持ちながら、しっかりと医療の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいでしょうか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

もう一点、質問漏れがありましたので、町長にお伺いしたいと思います。

ただいまの11点目の広川歯科医院の問題で、町長の発言を聞いておりますと、まるぜん総合歯科さんがまだもう一軒あるので、そちらのほうで対応していただきたいということなんですが、毎年、歯科健診に関しては、学校の子供たちに関しても広川歯科医院さんが今まで全て担ってきておりました。今回、広川さんが閉院ということで、まるぜん総合歯科さんのほうに町が直接お伺いして、学校に対する歯科健診お願いできないかという、たしかそういうお願いに行ったというふうに、私、聞いております。そこで、まるぜん総合歯科さんのほうから直接、今の状況では私は無理ですという答弁をたしか行政側は頂いてるはずなんです。私も本人からお伺いしました。

こういう事態になったときに、今後、子供たちに対する歯科健診ができなくなってきます。それと、高齢者に対しても同じです。町長、これ、もし、まるぜんさんができないっていうことが——私もお伺いしておりますが——はっきり決まった段階で、じゃあ、今後、こういった歯科健診等に対する考え方は、町長、どのようにお考えですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの学校関係の歯科検査の関係であります。本件についても、今、御質問がありましたように、まるぜん医師のほうに何とかお願いをしたいということで作業を進めたのは事実でありまして、また、まるぜん医師のほうからは当面できないというふうに返答を頂いております。

そういうことから、私どもとしても、その部分が欠けてしまうと大変なことになりますので、広川医師等の協力を頂きながら斜里の歯科医院さんをお願いをいたしておりまして、内諾を頂いて、今年については、当面、次の体制ができるまでの間、学校医等についての歯科医院として、斜里の歯科医院さんをお願いをすることになって、進めているところであります。

また、今後の対応についても、今ありましたように、まるぜんさんのほうが全てができないと

ということになれば、町全体としての保健福祉、行政的な検査の関係、窮してまいりますので、しっかりとそこら辺について次の段取りを考えていかなきゃならないというふうに思う次第であります。

○5番（池下昇君）

終わります。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

これで、質疑を終わります。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

まず、大きなⅠ、主要事業報告であります。

新型コロナウイルス感染症への対応について。オミクロン株の流行と思われる第6波の影響による児童の感染に伴う学校の臨時休業対応について及び各種社会教育事業の対応について、御報告を申し上げます。

（1）学校教育関係につきましては、清里小学校の児童の感染によりまして、1、2年生については2月10日午後から17日までの8日間、5年生については2月25日から3月3日までの7日間、それぞれ学年閉鎖をいたしました。

なお、休業期間中におきましてもできる限り子供たちの学びを止めないため、タブレット端末を使ったオンラインによります朝の会、帰りの会のほか、授業も実施をしているところでございます。

（2）社会教育関係につきましては、プラネットステージ公演、斜里群三町スケート大会、清里こども塾、町民スキー大会が中止となりました。学童保育の休止につきましては、先ほど申し上げました学校の臨時休業に合わせて、当該学年を休止したものでございます。

Ⅱ、主な会議・行事等の報告であります。

1点目、令和4年清里町成人式について。昨年は、新型コロナウイルスの影響により開催を延期し、5月に実施をいたしましたが、本年は例年どおり1月5日、プラネットにおいて、新成人対象者41名中29名の出席の下、開催されました。開催に当たっては、コロナ対策として、御来賓は町長並びに町議会議長のみとさせていただき、保護者につきましても会場への入場は1家族お二人と限定、さらに新成人につきましても2週間前からの体調管理をお願いするなどの感染防止対策、十分取りながらの開催となりました。式におきましては、例年どおり、主催者式辞、来

賓祝辞の後、新成人が一人ずつ二十歳の誓いを述べました。

なお、当日出席できない新成人に対しましても、式の模様をオンラインにより配信をしたところでございます。

また、終了後に例年実施されます祝賀会につきましても、今回は中止としたところでございます。

2点目、清里中学校3年生地域提言発表会について。2月16日、清里中学校におきまして、総合的な学習の時間の取り組みのまとめとして、生徒による清里町のまちづくりに関する提言発表が行われました。「魅力広がる未来の清里町」をメインテーマとしまして、3年生30名が6つの班に分かれて、清里の資源を生かした観光振興・知名度アップの方策についてや、町ににぎわいをもたらすためのイベントの提案、町中にお店を増やすための方策などについて中学生の視点で考えた内容のプレゼンテーションが行われ、町長、教育長、商工会事務局長、観光協会事務局長から各発表に対する講評を行いました。

次のページにまいりまして、教育委員会の開催状況であります。

番号がⅡとなっておりますけれども、Ⅲの誤りでございます。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

令和4年第1回教育委員会が3月8日に開催され、記載の9つの案件について審議・決定されております。

続きまして、番号Ⅳとなります。

その他についての1、全道大会の出場結果であります。

(1) 第52回北海道中学校スケート大会が1月7日から9日、苫小牧市で開催され、清里中学校から3年生の林和弘さんが出場、(2) の54回北海道中学校スキー大会が1月14から15日、富良野市で開催され、清里中学校から2年生の矢口唯人さんが出場しました。スケートの林和弘さんにつきましては、全道予選を、見事突破をいたしまして、2に記載のとおり、1月29日から2月1日、長野県で行われました第42回全国中学校スケート大会において、男子1500メートルと3000メートルに出場しております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 諮問第1号

○議長（田中誠君）

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま上程されました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、現在、委員をされております畠山英樹氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、引き続き、畠山英樹氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、議会の同意を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定につきましては、町長は、法務大臣に対し、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、候補者の推薦をしなければならないとするものでございます。

畠山英樹氏は上斜里921番地にお住まいで、昭和27年7月15日生まれの満69歳の方でございます。人権擁護委員候補として推薦をいたしたく、満場での御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間でございます。

次のページには履歴書などを添付いたしておりますので、御参照頂きたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件は議会先例により討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 同意第1号

○議長（田中誠君）

日程第7、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。副町長 本松昭仁君。

○副町長（本松昭仁君）

ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、オホーツク管内の町村で共同設置をしております3名の公平委員会委員

のうち、前旧湧別町長、奥谷公敏氏が3月末日をもって任期満了となりますので、前興部町副町長、五島巧氏を委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

五島氏は興部町在住で、昭和29年生まれの68歳の方でございます。五島氏の履歴の詳細につきましては、別紙の記載のとおりでございます。議員各位の満場での同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件は議会先例により討論を省略します。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

●日程第8 承認第1号

○議長（田中誠君）

日程第8、承認第1号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました承認第1号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づきまして専決処分しましたので、それを議会に報告し、その承認を求めます。

次のページをお開きください。

今回、専決処分いたしましたのは、記載のとおり、令和3年度清里町一般会計補正予算（第8号）であり、1月18日付をもちまして専決処分をさせていただきました。

次のページを御覧ください。

今回の補正予算は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ434万9,000円を追加し、

予算の総額を63億4,615万8,000円とするものです。

補正予算の目的ですが、令和4年1月17日に発生した指定管理施設パパスランドさつつるの停電対応に要する経費として予算を措置するものでございます。

では、事項別明細書より、款項区分によります補正予算の内容を説明いたします。

別冊の令和3年度補正予算に関する説明書2ページを御覧ください。

下段の歳出より説明いたします。

2款総務費・2項総務管理費・2目財産管理費、パパスランド管理運営事業費につきましては、指定管理施設パパスランドさつつるの停電対応に要する費用としまして434万9,000円を計上いたします。財源は全て一般財源でございます。

続いて、上段、歳入について説明いたします。

10款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税につきましては、先ほど歳出で説明いたしましたパパスランド管理運営事業費の一般財源分として、右記載の普通交付税434万9,000円を追加計上いたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第1号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第9 承認第2号

○議長（田中誠君）

日程第9、承認第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）専決処分承認についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました承認第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）専決処分承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書を1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

本件につきましては、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であり、2月9日付で専決処分するものでございます。

次のページを御覧ください。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は第1表繰越明許費によるものといたします。

次のページを御覧ください。

補助事業を活用した清里及び札弦処理施設に係る機能回復及び機能強化事業について、年内の工事完了が困難であるため、工事にまつわる経費について令和4年度に繰り越すものでございます。

繰り越す経費につきましては、2款事業費・1項農業集落排水事業費、農業集落排水施設整備事業7,784万2,000円、下水処理事業120万円、3款公債費・1項公債費、一時借入金利子30万円でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第10 議案第1号

○議長（田中誠君）

日程第10、議案第1号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第1号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、本町を含む13町村4組合により共同設置されていますオホーツク町村公平委員会の設置及び運営に要する経費につきまして、規約第6条第1項の規定により関係町村の職員数に応じて分担しておりますが、特定の事務に要する臨時的経費につきましては該当する町村の負担とすることに変更するものであり、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。例示といたしましては、不利益請求審査案件などがこれに当たるものでございます。

それでは、別冊の審議資料、新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料の2ページをお開きください。

表の左側が改正後の規約となっており、改正箇所をアンダーラインにより示しております。

第6条中、ただし書を、「ただし、その費用の経常経費は、関係町村等がその職員数に比例して分担し、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村等の負担とする。」に改めます。

附則につきましては、施行期日を記載しております。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第1号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

●日程第 1 1 議案第 2 号

○議長（田中誠君）

日程第 11、議案第 2 号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第 2 号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、国営土地改良事業等により整備されました緑ダム清泉頭首工等基幹水利について、網走市、斜里町、大空町、清里町が小清水町にその事務を委託し、小清水町が北海道に対する補助金等の事務を行ってございます。今後必要となってくる基幹水利施設等の長寿命化、減災を含める水利施設等保全高度化事業などを実施する際に各種補助事業の活用が想定されますことから、北海道からの御助言も頂き本規約を変更し、事業実施に向け事前に備えるものでございます。

本規約の変更につきましては、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、審議資料の 3 ページをお開きください。

表の左側が改正後、右側が改正前の規約となっております。

第 1 条中、「土地改良事業」を「土地改良事業等」に、「基幹水利施設管理事業」を「基幹水利施設管理事業等」に改め、附則でこの条例は令和 4 年 7 月 1 日からの施行を定めます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 2 号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第3号

○議長（田中誠君）

日程第12、議案第3号、定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

議案第3号、定住自立圏の形成に関する協定の締結についての提案理由を説明いたします。

国が定める定住自立圏構想推進要綱に基づき、既に平成22年9月に中心市宣言を行った網走市との周辺町としての清里町が定住自立圏の形成に関する協定を締結するに当たりまして、昨年12月に施行されました清里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年1月に、網走市、大空町、斜里町、小清水町、そして清里町の1市4町の首長によります定住自立圏構想に係る意見交換が行われて、その後、令和3年度において事務的な確認協議を取り組んできております。その中で、定住自立圏の形成に関する協定の締結に向けた検討協議を進めてきたところであります。

このたび、各政策分野におきまして連携する取組の協議が整ったということから、中心市である網走市と各町がそれぞれ一対一で協定を締結するものであり、その内容につきましては全ての町が同一となります。

続きまして、御提案しております協定書の内容を説明いたします。別冊の定住自立圏の形成に関する協定書を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして2ページ、第1条、協定の目的を規定したものでございます。中心市宣言をした網走市と清里町は、連携協力と役割分担によりまして、圏域に暮らす住民の生活機能の確保・充実を図るため、定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めるとしたものでございます。

第2条につきましては、基本方針として、この協定に基づき網走市と清里町が定住自立圏を形成するために、続く第3条に掲げる3つの政策分野の取組に相互に役割分担をしながら連携協力していくというものを定めたものでございます。

第3条につきましては先ほどの3つの政策分野を列挙しており、それぞれ別表として、後ほど説明いたします。

第4条第1項では、定住自立圏を形成する取組を推進するため、事務の執行に当たっても相互に役割分担と連携協力をしていくこと、また第2項では、必要な費用が生じた場合について、相互の受益の程度を勘案しながら協議の上、負担していくということ、第3項では、取組に必要な手続や人員の確保、費用の負担については当事者間で協議によって定めるとしてあります。

第5条につきましては、本協定を変更する場合、当事者間で協議の上、あらかじめ議会の議決が必要であることを規定しています。

第6条では、協定廃止の手続について規定したものです。協定を廃止しようとする場合、あらかじめ議会の議決が必要であり、その旨の通知は書面によるものとして、議会の議決の写しを添付することを定めたものです。また、通告があった日から起算して2年を経過した日に協定の効力を失うと定めてあります。

第7条につきましては、疑義の解決について規定したものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

第3条における取組の政策分野、これを第1表、第2表、第3表、別表第3とし、それぞれ項目ごとに取組内容、甲の役割・乙の役割を規定しております。

なお、この3つの政策分野につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱にある形成協定に規定する事項として定められているものでございます。

別表第1につきましては、生活機能の強化に関わる政策分野で、医療の項目として、救急医療体制の確保と小児科・産科医療体制の確保を図るための取組内容と相互の役割を定めております。

次に、広域観光の項目では観光振興の推進を図るための取組内容と相互の役割、教育の項目では生涯学習の充実を図るための取組内容と相互の役割、環境の項目では地域ぐるみによる環境関連活動の推進と生活環境・衛生環境の向上を図るための取組内容と相互の役割でございます。

防災の項目では防災対策活動の推進を図るための取組内容、福祉の項目では福祉サービスの向上を図るための取組内容、産業の項目では圏域経済の活性化と雇用の創出、水産資源の確保、そして農林漁業振興の推進を図るための取組内容、それぞれを規定しております。

次に、別表第2におきましては、結びつきやネットワークの強化に関わる政策分野でございます。地域公共交通の項目として、地域公共交通の維持・確保に関して地域内外の住民との交流、移住促進の項目では交流・移住受入れ体制の促進と交流人口の拡大について、それぞれ取組内容を規定してございます。

第3表、別表第3におきましては、圏域マネジメント能力の強化を図る政策分野で、人材の育成の項目として、地域人材の育成や圏域内職員の交流を図るための取組内容を定めております。

なお、この協定で締結する施策の項目につきましては、あくまで基本的事項でありますので、具体的な事業につきましては、本案件の議決を経た後、今月中にも網走市との協定締結を行い、その後、国の定住自立圏構想推進要綱、または本協定に基づく定住自立圏共生ビジョン、これの作業に入っております。その中で、より今申し上げた政策分野における具体的な個別事業に関する協議を進めていくこととなっております。

その共生ビジョン策定に当たりましては、圏域内の各産業分野の住民の方々、団体、有識者、それらを含めた共生ビジョン懇談会、この作業部会の中で作業を進め、広く圏域に住む方々から御意見を頂きながら、パブリックコメントも行っていく予定であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第3号、定住自立圏の形成に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第6号

○議長(田中誠君)

日程第13、議案第6号、清里町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(阿部真也君)

ただいま上程されました議案第6号、清里町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

この改正は、子育て支援医療費助成のうち、高校生の申請及び給付分につきまして、資料添付申請の償還方式から、中学生までと同様に、受給者カードによる医療機関窓口での支払いの生じない現物給付を行うものです。併せて、民法施行に伴う成人規定等について改定を行っております。

それでは、別冊審議資料の9ページをお開き頂き、新旧対照表を御覧ください。左側が改正後の条例、右側が改正前の条例で、改正箇所につきまして、アンダーラインで示しております。

第3条中、3号を削り、第4号を3号とする繰上げを行います。こちらは民法による婚姻規定の年齢が引き上げられたことによる改正です。

第4条第2項を削り、第4条第3項では項の整理及びただし書以降の受給者証の交付について削除し、改定後の第3項を第2項とするものです。

10ページでは、附則として、第1条で施行期日、第2条で経過措置について示しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第6号、清里町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第9号

○議長(田中誠君)

日程第14、議案第9号、清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事請負契約の変更についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長(熊谷雄二君)

ただいま上程されました議案第9号、清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年5月臨時会で議決頂いた工事契約であり、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や昨今の半導体不足等の流動的な国内外情勢の影響により、当初の予定よりも機器製作に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事でございます。

工事期間につきましては、変更前が令和4年3月11日、変更後が令和4年9月30日でございます。

契約の相手方は、JFEエンジニアリング株式会社北海道支店でございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第9号、清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事請負契約の変更に
ついては原案のとおり可決されました。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

●日程第15 議案第10号

○議長（田中誠君）

日程第15、議案第10号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第10号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第9号）について、
提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の主な内容につきましては、実行予算に基づきまして、事務事業の執行に伴う
不用額の減額、それから、不足が見込まれる事業の追加補正とともに、後年度以降の財政出動に
備える基金積立てなどにより財源確保を行うなど、編成替え予算のための補正予算となります。

補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3,398万3,000円を減額し、
予算の総額を63億1,217万5,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど事項別明細により説明いたします。

議案書を3枚めくっていただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

2款総務費、5項戸籍住民登録費、戸籍登録住民事務事業につきましては、事業費のうち272
万8,000円を繰越明許費として設定をいたします。

次のページ、第3表、地方債補正について説明をいたします。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い地方債の限度額をそれぞれ変更する
ものでございます。社会資本整備総合交付金事業債を2,040万円から1,830万円に、道路保全事
業債を6,930万円から6,640万円に、町道改良事業債を3,390万円から2,320万円に、教育支
援専門員等配置事業債を2,350万円から1,900万円に、高等学校総合支援対策事業債を1,600万
円から1,390万円に、生涯学習活動車運行事業債を1,100万円から900万円にそれぞれ変更をい
たします。

それでは、歳入歳出の補正内容、第1条第2項について説明いたしますので、別冊の令和3年
度補正予算に関する説明書15ページをお開きください。

なお、別冊の審議資料15ページ以降に、主要事業の詳細について記載をしておりますので、御参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。

それでは、15ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による会議・研修の参加中止により190万9,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の議会費の項の合計額は、4,012万2,000円となります。

2款総務費、1項給与費、1目職員給与費につきましては、財源振替を行うものでございます。

2款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費につきましても、財源振替を行うものでございます。

2目財産管理費、基金管理運用事業費につきましては、安定した財政運営を図るため、基金への積立てを行うものでありまして、今回、補正予算での余剰分として1億9,163万3,000円を財政調整基金に、老健介護報酬余剰分として100万円を減債基金に、町有林皆伐分の立木売払収入として686万8,000円をふるさと基金にそれぞれ積立てを行うものでございまして、合計1億9,950万1,000円を追加計上いたします。補正財源は、その他財源と一般財源でございます。

16ページから17ページ、8目町有林管理費につきましては、事業完了と事業中止に伴う執行残により、右記載の事業合計671万5,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金、その他財源と一般財源でございます。

17目職員福利厚生費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修参加中止と事業完了に伴う執行残により、右記載の事業合計400万円を減額いたします。財源は、一般財源です。

18目行政情報システム管理費、地域イントラネット管理運営事業費につきましては、北海道セキュリティクラウド回線の増強工事の資材不足による未実施によりまして、131万8,000円を減額します。補正財源は、一般財源です。

同日住民基本台帳ネットワーク管理事業につきましては、事業執行残により16万6,000円を減額いたします。補正財源は、一般財源です。

補正後の項、総務管理費の合計額は7億4,068万4,000円となります。

2款総務費、3項開発促進費、1目企画振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止による不用額、それから、事業完了に伴う執行残によりまして、右記載の事業、合計203万4,000円を減額いたします。補正財源は、一般財源です。

補正後の開発促進費、項の合計額は2,808万9,000円となります。

18ページ、2款総務費、4項徴税費、1目徴税費、税務経理事務補助事業費につきましては、事業実績に伴う執行残により、17万3,000円を減額いたします。補正財源は、その他財源と一般財源です。

補正後の徴税費、項の合計額は412万2,000円となります。

2款総務費、5項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、戸籍住民登録事務費につきましては、マイナンバーカードの利便性向上、それから行政のデジタル化、これらを推進する観点からマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に対応するシステム改修を行うものです。272万8,000円を増額いたします。その他旅費の執行残などによりまして、減額を含め事業費全体で256万7,000円を追加計上いたします。補正財源は、国庫支出金です。

補正後の項、戸籍住民登録費の合計額は748万7,000円となります。

2款総務費、8項監査委員費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修参

加中止により、右記載の事業42万5,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の監査委員費、項の合計額は133万9,000円となります。

19ページ、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防によります社会福祉法人へのサービス休止に伴う損失料の補助として、83万円を追加計上するほか、事業中止に伴う不用額により89万6,000円を減額いたします。

また、これらの対策費の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,248万7,000円の国によります追加交付がありましたので、当初、新型コロナウイルス関連の対策費の財源として充てておりました財政調整基金からの財源振替を今行っております。

同日新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、財源となる負担金及び補助金の申請方針が、国から改めて示されておりますので、令和3年度に係る経費の精査、これを行うとともに、繰越しを見込んで計上した令和4年度分の執行予算、予算分、これを減額するということとしますので、1,972万2,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金です。

補正後の新型コロナウイルス感染症対策費の項の合計額は、3億6,683万5,000円となります。

21ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修参加中止と事業実績に伴う執行残によりまして、右記載の事業、合計189万5,000円を減額いたします。財源は、全て一般財源です。

21ページ、2目障害者自立支援費につきましては、障がい者福祉システム利用料の不用額と、施設介護給付費及び訓練給付費の実績に伴う執行残によりまして、右記載の事業合計2,117万8,000円を減額します。財源は、国・道支出金と一般財源であります。

3目福祉サービス事業費、福祉サービス事業費につきましては、送迎サービス委託料の事業実績に伴います執行残により、80万円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

23ページ、4目老人福祉費につきましては、事業完了や実績に伴う執行残、それから、介護保険特別会計の繰出金の調整などによりまして、右記載の事業合計1,723万1,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金、その他財源と一般財源です。

23ページ、5目国民年金事務費につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響による会議参加中止により、4万4,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金です。

補正後の社会福祉費の項合計額は、7億8,048万3,000円となります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費につきましては、事業実績に伴う執行残により、右記載の事業合計966万3,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金と一般財源であります。

24ページ、2目保育所費につきましては、清里保育所パート保育士分の人件費不用額と事業完了に伴う執行残により、右記載の事業、合計267万3,000円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

補正後の児童福祉費項の合計額は、1億315万2,000円となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修・会議参加中止や、事業完了に伴う執行残によりまして、右記載の事業合計364万7,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

25ページ、2目予防費につきましては、事業実績に伴う執行残でありまして、右記載の事業、合計1,149万8,000円を減額します。財源は国・道支出金、その他財源と一般財源です。

3目各種医療対策費、子育て支援事業費につきましては、事業の執行見込みにより481万

5,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金と一般財源です。

同目後期高齢者医療特別会計繰出事業費につきましては、後期高齢者特別会計執行見込みによりまして、一般会計繰出金の減として58万3,000円を減額いたします。財源は国・道支出金、それから一般財源です。

4目環境衛生費、農業集落排水事業特別会計繰出事業費につきましては、農集排会計の実績に伴う一般会計繰出金の減額分として265万8,000円を減額いたします。

5目保健福祉総合センター費につきましては、財源振替を行うものでございます。

補正後の保健衛生費の項合計額は、4億49万6,000円となります。

27ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃事業費、清掃センター管理運営事業費につきましては、事業完了に伴う執行残によりまして、38万8,000円を減額いたします。財源は、一般財源でございます。

補正後の清掃費項の合計額は、1億213万9,000円となります。

5款農業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修参加中止により、右記載の事業、合計142万6,000円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源でございます。

2目農業振興費、農業経営支援対策事業費につきましては、産地パワーアップ補助事業や畑作構造転換補助事業の事業実績による執行残と一部事業の未採択によりまして、合計2,271万6,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金です。

同目焼酎事業特別会計繰出事業費につきましては、焼酎売り払い収入に伴う一般会計繰出金の減少分として329万1,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

同目植物防疫対策事業費につきましては、事業実績に伴う予算残により90万2,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金です。

28ページ、4目農地開発事業費、小水力発電管理事業費につきましては、事業開始時に必要となる施設の修繕、それから備品の購入によります増額分、それから自動車リース開始年度の変更によります不用額発生、これによりまして、合計41万5,000円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

同目江南牧場、江南牧草地整備事業費につきましては、事業完了に伴う執行残により10万1,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

28ページ、5目道営整備事業費につきましては、事業実績に伴う執行残により、右記載の事業合計92万4,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金、その他財源と一般財源です。

補正後の農業費の項の合計額は、7億2,510万6,000円となります。

5款農業費、2項林業費、1目林業振興費、造林推進事業費につきましては、事業実績に伴う執行残により、123万2,000円を減額します。財源は、国・道支出金と一般財源です。

同目地域雇用対策事業費につきましては、事業実績に伴う執行残により53万1,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

同目森林組合出資事業費につきましては、網走地区森林組合への出資金の増額を行うもので、8万7,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

同目森林環境税事業費につきましては、現地測量による実施面積の減少に伴う不用額により155万7,000円を減額いたします。財源は、その他財源です。

29ページ、2目自然対策保護対策費、有害鳥獣捕獲・処理事業費につきましては、事業実績に伴う執行残によりまして75万5,000円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

補正後の林業費項の合計額は1,217万円となります。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費につきましては、事業実績に伴う執行残により、右記載の162万2,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

2目観光振興費、情報交流施設維持管理事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休館に伴う収入不足によりまして、100万円の追加計上とします。そのほか右記載の事業実績に伴います執行残により、合計48万2,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

31ページ、3目オートキャンプ場費につきましては、事業完了に伴う執行残により、右記載の事業合計203万7,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

4目江南パークゴルフ場、江南パークゴルフ場管理運営事業費につきましては、事業完了に伴う執行残で29万8,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の商工費の項合計額は、1億1,842万9,000円となります。

32ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費につきましては、除雪車の更新事業、さくら通り改良事業の完了に伴う執行残によりまして、右記載の事業、合計2,204万1,000円を減額いたします。補正財源は、国・道支出金と地方債、一般財源です。

2目道路新設改良費、道路新設改良事務事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による会議参加中止によりまして、51万6,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の道路橋梁費項の合計額は、4億1,651万2,000円となります。

32ページ、7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費につきましては、事業実績に伴う執行残により、右記載の事業合計211万2,000円を減額いたします。財源は国・道支出金、その他財源と一般財源です。

2目住宅建設費、公営住宅建設事業費につきましては、地域優良賃貸住宅建設工事の完了に伴います執行残によりまして、227万5,000円を減額いたします。補正財源は、国・道支出金、一般財源です。

補正後、住宅費項の合計額は、5,987万6,000円となります。

33ページ、8款消防費、1項消防費、1目消防費につきましては、職員人件費の不用額、それと事業実績に伴う執行残によりまして、右記載の事業合計1,710万3,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

消防費の補正後の項合計額は、2億722万2,000円となります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修・会議中止により、60万円を減額いたします。財源は、一般財源です。

2目教育諸費につきましては、事業実績に伴う執行残により、右記載の事業合計764万4,000円を減額いたします。財源は、国・道支出金、地方債、一般財源であります。

補正後の教育総務費の項合計額は、1億1,356万7,000円となります。

35ページ、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校事務費につきましては、国が全国学校に追加交付しますコロナ対策補助金を活用しまして、今後の学校活動に必要な備品を購入する費用として16万円を追加計上いたします。財源は、国・道支出金と一般財源です。

同目小学校施設管理事業費につきましては、事業完了に伴う執行残により、40万5,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の小学校費の項合計額は、2億2,076万9,000円となります。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、中学校教材等整備事業費につきましては、先ほど小学校費で説明いたしましたコロナ対策補助金、これを活用した備品購入費用として20万円を

追加計上いたします。財源は、国・道支出金と一般財源です。

補正後の中学校費の項合計額は、3,449万8,000円となります。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、外国人英語講師招へい事業費につきましては、事業実績に伴う執行残によりまして、73万3,000円を減額いたします。財源は、一般財源です。

2目生涯教育費につきましては、事業実績及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止、それから縮小に伴う執行残によりまして、右記載の事業の合計535万3,000円を減額します。財源は、国・道支出金と一般財源です。

36ページ、3目生涯学習総合センター費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止と、事業完了に伴う執行残により、右記載の事業合計1,040万円を減額いたします。

財源は、地方債、その他財源と一般財源です。

補正後の社会教育費の項合計額は、1億4,536万4,000円となります。

9款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による事業中止それから事業完了に伴う執行残によりまして、右記載の事業合計88万2,000円を減額します。財源は、一般財源です。

2目トレーニングセンター費につきましては、財源振替を行うものです。

3目町民プール費につきましては、事業実績に伴う執行残により30万円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

4目スキー場管理費につきましては、財源振替を行うものです。

補正後の社会体育費の項合計額は、1億3,570万2,000円となります。

38ページ、10款公債費、1項公債費、1目元金、地方債元金償還につきましては、令和2年度過疎債の借入先の変更によりまして、償還開始年度が変更になったことに伴いまして減額及び利率見直しの見込分としまして1,720万円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

2目利子、地方債利子につきましては、不用額30万円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の公債費の項の合計額は、7億8,676万1,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款町税につきましては、収入実績に基づき追加補正をいたします。

1項町民税につきましては、945万5,000円を追加計上し、補正後の予算を2億2,535万5,000円といたします。

2項固定資産税につきましては、627万9,000円を追加計上し、補正後の予算を1億9,327万9,000円といたします。

3項軽自動車税につきましては、125万9,000円を追加計上し、補正後の予算を1,467万9,000円といたします。

5項入湯税につきましては、30万円を追加計上しまして、補正後の予算を160万円といたします。

6ページ、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税につきましては、配分見込額の減としまして6万2,000円を減額し、補正後の予算を300万円といたします。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金につきましては、105万5,000円を追加計上し、補正後の予算を135万5,000円といたします。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金につきましては、900万円を追加計上し、補正後の予算を8,900万円といたします。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金につきましては、83万8,000円を追加計上し、補正後の予算を383万8,000円といたします。

10款地方交付税、1項地方交付税につきましては、2億190万3,000円を追加計上し、補正後の予算を26億9,783万1,000円といたします。

7ページ、12款分担金及び負担金です。1項分担金につきましては、農林水産業分担金の減といたしまして348万円減額し、補正後の予算を2,615万円といたします。

2項負担金につきましては、民生費負担金18万7,000円を追加計上しまして、補正後の予算を890万8,000円といたします。

13款使用料及び手数料です。

1項使用料につきましては、各使用料の実績見込みに伴いまして、57万6,000円を減額しまして、補正後の予算を1億3,841万6,000円といたします。

7ページ、2項手数料につきましては、総務手数料及び農林水産業手数料実績見込みに伴いまして、4万3,000円を減額し、補正後の予算を198万6,000円といたします。

14款国庫支出金です。

1項国庫負担金につきましては、各種給付費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の減額に伴いまして、2,157万円を減額し、補正後の予算を1億2,366万8,000円といたします。

8ページ、2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金の減額に伴いまして、1,154万2,000円を減額いたします。補正後の予算を2億2,937万2,000円といたします。

9ページ、3項国庫委託金につきましては、1万4,000円を追加計上しまして、補正後の予算を525万4,000円といたします。

4項国庫交付金につきましては、総務費国庫交付金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の清里町交付限度額9,248万7,000円を追加計上いたします。国庫交付金全体で7,655万円を追加計上し、補正後の予算を2億5,792万4,000円といたします。

10ページ、15款道支出金です。

1項道負担金につきましては、各種給付費負担金の減少に伴いまして、1,002万円を減額し、補正後の予算を7,350万2,000円といたします。

11ページ、2項道補助金につきましては、農林水産業費道補助金、畑作構造転換事業補助金の減少に伴いまして、2,732万8,000円を減額し、補正後の予算を1億9,914万6,000円といたします。

3項道委託金につきましては、99万4,000円を減額しまして、補正後の予算を1,970万8,000円といたします。

4項道交付金につきましては、子ども・子育て支援金や地域づくり総合交付金の増といたしまして、224万5,000円を追加計上しまして、補正後の予算を9,341万7,000円といたします。

13ページ、16款財産収入です。

1項財産運用収入につきましては、7万円を追加計上しまして、補正後の予算を142万7,000

円といたします。

2項財産売払収入につきましては、立木売払収入686万8,000円を追加計上しまして、補正後の予算を1,278万2,000円といたします。

17款繰入金です。

1項基金繰入金につきましては、各基金繰入金合計で2億5,063万6,000円を減額しまして、補正後の予算を3億3,332万2,000円といたします。

19款諸収入です。

1項延滞加算金及び過料につきましては、延滞金2万6,000円を追加計上し、補正後の予算を3万6,000円といたします。

14ページ、3項雑入につきましては、介護老人保健施設介護報酬の収入、それから、各種検診徴収金の減額に伴いまして、336万1,000円を減額し、補正後の予算を4億8,212万2,000円といたします。

20款町債です。

1項町債につきましては、土木債、教育債の減額に伴いまして、2,090万円を減額し、補正後の予算を6億6,001万9,000円といたします。

21款寄附金です。

1項寄附金につきましては、総務費寄附金48万円を追加計上しまして、補正後の予算を2,058万円といたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第10号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第11号

○議長（田中誠君）

日程第16、議案第11号、令和3年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

ただいま上程されました議案第11号、令和3年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を説明します。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,234万4,000円を減額し、予算の総額を4億7,131万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明により説明いたします。

歳出から説明いたしますので、薄茶色の表紙、介護保険特別会計歳入歳出予算事項別明細書の42ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容は、歳出にあっては総務費におけるシステム改修完了に伴う減額、各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減、財政調整交付金返納金の確定による増額、歳入にあっては、介護保険料及び保険給付費等のルールで算出する国庫支出金、道支出金、支払基金交付金、繰入金等の財源調整を行うものです。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2万2,000円の減は、システム改修完了によるものです。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費5,000円の増は、介護認定審査会負担金実績見込みによるものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,000万円の減は、居宅サービス給付費の実績見込みによるものです。

43ページを御覧ください。

2目地域密着型介護サービス給付費1,247万8,000円の減額、3款1項、介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業15万円の増額は、実績見込みによるものです。

44ページ、お開きください。

44ページから46ページ中段までの3款地域支援事業費につきましては、国・道の交付金変更申請により額が確定しましたので、財源振替を行うもので、予算の増減はございません。

46ページ、御覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金1,000円の増額は、財政調整交付金の過年度分確定により返納金を増額するものです。

歳入につきましては総括で御説明しましたので、39ページにお戻りください。

1款介護保険料が一般財源で、3款国庫支出金から7款繰入金までが全て特定財源で、歳出補正額の財源内訳のとおりでございます。

なお、この後、介護給付費や国庫支出金などの確定に伴う一般会計からの繰入れなどの増減が生じた場合につきましては、必要に応じ3月31日付で専決処分を行ってまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第11号、令和3年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

●日程第17 議案第12号

○議長（田中誠君）

日程第17、議案第12号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました議案第12号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、予算の総額を7億7,206万8,000円とするものです。

第1条第2項につきましては、別冊の事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

今回の補正の理由は、保健事業の実績精査及び国民健康保険税の収入状況を鑑み、国民健康保険事業基金からの繰入れを行う補正でございます。

それでは、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の黄色い中表紙を進んだ49ページを御覧ください。

歳出より御説明いたします。

3款国民健康事業費納付金、1項医療給付費分、1目医療給付費分につきましては、一般財源である国民健康保険税の減額について、その他国民健康保険事業基金を財源とした振替でございます。

次に、6款保健事業費、1項特定健康診査等事業、1目特定健康診査等事業につきましては、各保健事業の実績精査により163万1,000円を減額するものです。

次の段に進みまして、2項保健事業費、1目疾病予防費につきましては、予防接種事業負担金として114万5,000円を増額計上するものでございます。

歳入につきましては、総括表で説明いたしますので、47ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税について、500万円の減額を行います。

3款特定財源であります道支出金につきましては、保健事業に係る特別交付金の実績に伴う減額見合い分として48万6,000円を減額いたします。

5款国民健康保険事業基金につきましては、その他特定財源であり500万円を増額いたします。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第12号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第18 議案第13号

○議長（田中誠君）

日程第18、議案第13号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました議案第13号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ57万1,000円を減額し、予算

の総額を7,670万6,000円とするものです。

第1条第2項につきましては、別冊の事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

今回の補正は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の精査及び保険料還付金に係る補正でございます。

それでは、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の緑色の中表紙を進んだ52ページを御覧ください。

歳出より御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、所定の負担金の拠出精査による58万3,000円の減額でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、過年度還付金を1万2,000円増額いたします。

歳入につきましては、総括表で説明をいたしますので、51ページへお戻りください。

3款繰入金、一般会計繰入金につきましては、その他繰入金としまして、それぞれ負担金相当の一般会計繰入金につきましては、58万3,000円を減額いたします。

5款諸収入につきましては、その他保険料還付金として広域連合からの収入を見込み1万2,000円の増額といたします。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第13号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第19 議案第14号

○議長（田中誠君）

日程第19、議案第14号、令和3年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第14号、令和3年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ234万6,000円を減額し、予算の総額を7,318万5,000円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の簡易水道事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。

今回の補正は、歳出の公課費や委託料、工事請負費の確定による不用額の減額及び歳入財源の調整措置を行うものでございます。

議案を1枚めくり、右側の第2表、地方債補正を御覧ください。

起債対象事業であります公営企業会計適用債の額が確定したため、限度額を430万円から360万円に変更するものでございます。

それでは、令和3年度補正予算に関する説明書の55ページをお開きください。

歳出より御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、172万7,000円の減額につきましては、8節旅費、12節委託料の執行残と、18節負担金補助及び交付金、26節公課費の消費税額確定に伴う減額となっております。

2款施設費、1項施設整備費、1目施設整備費、61万9,000円の減額につきましては、12節委託料及び14節工事請負費の執行残を減額するものでございます。

歳入につきましては、総括表で御説明いたしますので、53ページを御覧ください。

上段の歳入を御覧ください。

特定財源であります3款繰入金164万6,000円の減額は、簡易水道施設整備基金からの繰入れを減額し、6款町債70万円の減額は、公営企業会計適用債を減額するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第14号、令和3年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

●日程第20 議案第15号

○議長（田中誠君）

日程第20、議案第15号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第15号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ314万3,000円を減額し、予算の総額を2億2,953万5,000円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の農業集落排水事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。

今回の補正は、歳出において、共済費、旅費、委託料、工事請負費の確定による不用額の減額及びそれに伴う歳入財源の調整を行うものでございます。

議案を1枚めくり、右側の第2表、地方債補正を御覧ください。

農業集落排水事業債の限度額を6,153万円から6,140万円に変更し、公営企業会計適用債の限度額を430万円から390万円に変更するものでございます。

それでは、令和3年度補正予算に関する説明書の60ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費、一般職共済組合負担金を10万円減額し、2目施設管理費、12節委託料、農業集落排水管理センター管理業務委託料につきましては、事業費確定に伴う執行残を18万5,000円減額いたします。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、285万8,000円の減額は、8節旅費を35万円減額し、12節委託料69万8,000円を減額いたします。

14節工事請負費は、入札の執行残として、町単独工事請負費及び機能強化事業で実施しております処理施設改修工事請負費を合わせて181万円減額いたします。

3款公債費、1項公債費、2目利子については、財源振替を行うもので、特定財源その他を125万円減額し、一般財源を同額、振り替えるものでございます。

歳入につきましては、総括表で御説明いたしますので、57ページにお戻りください。

上段の歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金につきましては、公共ます新設に係る農業集落排水施設分担金を12万5,000円増額し、3款道支出金につきましては、機能強化事業が交付金事業から補助事業に移行したことにより、交付金を6,260万2,000円減額し、補助金を6,252万2,000円増額計上し、

道支出金全体では8万円を減額いたします。

4款繰入金265万8,000円の減額につきましては、今回の補正に伴う一般会計からの繰入金を減額し、7款町債53万円の減額につきましては、農業集落排水事業債及び公営企業会計適用債の減額であり、全て特定財源でございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第15号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第21 議案第16号

○議長（田中誠君）

日程第21、議案第16号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

○焼酎醸造所長（永野宏君）

ただいま上程されました議案第16号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由について御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ196万4,000円を減額し、予算の総額を1億172万円にするものであり、決算見込みによります歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

第2項につきましては、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の焼酎事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたしますので、65ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の減額でありますけれども、会計年度任用職員

給与費が20万3,000円の減額、職員手当等が28万6,000円の減額、共済費が19万円の減額、旅費につきましては42万5,000円の減額、需用費、消耗品費で37万6,000円の減額、委託料、ホームページサイト維持管理委託料で10万6,000円の減額、使用料及び賃借料で10万円の減額、負担金補助及び交付金で106万3,000円の減額、公債費につきましては、消費税で90万円、酒税で30万円の計120万円の増額、合わせて154万9,000円を減額補正するものでございます。特定財源のその他180万2,000円の減額は、一般会計繰入金でございます。

次のページ、66ページをお開き願います。

2款製造費、1項製造管理費、1目醸造費の減額につきましては、会計年度任用職員時間外勤務手当で11万5,000円の減額、共済費で30万円を減額し、合わせて41万5,000円を減額補正するものでございます。特定財源その他148万9,000円の減額は、一般会計繰入金でございます。

次に、歳入について、総括表にて御説明いたしますので、63ページを御覧願います。

1款財産収入で132万7,000円の追加、2款繰入金につきましては、特定財源の一般会計繰入金329万1,000円の減額、合わせて196万4,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第16号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第22 議案第4号 ～ 日程第33 議案第24号

○議長（田中誠君）

ここで議事の都合上、日程第22、議案第4号、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例から日程第33、議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算まで、都合12件を一括議題とします。

ここで、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分
再開 午後 1時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

●日程第34 町政執行方針 ～ 日程第35 教育行政執行方針

○議長（田中誠君）

日程第34、令和4年度町政執行方針並びに日程第35、令和4年度清里町教育行政執行方針について一括して説明を求めます。

最初に、令和4年度町政執行方針について説明を求めます。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、町政執行方針を表明させていただきます。

令和4年第1回清里町議会定例会の開会に当たり、行政執行に対する私の基本的な考え方と施策の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和4年度は私の3期目の最終年度であり、公約の実現に向けた総仕上げの年となります。3期目に掲げた「みんなで創る、明日のきよさと」、幸せが実感できるまちづくりのスローガンの下、住民参加と協働・共生・協創のまちづくりを基本に、農林商工業の振興、生活・社会基盤の整備、子育て環境の充実、豊かな学習活動の推進、健康づくりなど、清里町の将来につながる施策の推進に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、一昨年発生した新型コロナウイルス感染症は世界中に広がり、生活や経済を停滞させ、人や社会の価値観までも変える甚大な影響をもたらしております。

国内においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、飲食、観光、宿泊業を中心に経済的な大きな影響を受けております。

こうした状況を踏まえ、本町においては、感染拡大防止はもとより雇用や経済を守るために、国や北海道の支援に加え、町独自の様々な対策を持続的に講じてまいりました。

また、3回目のワクチン接種は、医療従事者をはじめとする関係者の御尽力の下、順次進められているところであり、感染拡大の防止や重症化リスクの軽減が図られるものと切望するところであります。

昨年2月26日、町職員が自らの命を絶つという痛ましく悲しい事案が発生し、1年が経過をいたしました。改めて心より哀悼の誠を捧げ、安らかなる御冥福をお祈り申し上げます。

あわせて、町民の皆様には御心配、御迷惑をおかけし、かつ長年にわたり築き上げてきた信頼関係を失墜させる結果を招いたことに、心からおわびを申し上げます。

原因調査及び議会特別委員会での調査検証結果においては、常態的なパワーハラスメントによる職務上の違法行為、安全配慮義務違反、過酷な労働環境であり、町の法的責任を認めざるを得ないとし、特別職の責任は極めて重いとするものであります。

つきましては、この調査結果を厳粛に受け止め、御遺族様に対し誠心誠意対応させていただく所存であります。

そして、こうしたことがもう二度と起きない、起こさないために、安心して働くことのできる

明るく風通しのよい職場環境づくりと町民の皆さんに頼られる町役場としての信頼を回復するため、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、清里町は、昨年度、今後10年間のまちづくりの指針となる第6次清里町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をスタートいたしました。まちづくりの将来像に掲げた「うるおいと温もりで未来を創るまち きよさと」を実現するために必要な施策の推進に全力を傾注するとともに、2.5人に1人が高齢者となる20年後も安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた未来のまちづくり構想の準備を進めていかなければなりません。

そして、この1年は、私が初当選以来一貫して進めてまいりました「この町に住んでいてよかったと実感することのできるまちづくり」の総仕上げの年として、私に与えられた使命と責任を遂行するため全力で町政運営に取り組んでまいります。

令和4年度は第6次清里町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目となります。計画に掲げられた施策課題については、事業ごとに行政評価による検証を行いながら、住民の生活に直結する施策から着実に推進してまいります。

加えて、令和4年度は、これらの計画をより実効性のあるものとして具体化していくための構想としてグランドデザイン、2040まちづくり構想につきましても策定することといたしております。

なお、本構想は、今後迎えるさらなる少子高齢化と人口減少による町機能の低下などの諸条件の変化に鑑み、総合計画の目標年とする令和12年度からさらに10年先の2040年を一つの到達点として町民の皆さんが安心していつまでも暮らし続けることのできる望ましい生活機能や、日常的に人が集える施設の配置、コンパクトな町機能と活用しやすい地域公共交通、地域拠点の在り方などを基本とした持続可能な未来のまちづくりを目指した構想として策定推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、発生から3年目を迎え、感染症拡大防止や経済対策、そして新しい生活スタイルなどにおいても向き合い方や視点が変化してきておりますので、行政運営におきましてはウイズコロナを前提に感染予防を図りつつ、経済活動、社会活動を持続していける環境づくり、啓蒙活動に努め、活動の停滞を最小化しつつ、今後はアフターコロナを目指す活性化支援策として推進してまいります。

次に、重点施策の展開についてであります。

未来のまちづくりに向けたそれぞれの施策・事業の推進においては、住民一人一人が未来に対しどのような展望を抱き、どのように暮らしを実現していきたいかという声に耳を傾け施策に反映させていくことがより重要となっておりますので、町民の皆さんの現在の暮らしをしっかりと担保しながら次の施策を重点施策として位置づけ、実施に向けて所要の準備を進めてまいります。

一つ、2040まちづくり構想の策定と住民参加と協働、一つ、地域社会と自治体の一体的なデジタル化の推進（スマートシティ構想）、一つ、ゼロカーボンの推進に向けた構想の構築、一つ、地域公共交通体系の構築に向けた実証的な調査検証、一つ、高齢者福祉体系と機能の検証、一つ、中長期財政計画の策定、一つ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化・機能の見直しなどの検証、一つ、地域循環型経済の構築に向けたまち機能の充実であります。

それでは、令和4年度に取り組む新たな事業や見直しを行った事業を中心とした主要な施策について、第6次清里町総合計画の基本目標に沿って御説明いたします。

1つ目は、「地域の産業で活力と活気を生み出すまち」であります。

農業振興につきましては、町内でも発生が確認されているジャガイモシロシストセンチュウに

つきましては、発生圃場及び発生区域における蔓延防止対策を継続するとともに、早期の防除完了を目指すため、農業関係機関連携の下、抵抗性品種の開発や新たな対抗作物の導入を含めた防除技術体系の開発普及を国や北海道に対し強く要請してまいります。

また、馬鈴しょなどの基幹3作物に係る栽培技術や抵抗性品種の導入などにつきましては、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業を活用してまいります。

国営施設機能保全事業の宇遠別川地区は、既存の排水施設の老朽化による機能強化事業を継続実施しておりますが、令和4年度につきましては2線6号から8号付近の切替え排水路の整備を実施してまいります。

緑ダムでの小水力発電事業として整備を進めておりました道営緑地区地域用水環境整備事業は、試験運転が終了するこの6月から発電事業が開始されますので、1市3町（網走市・斜里町・小清水町・大空町）からの事務委任の下、本町において特別会計により運営管理を行ってまいります。

長年にわたり町営により家畜の放牧管理を行ってきた江南牧場ではありますが、近年の放牧頭数の減少と管理体制の見直しなどについて利用団体との慎重な協議の末、令和3年度をもって閉牧することといたしました。

今後の活用につきましては、町有林としての森林再生事業を実施するほか、土地利用が可能な草地については景勝地としての価値を生かし、観光事業の活用を十分に協議検討してまいります。

畜産振興につきましては、酪農家の労働環境改善と労働力補完を目的として、新たに酪農ヘルパー組合に対し農協との連携の下、運営事業費の補助を行ってまいります。

また、家畜のワクチン接種事業に対しましても、乳用牛と肉用牛の主要疫病・防疫対策としてワクチンに対する助成事業を実施してまいります。

林業振興につきましては、炭素吸収や水源涵養機能などの多面的機能を有する森林を適切に整備するため、森林経営計画に基づき、民有林に対する新植や下刈り、除間伐などの支援事業を継続実施してまいります。

また、町有林につきましては、伐期を迎えてる林齢の山林が多く、より専門的な管理の必要性があるため、令和4年度より網走地区森林組合へ管理指導を委託し、植栽、保育、伐採などの持続可能な森林管理を町有林管理計画や森林経営計画に基づき進めてまいります。

札幌ベニヤ株式会社の本社機能は移転となりましたが、伐採や製材を行う事業部は継続運営されておりますので、林業労働者の雇用確保と森林作業員の就労対策支援、製材等流通経費への事業補助を引き続き実施してまいります。

なお、製材等流通経費事業は、実施期間が令和4年度で最終年を迎えますので、次年度以降の事業の在り方について令和4年度中に検討してまいります。

商工業振興につきましては、既存商店の閉店により、まち機能が失われつつある現状に鑑み、これまでの起業・新事業創出支援事業を地域貢献型スタートビジネス支援事業として大幅に見直しを行い、住民の日常的な生活の維持、向上に寄与することを主体とした事業に改正し、まち機能の維持と充実に向けた施策展開を行ってまいります。

地元商店街の利用促進を目的としたポイントカードシステム「きよポン」の普及促進と消費者へのサービス向上を目指し、プレミアム商品券発行事業とポイントチャージ還元事業を統合した新たな事業展開を行うとともに、魅力的な情報発信と電子マネーチャージ機器設置場所の増設を行うなど、日常的な利用の促進を図ってまいります。

また、高齢者によるきよポンの加入促進と利活用が課題となっておりますので、商工会が中心

となり推進しております各種還元事業の効果的な利活用などをサポートしてまいります。

商工業の拠点施設であるコミットにつきましては、令和3年度より長寿命化に向けた改修整備を進めてきたところでありますが、建物主体に係る改修は令和4年度でその整備を完了させ、機械設備などについては引き続き保守管理の下に計画的に更新整備を行ってまいります。

観光振興につきましては、令和3年度中に策定を予定した観光振興計画であります。新型コロナウイルス感染症の影響も含め、策定委員会の開催が予定どおりに行えず十分な検証や議論が行えなかったことから、令和4年中の策定に変更させていただいております。

なお、計画については、コロナの影響により旅行スタイルが変化しつつある中で、清里町に訪れる観光客ニーズの把握と観光景勝地における環境・生態系への影響調査を東京農業大学との連携により策定することといたしており、本調査結果を基に今後の観光振興施策や景勝地の整備の方向性を見いだしてまいります。

清里オートキャンプ場、江南パークゴルフ場につきましては、裏摩周展望台や神の子池をはじめとする町内観光施設との一体的な管理運営を民間事業者へアウトソーシングを行い、新たな客層の誘引や集客イベントの実施など、より発展的な施設運営が行われるよう推進してまいります。

焼酎醸造事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により販売額が大きく落ち込み、回復に向けてはいまだ不透明な状況下にはありますが、経営の健全・安定化を推進するため、複式簿記を用いた経営収支や間接的効果として経済波及効果算定業務を実施し、事業の見える化と情報の共有化に努めているところであります。

また、令和3年度より持続可能な焼酎醸造事業の検討を進めており、今後に向けては適切な改善が図られる具体策の実行により経営改善に取り組んでまいります。

2つ目は、「未来を切り拓く力を育む生涯学習推進のまち」であります。

認定こども園につきましては、コロナ禍において基本構想の策定に時間を要しており、基本設計につきましては令和4年度の補正予算により提案させていただきたいと考えております。

学校教育につきましては、3年目・改修最終年度となる清里小学校大規模改修事業を継続実施するとともに、GIGAスクール構想で導入したタブレット端末の利活用につきましては、ICT知識の習得が求められておりますので、引き続きデジタル技術支援員による教職員へのスキルアップ研修によりデジタル教科書授業への円滑な移行に努めてまいります。

また、令和4年度より小中一貫教育を試験的に取り組む義務教育9年間の一貫性を確保したより充実した教育活動を目指してまいります。

道立清里高等学校への存続に対する総合支援事業につきましては、初期の目的をおおむね達成できたことから、その事業内容を見直し、高校における教育活動に重点を置いた支援としてまいります。

社会教育につきましては、町民の学習活動が地域づくりに大きく貢献することを念頭に置いて、各種事業の実施や関係団体の支援に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応したICT機器の活用による学びの支援にも取り組んでまいります。

国際理解教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の広がりが収まらないことから、高校生海外派遣研修事業については令和4年度の早い段階で実施の可否を判断してまいります。

外国人英語指導助手につきましては、コロナの影響により令和3年度に予定しておりましたニュージーランドからの講師招へいができなくなり、令和4年度においても難しいことから、引き続き国内在住の2名を幼稚園、保育所、小・中・高校に派遣し、英語教育及び国際理解教育の推

進に努めてまいります。

芸術・文化活動につきましては、青少年芸術劇場やプラネットステージ公演などにより幅広く町民の皆さんに芸術鑑賞機会を提供してまいります。また、コロナ禍の影響により活動が縮小傾向にある各種団体の支援や町民文化祭の見直しなどを関係する団体と協議する中、これらの活動を通じたコミュニティづくりを推進してまいります。

社会教育施設につきましては、老朽化の著しい設備や安全性の担保を優先した改修を行い、快適で安全な学習環境の整備に努めてまいります。

3つ目は、「地域や人とのつながりを感じながら住み続けられるまち」であります。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンにつきましては、近隣市町村などと連携を図り、きよさとクリニックや関係者の御協力を得ながら2回目までの接種は昨年9月までに終了しております。

また、この1月からは3回目の接種が始まり順調に進捗をしておりますので、5月中には終了する予定としております。

なお、小児のワクチン接種につきましては、具体的な指示・説明の後に取扱いを関係方面とも協議していきたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、社会福祉協議会や清里福祉会など関係各所と緊密な協力体系を取りながら、小さな町であることの利点を生かした人とのつながりを感じられる各種施策を実施するとともに、地域包括支援センターを中心とした組織体制と関係機関との連携や役割体系などについて専門的な意見を聞く中、検証・検討を行ってまいります。

高齢者の独居世帯やコロナ禍で閉じ籠もりがちになり在宅で過ごされている高齢者や障害者宅を訪問し、会話に重点を置き、ニーズを聞き取りする訪問サービス事業を継続実施してまいります。

また、自らではお金の管理が難しくなってくるなど日常生活に不便を抱える方々の権利擁護支援を行うため、成年後見制度事業運営協議会を立ち上げ成年後見制度を進めるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と一体となって利用促進に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターを基幹組織とし、障がい福祉事業、児童福祉事業、母子保健事業、出産・子育て事業の全てに関連し、相談支援を一元化する機能として令和3年度に開所しておりますので、保健師による発育相談、保育士による子育て相談、社会福祉士による障がい者就労、各学校との連携、調整、相談など、子供一人一人に即した支援・相談ができる体制づくりを今まで以上に強化推進してまいります。

また、子育てを地域で相互援助するファミリーサポート事業につきましては、より利用しやすいものとするため、提供者及び利用者に対する支援の拡充などにより支援体制の強化を図ってまいります。

4つ目は、「快適で安全な環境が整ったまち」であります。

土地利用につきましては、持続的な未来に向けたまちづくり構想であります。2040まちづくり構想の具現化とともに、清里町人口ビジョンの推計による、2040年人口2,818人を見据えたコンパクトなまちづくりと土地利用を前提とした市街地形成の在り方を検討検証してまいります。

清里市街地、札弦市街地、緑市街地、それぞれの拠点地域としての方向性、公共施設を中心とする建物の配置、空き地の活用などとともに、本町が持つ豊かな自然環境、景観や森林の保全、野生生物との共生、エネルギーの循環構造、農業の発展と快適な住環境づくりが調和する土地利用について推進してまいります。

2040まちづくり構想の具現化に向けた令和4年度の推進事業費につきましては、3月末に素案が完成した後、補正予算にて提案をさせていただきたいと考えております。

住民の生活と地域経済活動の基盤となります道路整備につきましては、優先度を考慮し計画的に整備を進めており、引き続き必要とされる路線の調査やオーバーレイの維持補修・道路敷地内の支障木の整理を行ってまいります。

高齢者をはじめ妊産婦、買い物弱者の通院される方などへの地域公共交通体系の重要性が増しており、利便性と持続可能な地域公共交通体系の確立、必要な支援の実施が急務となっております。

令和4年度は、オホーツク総合振興局が主体となり複数市町村を通過する幹線交通を中心とした広域計画を市町村とともに策定する運びとなっておりますので、本町においては、その計画の策定を受け、速やかに地域公共交通計画の策定に取りかけられるよう令和5年度の策定に向けた準備を進めてまいりますので、令和4年度は総務省のアドバイザー制度を活用し、本町の交通実態に即した施策の実現に向けた調査検証を行ってまいります。

また、令和2年度から行ってきたハイヤー利用助成事業の大幅な見直しを行い、遠隔地への支援額の拡充、運転免許の有無の撤廃、支援対象年齢の70歳までの引下げ、障がい者への支援拡充、妊産婦を新たに対象とするなど対象枠を拡充するとともに利用券を紙からきよポンカードに切り替え、利便性の向上と利用データの収集を行い、今後の公共交通体系の構築に向けた実証的な取り組みに生かしてまいります。

情報通信技術につきましては、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を埋めることで世界とつながるデジタル田園都市国家構想が国により立ち上げられました。

人口減少、高齢化の進展、災害多発などの社会課題を見据え、国家を挙げての取り組みが始まっており、新技術や各種のデータを活用したデジタル化の取組は従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供などを可能とし、各種の社会課題、地域課題を解決する可能性を有しております。

本町におきましても、さらなる労働人口の減少、独り暮らしの世帯の増加、交通の確保など幾多の課題が待ち受けておりますので、持続可能な未来のまちづくりに向けて民間事業者と協議をしながら地域全体のデジタル化を図るスマートシティ構想の構築を進めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、清里町住生活基本計画、清里町公営住宅等長寿命化計画の見直し策定が昨年行われておりますので、所定の計画に併せ、既存住宅の修繕、長寿命化対策を講じてまいります。令和4年度につきましては各団地の維持管理を進めるとともに、上斜里団地の外壁、断熱等改修工事に係る実施設計を行い、次年度以降の施工に備えてまいります。

清掃センターにつきましては、既に長寿命化計画を基に改修整備を行い、長期にわたる稼働を見込んでおりますので、一昨年より協議を行ってきておりました斜網地区1市5町によるごみ処理広域化の取り組みにつきましては、現状は参加を見送り、施設の稼働寿命を見据えた中で進めてまいります。

簡易水道事業、農業集落排水事業につきましては、令和6年度から導入する地方公営企業法による公営企業会計への移行準備を進めるとともに、安定的な事業運営に努めてまいります。

5つ目は、「きれいな風景に包まれて安心して生活できるまち」であります。

防災対策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により昨年、一昨年と中止した町民参加型の総合防災訓練を感染症発生時における対応策も含め関係機関と連携の下に実施し、地域

防災計画と強靱化計画に基づく防災体制の構築と防災活動の強化に努めてまいります。

なお、有事の際に必要な備品や備蓄などは数量・消費期限を確認し、今、どこに、どれだけの備えがあるか、町民皆様に周知し、不安を払拭するよう努めてまいります。

また、災害時の情報伝達手段として使用している一斉情報配信システムについては、より多くの町民に情報伝達できるように手法の見直しを図ってまいります。特に高齢者などに対しては電話やファクスによる配信を可能とする伝達手法により登録者の増加に努めてまいります。

消防・救急業務につきましては、複雑多様化する災害や事故、高度化している救急業務への対応力向上を図るために高規格救急自動車の更新に併せ、高度救急・救命・救助用資機材などの導入整備を進めるとともに、消防力強化に向けた消防車両についても計画的な更新整備を行い、消防団との連携強化を図るなか、地域の安心、安全の確保に努めてまいります。

加えて、救急・消防・災害活動の拠点施設となります消防庁舎につきましては、老朽化と資機材の高度化・デジタル化に伴い改築整備が求められておりますので、公共施設等総合管理計画において検証・整理の上に、消防庁舎整備基本構想の策定準備を進めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、令和3年4月、日本の2030年度のCO₂削減目標が26%から46%へ大幅に引き上げられるとともに、同年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を契機に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域に根ざした再生可能エネルギーの最大限の導入が推し進められることとなりました。

脱炭素ロードマップにおいては、自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられるとともに、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時における地域レジリエンス向上と平常時の脱炭素に向けた施策の実行が可能となってまいりますので、本町においては平成24年度に再生可能エネルギー導入可能性調査を、令和3年7月に清里町地球温暖化防止実行計画、いわゆる公共施設などを主体とする事務事業編を策定しておりますが、地域全体での温室効果ガスの排出規制等を推進するための総合的な計画に関しては未着手でございます。

つきましては、2040まちづくり構想の推進とともに、本町の地域特性に応じた効果的・効率的なエネルギーの循環構造を見だし、防災対策等を含む地域課題の解決とエネルギーコストの削減等による作業の生産性向上や効率化、住民の暮らしの質の向上を目的に、脱炭素に向かう取り組みに向けて民間事業者との連携により、ゼロカーボン構想の構築を進めてまいります。

加盟して6年目を迎える日本で最も美しい村につきましては、本会の活動理念に基づき、本町の地域資源である景観、環境の保全を図るため、引き続き本連合による運動理念の啓蒙活動や環境保全の取り組みなどを町民皆さんとの協働により美しい村づくりを推進してまいります。

6つ目は、「みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組むまち」であります。

協働・共生・協創のまちづくりの理念は、我が町の誇りであり、その礎となる自治会活動や各種団体の主体的活動は本町のまちづくりの根幹であります。

つきましては、地域活動推進事業を通じて自治会などの行う主体的・自律的な活動や提案型の地域おこし・まちづくり事業に対する支援を継続してまいります。

また、令和4年度より始動する2040まちづくり構想、スマートシティ構想、ゼロカーボン構想の具現化に向けては、住民対話と住民協働が基盤となりますので、行政からの積極的な住民対話機会の創出とこれら施策の実現に向けた住民の積極的なまちづくりへの参加意識の醸成を、本施策の実現を通して推進してまいります。

移住・定住事業につきましては、空き家、空き地情報に対する需要が高まりつつある現状と将来の空き家のニーズ把握を目的として、令和4年度より物件所有者へのアンケート調査を実施す

るとともに、空き家の掘り起こしや空き家バンクへの登録を促し、空き家の有効活用や所有者不明の空き家の解消につなげてまいります。

町政に対する町民の理解と信頼を深めるためには、情報の発信と情報共有は大変重要な要素であります。デジタルが主体となりつつある社会にあっても紙媒体の視認性の高さは特に高齢者にとっては大変有効な伝達手段となっております。これまで以上に見やすくクオリティーの高い紙面の製作とともに内容の充実を図ることを目途に、令和4年度より広報編集作業を民間事業者へアウトソーシングを行ってまいります。

職員が自ら命を絶つ痛ましい事案から1年が過ぎ、この間、町民の皆さんには役場に対する不信・不安、そして私に対する種々のお叱りの言葉を頂きました。風通しのよい職場づくりに向け、職員との対話を大切にし、いま一度、公務員としての原理原則である倫理規定、社会規範を再認識するとともに、公益通報、不当要求、働きかけ行為など町民の責務にも言及した清里町コンプライアンス条例及び清里町職員の法令・服務規律遵守のための行動指針を策定してまいります。

また、働きやすい職場環境をつくるための事務改善委員会、安心・安全に働く場をつくるための安全衛生委員会を定期的を開催するとともに、職員の心の健康を守るため、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行い、カウンセリングと併せ、職員のメンタルヘルス対策を確実に図ってまいります。

現在、実施設計中であります役場庁舎の冷房設備工事につきましては、補正予算により提案をさせていただきたいと考えております。

国によるデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示されたことに端を発し、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進が加速してきており、自治体情報のシステムの標準化と共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、テレワークの推進などが求められておりますので、本町においても遅れることなく積極的に取り組んでまいります。

各公共施設の管理につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化に向けた改修や更新などを計画的に実施するとともに、使徒がない建物の方向性を検証し、老朽化が進み利用が見込めない建物などについては売払いや解体・撤去に向けた準備を進めてまいります。

また、本町の指定管理制度の在り方や指定管理料の精査検証を行うとともに、指定管理施設や業務委託により管理運営が行われている公共施設の委託事業を中心に業務の履行確認、法令や労働環境の遵守、会計処理の適正化や行政サービスの適正な管理運営体制の指導強化を図るとともに、将来に向けた発展的なサービスの在り方について調査検証を行ってまいります。

生産年齢人口の減少による税収や地方交付税等の減少が今後の懸念材料である一方、高齢社会での社会保障関連経費の増加、公共施設老朽化に伴う大規模改修や更新、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の確立、異常気象などの影響による自然災害の激甚化に備えていく必要があります。

持続可能な行政運営を図るためにも、健全な財政運営と強固な財政基盤の確立が必要不可欠であることから、今後20年の中長期財政収支を推計した中長期財政計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、網走市、大空町、清里町、小清水町、斜里町の1市4町による定住自立圏構想の形成に向けた準備が整いましたので、本議会において網走市との形成協定の締結に関する議決を頂いた後、令和4年度から1市4町における産業、医療、福祉、教育、環境などのあらゆる分野での連携役割を具体化していくための定住自立圏共生ビジョンの策定作業を行ってまいります。

次に、令和4年度の予算編成の概要について申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たっては、第6次清里町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実行を基本とし、計画に掲げられた課題解決に向けた施策の実行にあっては、全事業の行政評価と検証により新規、拡充、アウトソーシング、休止廃止、統合、縮小などの政策見直しを行った中、予算編成を行っております。

令和4年度の町全体予算は、前年比101.8%、1億2,280万9,000円増加の90億7,463万3,000円とした予算編成を行っております。

一般会計当初予算につきましては、前年比103.0%、1億5,500万円の増加の53億8,800万円としております。

財源の確保につきましては、国の地方財政計画を勘案し、地方交付税の増加や臨時財政対策債の減少を見込んだほか、令和3年度中に追加交付のあった地方交付税や新型コロナ関連交付金などの保留財源分を実質的に令和4年度に活用する形で編成を行うなど、歳入財源の確保を図っております。

歳出予算につきましては、ケアハウスなどの過疎債償還開始や過去予算の執行不用額に基づく各事業予算規模の精査、コロナ禍における会議旅費や事業規模の精査、一部委託業務の精査、中規模以上の修繕工事については、公共施設等総合管理計画の中間見直しを前提に緊急性のある修繕を優先した歳出編成としております。

また、介護保険事業特別会計をはじめとする各特別会計につきましても、一般会計同様に確実な歳入の確保と健全財政の堅持の下に財政見通しを立て、安定的な運営を図ることとしておりますが、適切な会計運営の観点から法令等の繰り出し基準に基づくものや財源更正上妥当なものについては一般会計からの繰り出し措置を行ってまいります。

その結果、令和4年度当初予算の総額は、一般会計58億3,300万円、介護保険事業特別会計4億8,141万円、国民健康保険事業特別会計7億6,123万3,000円、後期高齢者医療特別会計8,102万3,000円、簡易水道事業特別会計5,589万1,000円、農業集落排水事業特別会計1億4,578万円、焼酎事業特別会計1億29万5,000円、小水力発電事業特別会計6,100万1,000円、合計70億7,463万3,000円となります。

行財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、将来をしっかりと見据え、町の発展を支える未来への投資が可能となるよう、政策・財源の選択と集中による健全な財政運営の推進と行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

令和4年度は、2040年を一つの目標地点に持続可能な未来のまちづくりをキーコンセプトとした重点施策の展開を行ってまいります。

具体的には、未来のあるべき姿を明らかにした2040まちづくり構想を基に、住民対話と協働を通じて具現化していくとともに、中長期財政計画の策定、地域と自治体のデジタル化の推進、恵まれた自然環境との共生を図ったゼロカーボン構想の構築、地域循環型経済の構築、地域福祉施策の強化、地域公共交通体系の構築に向けた実装調査、公共施設の長寿命化と統合・機能の見直しなど、まちづくりの発想をフォアキャストからバックキャストに転換したまちづくり施策の展開を図ってまいりますので、議員各位並びに町民皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、町政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（田中誠君）

次に、令和4年度清里町教育行政執行方針について説明を求めます。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

令和4年度清里町教育行政執行に当たり、主要な方針について御説明申し上げ、町議会をはじめ町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を前提とした生活が定着しつつある昨今、教育現場においてはこれまでの経験を生かし、子供たちをはじめとする町民の皆様の安全を確保しながら活動を推進してきました。

学校教育については、授業のみならず各種学校行事についても工夫を凝らしながら無事に実施することができました。

また、社会教育においては、感染防止対策を十分に講じながら規模を縮小するなどして各種事業を実施してまいりましたが、斜里岳ロードレース大会や町民文化祭、プラネットステージ公演などの大型事業については、実施団体と協議を重ね、苦渋の選択ではありましたが実施を見送り、結果として今年度も町民の皆さんに学びの機会を十分に確保することができませんでした。

しかし、こうした状況の中、2年目となる清里小学校大規模改修事業やタブレット端末を学習活動に活用することを目指したGIGAスクール構想、老朽化する各種社会教育施設の修繕など、課題についてはしっかりと取り組んでまいりました。

本町におきましては、令和3年度から令和7年度までを期間とする清里町教育大綱に基づき、清里町教育推進計画、さらに個別計画として第9次清里町社会教育中期計画を策定し、これらの課題に計画的に取り組んでいるところです。

令和4年度は、2年目となるこれらの計画を基本とし、学校教育においては未来を担う子供たちの豊かな成長と幸せな人生のために学力や体力はもとより失敗を恐れず何事にもチャレンジする心の力の育成に力を入れてまいります。

また、社会教育においては、それぞれの地域において一人一人がこれまで培ってきた知識や経験を生かしながら、誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう支援してまいります。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、各種事業の実施については蔓延状況に応じて各学校や事業主催団体と協議を行った上で適切に判断をしております。

それでは、ここからは分野ごとの方針及び施策について申し上げます。

幼児教育は、就学を見据えて基礎的な社会性を身につけるために大切な役割を果たしています。このことから、私立幼稚園に対して運営費を補助するとともに、保護者に対しては給食費の補助を継続実施してまいります。

さらに、保護者の不安に寄り添ったきめ細かな就学支援、体力向上を親子で取り組むひよっこクラブ、図書館における読み聞かせ会を開催するとともに、幼稚園と保育所に対して芸術鑑賞の機会の提供や外国人英語指導助手を派遣し、国際理解教育の推進を図ってまいります。

また、新たな幼児教育・保育を推進するために設置の準備を進めております認定こども園については、現在基本構想を策定中であり、諸課題の調整に時間を要しておりますが、令和4年中には構想をまとめ、補正予算を提案させていただき、基本設計に着手してまいりたいと考えております。

義務教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことを前提としながら、さらなる学習環境の整備に努めてまいります。

児童生徒の学力向上につきましては、全国学力学習状況調査の結果を十分に活用し、改善のためのサイクルを確立してまいります。

また、特色ある学校づくり推進交付金や学習サポート事業、学習支援員の配置などを継続し、きめ細かな学習指導を行うとともに、GIGAスクール構想により導入されたタブレット端末を授業で活用することにより、主体的で対話的な学習をより進化させ、併せて家庭における活用にも順次取り組んでまいります。

体力向上につきましては、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を参考に体育の授業に取り組むとともに、部活動やスポーツ少年団活動を支援してまいります。

心の教育につきましては、いじめや不登校を未然に防ぐために、児童生徒の状況について教職員間の情報共有や指導における連携をさらに深めていくとともに、道徳教育の充実、教育支援専門員による相談支援、スクールカウンセラーの学校派遣などを推進しながら、清里町いじめ防止基本方針に基づいて取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、町内の幼稚園・保育所から高等学校までが育ちの手帳などを通して児童生徒の成長過程や特性などを情報共有し、一貫して指導できる体制の整備に努めてまいります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒の各種活動をサポートする特別支援教育支援員を小中学校に継続配置してまいります。

国際理解教育につきましては、これまでどおり2名の外国人英語指導助手を幼稚園・保育所、小中高等学校に派遣し、英語の授業を支援するとともに、外国の文化や言語に触れる機会を提供してまいります。

コミュニティ・スクールについては、小中学校において教育の方針や課題等を地域住民や学校関係者で構成する学校運営協議会で議論するとともに、地域と学校をつなげるコーディネーターを継続派遣することにより、地域の教育支援を生かした各種体験活動やキャリア教育の推進を図ってまいります。

小中一貫教育につきましては、令和4年度より試行的に実施することとし、目指す子供像として、「自ら学び、高め合い、支え合う清里の子」を設定し、義務教育9年間の連携を強化してまいります。

まずは、小中学校の授業交流・共通スクールカレンダーの作成による年間活動計画の共有と連携、特別支援学級の交流などから始めてまいります。

学校関連の環境整備につきましては、令和2年度から進めてまいりました清里小学校大規模改修事業の最終年度として、特別教室や廊下・階段・多目的ホールの改修、暖房設備の集中制御システムの修繕、照明器具のLED化などの工事を行ってまいります。

また、GIGAスクール構想につきましては、タブレット端末を活用した授業が開始され、自宅への持ち帰りも試行的に行われているところでありますが、引き続きGIGAスクールサポーターを学校に派遣し、より効果的に活用されるよう支援するとともに、一部デジタル教科書やオンライン教材も導入してまいります。

スクールバスにつきましては、現在も130名を超える小・中・高校生が登下校に利用していますので、引き続き4路線を業務委託し、安全な運行に努めてまいります。

学校給食につきましては、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校に対して毎日600食ほどを提供しており、令和3年度より委託業者が変更になりましたが、異物混入などの事故を決して発生させないよう衛生管理等に十分配慮しながら調理作業を行ってまいります。

また、今年度も引き続き給食費の無償化を継続してまいります。

なお、学校給食センターの整備につきましては、教育委員会事務局において近隣施設の視察や情報収集を行っており、改修または改築については教育委員会において議論を深めながら方向性を出していきたいと考えております。

清里高校への支援につきましては、間口確保に一定のめどがついたことから、総合支援対策事業や奨学資金制度の内容を令和4年度入学生適用分から見直しを行い、今後は高等学校が行う教育活動のさらなる充実に向けた支援を行ってまいります。

なお、新2年生、3年生につきましては、従来どおりの支援を行ってまいります。

続きまして、社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、令和3年度から令和7年度を計画期間とした第9次社会教育中期計画に基づいて各種事業を展開し、住民の学びを支援してまいります。

なお、各事業の実施に当たっては、情報通信機器を活用した方法も含め、感染対策を十分に取っながら行ってまいります。

では、初めに幼少年教育の推進についてですが、きよさと子ども塾を実行委員会と内容を協議し、協力しながら実施することにより、子供たちの主体性や生きる力、感性を培う各種体験活動の機会を提供してまいります。

学童保育につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するために活動室を分散して対応しておりますが、消毒や検温を徹底した中でより一層安全に配慮しながら運営してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手の幼稚園・保育所並びに各学校への派遣を継続してまいります。

なお、高校生海外派遣研修事業並びに交換留学生事業については、令和3年度に派遣することができなかった生徒を対象として実施することを想定しておりますが、現在までの新型コロナウイルス感染症の世界における蔓延状況並びにニュージーランドモトエカ町の受入態勢が整っていないということを考慮し、当初予算にはその経費を計上せず、実施の可否を判断する段階において海外研修もしくは代替事業の経費を補正予算として提案させていただきたいと考えております。

次に、成人・高齢者教育につきましては、清里みらい塾やことぶき大学は継続実施とし、住民の学習意欲を喚起するようなプログラムを提供してまいります。

なお、まなびすと海外派遣研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を考慮し中止といたしますが、近年参加者がいないことから、今後の事業展開について関係団体と協議を進めているところです。

地域づくりを推進する上で大切な人材育成を目的とした事業であることやニュージーランドモトエカ町との長年にわたる交流の経緯を踏まえて十分検討をしてまいります。

次に、社会体育の推進ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により運動をする機会が減っていると思われることから、各種健康づくり教室、トレーニング教室を実施し、体を動かす機会の提供を積極的に図ってまいります。

また、各競技団体が実施している大会や教室の運営を支援し、スポーツを通じた健康づくりや競技力の向上、仲間づくりなどを推進してまいります。

斜里岳ロードレース大会につきましては、実施を前提とし準備を進めてまいります。実行委員会と十分に協議をしながら実施の可否について判断してまいります。

また、東京大学陸上運動部合宿の受入れにつきましても、先方の意向を踏まえ、後援会に相談しながら判断してまいります。

文化活動につきましては、優れた芸術文化に直接触れる機会の提供として、青少年芸術劇場とプラネットステージ公演を学校並びに実行委員会と連携を図りながら実施してまいります。

町民文化祭と小中高校音楽発表会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は中止いたしました。

令和4年度の町民文化祭につきましては、実施を前提として進めてまいります。近年出演者並びに観覧者が減少傾向にあること、新型コロナウイルス感染症の影響により文化団体の活動が思うようにできていないなどの状況があることから、実施内容等について共催団体である文化連盟と協議を進めてまいります。

また、小中高校音楽発表会についても、統廃合による学校数の減少などから今後の在り方について各学校と協議を進めてまいります。

読書活動につきましては、8万冊を超える蔵書を抱える図書館と学校図書館の連携を図りながら町民の皆さんの読書ニーズに応えるとともに、読書意欲の喚起に努めてまいります。

図書館の活動は、図書館まつりをはじめとした各種事業や世代別に図書館だよりを発行するほか、リクエストや予約サービス、カウンターでのレファレンスサービスの充実を図ってまいります。

さらに、司書有資格者を小中学校に派遣し、学校図書館の充実に取り組んでまいります。

社会教育施設につきましては、ほとんどの施設が、修繕が必要な状態ですので、計画的に修繕していくことを基本としながら、今後の施設の在り方について検討してまいります。

さらに、今後各施設の方向性や修繕の必要性などを盛り込んだ個別施設計画を策定する必要があることから、令和4年度中に改めてその内容や事業費について議会に御相談させていただきます。

令和4年度の施設修繕につきましては、継続事業として行ってきました生涯学習総合センターの冷暖房設備工事のうち自動制御機器の修繕を行うとともに、受電設備及び非常用照明設備の修繕を行ってまいります。

社会体育施設につきましては、武道館トイレについて新型コロナウイルス感染症の観点から洋式化を行うとともに、大会実施の際などに不足する女性用トイレの便器の数を増やすなどの工事を行います。

さらに、緑スキー場につきましては、リフトの制動機部分のオーバーホールを行い、安全運行による利用者の安全確保を図ってまいります。

なお、社会教育施設のうち図書館、郷土資料館及び社会体育施設の運営につきましては、引き続き一般社団法人清里町スポーツ・文化施設管理協会に業務委託をしております。

以上、令和4年度の教育行政執行に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

学校教育、社会教育ともに新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けながらも創意工夫し今日まで教育活動を推進してまいりました。

人口減少、そして少子高齢社会を迎えている本町では、山積する教育課題に向き合うために、地域、学校、家庭、行政の連携と共通理解、そして役割分担が必要不可欠となってきます。

教育委員会といたしましては、本町の教育課題を的確に把握し、「未来を切り拓く力を育み、持続可能なふるさとを創造する学びの推進」を基本目標とする清里町教育推進計画を着実に推進してまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（田中誠君）

これより、令和4年度町政執行方針の説明に対する質疑を行います。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、町政執行方針について3点ばかり基本的な考え方をもう一回確認をさせていただきます。個別的な事業とか施策展開については予算審議の中でお聞かせ願いたい、このように考えております。

それで、今回全般的な町政執行方針は過去3期目の3年間とかなり違った方向性目指してるのかな。

それで、一つは、非常に未来への投資という形の中で未来志向が色濃く出ているという部分と、逆に違和感としては、今回冒頭に述べられたとおり、3期目の最終年度であり、公約の実現に向けた総仕上げの年でありますという、この部分の考え方の部分が若干どうなんだろうかと。

といいますのは、今回の町政執行方針を事前送付頂いた関係もありまして、当然3期目の初年度の町政執行方針を再度、確認をさせていただきました。

その中で書いてあるのは、令和元年の町政執行方針においては、当然今回も書き込みがありますけれども、安心して暮らせる心豊かなまちづくり、一人一人の夢や希望を大切にするまちづくり、この3期目の4年間をまちづくりの集大成とするとして5つの目標を掲げられております。

今回の町政執行方針の中においても、先ほど述べたとおり、令和4年度は私の3期目の最終年度であり、公約の実現に向けた総仕上げの年となりますというふうな書き込みが。その総仕上げとか集大成という意味合いというものをどのように捉えているのか、その確認をさせていただきます。

といいますのは、非常に気になったのは、具体的にいいますと2040まちづくり構想というのが非常にベースの部分で、未来志向の部分で全体を通底している流れとしてつくられているわけなんですけれども。現実的に、常任委員会等において総合計画を受けたランドデザイン、それをもう一回ちょっと根本的に考え方を方向転換したいという説明があって、令和3年度の中においてその方向性ということ、その段階においては清里まちづくり2040というような表現で、今回の町政執行方針について2040まちづくり構想というような形の中で説明を町政執行方針の中で出てるんですけども。

具体的な考え方のフレームについては常任委員会等で企画政策のほうから丁寧に説明を受けてるわけなんですけれども、現時点において全体像そのものが議会に対して、また町民に対して示されていない段階において、これをベースに町政執行方針がつけられているのではないのか。議論が、この町政執行方針の中には町民と対話をしながらいろんな分でもんでいきたいと書いてますけれども、議会に対してはまだこの全体像そのものが具体的な方向性、考え方についてはもう当然委員会では示されてますけれども、全体像がまだ示されていない。それと関連する部分で、総合計画、ランドデザイン、そしてまちづくり構想、一連の流れの中で並行しながら令和3年度の予算の中で補正等を含めて公共施設の総合管理計画、これも策定してるはずなんですけれども、それについてもいまだローリングされるものが議会に対しても示されていない。当然土地利用計画やその構想というのは、まちづくり構想と連動していかなければならないベースになる部分。

さらに、執行方針の中においては、観光振興計画についても、コロナの影響もあって1年先送

りします。

さらに、議会にあらゆる部分で議論になってきた分でありますけれども、神の子池を中心とした整備についても、実施設計まで終わらせた段階において今回バックギヤーに入って、東京農大の協力を得ながら生態系の調査から入りますよという考え方が示されている。

さらに、地域公共交通、これについても3期目の当初の段階において既に制度設計を行うという話でありましたけれども、今回の町政執行方針の中においては、総務省等専門家の知見、外部知見も入れながらエリア全体の公共交通の制度と絡めながら調査から入ります、外部知見を入れながらと考えたときに、総仕上げだとか集大成、3期目の最後として、それと今言った町政執行方針との整合性というのをどのように捉えられているのか。町長のおっしゃる3期目の最終年度であり、公約の実現に向けた総仕上げというその基本的意味合い、これをまず一つは御説明願いたいと考えます。

2点目が、非常に横文字が多い部分で、例えばゼロカーボン構想だとかスマートシティ構想、これも国のほうのデジタル田園都市国家構想に連動しながら未来志向で新しいそういった方向性を目指していくんです、それはそれでも全然間違っていないと思いますけど。

具体的には、これも予算の段階ではいろいろと外部のほう発注しながら専門家等、入れながらつくり上げていくという考え方を示されてると思うんですけども。

町長としては、そのゼロカーボンの構想やスマートシティ構想について基軸に置くものは何なのかと、町長自身がどのように捉えて何を基軸にしながら今後2040を含めながら展開していくのかという、そういったものが見えてこない、その考え方をまず2点目としてお示しいただきたい。

それから、3点目、まとめの段階で、まちづくりの発想を、これはちょっとフォアキャストからバックキャストに転換したまちづくり、具体的に何を言ってるか。これは、職員の皆さんも町民の皆さんも十分理解でき得るものなのかどうか。

というのは、今まで現在の総合計画にある後ろがおよその計画とか施策展開のベースになるものについては、従来は間違いなくフォアキャストでやってきてましたし、町長の3期に関わる部分、令和3年度までの政策の展開についてもフォアキャストでやってたんじゃないかと。ここに来て、3期の最後になってバックキャストに展開していくという意味合いは、今までやってきた政策展開だとかまちづくりの手法論をこれ逆に否定してしまうことにならないか。新しく違う部分でスタートする、3期目をスタートしますとか、何期目スタートしますということで、これは従来の手法を完全に見直すのは、それは当然あってしかるべきだと思いますけど、最後のまとめとか仕上げの段階においてバックキャストというような考え方、どのようにそのフォアキャストとバックキャストというものを町長は施策展開の手法として御理解されて今回の町政執行方針の中に盛り込んだのか。

以上、3点について御説明を願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの3点の御質問であります、まず1点目の関係であります。

集大成ということでこの4年間、最後の年を迎えているわけではありますが、任期の一つの区切

りとしての集大成ということの表現でありました。

ただ、その中においても、やはり未来に向けた思考をしていかなければならんと、まちづくりの継続性をしっかりと先に送り出していくという考え方の下で、特に国が示しております様々な施策について地方としてもしっかりとそれを受け止めながら未来志向を加えていきたいというようなことで、総体の流れとしての政策また公約等の関係の区切りとしての集大成ということでの御理解を頂きたいというふうに思っておりますし。

ただ、今回新たな2040年の20年後に向かった構想の、これはもう構想ですから具体的な計画の立案ということではなく、どういう方向性に向かったまちづくりという意味合いでありますので、そういう中でもやはり現在から未来に向けた継続した事業の展開を図っていかなければならないという意味合いでの表現でありますので、全体的な部分としての御理解を頂きたいというふうに考えるところであります。

また、次に御指摘の横文字が随分多いなということで、横文字理解をされてるのかというような表現であります。これも国の施策の中で新たにゼロカーボンというような、要は脱炭素、このような表現が出てきておりますし、デジタル化ということで最近ではデジタル・トランスフォーメーションとかいろいろなそういうような言葉使いが出てきているということもあって、全体的にはやはり横文字が少し多くなったかなというような感じをしているところであります。

ただ、そこら辺はしっかりと今後の施策展開の中において考え方をお示しをしながら、町民の皆さんの御理解を頂いていきたいというふうに思っております。

それから、3点目の関係でございます。

今回の執行方針の最後のくだりで、フォアキャストからバックキャストへということで、これもちょっと何のことをいってるんだろうなというふうにお聞きになられた方もいらっしゃるかなと思います。手法としてのこれは一つの言葉でありまして、今までは現在そして過去からのデータを持った中で未来を予測していくという手法を全面的に取り入れながらやってきたということではありますが、それを、やはり完全に言葉ですので、そちらに向けて転換したということではありますが、そういうふうにしなければならない施策の考え方はそうしていかんやならん。

ただ、そうでなくて、未来に目標を置いてそれから現代までに逆に展開をしていくという手法も今としてはあり得るわけでありまして、そうしたものも組み込みながら両面立てでの考え方を持っていかんやならんというふうな意味での表現でありますので、そこら辺についても全体的な意味合いとして御理解を頂きたいというふうに思っております。

あくまでも今般の執行方針に当たりましては、一つの考え方としてはこの4年間の集大成の考え方としての政策の在り方、これらについてのことと、それと将来に向けた行政の継続性に向けた考え方、そしてそれに向けた考え方における手法の意味合いというようなことで表現をさせていただいておりますので、御理解を頂ければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

時間もありますので、予算審議の中で十分させていただきたいと思っておりますけれども。

総仕上げとか集大成というのは、あくまでも政策の総仕上げじゃなくして、何か聞いてますと任期としての総仕上げだという、そういうふう非常に聞こえた部分も、曲解じゃないと思うん

です、町長そうおっしゃったんで、そのような理解でしておきたいと思いますし。

また、ゼロカーボン構想、スマートシティ構想、その前提となる2040まちづくり構想が、全体像がまだ、私ども議会だとか町民ですとか、それ共有されてるのかなと。

それを下敷きにしながら、先ほど言ったとおりにデジタル田園都市国家構想だとかデジタル・トランスフォーメーションだとかデジタルDXだとかSociety 5.0だとか、それぞれは国としての新しい施策ですから、それを町に移し替えてそこでどんな可能性があるか、令和4年度の中で外部的知見や調査を入れながらやっていきたいという話と。

それと、先ほど申し上げたとおり、個々の計画というものがきちんとまだ議会にも示されていない、でもそれを下敷きにしながら予算が組まれたりしているのが事実じゃないかというふうに思いますんで、それについては予算の中でやっていきたいと思います。

ただ、一番心配してるのは、非常に新しい未来志向でそれはそれとして評価をしていきたいというふうに思いますし、必要な方向性ですけども、それをきちんと消化し切った上で今回の町政執行方針として出されてるのか。

どう見てももみ合った中で、先ほど言ったフォアなのかバックなのか、何か見てもなかなか我々議員自身もそうでしょうし、職員皆さんもしっかりと消化し切った中で町民の皆さんの理解を得ながらどういった施策展開の手法を変えていかれるのかといたら、ほぼほぼ、私自身の勉強不足もあるかもしれませんが、全くよう分からんというのが事実であって。

やはり、首長としては、しっかり自分の中で消化されるとともに、職員の皆さんと共有し、我々も理解できる、そして町民の方にもしっかりと受け止めていただくような情報発信やメッセージというのが基本になってくるんじゃないか。このように考えますんで、あえて強い答弁は求めませんが、具体的な中身については予算審議の中でさせていただきたいと思いますけども、評価できる部分と非常に評価、未来志向で未来へ投資、それはもう非常に評価していきたいとは思いますが、実際の今積み上げてきた部分と総仕上げだとか集大成という意味合いの部分での認識のずれが、どうしても私は今回の町政執行方針で持つ、持たざる得ないようなそういった言葉の表現であり町長のメッセージでなかったか。この辺、今後の具体的な事業や施策の展開の中でやはりしっかりとその辺の方向性、考え方、より分かりやすく、職員も議会も議員も町民も理解できるようなそういった内容として説明責任を果たす中、今後の審議に臨んでいただきたいと思います。このようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問でありますけれども、私としてもやはり4年間という任期の一つのけじめという部分を考えながらも、そしてまた行政の継続性と将来に向けたまちづくりの大きな方向性、こうしたものも次への時代をつなぐためにもしっかりと方針を打ち出しながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

具体的に施策の展開となれば、これらの2040の大きな意味での基本構想と、そしてさらには当然ながら第2期のまち・ひと・しごととそれから第6次の清里町総合計画、これの具体的な施策の展開という中にどういうふうに未来志向をその中に入れていくのかという部分を含めてしっかりと皆さんにも理解をしていただけるように今後の審議の中で説明をしていきたいというふうに

考える次第であります。

○議長（田中誠君）

他、よろしいですか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

これで質疑を終わります。

次に、令和4年度清里町教育行政執行方針の説明に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、令和4年度教育行政執行方針の説明に対する質疑を終わります。

ここで、2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

●議案第4号

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

既に上程されております議案第4号、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

既に上程されております議案第4号、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定により、令和4年4月1日に施行する清里町成年後見事業運営協議会に委嘱する委員に対して支給する報酬規定を整備するための改正となっております。

それでは、別冊の審議資料新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料の4ページをお開きください。

表の左側が改正後の条例となっており、改正箇所をアンダーラインにより示しております。

第2条第1項第20号の次に第21号、成年後見制度事業運営協議会委員を、別表第1、職種区分に成年後見制度事業運営協議会を、報酬額、委員長に日8,000円を、委員に日7,000円を追加いたします。

附則につきましては、施行期日を記載しております。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

●議案第5号

○議長(田中誠君)

既に上程されております議案第5号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(阿部真也君)

既に上程されております議案第5号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

改正理由は3点ございまして、1つ目は賦課限度額の引上げであり、現在の保険税最高限度額を99万円から102万円と3万円引き上げるものです。

2つ目は、保険税算定のための資産割廃止に向けた段階的な所得割合移行を行う見直しです。資産割を合計34%から17%へ改定し、資産割については合計9%から9.5%へ改定するものです。

3つ目は、未就学児のいる世帯に係る保険税均等割額分を5割軽減するというもので、子育て世帯への経済的負担軽減の措置であります。施行期日は令和4年4月1日とし、令和4年度分からの国民健康保険税より適用といたします。

それでは、改正箇所につきまして、別冊の審議資料の5ページの新旧対照表を御覧ください。改正箇所につきましては、アンダーラインで示しております。

第2条第2項では、医療分限度額において63万円から65万円へ2万円増の改定、第2条第3項では、後期高齢者支援分において19万円から20万円へ1万円の改定、合わせて合計3万円の限度額改定となっております。

次に、第3条からは、所得割と資産割額の改定であり、第3条第1項では医療分の所得割を100分の6.5から100分の6.8へ。

6ページをお進みください。

第4条では医療分の資産割を100分の24から100分の12へ、第6条では後期高齢者支援分の所得割を100分の1.5から100分の1.6へ、第7条では後期高齢者支援分の資産割を100分の6から100分の3へ、第8条では介護納付分の所得割を100分の1から100分の1.1へ、第9条では介護納付分の資産割を100分の4から100分の2へ、それぞれ改めることによりまして、所得割要素合計9.5%、資産割要素合計17%とするものです。

7ページにお進みください。

23条の3からは、未就学児に係る軽減条項の新設であります。保険税算定要素に対して10分の5の軽減及び読み替え規定等の規定を設けているところでございます。

8ページでは附則として、第1条で施行期日、第2条で経過措置について示しているところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

●議案第7号

○議長（田中誠君）

既に上程されております議案第7号、清里町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

既に上程されております議案第7号、清里町基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、畑地かんがい施設における将来発生が見込まれる修繕などの費用に充当するため、新たに畑地かんがい振興基金を設けるものでございます。

別冊の審議資料の11ページをお開きください。

新旧対照表であり、表の左側が改正後、右側が改正前の条例でございます。

別表2、基金の種類として畑地かんがい振興基金、所属会計は一般会計、基金積立ての目的は畑地かんがい事業積立金を新設いたします。

附則で、この条例は令和4年4月1日からの施行といたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

●議案第8号

○議長（田中誠君）

既に上程されております議案第8号、清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

既に上程されております議案第8号、清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、清里高等学校総合支援対策事業の一環として、平成25年度に開始いたしました入学資金貸付事業について、令和4年度入学者から適用となる新たな支援内容へと移行することにより廃止するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりまして御説明申し上げますので、審議資料12ページをお開きください。表の右側が改正前、左側が改正後の条例となり、下線部が改正箇所となります。

第6条につきましては、奨学資金の種類のうち、第1項第2号の入学資金を削除いたします。

第17条から14ページの第25条までは、第3章入学資金についてであることから全部を削除し、第26条を第17条といたします。

附則につきましては、施行日を定めるもので、令和4年4月1日とするとともに、この条例の施行の日より前に北海道清里高等学校に在籍した生徒につきましては、従前の例によるものといたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

●議案第17号

○議長（田中誠君）

既に上程されております議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算から議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算まで、順次、提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

既に上程されております議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。少々お時間を頂きたいと思っております。

令和4年度清里町予算書により説明いたします。予算書の5ページお開きください。

令和4年度清里町一般会計予算の総額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ53億8,800万円と定めるものでございます。

第1条第2項の第1表、歳入歳出予算、第2条の第2表、地方債につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第3条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定により最高額を5億円と定めるものでございます。

続いて、11ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、起債の目的、限度額等を定めるものであり、起債件数は臨時財政対策債から12ページの救急自動車更新事業債まで合計11件、総額にしますと4億8,070万円となります。

次に、審議資料であります令和4年度予算の全体像について御説明いたします。別冊の令和4年度予算審議資料の1ページお開きいただきたいと思います。

令和4年度は、新たに小水力発電事業特別会計を加えました8会計による予算編成となっております。各会計の予算総額は70億7,463万3,000円であります。前年対比101.8%、予算額で1億2,280万9,000円の増額であります。

一般会計予算は、総額53億8,800万円、前年対比103%、予算額1億5,500万円の増額であります。コロナ禍を前提とする既存事業の見直し、事業規模の精査、これをしっかり行いつつ、持続可能な未来のまちづくりに向けてデジタル化、脱炭素化、地域交通、町機能と福祉体制の充実あるいは長期財政計画といった一部長期的な視点に立った施策の始動により、総体で予算額は増額となっております。

特別会計予算は、介護保険事業から小水力発電事業までの7会計の総額で16億8,663万3,000円、前年対比98.1%、予算額3,219万1,000円の減額であります。

続いて、4ページをお開きください。

一般会計の歳入の概要であります。

まず、依存財源であります地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画に基づく方針をベースに近年の実績を勘案した予算計上をしております。中でも歳入の半数近くを占めます地方交付税につきましては、地域のデジタル化、脱炭素化の推進に対する措置などを鑑みまして、予算額25億2,000万円、前年比1億円の増額で計上させていただいております。

町債につきましては、国によります臨時財政対策債発行の大幅抑制に伴いまして、前年比5,000万円の減額としております。

また、改修最終年度となります清里小学校大規模改修事業、橋梁長寿命化事業のほかに新たに高規格救急自動車の更新に要する事業債を加えて、総体では前年度比3,850万円を増額した4億8,070万円を計上しております。

よって、依存財源全体では、前年比1億6,017万3,000円を増額した37億5,302万3,000円を計上しております。

続いて、自主財源であります。

町税は固定資産税の増額見込みによりまして、前年比368万1,000円を増額した4億4,730万1,000円を計上しております。

繰入金には財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと基金、減債基金、林野基金、森林環境譲与税基金からの繰入れを合わせまして、前年度比3,085万3,000円を減額した4億4,036万7,000円を計上しております。地方交付税を中心とする依存財源の増額見込みなどによりまして、基金の繰入れは昨年に比べ減少しております。

諸収入につきましては、老健施設運営によります介護報酬収入の増加などによりまして、前年比902万6,000円を増額した4億8,669万3,000円を計上しております。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金の需要の増加と実績を鑑みまして、前年比800万円を増加した1,900万円を計上しております。

よって、自主財源全体額としましては、前年比517万3,000円を減額しました16億3,497万7,000円を計上しております。

続いて、5ページを御覧ください。一般会計の歳出の概要であります。詳細につきましては、後ほど事項別明細にて説明いたします。主な増減の理由についてのみ、ここでは説明をさせていただきます。

議会費は、各種事業費の増減によりまして前年比266万6,000円を減額した4,566万4,000円を計上しております。

総務費は、3回目となる新型コロナワクチン接種費用、それから自治体デジタル化の推進に伴います各種行政手続システムの強化・改修、地域公共交通施策の拡充、中長期財政計画の策定、行政情報や防災情報の伝達手法の拡充、スマートシティ、ゼロカーボン構想といった2040年のまちづくりに向けた事業予算などによりまして、前年比1億2,660万7,000円を増加した12億5,441万5,000円を計上しております。

民生費は、各種の事業費予算の規模と指定管理委託料の精査によりまして1,713万6,000円を減額した8億6,119万6,000円を計上しております。

衛生費は、各種事業費の増減によりまして810万1,000円を増額した5億377万9,000円を計上しております。

農林水産業費は、小水力発電事業に関連する予算規模の減少によりまして5,071万3,000円を減額した2億9,242万4,000円を計上しております。

商工費は、コミュニティセンターの改修事業の事業完了に向けまして6,705万3,000円を増額した1億8,729万6,000円を計上しております。

土木費は、住宅建設事業の減少などによりまして、一昨年に比べ998万2,000円を減額した4億9,936万円を計上しております。

消防費は、高規格救急自動車の更新などによりまして1,495万9,000円を増額した2億3,829万円を計上しております。

教育費は、各種事業費の増減によりまして850万4,000円を減額した6億7,303万4,000円を計上しております。

公債費につきましては、ケアハウスの建設に要しました過疎債償還開始などによりまして2,728万1,000円を増額した8億3,154万2,000円を計上しております。

予備費については、前年同様の100万円としております。

続いて、6ページから7ページを御覧ください。

町税全体の予算額比較と町民税の推移につきましては、近年の賦課情報を鑑み、伸び率などにつきましては微減、横ばいという状況で算定しております。

また、3年目となりますコロナ禍の状況の中におきまして、町、国、北海道の支援策の下、極端な落ち込みを総体としては回避されているのではないかとこのように思いますが、今後の感染対策と経済活動の方向性を十分に注視していくこととしております。

8ページを御覧ください。

固定資産税の動向であります。前年比300万円の増額です。償却資産関係で伸びが見られますが、これは太陽光パネルの設置による資産の増、それから償却資産に係るコロナ減免制度の終了によるものが占めている、それが主な増額の要因となっております。

9ページを御覧ください。

歳出の性質別の予算内訳についてです。前年比で変動の大きなものとして、物件費と積立金がそれぞれ増加して普通建設事業費、扶助費は減少傾向となっております。

物件費につきましては、下段の一覧表に記載しておりますが、旅費、交際費、需用費、これらはコロナにおける会議旅費の見直し、それから行政評価に基づく予算規模、事業規模の見直しにより、前年を下回っております。

対して、委託料や役務費、備品購入などは行政事業の新たなアウトソーシングの開始、一部委

託料の見直し、経年劣化が著しい大規模備品の更新、これらにより前年を上回っております。

積立金の増加は、老健施設管理運営余剰金とふるさと寄附金の増加によるものでございます。

一方、普通建設事業費は、公営住宅の建設未実施、小水力発電事業に係る地域用水環境整備事業費の減少、これが大きく影響しております。

扶助費は、各種給付費の事業費規模の精査、それによります減少、子育て支援医療扶助費の減少、これらが影響して前年を下回っております。

続いて、10ページ、それから11ページまで直近過去5年間の町税収入、普通地方交付税、基金残高の推移、地方債残高、地方債償還額と借入額の推移を掲載しております。近年の地方交付税の増加傾向と国・道補助金、交付金、過疎債の活用による事業執行によりまして、基金は一定程度確保しつつ、地方債の一部繰上償還など行いながら、健全財政を維持してきたという傾向がお分かりいただけたと思います。令和4年度はこういった状況を踏襲しつつ、より具体的に中長期的視点に立った中長期財政計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

続いて、12ページを御覧ください。

令和3年度行政評価に基づく主な見直し事業一覧を掲載しております。令和3年度は第6次清里町総合計画、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の実行初年度となりました。計画に掲げられました行政課題の解決に向けまして、予算書に記載の全事業について評価検証を行い、令和4年度予算にその結果を反映しております。

事業によりましては、検証、検討に時間を要するものも多数ありますが、まずは実行可能なものから拡充、アウトソーシング、休廃止、統合、縮小、そして新規事業の立ち上げ、これらを行っております。

13ページ以降の主要施策事業調べとともに、主要なものについてはここでは記載をしております。

続いて、63ページを御覧いただきたいと思っております。

一般会計から特別会計の繰出金について説明いたします。

介護保険事業につきましては、介護給付費の町負担12.5%を踏まえ、合計7,367万6,000円を計上しております。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費の町負担25%を踏まえまして、合計4,181万6,000円を計上しております。

後期高齢者医療につきましても、保険給付費の町負担25%を踏まえまして、合計2,560万2,000円を計上しております。

簡易水道事業につきましては、地方債償還の町負担25%を踏まえまして、合計338万6,000円を計上しております。

農業集落排水事業につきましても、地方債償還の全額町負担、それと機能強化事業の経費分として合計5,526万1,000円を計上しております。

焼酎事業につきましては、総務費、製造費合わせまして4,289万1,000円を計上しております。

前年度の総体の繰出金の比較ですが、597万7,000円の増額となっております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書、いわゆる予算書のほう37ページ、こちらに移っていただきたいと思っております。説明は款別に目ごと、右端の説明欄に丸ぽつで記載のあります主要な事業、これを中心に説明をしていこうと考えております。財源内訳につきましても中央に記載しておりますので、御確認頂きながら御覧いただければと思っております。

また、先ほど見ていただきました予算審議資料、この13ページ以降に、この予算書に記載のあります主要な事業の詳細について掲載がありますので、そちらも同時に御参照頂きながら37ペー

シ以降をお聞きいただければと思います。

37ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、前年比266万6,000円の減額です。コロナ禍を鑑みた道外視察研修の見合わせが主な減少要因であります。

また、新規事業として、議事録作成に係る業務のスピード化、それから効率化を図るため、音声認識システムを活用した議事録作成支援事業、これを新たに計上しております。

続いて38ページ、2款総務費、1項給与費、1目職員給与費につきましては1,467万4,000円の増額です。要因につきましては、後ほど給与費明細書で説明をさせていただきます。

40ページ、2項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年比1,809万1,000円の増額です。中長期財政計画の策定支援業務、それから公会計財務書類作成支援業務、行政サービス経営診断委託業務、法令等の管理運営事業、それから弁護士委任事業、そういった新たな事業の立ち上げが主な増額の要因となっております。

43ページ、2目財産管理費につきましては、前年比1,333万5,000円の増額です。基金管理運用事業費に畑地かんがい振興基金積立事業、それから老健介護報酬余剰積立事業、これら2本が新たに追加されるとともに、緑温泉指定管理業務委託料の増額、これが相俟ちまして主な増加要因となっております。

46ページ、4目広報費につきましては、前年比201万6,000円の増額です。紙面のクオリティーアップと作業効率アップを図るため編集業務のアウトソーシングに要する委託料の追加が主な増額の要因です。

5目自治振興費につきましては、前年比318万9,000円の減額です。ゆいま〜る清里補助及び清里町地域活性化推進事業補助の廃止と地域活動推進事業交付金の実績に基づく事業費精査、これらが主な減少の要因となっております。

48ページ、7目防災対策費につきましては、前年比142万7,000円の増額です。今年度、令和4年度からメールのみではなく電話やファクスによる情報配信の拡充を図るため、一斉情報配信システムの導入委託料の追加、これが主な増額の要因となっております。

49ページ、8目町有林管理費につきましては、前年比731万8,000円の増額です。新たに管理業務の一部をアウトソーシングしまして、間伐事業のさらに追加、これが主な増額の要因となっております。

55ページ、17目職員福利厚生費につきましては、前年比955万3,000円の減額です。職員住宅修繕工事の完了による減少が主な減額要因でございます。

なお、職員住宅の建設につきましては、今後に向け新築による整備なども検討しているところでございます。

55ページ、18目行政情報システム管理費につきましては、前年比3,733万3,000円の増額です。庁舎内のネットワークの業務支援事業、行政機関システム改修事業、地方税共通納税システム事業、e-Tax連携業務事業など行政手続のデジタル化とオンライン化、これに対応していくため、様々な事業が追加されており、主なそれらが増額の要因となっております。

58ページ、3項開発促進費、1目企画振興費につきましては、前年比2,761万4,000円の増額です。高齢者などを対象としたハイヤー利用助成事業の対象年齢の引下げ、遠隔地への交通費の拡大に加え、令和5年度から着手を予定しています地域公共交通計画の策定に向けた実態実証調査の事業費を追加しております。

また、2050年カーボンニュートラルの国づくりに寄与していくため、本町の地域特性に応じた効果的、効率的なエネルギーの循環構造の構築を目指すゼロカーボン推進事業に、民間人材の

活用とともに新たに取組んでいくための事業費も追加しております。

加え、さらなる労働人口の減少、独り暮らし世帯の増加、医療や買い物、地域公共交通、産業の効率化と生産性向上、これらの幾多の課題をデジタル技術の活用によって解決できる可能性を探っていくと、そういったもののために民間人材の活用によるスマートシティ構想を構築していくための事業費を追加しております。これらが主な増額の要因です。

なお、このゼロカーボン推進事業とスマートシティ構築事業の推進に当たっては、この分野に精通した専門人材が必要となるため、このたび内閣府によります民間専門人材派遣事業の活用によりまして、民間人材を組織内に配置しまして事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

62ページ、4項徴税费、1目徴税费につきましては、前年比231万8,000円の増額です。令和6年度の固定資産評価替えに向けて宅地評価を外部に委託するための事業費の追加が主な増額の要因です。

63ページ、5項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費につきましては、前年比613万7,000円の増額です。戸籍法の改正とデジタル手続法の成立に伴いまして、システムの改修を行うための事業費の追加、これが主な増額の要因となっております。

64ページ、2目参議院議員選挙費につきましては、令和4年度に実施される選挙の経費として623万1,000円を計上しております。

67ページ、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、前年比842万3,000円の増額です。国の新型コロナウイルス関連交付金の活用を前提とした予算編成によりまして、商工振興事業補助など一部事業について本科目で予算措置をこれまでにはしてはしておりましたが、本年度は通常科目に組み直しておりますので、緊急対策事業費については大幅な減少となっております。総体としまして、3回目となるワクチン接種に要する事業費が追加されまして、科目としては増額というふうになっております。

68ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年比215万7,000円の減額です。福祉医療従事者人材確保支援事業補助、それから難病者支援事業費、これらが各種支援対象者の実態に基づく減少、これが主な減額の要因となっております。

69ページ、2目障害者自立支援費につきましては695万2,000円の減額です。システム機器更新事業の完了、それから各種給付費の実態に基づく事業費全体の精査、これによる減少が主な減額要因となっております。

71ページ、3目福祉サービス事業費につきましては、103万7,000円の増額です。事業費の実績に基づく精査、それから配食サービスの利用者の増加に伴いまして、事業費の追加を行っております。それらが関連しまして総体として増額となっております。

72ページ、4目老人福祉費につきましては、前年比673万9,000円の減額です。各種運営事業費の実績に基づきます事業費精査、これが主な減額の要因です。

74ページ、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費につきましては、前年比138万9,000円の減額です。令和4年度よりファミリーサポートセンターの機能強化に向け協力会員の増加と利用者の負担軽減を目指すための事業費の追加、それから児童手当等の児童手当費の実績に基づく精査によります減少、総体としましてこの費目減額となっております。

75ページ、2目保育所費につきましては、152万8,000円の減少です。保育室の冷房設備の設置が令和3年度完了しましたので、正規職員に伴う会計年度任用職員の減少、これらが主な減額の要因となっております。

77ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、前年比3,853万6,000円の減少です。診療所開設支援及び運営支援事業費の減少、これらが主な減額の要因となっております。

78ページ、2目予防費につきましては、前年比449万1,000円の減額です。新たに子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の実施、それから視覚検査に要する機器購入、これらの追加、さらに事業実績に基づく事業費全体の精査による減少、これらが相まって総体として減額となっております。

80ページ、3目各種医療対策費につきましては、前年比747万6,000円の増額です。福祉医療システムの改修、国保標準システム導入の経費、繰出金の増加、これらが主な増額の要因となっております。

82ページ、4目環境衛生費につきましては、前年比707万6,000円の増額です。葬斎場の修繕に係る事業費の追加、これが主な増額の要因となっております。

85ページ、2項清掃費、1目清掃事業費につきましては、前年比3,685万2,000円の増額です。ごみ処理運搬車の更新、清掃センター機器類補修工事の追加、最終処分場における旧不燃物捨て場のり面復旧工事の追加、これが主な増額の要因となっております。

88ページ、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費につきましては前年比359万円の増額です。ジャガイモシロシストセンチウ緊急防除事業の対象面積の減少、それと担い手への農地集積と集約化を図る機構集積協力金交付事業、この事業の追加によりまして総体として増額となっております。

90ページ、3目畜産業費につきましては、前年比675万円の減額です。新たに酪農経営の安定化に向けた支援策としまして、酪農ヘルパー利用組合の運営支援、それから家畜ワクチン接種助成事業の立ち上げによる事業費の追加、町営江南牧場の閉牧に伴う管理運営事業費の減少によりまして、総体として減額となっております。

90ページ、4目農地開発事業費につきましては、前年比132万1,000円の減額です。小水力発電の事業開始に伴います農業振興センター管理運営事業費のこちらの費目への移行、未給水区域での飲用井戸の整備に対する支援事業、農業集落地域飲用水施設整備事業、これの新たな立ち上げによりまして追加。それと国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会負担金、これの減少。さらに小水力発電管理事業費の特別会計への移行、これによりましてこの費目、総体として減額となっております。

92ページ、5目道営整備事業費につきましては、前年比4,986万1,000円の減額です。小水力発電施設の本体整備完了に伴います地域用水環境整備事業負担金の減少、これが大きな減額の要因です。

93ページ、2項林業費、1目林業振興費につきましては、前年比354万1,000円の増額です。民有林の新植整備の追加、旧江南牧場に広葉樹を植栽し、多面的機能を有する森林として整備するための費用追加、これが主な増額の要因となっております。

95ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費につきましては、前年比6,025万6,000円の増額です。これまで起業・新事業創出支援事業として行ってきた起業支援事業を大幅に見直しまして、新たに地域貢献型スタートビジネス支援事業として医療や福祉、ドラッグストアなどの開業など、より住民生活の維持や利便性の向上に資する事業に対しまして最大2,000万円を支援する事業へと改正をしております。

また、令和3年度より実施してきておりますコミュニティセンターの改修工事これを当初5か

年計画だったものを前倒しの令和4年度で完了させるための事業費、これを大きく追加をさせていただいております。それが主な増額の要因です。

96ページ、2目観光振興費につきましては、前年比2,343万4,000円の増額です。令和4年度より新たに清里オートキャンプ場、江南パークゴルフ場、観光地の管理を民間事業者へアウトソーシングを行って、さらなる集客とサービス向上を目指すための費用を追加しております。

また、東京農大との連携による神の子池、さくらの滝の環境保護と今後の整備並びに観光客ニーズの調査、これらを新たに実施していくという事業が追加されております。

また、清里オートキャンプ場コテージの経年劣化に伴いまして、修繕工事を追加しております。それらが主な増額の要因となっております。

オートキャンプ場費、江南パークゴルフ場費は廃目とさせていただいております。これら施設の先ほど御説明したアウトソーシングに伴いまして、関連予算は観光振興費の中事業として位置づけて統合させていただいております。

100ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費につきましては、前年比6,743万2,000円の増額です。道路橋梁指定管理業務委託料の業務実態の評価、検証、見直しに伴う費用の増加、除雪車両2台の更新、これらが主な増額の要因となっております。

101ページ、2目道路新設改良事業につきましては、前年比4,134万2,000円の減額です。道路改良事業の完了、それから清流橋の架け替え工事の完了による減少が主な減額の要因となっております。

102ページ、2項都市計画費、1目公園費につきましては、前年比103万3,000円の減額です。令和3年度に実施した羽衣南SL公園の修繕が完了したため、それらが影響して前年比で減少となっております。

103ページ、3項住宅費、1目住宅管理費につきましては、前年比1,000円の減額です。公営住宅等長寿命化計画に基づき将来的な上斜里団地の改修工事に向けた実施設計に要する費用が新たに計上されております。

なお、住宅建設費につきましては、令和4年度は建設未実施のため前年比3,503万8,000円の減額となっております。

104ページ、8款消防費、1項消防費、1目消防費につきましては、前年比1,495万9,000円の増額です。導入から12年が経過しました高規格救急自動車を新型コロナウイルス感染症への対応を含め更新するための費用の増加、これが主な増額の要因となっております。

106ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費につきましては、前年比913万5,000円の減額です。令和4年度からの清里高校総合支援対策事業の内容の見直し、GIGAスクール運用支援事業の完了に伴う減少、これらが主な減額の要因となっております。

108ページ、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、前年比1,692万円の増額です。改修最終年となる清里小学校大規模改修事業費の増額が主な増加の要因となっております。

109ページ、2目教育振興費につきましては、前年比252万7,000円の増額です。GIGAの活用開始に伴いデジタル教材をはじめとします各種器具の導入に要する費用、これの追加が主な増加の要因となっております。

111ページ、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、前年比536万7,000円の減額です。令和3年度に実施しました冷房設備設置工事の完了による減少が主な減額の要因となっております。

112ページ、2目教育振興費につきましては、前年比351万5,000円の増額です。GIGAの

活用開始に伴いデジタル教材をはじめとする各種器具の導入に要する費用の追加、これが主な増加の要因となっております。

114ページ、4項社会教育費、2目生涯教育費につきましては、前年比1,884万8,000円の減額です。交換留学生事業は清里高校総合支援対策事業へ統合され、高校生海外派遣研修事業は新型コロナウイルスの広がりを勘案して見合わせとさせていただき、町民海外派遣研修事業は評価検証を行うため一旦休止としたことによります減少、これが主な減額の要因となっております。

117ページ、3目生涯学習総合センター費につきましては、前年比697万8,000円の減額です。各種施設修繕費の総体的な減少、これが主な減額の要因です。

120ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年比1,016万9,000円の増額です。老朽化と利便性向上に向けた武道館のトイレ改修事業の追加、これが主な増額の要因でございます。

125ページ、4目スキー場管理費につきましては、前年比387万9,000円の増額です。運行の安全管理対策として行うリフトのオーバーホールに要する費用の追加、これが主な増額の要因です。

5目学校給食センター費につきましては、前年比228万円の減額です。令和3年度に実施した調理機器の導入完了に伴う減少、これが主な減額の要因となっております。

129ページ、10款公債費につきましては、前年比2,728万1,000円の増額です。ケアハウス整備事業の償還開始による増加が主な増額の要因となっております。

130ページ、11款予備費につきましては、前年同額の100万円を計上しております。

それでは129ページ、給与費明細について説明をいたします。

特別職につきましては、その他特別職において成年後見制度事業運営協議会委員の新規設置、それから町営江南牧場の閉牧、これらが要因としてありまして、総体として1名の増加となっております。

給与費などの減少は人事院勧告に基づき期末手当の支給率の今後の減少を見込んだ予算というふうになっておりまして、関連予算も含めて51万4,000円の減額となっております。

130ページ、一般職につきましては、職員数は正規職員、それから会計年度任用職員、会計年度任用短時間勤務職員など総体で111名となっております。前年比短時間勤務職員は7名の減少、フルタイム勤務職員は4名の増加となっております。職員数の増加と人事院勧告に基づく期末手当の支給率などの減少などを勘案し、予算額は給与費、共済費を合わせまして前年比830万8,000円の増額となっております。

131ページ、再任用職員を含む正規職員につきましては、職員数は令和3年度退職者3名に対して令和4年度新規採用5名によりまして、前年比2名の増加となります。

職員数の増加と人事院勧告に基づく期末手当の支給率の減少などを勘案し、予算額は給与費、共済費を合わせて前年比765万3,000円の増額です。

また、職員手当の内訳において、前年比率が大きいのが特殊勤務手当です。新たに休日窓口待機手当、保育士の国によります処遇改善手当、これらの追加によりまして増加となっております。

132ページ、会計年度任用職員につきましては、職員数は短時間勤務職員が7名の減少、フルタイム勤務職員が2名の増加となっております。減少のところ、少々記載が三角、マイナスがついておりませんが、記載ミスです。訂正しておいていただきたいと思います。

予算額は、給与費、共済費合わせ会計年度任用職員全体で前年比65万5,000円の増額となっております。

133ページから続く139ページにかけて、ただいま説明しました給与、職員手当などの詳細、これについて掲載をしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

140ページ、御覧いただきたいと思います。

本表は債務負担の支出予定額に係る調書です。前年度となります令和3年までの債務負担行為は、農業経営基盤強化資金利子助成事業（その2）以下合計36件、総額にしまして33億1,121万2,000円。令和4年度以降の支出予定につきましては、農業経営基盤強化資金利子助成事業（その3）以下合計31件、総額にしまして17億9,597万2,000円となっております。

145ページ、地方債の現在高調べになります。146ページの合計欄で説明をさせていただきます。

前々年度令和2年度末現在高は58億9,075万5,000円であります。前年度である令和3年度末の現在高見込額は53億1,418万5,000円、当該年度となる令和4年度中の起債の見込額は4億8,070万円、元金の償還見込額は8億73万9,000円です。これによりまして、当該年度末の地方債の現在高見込額は49億9,414万6,000円となります。

続いて、歳入について説明いたしますが、先ほど審議資料によりまして、その概要について説明をさせていただきましたので、時間の都合上、詳細な説明については省略をさせていただきます。御了承頂きたいと思います。

14ページを御覧頂きたいと思います。

歳入予算の一般財源と特定財源の内訳について記載はありませんが、説明をさせていただきます。この中で一般財源につきましては、1款の町税をはじめ合計33億6,936万7,000円となりまして、全体予算のおよそ63%が一般財源となります。

次に、特定財源です。特定財源につきましては、12款分担金及び負担金をはじめ20億1,863万3,000円、全体予算のおよそ37%が特定財源というふうになっております。

今後の事業執行に当たりまして、引き続き特定財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、国の動向を注視しておりますと、人口減少時代に向け、これまでの価値基準にとらわれない新たな価値観に基づいた地域のデザインが求められているということを強く感じております。

こういった社会情勢を背景に国は、デジタル、脱炭素、交通、国土利用、こういったものに積極的にチャレンジする自治体に対しまして、地方創生交付金、それから特別交付税といった財源を、積極的に投下をしてきております。

本町におきましても、それらの財源を活用した今後のまちづくりにつなげられるよう、令和4年度は住民の生活実態に即した政策をしっかりと行いながら各種構想を作成してまいりたいと考えております。

以上で、令和4年度清里町一般会計予算の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

ここで、3時45分まで休憩とします。

休憩	午後	3時35分
再開	午後	3時45分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

●議案第18号

○議長（田中誠君）

次に、議案第18号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

既に上程されております議案第18号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の中ほど、クリーム色の仕切りから介護保険事業特別会計となりますので、149ページをお開きください。

第1条第1項につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,141万円とするものであります。第1条第2項につきましては、後ほど事項別明細書により説明を申し上げます。第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を3,000万円と定めるものであります。第3条につきましては、歳出予算の流用を定めるものであり、第1号において、同一款内での流用を定めるものであります。

続きまして、予算審議資料により予算の概要を説明いたしますので、別冊の予算審議資料、薄茶色の仕切り、介護保険事業特別会計を御覧いただきます。65ページをお開きください。

総括表で御説明いたします。令和4年度の予算総額は4億8,141万円で前年度対比369万5,000円の増額であり、率にしまして100.8%であります。歳入の款における主な内容について前年対比額で説明いたします。1款介護保険料の120万7,000円の増は保険給付費、地域支援事業費の見込みによる調整によるもので、2款国庫支出金40万4,000円の増、3款道支出金76万8,000円の増、4款支払基金交付金85万6,000円の増、5款財産収入5,000円の増は基金利息の増によるものであり、6款繰入金45万6,000円の増は保険給付等に対するルール分の増額によるものであり、使用料及び手数料につきましては督促手数料の廃止に伴い廃款となっております。

次の歳出も前年対比で主な内容について説明をいたします。

1款総務費の19万4,000円の減につきましては介護認定審査費に係る費用が主な要因で、2款保険給付費の190万9,000円の増額は介護サービス等諸費の見込みによるもの、3款地域支援事業の188万8,000円の増は介護予防生活サービス事業費の増額によるものです。

次に、予算書にお戻りいただき、介護保険事業特別会計の163ページ、歳出をお開きください。

歳出の主なもの、特定財源について説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費165万7,000円は介護保険に関わる事務経費で特定財源（他）事務費繰入金とあるのは一般会計からの繰入金であります。2項賦課徴収費、1目賦課徴収費37万7,000円は保険料徴収に係る事務経費で特定財源（他）事務経費繰入金は一般会計からの繰入金のほか、財源内訳に記載のとおりです。164ページ、お開きください。

3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費213万4,000円は網走市ほか3町の認定審査会負担金であり、2目認定調査費279万9,000円は介護保険認定審査に係る主治医意見書や認定調査の委託経費で、いずれも特定財源の（他）事務費繰入金とあるのは一般会計からの繰入金であります。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1億4,200万円につきましては、ホームヘルプサービス、訪問看護、デイケア、ショートステイなど給付費負担金として1億2,110万円、福祉用具購入費が120万円、手すり取付け等の住宅改修費が250万円、ケアプラン作成など、費用である居宅介護サービス計画給付費が1,720万円となっております。

ます。特定財源の介護給付費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金は一般会計からの繰入金、介護給付費交付金は2号被保険者の保険料から負担分で支払基金からの交付金で、以降、保険給付費については同様です。165ページ、御覧ください。

2目地域密着型介護サービス給付費7,068万円は特別養護老人ホーム清楽園のデイサービスとユニットの利用分を見込むものです。3目施設介護サービス給付費1億9,278万円につきましては、特別養護老人ホーム介護老人保健施設等に関わる給付費用であります。166ページお開きください。

4目審査支払手数料32万1,000円は、国保連合会に対する介護報酬審査支払手数料です。167ページを御覧ください。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス等費1,114万円は、同じ月に利用したサービスの自己負担の合計が限度額を超えた場合、申請により超えた部分を保険から給付するものであります。3項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費150万円につきましては、医療給付と介護給付の自己負担額の合算が限度額を超えた場合の保険給付であります。168ページをお開きください。

4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費2,217万4,000円につきましては、施設の居住費や食費は原則利用者負担となっておりますが、所得の低いほうには負担の上限を設定し、上限を超える額を保険で給付するものです。169ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費1,206万円は地域支援事業の予算です。特定財源の地域支援事業繰入金と低所得者保険料軽減繰入金は一般会計からの繰入金で、介護予防事業交付金は支払基金からの交付金です。以降、地域支援事業について、同様です。2目介護予防ケアマネジメント事業費149万5,000円は地域支援事業のケアマネジメントに係る負担金です。170ページを御覧ください。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費117万円は高齢者を対象とした介護予防に係る事業費で、いきいき健康講座の講師への報償やふまねっと教室の委託料などです。170ページから171ページの3項包括的支援事業費任意事業費、1目包括的支援事業費1,815万2,000円は地域包括支援センター委託事業、認知症総合支援事業等に係る費用です。2目任意事業費93万8,000円は在宅介護の負担軽減と介護技術の普及向上を図るための事業、成年後見人制度の利用を支援する事業の助成金などです。

171ページ、4款基金積立金、172ページ、5款公債費については説明を省略させていただきます。次に、歳入につきましては154ページの総括表で御説明をさせていただきます。

1款の介護保険料9,056万5,000円、7款繰入金のうち1,000円、8款繰越金100万円が一般財源であり、これらを除く2款から9款までの合計3億8,984万4,000円が特定財源となります。以上で予算説明を終わります。

●議案第19号

○議長（田中誠君）

次に、議案第19号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

既に上程されています議案第19号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算について

御説明いたします。予算書の黄色い中表紙より175ページをお開きください。

第1条第1項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,123万3,000円と定めるものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書にて説明いたします。第2条につきましては地方自治法の規定により歳出予算の流用について定めるものであり、第1項第1号において保険給付費における同一款内での流用を認める規定でございます。次に、別冊の予算審議資料の69ページを御覧ください。

予算総括表の説明であります。歳入歳出の予算合計額は7億6,123万3,000円であり、前年度比99.8%となっております。

1款国民健康保険税につきましては、北海道への納付額制度による保険税所要額の勘案、推計のところ、前年度同額の2億2,550万円を計上しております。

2款使用料及び手数料につきましては前年同額の1,000円。

3款道支出金は保険給付費に充てるための保険給付費等交付金であり、前年度より783万3,000円減額の4億8,859万8,000円としており、国保標準システム導入負担交付額の減が主な要因でございます。

財産収入は2,000円減額の1,000円としてございます。

5款繰入金金は654万1,000円増額の4,677万3,000円であり、国保標準システム運営に係る負担金増や未就学世帯への保険税軽減等負担金が必要となっております。

6款繰越金につきましては前年同額の10万円。

7款諸収入につきましては、特定健診徴収金3,000円の増として26万円としております。

続きまして、下段、歳出の款ごとの説明をいたします。

総務費につきましては、前年度比1,526万4,000円減額の1,262万5,000円であり、国交付金事業でありましたシステム改修事業の終了によるものです。

2款保険給付費につきましては4億7,359万8,000円であり、過去3年の給付実績推計から1,288万円の増額としてございます。

3款国民健康保険事業納付金につきましては北海道算定の納付金を支払うものであり、224万1,000円の増額となっているところでございます。

4款財政安定化基金拠出金につきましては前年同額の1,000円を計上してございます。

5款共同事業拠出金につきましても前年同額の1,000円の計上でございます。

6款保健事業費につきましては174万4,000円減の1,055万6,000円を計上してございます。

7款基金積立金は59万6,000円増の115万2,000円であり、国保運営安定のため、基金として運用を図るものでございます。

8款諸支出金につきましては前年度同額の33万円でございます。

70ページは款別性質別節別の予算分類表でありまして説明は省略させていただきます。71ページ、72ページは主要施策について、73ページは国民健康保険事業についての掲載でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

歳出の特異的事項につきまして御説明いたしますので予算書の189ページをお開きください。なお、特定財源の内訳につきましては中央欄内を御参照いただければと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、システム改修が終わり運用段階となったことから前年度比1,526万6,000円の減となっております。1,189万6,000円でございます。2項徴税费及び190ページにわたりまして、運営協議会費につきましては微増であり特異的な事項はございません。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費から3目審査支払手数料までにつきましては、近年実績により推計、計上しており、1目療養給付費において1,071万6,000円増額の4億1,467万6,000円、2目療養費におきましては7万5,000円増額の220万8,000円、3目審査支払手数料は6万9,000円増の96万7,000円となっております。191ページ、中段にお進みください。

2項高額療養費、1目高額療養費及び2目高額介護合算療養費につきましても前項同様に推計により計上しており、1目高額療養費は144万1,000円増の5,038万5,000円、2目高額介護合算療養費については前年同額の24万円としております。3項移送費、1目移送費につきましては前年と同額の10万円を計上しております。192ページにお進みください。

4項出産育児一時金、1目出産育児一時金につきましては、42万円減の378万円としております。2目支払手数料につきましては1,000円減額の2,000円としております。5項葬祭諸費、1目葬祭費につきましては、北海道の算定値や近年実績を勘案し、前年同額の24万円を計上してございます。6項傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、令和3年度補正予算においても計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策において、国保被保険者が雇用されている場合、罹患休業分に給付するもので100万円を計上してございます。193ページにお進みください。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目医療給付費分につきましては、北海道が算定した納付金所要額を計上しており、12万2,000円増の1億8,605万1,000円を計上してございます。2項後期高齢者支援金等分、1目後期高齢者支援金等分につきましても同様に算定してございまして、200万2,000円増額の5,369万円を計上してございます。194ページにお進みください。

3項介護納付金分、1目介護納付金分につきましても同様でございまして、11万7,000円増の2,321万9,000円を計上してございます。4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金につきましては、前年同額の1,000円を計上してございます。5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金につきましても前年同額の1,000円の計上としてございます。195ページにお進みください。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康審査等事業費につきましては、委託料等による220万1,000円減額の981万8,000円を計上してございます。2項疾病予防費、1目疾病予防費につきましては45万7,000円増の74万8,000円を計上いたします。服薬情報等の事業について追加をした形になってございます。196ページにお進みください。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては、59万6,000円の増となる115万2,000円を計上してございます。

8款諸支出金につきましては、特異的な事項はございません。

次に、歳入につきまして、総括表により御説明いたしますので、180ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料、6款繰越金及び7款の諸収入26万円のうち1万3,000円、この合計が2億2,561万4,000円ではありますが、こちらが一般財源でありまして、それ以外の3款道支出金から5款までの繰入金、そして先ほど7款の諸収入の26万円のうち24万7,000円を合わせた5億3,561万9,000円が特定財源として財源の内訳を設定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

●議案第20号

○議長（田中誠君）

次に、議案第20号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

既に上程されております議案第20号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。最初に予算書の緑色の中表紙より199ページをお開きください。

第1条第1項につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,102万3,000円と定めるものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書にて説明をいたします。次に、別冊の予算審議資料の75ページを御覧いただければと思います。

予算総括表の説明になりますが、歳入歳出の予算合計額は8,102万3,000円であり前年度比105.1%となっております。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合の算定見込みにより前年度比比較237万6,000円増額の5,516万7,000円を計上してございます。

2款使用料及び手数料につきましては前年度同額の1,000円。

3款繰入金につきましては147万4,000円増額の2,564万2,000円であり、保険基盤安定繰入金の増が主な要因となっております。

4款繰越金につきましては前年度同額の1,000円。

5款諸収入につきましては還付金と諸支出金に備える広域連合からの給付を見込み、10万円増額の21万2,000円を計上しております。

続きまして、下段の歳出の款ごとの説明を申し上げます。

1款総務費につきましては1,000円の減額128万円を計上しているところでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金及び保険基盤安定納付金の増額となっているところから385万1,000円増の7,953万3,000円となっております。

3款諸支出金につきましては、保険料の還付に備え、保険料還付金及び還付加算金として前年度比10万円増の21万円を計上しているところでございます。次のページにお進みください。76ページは、款別性質別節別の予算分類表であり説明は省略させていただきます。77ページは主要施策について、78ページは後期高齢者医療制度の概要について掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

歳出の特異的事項につきまして御説明いたしますので、予算書の211ページをお開きください。なお、特定財源の内訳につきましては、中央欄内を御参照いただければと思います。

1款総務費・1項総務管理費・1目総務管理費につきましては、後期高齢者医療事務に係る費用107万円を計上しているところでございます。2項徴収費・1目徴収費につきましては、特異的などころはございません。212ページにお進みください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度との比較において、保険料負担金が237万6,000円増の5,516万8,000円、保険基盤安定負担金分が144万8,000円増の2,166万4,000円、事務費負担金が2万7,000円増の270万1,000円の合計385万1,000円増の7,953万3,000円の計上としてございます。3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金につきましては、還付金拠出に努めるため過年度還付金を前年度比10万円増額しており、21万円としてお

ります。

次に、歳入につきまして総括表により御説明いたしますので、204ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料、4 款繰越金、5 款諸収入のうち2,000円の合計5,517万円が一般財源でありまして、2 款使用料及び手数料、3 款繰入金、5 款諸収入のうち21万円の合計2,585万3,000円が特定財源として財源の内訳設定を行っているところでございます。

以上で、説明を終わります。

●議案第21号

○議長（田中誠君）

次に、議案第21号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

既に上程されております議案第21号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の215ページを御覧ください。

第1条第1項につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,589万1,000円と定めるものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書により御説明いたします。第2条地方債につきましては218ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、起債の目的、限度額等を定めるものであり、目的を公営企業会計適用債、限度額を260万円、以下起債の方法等につきましては、表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算審議資料により予算の概要を御説明いたします。予算審議資料、簡易水道事業特別会計の79ページをお開きください。

予算総括表を御説明いたします。歳入歳出の予算合計額は5,589万1,000円であり、前年度比較では1,503万5,000円の減、対前年度比78.8%となっております。

歳入の款ごとにおける予算額を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料につきましては、令和3年度水道使用料及び手数料の実績見込みを参考としながら、前年度比較1万9,000円減の4,758万1,000円を計上するものでございます。

2 款財産収入につきましては前年度同額の1,000円を計上するものでございます。

3 款繰入金につきましては簡易水道施設整備基金繰入金の減により、前年度比較1,331万6,000円減の420万8,000円を計上するものでございます。

4 款繰越金につきましては前年度同額の150万円を計上してございます。

5 款諸収入につきましても前年度同額の1,000円となっております。

6 款町債につきましては公営企業適用債の起債として、前年度比較170万円減の260万円を計上してございます。

続いて、歳出の款ごとの予算額を御説明いたします。

1 款総務費全体では2,988万3,000円であり、1,414万2,000円の減につきましては、水道法の改正に伴い令和3年度整備しました水道施設台帳整備が1,036万2,000円の減、配水池清掃業務委託が108万9,000円の減、地方公営企業法適用化に向けた固定資産台帳整備が440万円の減となりますが、令和4年度には新たに地方公営企業法適用化例規整備264万円を計上してございます。

2款施設費は1,248万円であり、91万円の減は町単独工事実施設計委託料が265万円の減、水道メーター器更新工事請負費が276万円の減、本年度は水道施設整備基本計画策定業務委託料に新たに450万円を計上してございます。

3款公債費につきましては1万7,000円増の1,352万7,000円となっております。

4款基金積立金につきましては前年度同額の1,000円を計上してございます。次のページ80ページをお開きください。

こちらは款別性質別節別の予算分類表であり、説明は省略をさせていただきます。

81ページを御覧ください。

81ページは、令和4年度の主要施策事業の事業内容、事業費及び財源内訳であり、地方公営企業法適用化事業につきましては継続事業でございますが、例規整備支援業務事務事業の業務委託料として264万円を計上するものでございます。水道施設整備事業につきましては新規事業として、老朽化が進んでおります、さつる、緑地区の旧第2簡易水道の施設更新をはじめ、簡易水道施設全般に係る施設整備基本計画を策定するための業務委託料として、450万円を計上するものでございます。水道施設整備事業の継続事業分については、8年ごとに更新をしております水道メーター器の更新130個分の工事請負費として、798万円を計上するものでございます。なお、各事業の財源につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出について御説明いたしますので、予算説明書の227ページをお開きください。

歳出の特異的事項について御説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、当会計に属する職員1名分の人件費及び経常的に必要な施設管理に必要な物件費を計上してございます。特定財源の地方債260万円は公営企業会計適用債でございます。なお、12節委託料には水道メーター器検針委託料、228ページでは水質検査委託料、施設点検委託料のほか、先ほど主要施策事業で御説明いたしました公営企業会計法適用化に向けた例規整備支援業務委託料等を計上してございます。229ページを御覧ください。

2款施設費、1項施設整備費、1目施設整備費につきましては、先ほど主要施策で御説明いたしました水道施設整備基本計画策定業務委託料、メーター器更新工事を合わせて1,248万円を計上してございます。特定財源のその他の82万2,000円は一般会計基金繰入金でございます。3款公債費につきましては特異的な事項はございません。特定財源、その他338万6,000円は一般会計からの繰入金でございます。230ページを御覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目積立金の特定財源のその他1,000円は預金利子となっております。次の231ページから238ページにつきましては、当会計に属する職員1名分の給与明細書であり、説明を省略をさせていただきます。239ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。区分は簡易水道債及び公営企業会計適用債であり、合計欄で御説明いたします。前々年度末令和2年度末現在高は1億1,542万2,000円、前年度末令和3年度末現在高見込み額は1億794万4,000円、当該年度中令和4年度中の起債見込額は260万円、当該年度中令和4年度中の元金償還見込額は1,135万円、当該年度末令和4年度末の現在高見込額は9,919万4,000円となる見込みでございます。

次に、歳入について総括表により御説明いたしますので、220ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、4款繰越金、5款諸収入の合計4,908万2,000円が一般財源であり、2款財産収入、3款繰入金、6款町債の合計680万9,000円が特定財源でございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

間もなく議会終了の時刻となりますが、本日の会議時間は議事運営の都合により、令和4年度の各会計予算の説明が終了するまで延長します。

●議案第22号

○議長（田中誠君）

次に、議案第22号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

既に上程されております議案第22号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算説明書の243ページを御覧ください。

第1条第1項につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,578万円と定めるものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書により御説明いたします。第2条地方債につきましても後ほど御説明いたします。第3条につきましては、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。246ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、起債の目的、限度額等を定めるものであり、目的を農業集落排水事業債、限度額を2,320万円と定め、公営企業会計適用債、限度額を260万円、以下起債の方法等につきましては、表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、審議資料により予算の概要を御説明いたしますので、別冊の予算審議資料83ページをお開きください。

予算の総括表を御説明いたします。歳入歳出の予算合計額は1億4,578万円であり、前年度比較では8,421万4,000円の減、対前年度比63.4%となっております。

歳入の款ごとにおける予算額を御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、増減はございません。

2款使用料及び手数料につきましては令和3年度の実績見込みを参考としながら、前年度比較9万6,000円増の3,861万8,000円を計上するものでございます。

3款道支出金につきましては令和3年度から交付金から補助金に移行した処理施設機能強化事業への農業集落排水整備事業補助金として、前年度比較4,023万円減の2,450万円を計上するものでございます。

4款繰入金につきましては一般会計繰入金であり、前年度比較405万円減の5,526万1,000円でございます。

5款繰越金及び6款諸収入につきましては前年同額を計上してございます。

7款町債は処理施設機能強化事業に係る農業集落排水事業債と公営企業会計適用債を合わせて4,003万円減の2,580万円を計上してございます。

続いて、歳出の款ごとの予算額を御説明いたします。

1款総務費307万9,000円の増につきましては、令和3年度機能強化事業が新型コロナウイルスの影響により令和4年度に繰り越したため、消費税の増によるものでございます。

2款事業費8,057万8,000円の減につきましては、処理施設の機能強化事業に係る工事請負費の減によるものでございます。

3款公債費につきましては、前年度比較671万5,000円の減となっております。84ページ

をお開きください。

84ページは款別性質別節別の予算分類表であり、説明は省略させていただきます。次のページ85ページは令和4年度の主要施策の事業の内容、事業費及び財源内訳でございます。公営企業法適用化事業につきましては地方公営企業法の適用範囲の拡大に伴い、法適用化に向けて例規整備を行うものであり、委託料として264万円を計上いたします。特定財源260万円は公営企業会計適用債でございます。農業集落排水処理施設機能強化事業につきましては清里地区における機械設備、電気設備に係る工事等の経費として5,070万円を計上しており、特定財源につきましては農村整備事業補助金、農業集落排水事業債、それと一般会計繰入金でございます。

それでは、歳出について御説明いたしますので、予算説明書の255ページをお開きください。

歳出の特異的事項について御説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、当会計に属する職員1名分の人件費及び事務費として、1,265万3,000円を計上するものでございます。256ページをお開きください。

2目施設管理費につきましては、10節需用費1,658万6,000円、13節委託料951万5,000円など、2つの施設に係る通常の維持管理費として、合計2,664万7,000円を計上してございます。なお、さつつるクリーンセンターの休止に伴い、電気料が228万円減額となっております。2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費につきましては、下水処理事業費及び主要施策で御説明いたしました公営企業会計法適用化に向けた例規整備委託、処理施設の機能強化事業に係る工事請負費等の経費でございます。合計5,878万4,000円を計上してございます。特定財源の内訳は、国・道支出金の農業集落排水施設整備事業補助金2,450万円と農業集落排水事業債2,320万円、公営企業会計適用債260万円、その他の農業集落排水施設分担金10万円、一般会計繰入金300万円を合わせた5,340万円でございます。257ページを御覧ください。

3款公債費につきましては、地方債の元金償還金及び利子、一時借入金、合わせまして4,769万6,000円を計上しており、特定財源、その他は一般会計繰入金であり4,760万6,000円でございます。258ページから265ページまでにつきましては職員1名分の給与明細書であり、説明を省略させていただきます。続いて、266ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。区分は下水道債、特例債、過疎債、公営企業会計適用債であり、合計欄で御説明をいたします。前々年度末令和2年度末現在高は3億5,696万9,000円、前年度令和3年度末現在高見込額は3億3,724万4,000円、当該年度令和4年度中の起債見込額は6,280万円、当該年度令和4年度中の元金償還見込額は4,282万1,000円、当該年度末令和4年度末の現在高見込額は3億5,722万3,000円となる見込みでございます。

次に、歳入について総括表により御説明いたしますので、248ページへお戻りください。

2款使用料及び手数料3,881万6,000円が一般財源であり、1款分担金及び負担金、3款道支出金、4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入、7款町債の合計1億696万4,000円が特定財源でございます。以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

●議案第23号

○議長（田中誠君）

次に、議案第23号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

○焼酎醸造所長（永野宏君）

既に上程されております議案第23号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。予算及び予算説明書の鶯色の次の269ページをお開き願います。

第1条第1項につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億29万5,000円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書により御説明を申し上げます。第2条につきましては、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

続きまして、別冊の予算審議資料で御説明いたしますので、審議資料の鶯色の次の87ページ、予算総括表をお開き願います。

令和4年度の歳入歳出予算額の合計は1億29万5,000円であり、前年比較では29万7,000円の減額となり、前年度対比99.7%でございます。

歳入の款別における前年度比較金額の主な内容について申し上げます。

1款財産収入5,737万3,000円は財産売払収入であり、前年度の比較で124万5,000円の減額となっております。

2款繰入金4,289万1,000円は一般会計繰入金であり、前年度の比較で94万8,000円の増額となっております。

3款繰越金1万円は前年度繰越金であり、前年度と同額となっております。

4款諸収入2万1,000円は雑収入であり、前年度と同額であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費5,083万円は一般管理費で、前年度より246万3,000円の減額であり、主な理由は酒税であります。

2款製造費4,943万5,000円は醸造費であり、前年度より216万6,000円の増額であり、主な理由は消耗品であり、資材の在庫補充による増でございます。

3款公債費は前年度同額3万円であります。次ページ88ページをお開き願います。

焼酎事業特別会計の款別性質別節別予算分類表であり、説明は省略させていただきます。続きまして、89ページを御覧願います。

令和4年度焼酎等製造販売計画であります。1の製造計画であります。ジャガイモ1万6,800キログラムを原料に使用し、仕込み回数14回、製造数量は28.8キロリットルを製造いたします。資料のほう28.4となっておりますが、正しくは28.8でありますので、訂正をお願いいたします。2の販売計画であります。販売本数は焼酎、飲料水、その他を合計して5万6,370本、販売数量32.9キロリットル、販売額は5,737万3,000円で、前年より124万5,000円の減といたしました。販売額の単位でありますけれども、資料千円であります。正しくは円ということで訂正をお願いいたします。年度別製造販売数量の実績は下記に記載のとおりとなっておりますので御参照願います。

続きまして、予算書の事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、焼酎事業特別会計は279ページをお開き願います。

1款総務費、1目一般管理費の科目更正につきましては、職員3名分と会計年度任用事務員2名の人件費並びに管理用の物件費及び公課費などでありまして、昨年比246万3,000円の減額でございます。続きまして、281ページを御覧願います。

2款製造費、1目醸造費の科目更生であります。会計年度任用作業員の人件費及び醸造瓶詰経費、原材料費などの物件費でありまして、216万6,000円の増額でございます。総務費及び製造費の減額並びに増額の理由につきましては、予算審議資料、総括表の歳出で説明いたしましたので省略させていただきます。283ページをお開き願います。

3款公債費、1目利子につきましては3万円で前年度同額であります。なお、284ページ以降は給与費明細となっておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、272ページにお戻り願います。

総括表により御説明いたします。内訳につきましては、予算審議資料の総括表の歳入で御説明いたしましたので省略させていただきます。1款財産収入、3款繰越金、4款諸収入につきましては一般財源でありまして、合計額は5,740万4,000円でございます。2款繰入金につきましては特定財源で4,289万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。

●議案第24号

○議長（田中誠君）

次に、議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

既に上程されております議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算説明書の297ページを御覧ください。

第1条第1項につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,100万1,000円と定めるものでございます。第1条第2項につきましては、後ほど事項別明細書により御説明いたします。第2条につきましては、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

次に、予算の審議資料により予算の概要を御説明いたしますので、審議資料の91ページをお開きください。

総括表を御説明いたします。歳入歳出の予算合計額は6,100万1,000円であり、令和4年度から特別会計を新たに起こしておりますので、前年度比較では皆増となっております。

歳入の款ごとにおける予算額を御説明いたします。

1款売電事業収入につきましては、施設の供用が始まる6月から3月までの10か月分の売電事業収入であり、6,100万円を計上するものでございます。

2款諸収入につきましては、町の預金利子として1,000円を計上するものでございます。

続いて、歳出の款ごとの予算額を御説明いたします。

1款総務費全体では3,528万3,000円であり、発電事業に係る管理経費を計上してございます。

2款公債費は一時借入金の利子として6万7,000円を計上してございます。

3款基金積立金につきましては施設を維持していくための積立資産であり、1,362万7,000円を計上してございます。92ページをお開きください。

92ページは、款別性質別節別の予算分類表であり、説明は省略をさせていただきます。

それでは、歳出について御説明いたしますので、予算説明書の307ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、発電事業の目的でございます畑地かんがい施設の維持管理経費の節減を図るための経費として、畑地かんがい協議会への交付金1,973万4,000円を含む2,590万9,000円を計上してございます。2目施設管理費につきましては発電施設の修繕や保守委託など管理経費で937万4,000円を計上してございます。308ページを御覧ください。

2款公債費、1項公債費、1目利子につきましては借入限度額3,000万円に対する利子として6万7,000円を計上してございます。3款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては将来の修繕に引き当てるための修繕引当金320万円、欠損調整積立金182万5,000円、災害準備積立金330万8,000円、建設改良積立金529万4,000円を計上してございます。4款諸支出金、1項操出金、1目操出金につきましては発電事業において一般会計で負担をさせていただいております人件費及び管理事務所の経費を一般会計へ繰り出すもので、1市4町で定められたルールに基づき、1.5人分の人件費並びに事務所経費の8割に相当する1,202万4,000円を計上してございます。

次に、歳入について総括表により御説明いたしますので、300ページにお戻りください。

総括表で御説明をいたします。1款売電事業収入6,100万円、2款諸収入1,000円は歳計現金に係る町預金利子であり、合計6,100万1,000円でございます。共に一般財源でございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これで、各会計予算の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

明日は、9時30分からの再開となります。御苦労さまでした。

散会 午後 4時47分

令和4年第1回清里町議会定例会会議録（3月11日）

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教 育 長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副 町 長	本松昭仁
総 務 課 長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町 民 課 長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	熊谷雄二
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出 納 室 長	三浦厚
生涯学習課長	原田賢一

生涯学習課参与	小林	正明
農業委員会事務局長	熊谷	雄二
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

一般質問（4名 4件）

議案第17号～議案第24号（質疑の進め方の説明）

●開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則125条の規定により、3番 伊藤忠之君、4番 堀川哲男君を指名します。

●日程第2 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第2、一般質問を行います。
順次発言を許します。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、先に通告いたしました指定管理事業及び委託事業のあり方について、町長に一般質問をさせていただきます。

様々な地域振興の観点から、民間の持つノウハウを生かし、地域活性化や新たな地域雇用創出、さらには、行政改革の一環として行政のスリム化と効率化といった側面から、いわゆる業務のアウトソーシングが近年多くの自治体で進められ、当然、清里町においても取り組んできたと認識するものでございます。特に平成15年6月の地方自治法の改正により、住民福祉の利用に供する公の施設の運営管理について、指定管理者制度として民間事業者の参入が可能となったことから、清里町においては積極的にこの制度の導入を行い、現在、3温泉施設、道の駅、介護福祉施設をはじめ、8つの施設運営がなされている実態にあると思います。また、指定管理とは別に、従前から清掃事業や下水道施設、観光施設等の施設管理や運営が数多く町内の民間事業者へ委託されるとともに、本年度の町政執行方針で示されているとおり、新たに江南オートキャンプ場などの観光施設の運営管理と町の広報作成業務を直営から民間委託に移行する方向が示されているところでございます。

しかし、一方では、特に指定管理者制度におけるメリットと、特性とされる民間のノウハウを生かした住民サービスの向上や経費の節減、地域雇用の創出が十分に見られない事業や、逆に管理運営の適切性、雇用環境の面からも問題点等々の課題が大きく現れて、残念ながら、町としての制度運用や管理監督と指導の在り方が問われている事案が生じているのも実態ではないかと認識するものでございます。

こうした観点から、以下2点について、町長の所見をお伺いするものでございます。

まず1点目は、事業及び業務に関わる課題対応についてお伺いするものでございます。

現在まで私自身も一般質問または予算決算質疑において、指定管理や業務委託への外部知見の導入や見直しを提起してきましたが、さきの総務常任委員会において、道の駅パパスランドの指

定管理事業運営についても見解を町長にただしたところ、町長からは「基本的には会社内部の問題であり、もし協定等に関わる問題があれば見直しを行う」という答弁を頂いてきたところでございますが、本来的認識に若干違いがあると、まず、その点を強く指摘をさせていただかなければならないと考えるところでございます。もし問題があれば、見直すではなくして、行政の役割と責任においては、問題が生じないように常に見直し、評価を行うことが必要とされるものであり、また、外形的や形式的なものではなく、問題や課題の改善の実効性が求められているものと私は認識するものであります。

指定管理事業と委託事業においては、適切な事業者の選定と管理監督と指導が対になって運用されてこそ機能し、本来の業務の目的が達成されるかと考えるところでございます。また、指定管理制度については、メリットと同時にデメリット、そういったものがあるわけございまして、そういった場合においても、しっかりとモニタリングですとか外部評価、運用のガイドラインが設けられなければならないということが、制度運用開始後、約20年を経過する中で、行政としては一般的な運営の基礎・基本とされるものとなっており、清里町においては、個々の指定管理や委託業務の課題に対応し、こうした基本的な運用が機能する仕組みになっていたのか。加えて、迅速かつ適切な課題対応がなされているのか。町長の現状認識と見解についてお伺いするものでございます。

次に、2点目として、地域雇用と労働環境の見直しについてお伺いするものでございます。

少子化や超高齢化現象の中で、人口減少に歯止めが利かない状況が続いていることは憂慮すべき問題ですが、だからこそ、公共によって生み出される雇用の場や環境は地域振興にとって極めて重要な要件であると認識するものでございます。民間事業者の撤退や事業縮小があっても、新規参入がなかなかない当町の現実にあっては、指定管理や委託業務によってつくられた安定した雇用の場や機会は、地域循環型経済や若者・子育て世帯定住にとっても極めて大きな役割を担っているかと考えるものでございます。また、過去に一般質問をさせていただきましたが、障がい者の雇用の点からもより積極的な雇用が図られるよう、発注者である町としての運用に努めるべきものかと考えるところでございます。しかしながら、それらが本来的な地域における良質な雇用環境となっているのか、いささか疑問を持つものでございます。

さきの12月定例会一般質問においても、地域雇用の在り方を通した域内経済循環の重要について一部触れさせていただきましたが、一部指定管理事業において、雇用契約や就業規則が未整備で問題が生じている現実を見ると、公契約条例の制定などにより良質な雇用環境を町の責任によりしっかりと確保・担保する取組が、ハード面の公共事業発注にとどまらず、指定管理事業や委託事業についても急務となっていないか。公共が関わる地域雇用と労働環境の見直しについて、町長の所見と現状認識をお伺いするものでございます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま古谷議員より頂きました指定管理事業及び委託業務の在り方についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問の1点目の事業及び業務に係る課題対応についてであります。お答えをさせて

いただく前に、清里町における指定管理者制度の導入の状況について、まず、ごく簡単に説明をさせていただきたいと思います。その後、個々の指定管理や業務委託の課題と対応、さらには、モニタリングや運用のガイドラインなどによる基本的な運営が機能する仕組みとなっているのか、また、迅速かつ適切な課題対応についての御質問にお答えをさせていただきますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

御案内のように、公の施設の管理運営につきましては、多様化する住民ニーズにより、より効果的・効率的に対応するために、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法の改正によりまして、それまでは、公の施設の管理運営業務の委託については公共的団体に限られていたものでありますが、今般のその改正により、法人その他の団体であれば、営利団体、非営利団体を問わずに参入が可能となったものでありまして、この法の改正時点において、業務を公共的団体に行っていた公の施設の管理運営は3年以内に直営または指定管理制度のいずれかに移行することとされたものであります。

こうしたことから、本町におきましては、既に運営管理を業務委託しておりました穀物乾燥調製施設、そして介護老人保健施設きよさとの2つの施設を平成17年度から、そして、緑清荘、パパスランド、緑の湯、さらには、道路橋梁及び河川の維持管理の4つの施設を平成18年度から指定管理制度に移行し、平成19年度に設置がされました山小屋清岳荘と平成30年に設置がされたケアハウスきよさとにつきましては、開始年度初頭より、指定管理者制度によって運営管理を行っているところであり、御案内のように8施設が、現在、指定管理施設制度によって管理運営がされているものであります。

今後におきましても、当該施設の管理運営業務の実情が民間の企業能力やノウハウなどにより行政サービスの向上と経費の節減に結びつき、かつ雇用関係におきましても維持・改善が見込まれると判断される施設につきましては、引き続き指定管理者制度を活用してまいりたいと考える次第であります。

また、これらの指定管理に関する行政における管理監督と指導につきましては、指定管理施設の所管課におきまして日常的に指定管理者と連携協議をする中、施設管理と運営状況などの経営全般について意見交換をするなど、情報を共有しておりますし、年2回は事業評価検証のために必要とされる管理運営や事業報告などの資料の提出を頂く中、指定管理者等連絡会議によりまして個別のヒアリングを実施してきており、適切な管理運営とサービスの向上に資するよう取り組んでいるところでございます。

こうした意見交換やヒアリングなどを通じた中で、施設の管理運営や住民サービスの向上につながる重要な事項については、各年度ごとに提携をいたします年度協定に反映するなどの改善に向けて取り組みを行っているところでもございます。

ただいま御指摘がありました指定管理や業務委託への外部知見の導入や見直しについての質問の都度に、町長は問題があれば見直すと、そういうような答弁をされているということで、認識の違いがあるのではないかと、行政との役割と、また責任において、常に問題が生じないように見直しを行い、評価を行うことが基本でありまして、これら基本的認識への違いが御指摘をされたわけではありますが、ただいま申し上げましたように、指定管理者と所管課におきましては、日常的に意見交換、また、課題解決に向けた取組を行っているところでありまして、問題が生ずるまで何もしないでそのままにしていたということでは決してありませんので、この点については御理解を頂きたいというふうに存じます。

それでは、御質問の個々の指定管理や委託業務の課題対応に対しまして、基本的な運用が機能する仕組みになっていたのか、また、これらの迅速かつ適切な課題対応についての現状認識と見解についてお答えを申し上げます。

議員御質問の指定管理事業と委託事業におきましては、適切な事業者の選定と行政側の管理監督と指導、こうした機能が相まって、本来、業務の目的が達成されるものでありまして、私におきましても、そうした見解の下、指定管理及び委託事業を実施させていただいているところであります。

しかしながら、経年経過をする中で、基本協定や年度協定、仕様書などの点検・検査以外の職場体制や労働環境など、様々な課題や問題が散見されるようになってまいりました。

こうした問題には、専門的知識がなければ対応できない事態も生じてきておりますので、これらに対処するためのモニタリングの実施や運用のガイドラインを設定するとともに、令和4年度におきましては、外部知見を導入した労働管理と経営診断事業を実施させていただき、指定管理や業務委託におけるアウトソーシング事業の効果と有効性の向上に努めてまいり次第であります。

次に、2点目の地域雇用と労働環境の見直しについてお答えをいたします。

清里町のような人口の少ない過疎の町におきましては、民間事業者も少なく、雇用の場も限られておりますので、町が発注する公共事業や公の施設の指定管理または業務委託が、雇用の場として地域循環型経済や移住・定住の対策の上からも極めて大きな役割を担っているものと認識をする次第であります。

今後ともに公共による各種事業や施設運營業務の安定的な発注、アウトソーシングを行いながら、雇用対策と経済の好循環に結びつくよう、適正な管理運営に努めてまいり所存であります。

また、御質問の障がい者雇用につきましては、地域課題として積極的に障がい者の雇用と労働環境の向上に努めていかなければならないものと認識をする次第であります。

今年度より、子育て世代のワンストップ窓口として子育て世代包括支援センターを10月より開設するとともに、8月からは1市4町で開設をいたしました斜網地域障がい者基幹相談支援センターでの相談業務を通じ、障がい者雇用に係る支援活動もサポートされるようになっておりますので、連携をもって進めていきたいと考えているところであります。

また、あわせて、障がい者の雇用につきましては、事業所規模により雇用率が定められておりますので、当該事業所への積極的な雇用の確保と良質な労働環境への働きかけを促してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、議員御指摘の一部指定管理事業における雇用や労働環境における規定や規則が未整備となっていることなどにより課題や問題が生じている件につきましては、主に指定管理者の組織内部のことではあります。町におきましても、指定管理者への点検・指導において、指定管理の組織内部に係る労働環境や体制まで目が届かない、課題や問題を十分に把握し切れていなかったという点もありまして、これらについては深く反省をしているところであります。

今後は、指定管理者の組織内部における労働環境などにつきましても、しっかりと実情を把握し、適正な管理運営となるように、職員の習熟度の向上と労務管理士等や税理士等の専門家による行政サービス診断事業を活用し、社内体制の整備と住民サービスの向上に向けて、指定管理者に対し、的確に指導・助言を実施してまいり考えております。

次に、御提案の公契約条例の考え方ではありますが、御案内のように、公契約条例は、自治体が発注する公共工事や業務委託などに従事する労働者の賃金・報酬下限額を設定し、自治体、受注者の責任などを契約条項に加えることを定めた条例でございます。これはILOの条約に基づく

内容となっているわけでありまして、公契約の適正化を求める取組運動が、少しずつではありますが、全国的な広がりを見せてきておりますので、関心を持って注視をしているところでもございます。

この公契約条例の目的とするところは、従業員の方々の労働条件の下支え、公共施設サービスの品質の確保・向上、ダンピングなどを防止し、地域の賃金水準の維持・向上、地域に根差した事業経営、地域経済の発展につながり、経済の好循環を生み出すことにあります。

本町の指定管理や委託業務の受託において、雇用契約や就業規則などの法令が未整備の事業者もおりますが、まずは最低賃金や労働環境、ダンピング入札、見積りなどの現状把握を行い、問題の整理と解決に向けた方策について検討・検証させていただいた後に、公契約条例の在り方と制定について、関係業界や労働団体、意見聴取をしながら、議会とも十分に協議をしまいたいと考えておりますので、いましばらく時間を頂きたいと存じます。

以上、長くなりましたが、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、順次、再質問をさせていただきたいと存じます。

まず、確認をしておきたいんですけれども、指定管理者制度そのものについては、非常にその趣旨にのっとってしっかりと運用されれば、これは極めて民間のノウハウですとか、競争原理がなかなか働かない小さな町においては、経費の削減というのはどうなのかというところの側面があるわけですけれども、地域雇用等の側面から見ても非常に有効な制度というふうに認識した上で御質問させていただいている。当然、この制度だけではなくして、民間の活力、それから地域雇用という観点に立って、指定管理者制度以外にも、PPPですとか、長期契約制度の導入ですとか、地方自治の大きな見直しの中で新たな地域活性化を図られているのが実態ではないか。そういったものをしっかりと受け止めながら、町長の目指される地域の経済循環、雇用循環、こういったものを生んでいくことは非常に重要だと思っておりますし、ただ、そこで、今回答弁いただいたとおり、長い間、この制度を運用していくに当たっては、どこか制度的な問題だけではなくして、その制度を運用していく上での問題点が、現実的に全てとは言いませんけれども、ある一部においては強く顕在化してきている、そういった実態にあるのではないかと。

基本的な部分でもう一度、町長の考え方をお伺いしておきたいと思いますが、特に指定管理者制度について、施設の適正運営に係る町と指定管理事業者との関係、さらには関与の認識というのは、法的な部分だとか協定書あるわけですけれども、どのような関係にあるか。先ほど指導だとか助言というような表現が使われておりましたけれども、基本的なそういった発注者である町と受託をする指定管理事業者との関係と関与、その基本はどこにあるというふうに認識されているか、まずお伺いをさせていただきたいと存じます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります、先ほど来お話をさせていただいておりますように、指定管理者制度、地方自治法が改正になって、従前の公共的団体しか業務委託を受けられなかった。その内容が大きく変わって、一般の方々、個人は駄目ですけど、団体であれば、法人格があろうとなかろうと、どんな組織でも基本的には参加をすることができるというふうに切り替わってきたわけでありまして。そうした中で、町の公の施設を管理運営を頂くとすれば、ある程度のしっかりとした体制と責任が必要だというふうに我々としては思っております。

要件としては、団体であれば誰でもどこでもいいんだということではありますが、実際の運用となると、そういう責任の中で進めていく必要があると。そして、特に指定管理制度というのは、単純に業務を任せるということではなくて、町に代わって運営をしていただくという代行制度でありまして、これは行政処分としての任命に当たりますので、そのところはしっかりと担保しながら、我々としても進めていかなければならないというふうに理解をしている次第であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

まさしく町長が今御答弁いただいたとおり、指定管理者制度というのは行政処分であって、それは公平性の担保とかいろいろ法律的に規定されているわけですけども、基本的には、地方自治法の改正の段階に当たって、具体的には244条の第2項の中に明記されているわけなんですけれども、例えば10号でいけば、「地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる」。助言の指示なんです。さらに第11号では、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他の当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる」。非常に行政としては厳しい条件の下に指定管理者制度は運用されなければならない。まさしく町長がおっしゃったように行政処分としての指定管理者制度というものの規定を、単に助言とかそういった話ではなくして、あくまでもそれが公平公正に、さらに、本来の住民福祉の目的に供するような形の中で運営・管理されているか、指示をもって改善を図っていくということが明確に法律に規定されていますし、さらに併せて言わせていただければ、協定書の中についてもそういったことがきちんとうたわれている。これが基本的に町とそれぞれ受託をする指定管理事業者との関係性と関与の在り方の基本になっている。こういった認識をしっかりと持ちになっているかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります、関係性において地方自治法の中にしっかりとうたい込みがされておりますので、そういう中において我々としても認識をしております。そして、また、町の指定管理の基本契約書の中においても、しっかりとその条項部分が記載をされ、また、

運用がされるようになってきているということも申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

まさしくそのとおりなんです。1回目の町長答弁を頂いた部分について、私は全面的に可としておりますので、いろんな部分で外部知見の関係についても従来なかなか入ってこなかった。だから、どうしても、いい悪いは別として、実際に競争原理が働かない中において、そして、限られた事業者しか参入してもらえないという環境の中において、なかなか正直申し上げると、経費的な面の節減が図られるかという、非常に厳しいものがあると。これは事実じゃないかと。その中において、地域雇用というものがしっかり担保されて、良質な労働環境だとか、地域内経済循環、それと住民福祉に対する本来の公の施設の目的、これが達成されるという前提に立って、今申し上げた町と指定管理者の関係性、信頼性、そういったもの、それに対する議会、さらには住民の皆さんの信頼の中に成り立つ制度だと。それをきちんともう一回、しっかりと組織全体で認識していただく必要が一つあるのではないかと。今回、新年度予算において、外部的知見を入れながら、労務環境、内部的な経理の手法論、様々な部分についてやっていく。ある意味では、それは正しい対処の方法だと思います。ただ、少しその取り組みが遅かったのかなというのが、今、こうしたいろんな様々な問題が現出する中においては、現れてる事象として、ある一部は問題化しているのではないかと。こういった認識に立っております。

そういった中で、あわせて、そういった前提に立って、協定に係る委託料の考え方。具体的な部分でいうと、3温泉施設を例に取りながらお話をさせていただきますけれども、3つある温泉施設の中において一つ、緑清荘については、指定の委託料ゼロです。パパス、さらには緑、これはある程度1,000万とか1,000万弱ぐらいの委託料、指定の管理に対する経費という形になるんですけれども。そこで考え方として、特に集客施設とか営業利益が生じるような機能を持った施設等における部分の歳入、売上収入と、それから町の委託の関係、全体経費の関係性については、本来、ある意味では、特に道の駅なんかについては非常に営業利益が出てくる性質のものであって、売上げに生じている利益、それについては、一つはリスクとインセンティブ、これは両方の側面からきちんと整理された中において指定管理料が設定されているのかどうなのか。というのは、言い方はちょっときついですけれども、ある施設についてはゼロの部分で走っている。ということについては、そこではある一定の売上げをその施設の収入としながら、全体的な経費の中できちんと運営できる形。ところが、ある施設については、逆に言えば、それについてはインセンティブは全部指定管理業者が持ちますよ、ある一定の公的な部分だけ町が委託しますよという形を取っていますけれども、現実的に民間で考えた場合については資本に対する投資が全くない。それから、設備等についても減価償却をする必要がないという、その状況の中において、単純に利益部分と営業部分と福祉的部分を分離して指定管理料を導き出していくことが本当に妥当なのかどうなのか。そこで生じてきた利益は誰に帰するものなのか。

インセンティブ条項の中において、当然企業ですから、自分たちの働いている方の待遇の改善ですとか、ある一定の公の施設としての目的を達するための投資に使われる。それは可として、どういう形にするか。そういったものについても、もう少しシビアに今の時代、当初、約20年前に導入された段階においては、あくまでも福祉的な施設であったからそれでよかったかもしれま

せんけれども、現実的には営業的側面と今言った福祉的側面、こういったものが全体としてどう運営されていくのかということについて、全く違った形の中でもう一度、指定管理料の在り方についても見直していくことが必要ではないか。そういった認識に立っておられるかどうか。

特に今回、外部的知見を入れながらそういった調査・研究をされるということですから、それを含めて、そのベースになる考え方をぜひお示しいただきたい。このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それぞれの指定管理施設に関わる委託料等の関係であります。今回の指定管理の中で委託料の積算、特に住民利用施設、温泉施設との関係であります。

緑清荘においては、御案内のように、委託料は今、町自体では一銭も出しておりません。これの収支に当たってきちんと積算をした中で今までの実績を参考にしながら一定額を提示をし、それに向けて指定管理者が入札を行うということでありまして、そういう中において委託料が発生をしていないという状況にあるわけでありまして。

また、一方、道の駅のパパスさつづるの関係でありますけれども、そちらのほうについては、指定管理業務としてお願いをしているのは、施設全体のことはありますけれども、業務としては温泉入浴施設の部分についてのみ指定管理ということで、売店とレストランに係る収支については直接的に町には関与しないというようなことになっているわけでありまして。

当初は、全体を含めて指定管理、それらをもろもろ含めた中で指定管理を行っていきたいということで進めておりましたが、様々な御意見がある中で、そういうふうに分離をせざるを得なかったというような中で、指定管理の部分としては入浴施設のみという方法が若干ほかとは違う形になっております。

また、緑の施設の関係につきましても、それは特に売店、また、レストランというものがありませんから、入浴施設オンリーというような形で積算がされた中での収支積算された中での指定管理者からの見積りという中で運営をさせていただいております。

ただ、議員からも御指摘のように、経年たっておりますので、そうした算定の仕方が現状にだんだんずれが出てきているのではないだろうかというような御指摘でもございます。先ほども申し上げましたように、今年、行政診断サービス事業を導入していきたいというふうを考えておりますので、そういう中において、専門家の知見等を頂きながら、内容について十分精査をさせていただきたいと思っておりますし、ただ、この部分についても、基本契約が5年なら5年結んでおりまして、また、単年度契約もその中で毎年結んでいくようになりますので、そこら辺が明白になった時点で、また議会とも十分に相談をさせていただきながら、手法について十分検討させていただきたいというふうにする次第であります。

以上であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

私は委託料等下げれとか圧縮せいという意味ではありませんので、そういったもの、インセンティブとリスクというものがしっかりと今のそれぞれの施設の運営の実態に即した形の中において働いていき、ある意味、この言い方はちょっときついですけれども、リスクは全部町が負いますよ、インセンティブ的な利益的なものは全部指定管理事業者ではなくて、そういった施設指定管理事業者の努力に応じたものがきちんとインセンティブとして利益がもたらされ、先ほど言った利用者の利便に供される形や働く方の労働環境の改善につながっていく。また、適正なそういった内部留保が行われる。これは当然、企業としてあってしかるべき形式になっているんですが、ただ、そういった全体像がどうも少し時代の流れと長年の経過の中で、先ほど町長はしっかりと定期的なお互いの指定管理事業者に対する調査とかそういったものの報告等を受けながら協議が行われていっていますが、どちらかというと、ある意味では、会を重ねて行って年に2回とか言われていますけれども、現実的にこういった問題が種々生じてきたり、議会の中で議論されるということについては、決してそういった形で実務的にはなかなか積み残しているものが多く生じてきているのが事実じゃないかと思しますので、しかも、これはもたれ合いとは言いませんけれども、外部的知見、今回、令和4年度の予算の中で取り組まれるということについてはしっかりと受け止めていきたいと思えますけれども、あるときには公の施設としての本来の在り方だとか、地域住民の信頼だとか、疑問だとか、そういったものが生じないような形で、公明性を担保した中において行われること、これが指定管理事業や委託事業の基本になる。このように考えるわけで、再度、町長のその辺の取組についての考え方、確認をさせていただきたい。このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。指定管理業務にのみとどまらないとは思いますが、それぞれの公共施設を管理・運営を頂く、また、業務を実施していただくという場合において、それぞれのインセンティブまたはリスクが生じてくるわけであり。それも基本的には協定の中でインセンティブの在り方、リスクの在り方について協定を結んでいるところではありますけれども、必ずしもそのとおりに物事が進んでいくかということになると、様々な課題があります。そういう部分においても、しっかりと職員の中においても、そうした対応ができるような知見・能力を担保する必要があるということでもあります。先ほど申し上げましたように、職員の場合は人事異動とかそういう部分もありますから、いつまでもその部署でその仕事にだけということにはなりませんので、専門的な部分についてはある程度外部知見、専門家の意見を聞きながら進めていかなければならないものだというふうに思っております。早速、今年からそれに向けた診断等を含めながら事業の展開をしていきたいというふうに考えている次第であります。

また、特に今回の事例を踏まえて、協定の中でしっかりと定期的なモニタリングと随時のモニタリングというのがあるわけですが、そこら辺がどこまでしっかりと機能していたかという部分についてももう一度検証しながら、よりそういうモニタリング、要は監視や観察ができる仕組みを取っていきたいというふうに思っておりますし、それから発生した問題については、ざくばらんにお互い意見交換をさせていただきながら、二度とそうしたことが起きないように、指定管理として受けていただいた以上は、町の代行する業者になりますので、町と同じような考

え方の中で業務の遂行はしっかりやっていたかなきゃならんというふうに考えている次第でもございます。

いろいろな課題、問題、生じてきておりますので、これらにしっかりと正面から向かい合いながら対応ができ、そして、住民の皆さんに喜ばれる施設となるように、我々としても精いっぱい努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

私の目からして、職員の皆さん、担当する職員の皆さん、非常に一生懸命やっておられると思います。ただ、町長が今答弁していただいたとおり、細かな経理のお話ですとか、いろんなことについては、本来的な就業の規則ですとか、労務管理の関係だとか、そういったものに対して専門的知識やノウハウを持つわけではありません。ただ、行政として本来持つべき、先ほど申し上げたとおり、当該管理の業務または経理の状況に関して報告を求めて、実地について調査をし、または必要な指示をすることができるというその原点に立ち返ったときに、外部的知見も入れながら、本来行政職員の持っている能力も併せながら、しっかりとした運営が本来の目的に対応した働きが作用するように、ぜひとも今後、新たな方向性の中で取り組んでいただきたい。決して会社内部というような話ではなくして、町の問題としてしっかりと正面から捉えて、今後、運営管理、さらに指導・指示等をしっかりと当たっていただきたい。このように考えます。

次に、個別的な課題への対応にちょっと触れながらお話をさせていただきたいと思いますが、どうしても制度的な流れの中で、当町において極めて早い段階で指定管理事業を導入してきたという経過の中において、どうも法律的な運用や制度の運用について、これはちょっと拡大解釈的にやっているものはないかなとか、ちょっと方向性としては今もう一回見直すものがないかなと、そういった事例も生じてきている。正直申し上げて、例えば、令和4年度から道路の河川の指定管理、これは契約期間3年に短縮していく。さらに、単価、見積単価、積算単価についても、ある一定のものについては道の単価に置き換えていく。そう考えたときに、道路の道路法等の個別法においては直接的に町が管理しなくちゃいけない。ただし、この制度が導入された段階において、ある一定の条件の中において、その範囲を区分した中において指定管理ができますよと。ただ、うちの条例、17年の道路・河川に関する管理条例、見てみると、丸ごとできるような条例になっている。現実的に今回みたいな今年度みたいに災害に近い豪雪や豪雨が生じた場合、機動的に発動されていかないというような状況が生じてくる。そういうふうに考えたときに、指定管理の否定はしませんけれども、本来的に町が担うべき仕事、それと事業者には何らかの形で発注しなければいけない、そのときにどの制度を運用でやっていくかというところの根本的な考え方をもう一回整理され、一遍にやれとは言いませんけれども、段階的に見直していく必要があるのではないか。そのように認識する。

例えば、今、指定管理では、道路の話をしましたけれども、道路法では町が直接管理、ただし、指定管理者制度が導入された段階で、国交省においてもその翌年に、具体的に指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲というものをきちんと決めなさいとしていって、行政判断を伴う事務及び災害等については駄目ですよと。それ以外の具体的な清掃とか除草とか単なる料金の徴収業務、これについては指定管理としてやってもいいですけども、それ以外は駄目ですよと、

明確な基準を示している。ところが、うちの条例はそれに合致しないで丸ごと。したがって、いい悪いじゃなくて、現実的なそういった機動性だとか、即対応とか、災害に準じる部分の対応というのがなかなか現場レベルで、じゃあどっちの仕事なんだ、補正で金が必要じゃないか、これはもうオーバーしているんじゃないかと。そういったことじゃあ地域の安全性を担保できないような状況が生じる危険性もリスクも持ってしまうている。そういった意味では、制度の運用の手法論、これについても他の事業も含めながらも一度見直しをかけていただく必要があるんじゃないか。このように考えるところですが、町長の見解をお伺いしたいところです。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問でございます。特に課題となっております道路、橋梁、河川等の指定管理の課題であります。今、議員のほうから御指摘を頂きましたが、様々な問題が惹起をしてくているというのも事実でありまして、通常であれば、今までもどちらかというと指定管理というのは管理期間が長ければお互いに安定していいというのがありますが、内蔵する様々な課題がありますので、今回は、道路・橋梁の部分については、従前より短くして、3年のうちにそういう課題をもう一度根底から洗い直しをした中で、どういうふうに進めていくかというような意味合いを含めて、3年間に短縮して指定管理をさせていただいたところであります。

議員のお話がありましたように、基本的には通常の維持管理の部分が指定管理の部分でありまして、災害等についてはまた別枠での対応を町の責任としてやっていくというのが基本だというふうに我々も理解をするところであります。どうしても今般のように災害の発生からそれを復旧させるまでの時間的な余裕という、そういう部分を含めた中において、本来、別の角度で処理をしなければならないのが本来かもしれませんが、どうしてもそういう緊急性等、やむを得ずそういう部分を引きずりながらやってきたという部分もありますので、もう一度原点に立ち返りながら、そうした内容について指針も出ておりますので、しっかりと勉強させていただきながら、方向性を確認していきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

町長から前向きな答弁を頂いたわけで、現場の原課のほうでも担当者の皆さんはいろいろと検討されて、そういった改善に向けての第一歩を踏み出したというふうに理解して評価をしていきたいし、また、支援をしていきたいと考えておりますので。1回踏み出した制度が絶対未来永劫という形ではもうなくなってきて、今言った特に天候、特に気象異常だとか、いろんな状況が生じたりとか、現場での対応、逆に言えば、町として本来抱えるべき、しっかりと採用すべき職員が、技術職がどんどんなくなってきて、そういったはずみが出てきているのも事実じゃないかと。しかるべき職員、そういったものをきちんと町で抱えながら、民間事業者との連携の中に今言ったような対応を行っていく。それぞれの持つ特性だとか、それぞれの専門性だとか、機動性だとか、そういったものの優位性だとか、そういったものの両方をお互い合わせて、地域のそういった

安全管理や災害を含めた対応ができるのではないか。このように考えるところですので、今答弁いただいた方向性、ぜひ3年間の間においてどうあるべきかという原点に戻って、職員体制の充実も含めながらやっていただきたいし、また、委託においても長期契約制度があるわけですから、何ら指定管理にこだわってやらなくてもできる手法がもうたくさんあるわけであって、そこも兼ね合わせながらぜひぜひ前へ進めていただきたい。このように強く要望も兼ねて質問とさせていただきます。先ほどの答弁で、町長はその方向ということでありますので、この件については、答弁は必要ないというふうに考えます。

限られた時間ですので、2点目の地域雇用の問題です。これは非常に重要な問題。一件、私も公契約条例云々ではなくて、まず現状の課題の中でできることをやっていく必要があるんじゃないか。特に公の公共事業とか、町の施設の委託だとか、指定管理を含めて、そこでの雇用の創出というのは、なかなか新規参入の事業者がない中でしっかりやっていく。先ほども申し上げたとおり、若い人に限らず、障がい者においても、そこはしっかり地域、人口減少の中においても、町長がおっしゃるとおり、安心して働ける町をつくっていくんだぞという、そこをしっかりとした目標とするならば、もっと積極的にそういった環境の整備だとか、または民間事業者との協働的な取組を行っていくことがもう極めて重要な時期に来ているんじゃないのか。どう見ても見えた形になっていないというのが率直に申し上げるところです。

先ほど、パパスランドの問題も生じましたけれども、足元の指定管理事業においてさえ、申し訳ないんですけども、ある意味では労基法に抵触する、または違反するような事例として我々報告を受けている、委員会で報告受けたという、労働基準監督署の調査が入っていると。就業規則、雇用契約、こんなイロハのイのことができていない。公のところがしっかりと良質な担保をしていく。さらに、委託事業においても、積算根拠においてどういったものが、安ければいいではなくして、しっかりとした業務をやっていただいて、そこで働く人の生活もきちんと安定させていくという観点に立っての積算の見積りですとか、そこで管理経費、こういったものもしっかり上乗せしていくという考え方でなければ、安くてチープなサービスをやっていくと、これは持続性はないわけです。どこかで無理をしてしまう。そういうしわ寄せがどこへ行くかという、ある意味、働いている皆さんに行ってしまう。そこで定着ができない。離職をしていく。子育てができない。悪循環、地域経済の悪循環も起こしてしまう。そういった意味で、もう一度、本来的にどういった積算によって、きちんとそれぞれ公共が発注する事業において、雇用される皆さんがこの清里町においてしっかりと安心して働きながら子育てができるですとか、消費活動につながれると。そういった取組。

もう一つ強調したいのは、先ほど障がい者の話もありましたが、もっと目に見える形で、ぜひ障がい者の雇用を町内で進めてください。あらゆる機会が存在している。私、障がい者の雇用の問題、ずっと当選して何回も言っていますけれども、ほぼほぼ拡大している様子は——広域的な取組、それも結構です。連携しながらやる。結構です。ただ、町の仕様書等において、しっかりと法的な率だけではなくして、実態として雇用できるような環境、ぜひこういった取組を令和4年度の中でも前向きに取り組んでいく必要があるのではないかと、強く感じるところでございますので、その点も含めながら、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

町で発注している様々な事業、業務委託、工事、さらには指定管理事業というようなことで、アウトソーシングを今までも実施をしてきております。そうした中において、適正な委託料になっているのかどうかという部分、これは労働環境を含めた中での雇用単価がどうなっているのかという部分を含めての御質問かなというふうに思っております。

現在、町が直接的に雇用する会計年度任用職員制度というふうに、昔は臨時職員さんと言っていたものが変わってきていますから、町が直接の部分についてはしっかりと規定がございまして、その規定に基づいて運用がされるようになっております。

それ以外のどちらかという町が発注する様々な事業等の見積り関係においては、基本的には事業単価がありますから、その単価を使いながら発注をしているというのが実情でありますけれども、全体の指定管理のような形になりますと、そういうような見積りの仕方ではなくて、全体収支の中での見積り、必要人数等の関係で、そして、一般的な通常の単価を使いながらやっているというようなことでありますから、必ずしも同じルールで同じ決め方でやっているかという、そうではないというようなことでありまして、中身によっては、厳しく積算している場合も見受けられます。それもありますし、また、それよりも少し緩やかに見積もっているものもあると、そういう部分も多々あるのかなというふうに思っております。

いずれにしろ、雇用環境をしっかりと確保しなければ、人口に結びついていかないと、移住・定住にも結びついていかない、地域の活性化にも結びつかないというのが実情かというふうに思います。そういう中において、雇用環境をしっかりと確保できるような、そういうような見方をしていかなければなりませんし、単純に事業の発注においても、経費率の見方においても、かなり部門部門で差がございまして、そういう部分もどこの部分が適正なのかというのは、なかなか現状は難しいところがあります、はっきり言って。それで、一般的には、発注する場合には10%程度が経費率で共通管理費という形で予算化するわけでありまして、物によっては30%、40%なければできないこともあります。通常的な一般の事務処理だけであれば、10%もあればほとんど処理ができるというふうに思っておりますけど、専門性があるものとかそういうふうになってくるとまた変わってくる。その基準が実際問題としてこの業種にはこうだというのははっきりした基準がないというのも事実でありますから、よくそこら辺の内容を整理しながら、今後の対応に当たっていきたいというふうに思います。

それから、障がい者の関係であります。端的に、町役場自体においても、今現在は0.9%という雇用率になっております。これは障がい者雇用、せんだって法律が変わりまして、その拡大がされてきておりますから、まだそれから言ったら、うちの場合、ちょっと数字忘れましたが、2.数%の雇用率がなければならんと、うちの規模の場合。ですから、それに見合うように我々としては努力をしていかなければならないと思っております。そして、この雇用者枠については、一般の職員採用枠とは別に募集をかけて通年でやってきております。やってきておりますが、なかなか現状としては応募を頂けないというのも、これも実情でありまして、いまだ採用に至っていないということですが、引き続き、これらの関係については募集をしながら、雇用の確保に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。そんな内容で執り進めていくわけですが、先ほど申しあげました雇用環境における労働条件等を踏まえながら、全体的な対応が取れるように、職員につきましても、専門的な部分はまた別にしても、ある程度知見を深めるというのは必要になってまいりますので、担当の職員の関係においても、そうした教育関係をしっかりとしながら、人材の育成と確保に努めていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

時間ですので最後にしたいと思いますが、当然、様々な雇用の関係を、雇用環境をしっかりとしたものにしていくためには、積算単価が全て公共単価とか道単価にならない、市場単価を用いなければいけないとか、地域性を考えなくちゃいけない、様々な要素があるかと思いますが、現実的に当町のような人口減少、こういった極端な部分で進んでいる状況においては、公共が生み出す事業の中において、しっかりと底支えしていくというその姿勢と形が少なくとも緩やかな減少に止めたり、新しい雇用の創出だったり、また、この地域で働いてみようとか、そういった意欲につながっていく。ある意味では、地域全体のマネジメント、これにつながるということをぜひぜひもう一度その原点に帰っていただいて、ある特定分野の問題でなくして、そういったことを含めて地域マネジメントをやっていく、その責任が町長を含めて役場の中にあるんだ、行政の中にあるんだという観点をもう一度立ち返っていただいた中において、先ほど申し上げました指定管理事業や委託事業、その果たす役割、機能、評価、さらには、そこにおける雇用環境の改善や良質な雇用環境の創出、障がい者の雇用、こういったものを責任を持って前へ進める。そういった取組を具体的に実務的に進めてください。制度や仕組みをたくさんつくっても、広域であっても、実態として伴っていなければ、ありますよというだけであって、意味がないとは言いませんけれども、実際にそういったものが機能してこそ、初めて地域振興が図られる。そのような観点についての取組を令和4年度、前向きに積極的に執り進んでいただくことを期待したいと思います。

以上をもって、一般質問を終わります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

公共事業による、公共による雇用の確保と、極めて重要な課題というふうに受け止めているところであります。そういう中において、行政が率先してそういう環境づくりを進めていき、そして、また、地域事業者に対しても、そういうものをしっかりと働きかけができるように実務として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（田中誠君）

これで、古谷一夫君の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

連日、ロシア軍によるウクライナへの侵攻のニュースが報道されています。建物に撃ち込まれるロケット弾、逃げ惑う人たち、立ちすくみ涙ぐむ子供たちを見ると、何とも言えぬむなししい気持ちと腹立たしさが湧き上がってきます。一日も早い戦争の中止と平和を望みます。

今回、私は、子供たちの体力向上と課外活動について質問させていただきます。

この2年間、新型コロナウイルスの感染拡大により度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令され、子供たちは学校生活や課外活動において大変不自由な生活を強いられ、活動も制限されています。子供たちの体力低下が指摘される近年ですが、新型コロナウイルスによる活動制限がさらに拍車をかけてしまうのではないかと心配されるところです。

そのような状況の中、近年、スポーツ少年団活動も団員数の減少や指導者の成り手不足など、様々な問題を抱えています。また、文化・教育の課外活動においても、30年の歴史を持つそろばん教室が、新しい生徒の募集をストップせざるを得ない状況となっています。子供たちの数が減っているとはいえ、これらの問題はなるべく早く解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えます。

それではまず、令和3年度全国体力テストについて質問をさせていただきます。

毎年、スポーツ庁では全国体力テスト、正式には全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行っています。昨年度は新型コロナの影響で中止となり、2年ぶりの調査となりました。

まずは今年度の清里町における体力テストの結果と、どのように分析をされているのかを質問させていただきます。

次に、スポーツ少年団への支援について質問させていただきます。

現在、町内では、陸上、水泳、野球、バレーボール、剣道、スケートの6つのスポーツ少年団が活動しています。どの少年団も歴史は長く、各大会では優秀な成績を収め、全道大会、全国大会へも駒を進めています。しかし、近年、団員数の減少により、近隣の町との合同チームになったり、存続が危ぶまれる少年団もあります。そして、どの少年団も指導者不足、指導者の育成に悩みを抱えているのが現実です。

子供たちの体力向上、運動能力アップ、心を鍛え、心身ともに成長していくためにスポーツ少年団活動への支援は必要と考えます。町の支援の状況について、お伺いします。

以上2点、1回目の質問として、教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

ただいまの堀川議員からの御質問、子供たちの体力向上と課外活動についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果と分析について。

議員おっしゃるとおり、学校におきましても、この新型コロナウイルスの影響は各方面に及んでおり、苦慮しているところでございます。この全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、毎年、国が実施しておりますが、先ほど議員おっしゃるとおり、昨年は中止となりました。

た。

本年度は令和3年7月までの間に全国で実施がされております。対象は小学校5年生と中学校2年生の全員であり、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げの各種目の記録を計測するもので、結果は全国平均を50としたときの数値、これがレーダーチャートによってそれぞれ表されております。

また、運動に対する質問紙による調査も行われ、本年度、清里町におきましては、小学校5年生36名、中学校2年生34名が調査に参加をしております。

初めに、小学5年生の結果についてですが、男子は各種目ともほぼ全国平均か全国平均を上回る状況でありまして、20メートルシャトルランやソフトボール投げなどが全国平均を上回る状況となっております。女子につきましては、ほぼ全国と同程度の結果となっております。

続いて、中学2年生の結果ですけれども、男子は全国平均並みか、種目によって全国平均を若干下回る状況でありまして、女子が全種目において全国平均を下回っているという状況であります。この全体といたしましては、おおむね全国並みであるというふうに捉えておりますけれども、先ほど申し上げました中学校の女子の結果が低いという状況にあります。

しかし、これらの結果につきましては、例年行われております全国学力・学習状況調査と同様に、本町におきましては調査人数が少ないということから、その学年の傾向にもよるといふふうに捉えているところでございます。

続いて、2点目のスポーツ少年団の支援についてお答えいたします。

スポーツ少年団に対する支援につきましては、清里町のスポーツ少年団は、御指摘のとおり6団体、全体で約110名の子供たちが加入をし、活動をしております。これらの団体が全体でスポーツ少年団協議会を組織しております。

教育委員会、町といたしましては、これまでの間このスポーツ少年団協議会に対しまして、活動費として年間63万円の補助を行うとともに、これとはまた別に大会関係、管内予選を突破した全道・全国大会に出場する場合などは町から直接、一定の基準に基づきまして、原則として交通費・宿泊費の実費分を補助しております。

今後におきましても、子供たちのこの自主的なスポーツ活動に対しましては、町として支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

それでは、1点目の全国体カテストについて、再質問をさせていただきます。

全国体カテストは2008年から今の形で行われています。教育長の説明のとおり、小5と中2を対象に筋力や持久力、柔軟性を測定するため、実技8種目を点数化して表します。

清里町の結果については、全体としては全国並みではありますが、女子が全国平均よりやや低い傾向というような報告でした。中学生は、男子が全国平均並み、女子は全国平均よりやや低いということでありました。

清里町の結果を全国と比べて一喜一憂するのは正しくありませんし、データはデータとして傾

向を分析し、生活習慣での課題も含めて体力を向上するために活用していただきたいと思います。

先日、網走の全国体力テストの結果が新聞に載っておりましたが、網走の場合ですと、テレビ・スマホを見る時間が長く、肥満傾向である。そして、朝食抜きの割合も高めであるというような調査結果が報告されておりましたが、このようなことも、生活習慣等も含め、我が町も分析して生活習慣等の見直しも含めて活用していただきたいと、このように思います。

さて、全国の子供たちの結果はどうだったのかといいますと、新型コロナの影響により2年ぶりに行われた今年度の結果は、小中学校の男子・女子ともに前回2019年度より下がり、体力の低下が鮮明となりました。男子は、いずれも過去最低を記録しています。

スポーツ庁は、体力低下の主な要因として、コロナ禍で各種学校活動が制限されたことに加え、従来からの運動時間の減少、スマートフォンやゲームの利用時間の増加、肥満の子供の増加などを挙げています。

子供の運動能力や体力の低下は、それ以前からも問題視されており、1985年から2018年の33年間で小学校5年生の男子の身長は2.3センチ、女子は1.6センチ身長が増加して体格はよくなっていますが、一例でソフトボール投げでは、男子は34メートル投げられていたものが28メートル、女子では20.5メートル投げられていたものが16.8メートルと、それぞれ20%もダウンしています。

スポーツ庁では、さらにこのように分析しています。運動している子供と、運動していない子供の差が広がっている。つまり、運動をしている子供の運動能力と体力は向上しているのですが、運動をしていない子供の運動能力と体力はますます低下する傾向にあり、その格差が深刻化している。と同時に、体を思うとおりに動かせない子供が増えてきている。

例えば、靴のひもを結べない、スキップができない、リズムを取って体を動かすことができない子供が増えてきているとのことです。その原因として、生活が便利になり、歩くことや体を動かす機会が減ったことや、外で遊ばなくなった、遊ばせなくなった、そして家事の手伝いの機会すら減ったと分析しています。

このことは清里町の子供にも当てはまるのではないのでしょうか。これらを解決するには、地域において子供たちが体を動かすための環境整備が必要と考えます。誰でも集まることができるスポーツや外遊びの場、それに伴ってのスポーツや外遊びの指導や見守り、自然体験活動などを地域で取り組むことも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

ただいまの体力の関係の再質問でございます。

まず、議員おっしゃるとおり、この体力調査、また学力調査につきましても、先ほども申し上げました人数の関係もありますし、年度によってのばらつきというのもございますので、そこをそれだけを見て単に一喜一憂することなく、継続的にこの取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、網走の例をおっしゃっておりました。本町においては、テレビ・スマホですとか朝食、こういった部分、ほかの調査でも行って学力のほうだったと思いますけれども、若干そういうテレビ・スマホ等は時間が長めという傾向もあります。朝食はほぼ取られているという傾向だった

というふうに思っております。

本町におきましても、こういったことも改善に努めて、学校とも協議しながら進めております。

また、体力の関係で若干体格のほう、これもこの体力調査の中では身長と体重、肥満度というのが出てきております。その中ではおおむね平均的なのですが、身長の部分でいくと小学生は大體、男女とも平均です。身長は中学生が高いというふうに出ております、男子です。中学校の男子は高い、逆に女子はちょっと低いというような数字が出ています。これも先ほど申し上げた、今年度のそういった傾向なのかなというふうに捉えておりますけれども、それほど肥満傾向にはないということになっているようでございます。

そして、先ほどおっしゃっていたように、この体力の関係です。子供だけではなくて、大人のほうもそうした日本全体の生活環境が変化しているということで、車のみならず、いろんな家電製品等が普及し、AI技術が発達しているということがあるというふうに思います。これらの生活の変容、地域コミュニティの在り方などによっても多大な影響があると、およぼして体力・運動能力については子供たちのみならず、大人も多分変化をしてきているのではないかなというふうに思います。

清里の子供たちの運動に関する状況につきましては、学齢期から体を使った遊び、運動を推進するためのきっかけづくりといたしまして、平成28年から、ひよっこクラブという事業を実施しております。幼児とその保護者が、家庭で一緒に体を動かすことができるようにするというところを目指しているところであります。

また、小学生の約7割程度が加入しております学童保育におきましては、プラネットの多目的ホールですとか外のモトエカ広場、こういった施設を活用し、鬼ごっこ、ボール遊び、縄跳びやバドミントンなどを行って子供たちがたくさん日々運動し、汗をかいております。

さらに、スポーツ推進委員によります子供の体力づくり事業といたしまして、わんぱくジュニアクラブを例年ですと年間7回ほど開催しております。昨年、一昨年はちょっと回数が減っておりますけれども。また、自然体験活動については、子ども会育成連絡協議会が中心となりまして、体験・発見スクールというキャンプや野外活動を中心とした事業も展開しております。

このように地域の団体やスポーツ推進委員、教育委員会において、各種体力づくりの事業が展開されておまして、子供たちが体を動かす環境というのは、一定程度は整っているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

昔とは生活環境が大きく変わった今、私たち大人も一緒に考えて生活習慣を見直していく必要もあると思います。

清里町の子供たちの運動に関する状況については、ひよっこクラブ、学童保育、わんぱくジュニアクラブ、体験・発見スクールなどのメニューを保護者やスポーツ推進委員、子ども会育連協の協力を得ながら進めているということを理解しました。このように体力づくり事業と体を動かす環境が一定程度は整っているということなので、さらに参加者を増やす取組などをお願いしたいと思います。

では、学校における取組はいかがでしょうか。始業前や休み時間を活用した体力づくり、外部の指導者を補助的に入れることによる体育授業の充実などは、いかがでしょうか。

さらに、中学校においては部活動の地域移行の問題があります。このことは教職員の働き方改革で教職員の負担を減らすこと、加えて部活動の質を上げることを目的に教職員による部活指導から地域による部活指導へと、令和5年度から段階的に移行させていくというものです。このことも次年度、準備を進めていかなければならないと思いますが、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

まず、先ほどの地域の取組という部分です。参加者の増への取組ということですが。

子供たちも近年はいろんなそれぞれの習い事があったり、少年団活動をしていたりということで、子供も忙しいというのが現状であります。ただ、そういった中におきましても各団体が協力をして、できるだけ参加をしやすい、そして親しみやすい、そういった活動ができるようにまた努力していきたいというふうに考えております。

続いて、学校における取組ということですが、小学校におきましては加配教員を以前、配置をいたしました。体育専科の加配教員、この教員のノウハウをその後も活用した取り組みを行ったり、現状ではタブレット等のICTを活用して、自分の動きを映像に表して見せて指導をするというような効果的な指導等も行っているところでございます。

また、徒歩通学、できるだけ歩いて学校に通ってほしいというようなことを奨励するとともに、小学校におきましては昨年、一昨年ちょっとできておりませんが、斜里岳ロードレース大会、これを今、全校参加ということで取組をしておりまして、特に大会前の練習も行っているところでございます。

令和4年度、今後につきましては、子供たちが運動に興味を持って運動が好きになる、そういった児童を増やすこと、またこの調査の中でも若干出てくるんですけども、一人一人の運動量が少ないということも出ておりますので、運動量を増やすことを目標に体育の授業を充実させていきたいというふうに考えております。

中学校におきましては、基本的には、体育の授業と運動系部活動における指導というのが中心となってまいります。なお、小中学校ともに今、スキーの授業、スケート、夏は水泳においても町内の外部の指導者を招いて指導に当たっていただいております。

中学校の部活動の問題ですが、これはもう本町のみならず、全国的に今は大きな課題となっております。

部活動は本来、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものでありまして、教育課程外の活動という位置づけでございます。そうはいっても、教職員は協力しているわけでありまして、私たちと同様に1日7時間45分の勤務時間、土・日、祝日は休業日というのは当然であります。平日は教壇に立って指導をするほか、授業の準備、生徒指導、教務などいろんな業務がありますけれども、そのような中で授業終了後の時間、この部活動の指導に当たっております。あくまでも位置づけは、これはボランティアとしての位置づけでございます。

なお、土曜日・日曜日も練習、各種大会参加ということで指導に当たっておりまして、そうい

ったことで結果的に恒常的に時間外勤務といえますか、長時間労働につながっているということでもあります。これらの厳しい状況を改善すべく、近年は教職員の働き方改革を推進されているところでもあります。

その一つとして、部活動を地域の人々の協力、社会教育関係団体等との連携により推進するという方策が、文科省から一つの方法として示されています。都会なんかは民間のそういった事業者もいるので、そういった活用というような案もあるわけですが、こういった小さな地域ではそういった例が示されています。

しかし、単純に考えても平日、中学生が授業を終わって午後3時半から部活動を行うわけですから、その指導ができるという地域の人、社会人というのは本町においては極めて少ないというふうに思われるところでございます。

そういったこともありますので、今後は学校・地域・行政、そして保護者の皆さんがそういった適切に役割を分担しながら、この部活動を推進していくということが必要と考えておりますので、今後、関係者による協議をさらに進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

中学校の部活の地域への移行、この問題は令和5年度から既にもう段階的に行われることが決まっており、喫緊の課題です。都会ならばスポーツジムなどでスポーツをなりわいとしている人もたくさんいるでしょうが、田舎では外部委託をするのも一苦労だと思います。

この後の質問でもスポーツ少年団の指導者問題で触れさせていただきますが、人材の確保は大変で、町として後押ししていかなければならないことだと考えます。

次に、スポーツ少年団への支援について伺います。

スポーツ少年団活動は保護者が中心となって運営する、基本的にはボランティアで成り立っている組織です。日々の練習に加え、大会参加には大会参加費、遠方の大会ではそれなりの交通費がかかってきます。保護者の負担を減らし、参加しやすい少年団活動にするために助成金の増額、利用しやすい学習センターバスの運行などを考えていかなければならないと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

先ほどの人材確保の関係につきましても本当に難しい問題でありますけれども、何とかやっていかなければならないと。先進的に取組を進められている他自治体などもあります。そういったところも参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

続いて、スポーツ少年団への支援の関係ですけれども、このスポーツ少年団活動というのも、やっぱり保護者が中心となって運営をされる、基本的には指導者とボランティアで成り立ってい

る組織ということになります。毎日の練習に加えまして、大会参加には当然、大会の参加費ですとか、遠方の大会の場合はそれぞれ交通費等が必要となってきます。できる限り保護者の負担を減らし、参加しやすい少年団活動を行っていくため、いろんな方策を町としては考えていかなければならないというふうに思っております。

本町におきましては、このほかにも様々な子育て支援活動は行っております。教育委員会におきましては、ランドセルの配布ですとか給食費の無償化、学童保育の利用料も極めて低い額に抑えております。

先ほども申し上げましたとおり、少年団への運営費、大会参加費についても支援をしているところでもあります。これらいろんな面、状況を踏まえた中で自主的な活動としての少年団活動、当然、保護者の役割が重要となってまいります。

生涯学習活動車につきましては、少年団、子供たちの利用については100%免除をしております。また、利用人数の基準についても15名という基準があるんですけども、そこは下回る場合でも利用を許可しているという状況にあります。

バスの利用時間の関係ですけれども、これもおおむね午前7時から午後6時ということで定めております。実際には相談に応じて融通を利かせているという場合もあります。

ただ、貸切りバスの運行というものは今厳しくなっておりまして、国土交通省の告示により定められている基準がありますことから、利用時間を延長するという場合は相応の負担が生じてくるということも実態でございます。そういった部分については、保護者のほうの利用する団体の負担ということで負担していただいているということも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

教育長おっしゃるとおり、清里町は子育てに対して大変手厚い支援を行っております。スポーツ少年団への補助金を増やせば団員が増えるとは一概には思えませんが、スポーツをするためにお金がかかるということがスポーツ少年団参加へのネックとなるのであれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

生涯学習センターバスにおいても、遠方の大会に行くには7時前に出発しなければならないということも多々あると思いますので、その辺の融通もしていただけるようにぜひ配慮していただきたいと思います。

子供たちの体力向上には、スポーツ少年団などが練習する環境の充実が必要です。安全に練習するために危険な施設の修理・改修、古くなった施設のメンテナンスが必要です。以前から指摘されている野球場、古くなってきたトレセン、武道館、ゲートボール場、水はけの悪い町民グラウンド、スケート小屋、スキー場のリフト・ロッジなど、メンテナンスを計画的に行っていかなければなりません。

そして、快適に利用しやすい施設であれば、よりよい練習につながり、結果もついてくるはずですが。例えば、プールの営業期間は5月から10月までですが、あともう少しくローズが遅ければ、11月に行われる1年を締めくくる総仕上げの検定まで練習ができます。スキー場、スケートリン

くも近年、暖冬の影響や雪不足で苦慮していますが、一日でも長い営業期間が望めますし、雪や氷のコンディションもよいものが求められます。体育施設と練習環境の充実についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

子供たちの体力向上、スポーツ少年団活動、そういった練習環境の整備・充実という観点でございます。

生涯学習総合センターやトレーニングセンターをはじめとする各種体育施設につきましては、どれもが実質、実際に老朽化をしております。必要な改修や修繕は、これまでも行ってきてはおります。ただ、これらの施設は昭和から平成の初期に当時の人口や利用者数、こういったものを基にして建設されたものであります。

教育委員会といたしましては、中長期的な施設の在り方について、社会教育委員、スポーツ推進委員の皆さんと議論を始めたところでありまして、また、令和4年度中においては個別施設計画の策定も考えておりまして、町全体の公共施設の在り方を踏まえ、現在の人口や利用者数などに応じた適切な社会教育施設の在り方、計画的な維持管理の方向性を示していきたいというふうに考えております。

なお、御質問のあったプールの開館期間につきましてですが、利用者の動向、少年団活動の状況を踏まえまして、令和4年度からは利用実態を踏まえた開館期間ということで——現在は5月1日から10月30日までの6か月間行っておりますが、この長さは変えずに時期を半月後ろにずらしまして、5月の16日から11月の15日までにと改めているところでございますので、御報告をいたします。

以上、そういった中でスポーツ少年団等の利用環境についても、そういった利用実態にも合わせながら、今後におきましてもそういった軽減措置ができるかどうか、そういったところも状況を判断しながら、必要な場合は見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

体育施設だけでなく、町全体の公共施設を考えると中長期的な計画に沿って維持管理を行っていかねばならず、非常にお金もかかってくるのだと思います。メンテナンスをしっかりと行って長持ちをさせながら、よりよい練習環境をお願いしたいと思います。

次に、スポーツ少年団の指導者の確保と育成について伺います。

現在、どの少年団もほぼ1人か2人の指導者に頼らざるを得ない状況です。長い間指導をされている指導者には本当に頭が下がる思いです。しかし、次につながる指導者の育成がなかなか思うようにいきません。専門の指導者が理想ですが、現状を考えると補助的なものでも十分負担を

減らすことができると思います。

町で、スポーツインストラクターやスポーツトレーナーの雇用を考えてはいかがでしょうか。地域おこし協力隊や、そのようなものを利用して募集するのも一手だと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

指導者の関係でございます。スポーツ少年団活動につきましては、それぞれ子供たちの自主的な活動ということで行っております。そういったことから、指導者の確保、これも現状では、基本的には保護者の皆さんが協力して指導者をお願いするなどして運営をしているというものでございます。

しかしながら、人口の減少に伴いまして、各種競技を指導できる方はなかなか見つからないというのが現状であるというふうに承知しておりますし、教育委員会としても支援を行っていかねばならないというふうに思っております。

そういったことでスポーツ指導、指導者育成研修会等、参加者に対する経費の補助も行っております。また、少年団協議会のほうからも、そういった研修に対する助成も行っております。今後もスポーツ少年団を維持・運営していくためには、近隣の自治体の少年団との連携・協力や、スポーツ指導を業務としている団体等への委託なども視野に入れる必要があるということもあろうかと思っております。

御指摘の地域おこし協力隊についてですけれども、仮に3年間来ていただいて指導をしていただいたとしても、その後、継続的に指導をしていただくためには、やはり来た方も生業として確立をする必要もあるというふうに思います。

中学校の部活動も同様ですけれども、今後は行政と地域、そして保護者がまずはこういった現状認識・共通認識を図った中で、それぞれの立場で役割を担っていくということが必要となってくると思います。教育委員会といたしましても、団体、保護者からの求めに応じながら、出来得る限りの支援は行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

スポーツに関わる人材は必要です。スポーツ少年団の指導、先ほどの質問での体育の指導や部活動の指導も喫緊の課題です。ぜひ町として、スポーツ人材の雇用、そして後押しを考えていただきたいと、このように思います。そして、そのことが子供たちの体力の向上につながり、課外活動の充実につながることを願うところであります。

質問の冒頭で触れましたが、子供たちの課外活動の一つである、そろばん教室が新しい生徒の募集をストップしています。30年間の歴史の中で約2,000人の子供たちがお世話になった教室が、このまま幕を下ろしてしまうのは本当に残念なことです。ふだんの生活の中で必要な計算やもの考え方ができるようにと、子供たちはそろばん教室に通っていました。そろばん教室をこの町

に残すべきだと思いますし、町も事業承継の後押しができればと思います。

まだまだ新型コロナは高止まりで終息とはいきませんが、先月の北京オリンピックではジャンプ、スノーボード、スケート、カーリングと、選手たちがたくさんの感動をくれました。パラリンピックも現在、開催中です。スポーツが子供たちに夢と感動を与え、元気に伸び伸びとスポーツを楽しめる環境づくりができますことを願ひまして、質問を終えたいと思います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

子供たちの体力向上、そしてスポーツへの支援ということで今後におきましても、これまでも支援を行っている状況を踏まえ、子供たちのニーズや人数、そういったところを踏まえながら、町といたしましてもできる限り、そういった自主的な活動に支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

本町はオリンピック選手も輩出をしております。また、現時点におきましても、いろんな分野で世界を股にかけてといえますか、活躍している選手もいらっしゃいます。そういった選手の姿を見たときに、やはり子供たちが自分もそういったところを目指したいということがあるというふうに思います。そういった気持ちを大切にしながら、各種環境整備等も進めていきたいというふうに考えております。

また、そろばん教室の関係、こちらにつきましても非常に伝統のある教室というふうに思っております。これまでも管内ですとか全道の大会にも出場をされて、優秀な成績を収めている児童生徒もいらっしゃいます。

ICTがどんどん進んでいる中ではありますけれども、やはりそういった中でも子供たちにとって、このそろばんというものが大変有効な学習活動というふうにも捉えております。施設的にもまだまだ使える施設ではないかなというふうに思っておりますので、直接的にこういった支援ができるかというのはまたありますけれども、そういう継承に向けた支援を出来得る限り、こちらを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

これで、堀川哲男君の質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

今回、私のほうからは、空き家対策について、御質問させていただきたいと思います。

清里町も人口減少、町民の高齢化、また核家族化が進む中、高齢者のみで持ち家で暮らしている方々も増えている状況にあると思います。

そのような中、本町の空き家件数も100件程度あると聞いております。

空き家の利用が進む状況であれば問題はないと思いますが、老朽化が進み、利活用がなかなか難しい空き家も多くあると思います。

12月の定例会でも、伊藤議員より、空き家の利活用の質問がございました。これは、全国的な社会問題になっている問題であります。

また、2040年には本町の人口も2,800人まで減少していくという予想も出ています。

このような中、今の現状を、今後、増えてくるであろう空き家に対して町としてどのように対処していくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま岡本議員よりいただきました空き家対策について、今後、増加が予想される空き家への取組についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、本町における空き家の状況であります。少子高齢化による人口減少を背景に、リタイヤによる離町、継承者不足による空き店舗、事業所の撤退、一人住まいの高齢者の増加といった、そうした実態から、空き家は年々増加している傾向にあります。特に、町外転出者の約3割が高齢者という実態と、今後迎えるさらなる人口減少と高齢化率などの推移から、空き家・空き地対策は本町にとっても重要な課題の一つと捉えているところでございます。

特に、高齢者に起因する課題としては、高齢者世帯の数に比例した単身世帯高齢者の増加とそうしたものから見て、今後、さらに空き家の増加が予想されている次第であります。

このような状況を踏まえて、町としては平成26年度に空き家バンク事業を創設し、本事業をはじめ住宅改修等事業、移住定住支援交付金事業、若者世帯居住推進家賃補助事業、空き家利活用促進事業などの関連事業とともに、空き家の解消に向けた対策を講じてきたところでもございます。

次に、本町における空き家の実情でございますが、空き家バンクの事業による調査によりますと、空き家の件数で139件、空き地では36件あることが確認されております。

また、消防の清里分署の調べによりますと、空き家のうち68件は窓や外壁、屋根などが破損した異常家屋であることも確認がされているところでございます。

一方、これまで実証してきた空き家の解消につながる事業での効果であります。空き家バンク事業への登録件数は過去8年間で62件ありました。そのうち中古住宅の活用実績で27件、空き地の活用実績で12件となっております。結果としては39件の空き家・空き地物件の解消につながったものでございます。

このほか住宅改修等事業、移住定住支援交付金事業、空き家活用促進事業、若者世帯の居住推進家賃補助事業などの活用によりまして、中古住宅の購入や賃貸、空き家の解体の促進などにより79件の物件が空き家物件とならずに有効に利活用されている状況でありまして、空き家バンク事業とこれらの事業を合わせ全体で118件の空き家解消等につながったものであります。

今後の人口推計などから推測いたしますと、まだまだ対策として十分であるとは言えませんけ

れども、空き家防止に対する抑止策という観点からは、本事業による一定の効果や成果が上がってきておりますので、引き続きこれらの事業を継続していくとともに、さらなる利活用の拡大に向けて事業の拡充と新たな事業の必要性を強く認識をしながら進めていきたいと考えているところであります。

また、さきにも申し上げましたが、全国的な社会問題になってきております特定空き家と呼ばれる保安上、危険となる恐れのある状況の家屋につきましては、清里消防分署調べで68件と報告されておりまして、これらの物件の解消に向けた対策、本町も例外ではなく、今後、大きな課題となることが危惧されている次第でもあります。

こうした背景から、国におきましては平成26年に空き家対策特別措置法が制定されておりまして、市町村による空き家等対策計画の策定と適切に管理ができていない物件の特定家屋への指定、立ち入り検査、課税情報の内部利用、特定空き家などの所有者に対しては助言・指導・勧告・命令ができることとなり、命令不履行の場合は行政代執行により解体することまでは可能となりました。かなり踏み込んだ内容の法律になっているものであります。

本町におきまして、こうした法律も活用しながら、まずは空き家対策計画の策定に向けた検討を早急に行ってまいります。

また、新年度において御高齢で自ら判断が難しい方へのアプローチとして、成年後見人制度による権利擁護支援事業を実施するための体制整備を行ってまいりますので、これらの機関との連携のもと、こうした方々に対する空き家・空き地などの管理につきましても包括的にサポートできるように努力してまいりたいと考えております。

空き家・空き地対策につきましては、解体や除却・賃貸・売買などの対策を総合的に行っていかなければなりません。消費者ニーズの把握、法令の活用、契約の策定、サポート人材の確保と育成、相談窓口、そして組織体制の構築など、取り組むべき課題が山積をしておりますので、今後に向けてしっかりと検証・検討してまいります所存であります。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

これまで各種事業を行い、空き家解消に向け大きな実績を出している状況にあるというところでありますけれども、今後も事業の継続というものが当然必要になってくるかと思えます。

現在、確認されている空き家件数139件について、町として所有者の把握はもとより、所有者に対して連絡が取れる状況にあるのか、また所有者が亡くなっている場合もあると思えます。相続等の状況などについてどこまで把握ができているのか、その状況について確認させていただきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。その前段に、町においては空き家対策、そして空き地対策と

してバンク事業を中心としながら事業展開をしてきておりました、一定の成果が上がっているということについては、先ほど申し上げたとおりでありまして、事業の継続性、そしてまた新たな課題に向けた事業の取組についても今後とも続けていきたいというふうに考えるところであります。

それで、ただいまの御質問であります。空き家・空き地に対する所有者情報の把握の関係でございます。基本的には近隣の方々からその情報をいただくというようなことと併せて、現在、固定資産税の納付書を発布するときに空き家バンク物件の募集チラシを一緒に入れさせていただいておりました、これらのチラシを見て連絡をいただけるというようなことで139件のうち現在では69件、約半分ですね、これについては所有者情報を把握しております、直接本人、または関係の方との連絡が取れる状況になっているということでもあります。

また、相続の関係であります。基本的に土地家屋については土地台帳と家屋台帳というもので確認をしているわけでありまして、相続の場合においてはまた法務局のほうから相続登記が終わった段階で登記済み書が町に送られてまいります。当然、その登記済み書を持って台帳整理をしていくわけでありまして、先ほどの法律の関係で、内容的に固定資産の情報を見せていただくことができますので、それらを確認しながら連絡先を確認しているという状況にあります。

ただ、ちょっと難しいのは、相続が放棄されるという例も、実は最近、非常に多くなってきておりますので、そうした場合には、相続を放棄になりますから、相続人がなくなります。いなくなった場合においては、基本的には無私物になりますので、国家に帰属、国に帰属することになりますので、これは相手がありませんので、どうしようもないかなというふうに思っている次第でございます。

また、先ほどお話申し上げましたように、相続の登記物件については登記がされて、町のほうにまいりますので、それを持って確認する。また相続されても登記されていない物件というのが結構あるんです、家屋の場合は、その場合については納税代理人を確認させてもらって、連絡先にさせていただいているというような状況になっているということでもあります。

なお、令和4年、今年はより詳しい情報を把握するために、物件の全調査に対しましてアンケート調査を実施していきたいというふうに考えております。その中では、将来に向けて空き地・空き家物件を利活用するようになるか、または取り壊しに向かっていく、そうした希望も含めて取りまとめをして方向性を探していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

139件のうち半数の部分は連絡が取れる状態にあると。逆を返せばその半分が連絡が取れないということでもあります、これは大変難しい、大変な問題って言いますか、その部分があるかなと思います。これを何とか少しでも減らしていく努力っていうものが今後、大切になってくると思いますけれども、今後このような状況を作らないためにも、仕組みづくりが重要だと考えます。

空き家所有者または親族の方への空き家の利活用の有無の確認や、活用の意思がなければ解体や空き家バンク登録について促していく取組が必要ではないかと思っております。そのためにも費用や制度、将来の見通しについて相談できる窓口が必要とも感じています。

また、最近、若い世代の中でも新築住宅の建設が多く見受けられます。利活用されない空き家

の解体なども、解体費の補助の増額なども検討して解体の促進を図り、そこに新たな住宅を建てていただくような考えをしていかないと、町の中心部の空洞化、そのようなことも将来、心配されてくると私は思います。

町長の、これについてお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問の、空き家の所有者に対するアプローチの関係であります。

先ほども御説明申し上げましたように、全体139件のうち約半数しかしっかりとした連絡先を確認されていないということでもありますし、今後、ますますそういう状況の物件が増えていく可能性があるというようなことから、まずはアンケート調査をやって、相談する相手方を探さねばならないというようなことで、今年度、アンケート調査を入れていきたいというふうに考えている次第でもあります。

こうした空き家がどんどん増えてくると住宅地における空洞化、本当に心配されるところでありますし、町の生業そのものが変わってしまうというようなことにも危惧されるところであります。

また、住宅だけでなく、やはり商店街における空き店舗の問題も含めて、やはり事業継承等の対応を併せてやっていかなきゃならないというような思いもいたしておりまして、これらの課題を解消するというようなことから、ただいま御指摘、御意見をいただきました相談窓口ですね、これ、非常に重要になってくるだろうと。今までも様々な部分で空き家バンクのほうで取り扱いをしていただいておりますが、やはり専門的な見地というのが必要になってきます。今、空き家バンクの事業では、物件を登録してもらい、紹介するまでで、それ以降、またそれ前段の、どういう条件で云々という部分については、やはり専門性がなければなかなか対応できないという部分もございますので、これらについても空き家バンク事業での事務局体制を含めた窓口体制の確立と、これは非常に大事になってまいりますので、その部分においてもしっかりと対応できるように内部で十分に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、利活用だけでなく、やむなく取り壊さざるを得ないというようなことも生じてまいります。今までも町のほうで支援事業の中に、住宅の改修事業の支援がありましたけれども、その中に追加をして、解体も取り扱えるようになっていっているのは御承知のとおりかというふうに思いますが、今現在、その所要の支援額というのはさほど大きな額にはなっておりません。取り壊しですから、物件なくしてしまうんで、なかなかそこら辺が思ったような額を支援できないということもありますが、将来的な住宅の空洞化と、そのようなことも考えられますので、大所高所、いろんな部分からその辺についても検討を加えていきたい、よりよい方向性に行くように検討してみたいなというふうに考えるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

本町としても、まずは入り口のアンケート調査からということでありますけども、近隣町村の小清水、斜里町においては既に空き家対策計画が策定されております。清里町についてもしっかりとこの問題に向き合いながら、スピード感を持って進めていかなければならないと思っております。

また、相談窓口も現在、空き家を所有している方だけではなくて、将来、持ち家を手放そうと思われている方なども対象としていき、空き家となる前に対応を一緒になって考えていく仕組みも必要だと考えています。あくまでも個人資産の取扱という部分もありますので、難しい部分もありますけれども、町としても無視できない問題でありますので、早急な対応をお願いしたいと思っております。

もう1点、先ほど解体費用の部分。解体費用の増額の部分なんですけれども、私も今回、この質問に当たりまして、ホームページ等で各町のアンケート調査の結果を見たんですけど、かなり高い順位で高額な解体費用の問題がありまして、そこで解体を、二の足を踏んでいると言いますか、そういう方も多くおられるという結果も出ておりますので、この辺は少し増額も考えながら、解体等の費用の手助けになるように、町としてももう少し費用負担していてもいいのではないかと思いますけれども、この辺、もう一度、町長に答弁をお願いします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

相談窓口と解体の関係であります。相談窓口については先ほど申し上げましたように、専門的な知識も必要になってまいりますので、そういう方々を含めた中でどのような対応が取れるか十分に検討したいというふうに思っております。

また、法に基づく町の空き家に対する計画の策定については、先ほど申し上げましたように、可及的速やかにその体制を組んでいきたいというふうに考える次第であります。

また、解体に係る支援の関係です。今、町では、清里町は30万かな、を最高上限ということで取り扱いをしております。町村によってはそれぞればらばら、色々な部分もあるかなと思っておりますが、金額、うんと上げていければなおいいんですけど、課税物件を取り壊すこととなりますので、逆に言えばなかなかそこら辺がシビアなところかなというふうに思っておりますし、単にそのことが、支援が大きくなれば取り組みやすくなるというのは、当然、そういう方向になるだろうなと思っておりますが、単に空き家が増えるというのはそれだけの話ではないかなと。また実際問題に費用のことも大変ですし、また清里の場合、家財道具を処理する場所がないので、そのまま入れておくという、変な話ですけど、物置代わりに使われてるという方が相当、実際問題としております。そんなことも含めながら、どういうふうな形で、本来は解体よりも利活用に使っていただくと。それと、議員からありましたように、解体した後は更地にして、土地として新たな建物、または土地としての有効利用を図っていくというような意味合いも相当あるのかなというふうに思っております。

そういう中で、大所高所、検討していきたいと思っておりますし、ただ1点、法的に課税の関係も実はあります。これは住宅が建っていると土地、固定資産税が6分の1軽減になりますが、住宅を整理してしまえば更地になると、もと評価にも戻りますので、全て、そういうこともやはり解体

をする前の対応として考えなきゃならん部分もあるのかなというふうにも思うところでもあります。

いずれにしろ、危険家屋等にならないように、周りに迷惑をかけないように、しっかりと維持管理をしていただく。そしてできれば有効活用に向けた賃貸なり、売買なりという形に移行できれば将来的な住宅対策としても非常にありがたいし、移住・定住対策、人口対策にも結び付けていく、ひいては地域の活性化にもつながる大きな課題だというふうに捉えている次第であります。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

いろいろと問題もあると思いますけども、やはり町長おっしゃるとおり、利活用されるのが本当に一番だと思うんですけど、利活用を促すのであれば、やはり町自体でしっかりと働く場所の確保ですとか、そういうのがなければ若い世代の方もそこに入っていただけないちゅう状態にもなりますので、そういう部分もセットにして、しっかりとこの空き家対策とリンクさせる形でも、そしてそういうような形を作っていく必要があると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点なんですけども、空き家は住宅ばかりではなく、工場跡地など、活用されなくなった事業所跡地も本町にもいくつか存在しております。具体的には、林産工業跡地についてであります。倉庫などの一部についてはJA清里町が購入予定とお聞きをしておりますが、残っている跡地について、このまま放置しておりますと、将来と言いますか、今現在なんですけども、雪の重みで倒壊している状態が見受けられます。大変危険な状態になると思いますので、この工場跡地について、所有者側と解体なども含めた話し合いなどがされているのか、また町として今後、何らかの利活用の構想などがあるのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

空き家の対策と併せて、地域の雇用を生み出し、そしてまた生活の場としての空き家を有効に活用していく、そういう対応の中から空き家対策、併せて進めていきたいというふうに考えております。

そして、御質問の、林産工業における土地の関係であります。跡地については御案内のようにそのまま旧の工場が建設されたままになっておりまして、かなり古い建物でありますので、非常にいろんな部分において、これから課題が起きてくるかなというふうな思っております。

工場が閉鎖されて丸一年ということですから、何も使わなくなるとそういう家屋類というのはすごく傷みが早くなりますので、これから本当に心配される状況になるのかなというふうに思っております。

また、私自身は札鶴ベニヤのほうに対して、この工場跡地、また工場の状況について直接的にどうこうされるというお話は聞いておりません。そんなことから、今後の中でやはり対応として注視していかなきゃならんというふうに思っております。

いずれかの段階で、やはり会社として、土地そして建物をどう考えているのかという部分、し

っかりと、こう聞き及んだ中で進めていかなきゃならんと。

町においても今、グランドデザイン計画、それから2040まちづくり構想、大きな計画等を持っておりますので、それらの動向も踏まえながら、一定程度、考え方をまとめていかなければならないというふうに考えている次第でもあります。

かなり広大な面積が所有されておりますから、いろんな面で、広さの面から言ったらいろんな面で利活用の可能性はあるかなというふうには思っております。ただ、建物は先ほどお話したように、かなりの年数経っておりますので、そのまま工場としてお使いになられるのであれば、それなりの機能があるかと思えますけれども、それをほかの目的に使えるかとなると、なかなか現状は難しいんだろうというふうに思いますので、一番いいのは更地化されるのが一番いいわけですが、その更地にするにしても、取り壊しの費用等を考えていったときに、相当な課題が残ってくるかなと、そんな思いをしてるところであります。

いずれにしても、危険な状態にならないように、しっかりとした現状の中での管理をいただくように、そしてまた機会を捉えて、工場、会社自体での利活用の考え方等についても聞いてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

先ほど言いましたけれども、私も今日、お話を聞いて、さっきちょっと見てきたんですけども、もう倒壊している状態にあります。利活用っていうのは、もはや無理な話でありまして、年数が経てば当然、壊れてくるものであります、もう既に倒壊している状態、近隣住宅にもかなり影響が出てくることも考えられます。

解体自体、確かにお金がかかることではありますけれども、事業所側にも十分理解していただく必要性はあると思いますので、今後しっかりと、将来に向けてと言いますか、今現在でも危険性の除去という段階に行ってもいいぐらいの話だと思いますので、相手側さんもしっかりとその辺、詰めて話していただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの件であります、工場跡地建物について、先ほど来申し上げておりますように、相当年数が経っておりますから、ちょっとした状況ですますます困難になる建物になってくるというふうに考えておりますし、また、工場自体でなくて周りに空き家、元の社宅ですね、住宅も実はもう木に隠れたような状態で、何とか存在をしております。それらについてもかなり危険な状態、もう人が住めるとかそういう状態のものでは、物件ではありませんので、それらを含め一連の建物関係の後処理、また用地の後処理、これらについてしっかりとベニヤさん側にも内容を確認をしながら、保全をいただくように、また取り壊しをいただくように、私のほうからもしっかりと伝えるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

その辺、よろしく願いいたします。

空き家問題というのは、いろいろな要素が絡み合っ出てくるものであります。ほかにも利活用されていないスーパー跡地ですとか、お店の跡地も当然ありますし、住宅も今後ますます増えてくると思います。いろんな施策、またはいろんなものを加味した中で、総合的に考えながらこの空き家対策、臨んでいていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

人口が少しずつ減ってきております。そして高齢化率も年々上昇をしてきておりますし、高齢者人口も増えてきております。

そうした中においては、どうしても居住されていた町民の方が町外へ移動するという事態が生じてまいりますから、空き家の数は年々増えていくというふうに理解をするところであります。それがきちりと利活用されることによって、新たな活性化の道、または雇用対策、そして移住定住対策へつなげていけるというふうに思っておりますけれども、一方、やはりどうしても取り壊さなければならないというような事態も生じてまいります。特に近隣に、環境衛生的に問題が起きる場合もありますし、また古くなって物件が自然災害で人に迷惑をかけるというような事態も想定をしていかななくてはなりません。そうした中で、町においても国の法律に基づく対応をしっかりとやった中で、危険空き家などの取り壊し等も含めた中で、町も将来的には考えていかなければならないだろうと、そんな思いであります。

いずれにせよ、清里の町民の皆さんが安全安心に暮らしていけるように、そういう対応としての空き家対策事業、しっかりとやっていきたいと思っておりますし、先ほど来も申し上げましたように、市街地における商店の継承問題と含めて空き地対策、空き家対策、商工会とも、また連携を取りながら、商工振興計画に基づいて進めていきたいというふうに考えるところでもありますので、今後ともいろんな面でも御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

以上、申し上げ、答弁といたします。

○議長（田中誠君）

これで、岡本英明君の一般質問を終わります。

ここで、1時45分まで休憩といたします。

休憩	午前	1時37分
再開	午後	1時45分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、前中康男君。

○8番（前中康男君）

さきに通告しました清里町教育推進計画における基本施策について、学校教育と社会教育とに大別されますが、今回は特に学校教育について、3項目について、それぞれの質問要旨の中でお尋ねをいたします。

清里町の学校教育は、昭和48年、統合中学校開設、平成29年、緑町小学校、平成30年度に光岳小学校が閉校し、清里小学校へ統廃合されました。

また、清里高校においては、総合支援事業の各種支援の成果により、間口存続がなされ、地域に根差した教育を実践し、すばらしい成果を上げています。

また、幼児教育では、私立やまと幼稚園と清里保育所、札弦保育所が開設されており、未就学児は、どちらかに通園、通所している状況です。

そのような中、第6次清里町総合計画並びに清里町教育大綱との整合性をとりつつ、令和3年度から令和7年度の清里町教育推進計画を作成し、各学校の現状と課題から、基本施策と主な取組を、度重なるコロナ禍の中で、策定委員会の委員の皆様、また部会も含め、大変議論され、最終答申をまとめていただいたことに衷心より感謝申し上げます。

それでは、最初にICT教育におけるGIGAスクール構想の現状と課題についてお伺いします。当初、令和2年度から4年間で進める事業が、この新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度内の1年間で改良する事業となりました。早くから本町は、ICT教育に取り組み、教育施策として、児童生徒のパソコン整備に各種のハード・ソフト両面で財政出動されてきた経緯があります。

ここにきて、コロナ禍の教育の在り方が大きく変貌し、国が進める1人1台端末の整備並びにリモート授業の推進などに、現場として大変御苦労されたことと推察いたします。

まずは、1項目として、ICT教育のこれまでの経過と今後のロードマップについて御説明願います。

2項目は、コロナ禍におけるリモート授業の状況について、コロナ禍の中で学年閉鎖のときに活用されたと認識していますが、このことについて御説明願います。

3項目として、1人1台端末の本格運用の際の留意事項として、行政財産の取り扱いの考え方、それに関連しますけども、自宅に持ち帰りのルールがあるかどうかについてお伺いいたします。

4項目として、タブレット端末の使用頻度が高まり、ますます児童生徒の目の健康管理の重要性が増すと考えられますが、学校、家庭での取組状況についても、あわせて説明願います。

次に、2点目として、小中一貫教育導入に向けての教育長の所見についてお伺いいたします。

教育長は、令和元年度から、教育行政執行方針の中で、一貫して小中学校一貫教育導入に向け、取り組んでいくと述べられていますが、まず1項目めとして、令和4年度より試行的に実施すると述べられております。この「試行的に」とは、どのような取組みなのかを、まず御説明願います。

2項目め、関連性があり、重複するところもありますが、導入により9年間の義務教育の中で、質の高い教育活動とはどのようなことなのか、これも具体的に御説明願います。

3項目めとして、小中一貫教育とコミュニティスクールの連携、あわせて幼保、清里高校との学びの連携が、ますます重要性を増すと考えられますが、教育長の所見を伺います。

4項目めとして、小中一貫教育の今後の取組として、学校現場を尊重しながら各種取り組んでいくと考えますが、将来的に9年間の義務教育の区分の改正も弾力的に設定もできると認識していますが、どのように考えているのか御説明願います。

最後、3点目の質問ですが、認定こども園構想の進捗状況についてお伺いいたします。

平成27年度、子ども子育て新支援制度が施行され、本町も少子化が進んでいる中で家庭環境も大きく様変わりし、核家族化、あるいは就労形態の多様化により、子供を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような社会環境で教育と保育が一体的にできる認定こども園の整備のため、協議検討され、今日に至っていると認識しています。当初は、町長の行政執行方針の中でも述べられていましたが、その後、教育委員会所管として変更されたと認識しています。

そこで、1項目として、現在までの取組の経過と所管、変更の経緯も踏まえ、御説明願います。

次に、2項目として、認定こども園の設置、運営形態の基本的考え方について、教育長の所見をお伺いいたします。

最後の質問項目ですが、当初の設置予定より、かなりずれ込み、第6次清里町総合計画の中で、令和8年度に向け開設すると理解していますが、それまでの認定こども園開設までの入園できない幼児、あるいは保護者の傷病・事故など家庭での保育が困難な場合など、今、町内で相談などあれば、一時預かり事業の検討をするべきと考えますが、教育長はどのように、認定こども園開設までのつなぎ込み施策を含め、一時預かり事業の考え方について御説明願います。

今回は、清里町教育推進計画における基本政策の中で、特に学校教育について大きく3点、そして中項目として全部で11項目について、それぞれ質問し、私の1回目の質問といたします。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

前中議員より御質問をいただきました清里町教育推進計画における基本施策について、お答えをいたします。

なお、御質問の項目、多岐にわたりますため、多少答弁が長くなりますことを御了承いただきたいと思います。

まず1点目、ICT教育におけるGIGAスクール構想の現状と課題、その中のICT教育のこれまでの経過と今後のロードマップについてでございます。

本町におけるICT教育は、これまでの間、GIGAスクール以前ですけれども、おおむね3.6人の子供に1台のパソコンという国の整備目標を基準といたしまして、パソコン教室の整備を行うとともに、一部特別支援教育を中心に、タブレット端末の導入、そのほかプロジェクターやデジタルテレビ、実物投影機を導入するとともに、インターネット回線も整備をしております。

近年では、令和元年に小中学校のパソコン教室及び教職員のパソコンをWindowsのバージョンアップに伴いまして、約4,290万円かけて整備しており、小学校では、地図学習やプログラミング学習・教育などで活用しておりますし、中学校では、技術家庭科の授業で、ワードやエクセルの学習等、現在も使用しているところでございます。

令和2年度に始まりましたG I G Aスクール構想につきましては、学校内で活用するタブレット端末を令和5年度までの間に、順次導入することとしてスタートいたしました。しかし、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、「学びを止めない」を合言葉に活用方法が拡大しまして、急遽リモートによる授業ができる体制を整備し、整備期間についても、令和2年度1年間で行うこととなったわけでございます。

本町におきましては、令和2年度に5,500万円の補正予算により、児童生徒、教職員に1人1台のグーグル社のクロームブックというタブレットの導入、学校内のインターネット回線の増強、そして教職員や教育委員会に対して、ハード、ソフト両面からの支援をしていただくためのサポーターの配置を行ってまいりました。おかげさまをもちまして、導入はスムーズに行われ、教職員の御努力にもより、少しずつではありますが、授業での活用が始まっております。

今後におきましては、次の教科書の改訂時期でもある令和6年度をめどに、デジタル教科書が本格的に導入される予定であり、清里町においては、タブレット端末と連動して操作が可能な大型提示装置を、学校におけるタブレット端末の利活用状況に応じて、今後、適切な時期に導入をしてまいりたいと考えております。

2点目のコロナ禍におけるリモート授業の状況についてでございます。

タブレット端末の自宅への持ち帰りにつきましては、小学校・中学校とも、何度か既に試行し、毎日、持ち帰りも始めているところでございます。

先般、コロナにより学年閉鎖になったときなどは、朝の会と帰りの会を行ったり、カメラで対面しての健康チェック、そして授業のほか、宿題もオンライン上で行うなど活用し始めております。

また、持ち帰りに当たっては、家庭におけるインターネット環境が必要となることから、事前に既に調査を行っておりまして、インターネット回線がない家庭は1世帯でした。こういった回線を持たない家庭に対しては、ポケットWi-Fiを貸与することとしており、また、支援の必要な家庭に対しては、就学援助によりましてオンライン学習通信費を追加して支援をいたします。

本来、G I G Aスクール構想においては、タブレットを学校のみで使用することを想定していたため、タブレットの充電器は学校に配置した収納キャビネットに附随しております。よって、家庭で使用した場合の充電、電源が確保できないため、令和4年度予算において、児童生徒分の家庭用の充電器を購入する経費を提案しております。

以上のような形で、タブレット端末の持ち帰りがスタートしており、令和4年度は、その定着と活用方法の充実に努めてまいります。

なお、持ち帰りの際のセキュリティについてでございますけれども、基本的には、クラウド上でセキュリティソフトが稼働しておりますので、これについての問題はございません。

続いて、1人1台端末の本格運用の際の留意事項ということ、行政財産としての扱いの部分でございます。

今回、タブレット端末を導入するに当たっては、保護者説明会を開催しまして、「G I G Aスクール構想について」、「学校内での活用について」、「家庭への持ち帰りについて」、「安全、安心に使うために」といった項目を説明をし、御理解をいただいているところでございます。

タブレット端末は、備品として各学校に配置し、教室に設置しているキャビネットで保管・充電を行っております。学校や家庭でタブレット端末を使うとき、または持ち運びの際に、どうしても注意を払っていても落下等のトラブルが生じてしまう可能性があります。しかし、よほど故意で悪質な破損ではない限り、保護者に弁償を求めるものではございません。

破損が生じた場合は、適切に修繕、もしくは入替えをしております。また、タブレット端末、児童生徒に貸与する際には、保護者から借用同意書を提出していただいております。取り扱いルールを守ること、学習データをクラウドに保存することなどを御理解をいただいております。

なお、児童生徒に対するタブレット使用のルールにつきましては、使用目的や管理方法、ネット上の個人情報保護、データの保存など細部にわたり定め、リーフレットを配布するとともに、日常的にネットリテラシーの向上を図る指導を行っております。

次に、児童生徒の目の健康に関する部分でございます。

児童生徒の視力につきましては、学年が進むにつれて、眼鏡の使用率が高くなっているというのが本町においても現状としてあります。子供の視力の低下が問題視されるようになったのは、テレビ普及の頃からでありまして、近年はテレビゲーム、パソコン、スマートフォンなど画面を凝視する機会がさらに増えている状況であります。

子供の視力低下対策で効果的だと言われているものが、正しい姿勢で利用する、目と画面、適切な距離で使用する、時間を決めて利用するなどであり、これらのことは、保護者説明会においてもお話をさせていただいておりますし、学校で利用する際は、姿勢などについて指導を行っております。

子供の健康については、学校でも取組、当然行っていますが、基本的には家庭において適切な指導を行っていただくよう今後も保護者の皆様に理解を求めていきたいと考えているところでございます。

続いて、大きな2項目め、小中一貫教育導入に向けての所見についてであります。

1点目の令和4年度の試行的な取組内容についてでございます。

令和4年度から開始いたします小中一貫教育につきましては、試行的に、小中学校の年間の行事を掲載する、全校に配布するスクールカレンダーがございますけれども、これを小中共同で作成をし、並列で掲示をしまして、情報共有や交流を図る、年数回の交流授業見学を実施します。また、小中教員同士の指導方法に関する研修を実施することによって指導力の向上を図ってまいります。

特別支援学級の交流も行いまして、それにより、保護者や子供の不安軽減を図っていく。また、小学校から中学校へ入学に当たっては引継ぎを行いますけれども、この引継ぎに当たって、連携を密にして、子供の実態に即したきめ細かな引継ぎを行うなどを実施してまいります。

2点目の、導入により9年間の義務教育の中で質の高い教育活動とはということでございます。

これまで小中合同音楽発表会の開催ですとか、夏・冬休み中の学習サポート教室の開催、部活動の合同練習、育ちの手帳による児童生徒の情報共有など連携を行ってきましてけれども、それ以上の取組というのが、なかなかされてきませんでした。

また、いじめや不登校の問題については、各学校において、未然防止と早期解決に向けて取組がなされていますが、依然としてなくなることはなく、特に中学校入学後における不登校事案が比較的多く発生している状況です。

このような状況の下、令和4年度から小中一貫教育を試行的に行うことで、いじめ、不登校、学力、体力の向上など学校現場が抱える様々な問題や課題の解決のための方策として、義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保し、中学校卒業時点における目指す子供像に向かって、小中の学校及び教職員同士がお互いを理解し、共通認識を持って子供たちを指導すること、このことを積み重ねることによって、きめ細かで質の高い教育の推進を目指してまいります。

続いて、小中一貫教育とCSのコミュニティスクールの連携、また幼保、高校との学びの連携

の考え方でございます。

平成29年度より清里小学校と清里中学校、合同で学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを開始いたしました。学校運営協議会は、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について意見を述べることができ、地域と学校が一体となって教育を推進していくことを目指しています。清里町においては、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置し、地域の人材や自然環境を取り入れながら、特色ある実践的な授業を展開しております。

このように、本町においては、小中学校で合同の学校運営協議会を設置していることから、両校の現状や課題を、地域の方々も含め、共有し、斜里川をフィールドとした自然学習など小中共同に実施しているところであります。

特に、コーディネーターの配置によりまして、こういった取組が一層進み、教職員の負担軽減にもつながっております。

また、小中のみならず、幼保、高校との連携につきましても、CSのコーディネーターも高校に同じ方を派遣しておりますし、そのほか、例えば、清里町は国際理解教育に力を入れていることから、外国人英語指導助手を幼稚園、保育所、小中高校に派遣している状況がございますので、幼児期から高校までの一貫した取組を行うことができるというふうに考えております。

同様に、先ほども述べましたが、支援の必要な子供の成長や支援の情報を幼稚園、保育所から高校まで共有する「育ちの手帳」というものを、現在は活用しております。

このように、これまでも様々な点において連携を図ってまいりましたが、小中一貫教育というこの枠組みをはめ込むことによって、より体系的にしっかりとした小中のつながりを持つことができると考えております。

次に、小中一貫教育、今後の取組についてでございます。

これまで御説明をしておりましたとおり、令和4年度から試行的に実施しながら、さらに踏み込んだ形での連携と、教育課程の中身における一貫性の確保を目指して研究を重ねていきたいと考えております。

その中には、ICTを活用した教育や、コミュニティスクールによる地域の力を活用した体験活動など、まだまだできることは多くあると考えております。ただし、進めるに当たっては、学校現場の考え方、教職員の意見を十分に取り入れた中、できることから実施をしていきたいと思っております。決して教育委員会から頭ごなしに進めるということは考えておりません。

また、現段階においては、義務教育学校のように自由な学年区分までは行わず、あくまでも独立した小学校、中学校として、6年制の小学校、3年制の中学校として行ってまいりたいと考えております。

続いて、大きな3点目、認定こども園基本構想の進捗状況についてでございます。

現在までの取組の経過ですけれども、先ほど議員御指摘のとおり、子ども子育て支援制度が、平成27年度、施行されまして、これまで全国的に幼保一元化、認定こども園の普及が推進されております。清里町においても、平成29年に、町と学校法人麻園学園において、幼保一元化に向けて、やまと幼稚園と町立保育所を一体とした認定こども園の開設を目指し、準備を進めることで合意しました。

それまでは、町立保育所を所管する保健福祉課を窓口として協議をしておりましたが、令和2年4月から担当部局を教育委員会に置き、認定こども園基本構想策定に着手してきたところでございます。

教育委員会所管とした経緯ですけれども、認定こども園では、幼児教育と保育を一体的に提供

する必要があります。少子化や核家族化が進行する中、誰もが働きやすい環境の充実のために子ども子育て支援の重要性が高まっており、増大する保育ニーズに対応しながら、しっかりとした幼児教育を提供することは、今後の清里町の子供たちの明るい未来に向けて大切なものであり、また小学校教育への接続や連携を図る上でも、教育委員会の所管とすることが適切であると判断したところでございます。

基本構想におきましては、こども園の運営主体、教育保育の基本方針、運営に関する基本的事項、建設条件の設定などについて定めることとしております。

現在、主に教育保育の基本方針、運営面についての検証、検討を行っておりますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、先進地への視察や研修会、会議等が思うように実施できず、進捗が遅れている状況でございます。つきましては、令和4年度、なるべく早い段階において、この構想策定を行い、基本設計へとつなげていきたいと考えております。

次に、2項目めとして、認定こども園の設置、運営形態の基本的な考え方でございます。

認定こども園の設置、運営形態、運営主体につきましては、一度、常任委員会においてもお示しをさせていただいているところでございますが、こども園の設置、運営主体については、公営公営で進めてまいりたいと考えております。

理由といたしましては、1つ目として、町内の学校法人、社会福祉法人の参入が困難である点ということでございます。幼保連携型の認定こども園の運営は、民間の場合、学校法人か社会福祉法人に限定をされております。町内の学校法人は麻園学園、社会福祉法人は清里町社会福祉協議会と清里町福祉会がございまして、麻園学園においては、こども園の運営を担うことが困難であるという意向が、既に示されており、社会福祉協議会並びに清里町福祉会においては、幼児教育、保育施設の運営の経験もなく、現状の高齢者施設等の運営以外に経営拡大をするということは難しいのではないかとこのように推察をしております。

また、町内で新たな学校法人や社会福祉法人の新設という考えもございまして、現状では、そのような動きもなく、ハードルは高いものと予想されるところでございます。

2点目として、今後の少子化により、町外の学校法人、社会福祉法人の参入の可能性についてでございます。

他自治体において、こども園を運営している学校法人や社会福祉法人においては、もともと地域で幼稚園や保育園を運営していた法人が、こども園を担う場合が大半であり、ほぼ広域化はされていないというのが現状でございます。そして、今後さらに進行する少子化により、他地域へ経営拡大を行うことは難しい状況ともお聞きをしております。町外の学校法人や社会福祉法人が参入する見込みは薄いというふうに考えているところでございます。

また、経営悪化等による撤退リスクの懸念や、町立保育所や麻園学園が長年にわたって培ってきました地域に根差した教育、保育の理念の継承の面での懸念があります。

3点目としまして、教育、福祉の観点から見る公営の優位性ということでございます。公営においては、教育的観点から見た場合、認定こども園から小中学校へと一貫した教育を行うことができることとなり、福祉的観点から見た場合、町が運営する子育て世代包括支援センターとの連携が図りやすく、生まれたときから就園に向けてスムーズな支援が可能となると考えられます。

4点目といたしまして、安定的で長期的な運営が可能であるということでございます。町内で唯一となるこども園の運営は、安定的で長期的な運営が求められてまいります。コスト面や民間ノウハウを活用した柔軟な教育・保育サービスなど民営の利点はあるところですが、経営状況に左右されにくい公営により、しかもコスト面等においては、民間のノウハウを取り入れな

から安定的な運営を行っていくことが、当町の子供たちの明るい未来に寄与することになると考えております。

以上のことから、公設公営により認定こども園の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

最後、認定こども園の開設までの一時預かり事業等の関係でございます。

子育てをよりよい地域環境の中で行うために、一時預かり事業などの実施によりまして、安心して子育てできるサポート体制も欠かせないところでございます。この一時預かり事業の実施につきましても、子供1人当たりの必要面積や、実際に事業を提供するための部屋数など、施設面における制約があるとともに、保育士の確保など人員的な課題もあることから、認定こども園の開設に合わせて拡充を図っていくことで検討を進めております。

ただし、開設までにまだ期間があり、その間の子育て支援、子育てを支えていくために、令和4年度においてはファミリーサポート事業の拡充に力を入れ、特に預かり手となる協力会員の掘り起こしについて、重点的に行っていききたいと考えております。

また、改めて事業周知をしながら、認定こども園開設までのつなぎ込みをしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今回は一問一答の形で丁寧な説明を頂きました。今置かれている教育現場の実態を、今教育長の口からつぶさに聞いて、大変社会の流れが、このコロナ禍ということで本当に様変わりしているんだなという部分を認識しています。

特に、最初の質問項目であるこのGIGAスクール構想、本来であれば、4年間の時間の中で順次事業展開していくものを、国の政策の中で1年でやれと、こういうような状況下の中で現場は大変苦労しているのが実態かなと思います。しかし、それをやはり事業として展開しなければならない事実、これも実態かなと思っております。

GIGAスクール構想といいましても、一番問題に当初からなっているのは、システムエンジニア的な設置だとか、当初はそういう問題で町の予算も立てて、GIGAスクールサポーター配置支援事業、これもあわせて、本町の場合、取り入れて、次年度以降も、次年度予算の中でも見ているのかなと思っております。

それは、あくまでもGIGAスクールにおける端末に対する設置だとか、通信環境の部分でのサポート体制かなと思いますけども、実際、授業中だとかにおける、その教科書に対する支援的なもの、ちょっと文科省の中でも、4校において、ICT支援員という、何かこういう制度がありまして、実際、授業中におけるアプリの設定だとか、実際にそういう部分の運用を設けて支援をするという体制もありますけども、その辺についての考え、教育長のほうからお願いいたします。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

G I G Aスクールサポーターの配置、これまで2年間行ってきて、令和4年度につきましては、学校にも配置をしていただきますけども、予算的には町のほうのシステム関係と一本化での運用ということで予定をしているところでございます。

したがいまして、学校現場におきましても、そういった環境整備的な部分、通信環境ですとかタブレットの設定等、そういった部分は、もうほぼ現状としては終了しておりますので、運用面でのさらなる学校での活用の際して、そういったアドバイスをいただいていく、また不具合、故障などがあった場合には、そういった対応もしていただくということになろうかと思っております。

授業での活用等についてですけれども、これはもう当然、グーグルからの研修会も何回も行われておりますし、今後もその活用するに当たって、そういった研修会、教職員に対しての研修会も実施いたします。

また、国、北海道教育委員会におきましても、そういったG I G A運用に当たっての支援窓口がございますので、そういったところを基にした研修なども実施されます。そういったことで、どんどん授業における活用を行っていきたいというふうに考えておりますので、支援員ということまでは予定はしておりません。その支援員という部分、先ほど申し上げましたサポーターの方のお力もお借りしながら運用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

学校現場の中で、先生方に負担をかけるというところのやはり軽微な配慮というところの今の質問内容だったんで、そういった部分は、しっかりとカバーするという理解で、私は理解しました。

それから、今持ち帰り授業が、かなり説明の中に、答弁の中にありましたけども、やはり家庭でのルールだとか、あともう1点、僕の質疑の中にもありますけども、公有財産を一旦自宅に持ち帰る、貸与と言いますか、そういう部分の中で、保護者と同意書は結んでいますという説明が今ありました。実際問題でも、本来であれば、取扱要綱的な部分、町有財産であるのであれば備品扱いですけども、そこら辺、本当にやはりもう少し踏み込んだ保護者説明というの、契約ですからね、そこは、契約かどうかは分かりませんが、その辺の確認、もう一度、教育長、その辺どう思っているか答弁願います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

家庭への持ち帰りに当たってのルール、契約等という部分でございます。

先ほども御説明をいたしましたが、保護者の皆様からは、G I G Aスクールタブレット端末等の借用及び使用の同意書というものを全員から頂いております。そして、その同意する事項につ

きましては、使用の基本的事項ということで、端末の取り扱い及び利用時の注意事項、そういったことを13点、個人情報の取り扱いに関することを3点、クラウド上にその個人の情報が載りますので、そういったところの同意も頂くというところ、そういったことを全ての御家庭、保護者から提出をしていただきまして、子供たちの利用に供しているというのが実態でございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今のように、しっかりと保護者にそういう説明をしながら、今以上に、やはりきっちりと説明していただきたいと思います。

それから、今、タブレット端末、自宅に持ち帰った部分、それは財産的な扱いの取扱いで今指摘した部分なんですけど、もう一つ、どうしても指摘しておきたいのは、持ち帰り授業において、やはりいろんな部分、午前中の質疑でもありました。清里町における子供たちの体力の中で、ちょっと教育長の口からも、答弁の中にもありましたけども、テレビ、スマホ、あるいはゲームの時間が長いと、こういう実態報告がなされています。その中で、今回1人端末を持って、これからはかなり自宅に持ち帰る状況が増えるとなると、そこでどうしても、それに対して使用する時間も長くなる。そこでやはり問題になってくるのは、ちょっと質疑の中でもありましたけども、目のケア、アイケア、やはりここも真剣に、今後、学校現場もそうですけども、やはり家庭においてもしっかりと対応できるような体制づくり、これはやはりルールをしっかりと、やはり教育委員会の中でも考えていただきたいというような実感を持っております。

そんな中で、先般、本町における眼鏡をかける生徒数の調査をちょっと調べたんですよ。そうすると、今、小学校1年生で約3.4%ですか、それが小学校6年生になると33.3%、10人に3人、そして中3になると60%、かなりこの眼鏡使用頻度が高い。これは文科省の中でも統計調査で、令和2年度学校保健統計では、裸眼視力、小学校1年生では、もう1.0を切るのが25%だそうです。小学校6年生では、もう50%、中学校3年生では60%の目の視力検査で1.0以下というんですか、そういうような状況があるというふうにデータではあります。

たまたま私もちょっと、今回令和4年度の予算の中で、保健福祉課の予算で、今回、スポットビジョン・スクリーナー、これ3歳児健診のときに、今までは、丸い円の中でちょっと抜けてる絵を使って、それで視力検査をしたり、3歳児検査だから、そこまで分からない、こういう認識をしながら親御さんが判断するんですけども、やはり今回、町の次年度予算の中で、これは大変すばらしいことだな。

これはなぜいいかと言いますと、弱視、やはり子供たちで、就学で1年生になる前の段階で、ある程度の弱視を検査で発見する確率が90%以上という、たしか90だと思っんですけども、それによって次の2次検査まで移行できる、そういうような科学的な知見を持った措置なんですね。

そこにおいて就学して1年生になったときに、弱視の子供を早く発見するという一つのツールになりますから、今後ますます1人1台タブレットになったときに、知らず知らずに子供が、なかなかその授業についていけないというときには、今回、本当にすばらしい、いいことしたなと僕は思いますよ。予算の中で、こういう部分、1人タブレットという時代になったがゆえに、こういうことが出てきますから、そういった部分で、教育現場としても、ますます目の健康については留意して行ってほしいから、このように思っています。

続きまして、小中一貫教育の部分で、あわせてちょっと質問したいと思います。時間が限られていますので、ちょっとボリュームがありますから大変早口になりますけども。

教育長、ずっと小中一貫校に対しての思い、これは私も、ずっと思っています。コミュニティスクールの導入に向けても、いろんな意見がありますけども、もともとの小中一貫教育の本来の考え方というのは、俗に言う中一ギャップを解消する、私たちのような小さな町で小学校も今1校しかありません。中学校も1校です。そのような中で、中一ギャップだとか、ちょっと答弁にもありましたけども、不登校が散見されるという話もありましたけども、現実、今そういう状況なんですか。ちょっと私も分かりませんが、そこだけをお聞かせ願います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

目のケアについては、学校現場でも十分留意して進めたいと思います。

それと、今、小中一貫の関係の現状としての中一ギャップ、現状ですね、小学校、中学校とも非常に今いじめ、不登校については、しっかりとした対応をする、学校全体で対応をするということで、スクールカウンセラーなども入れてケアをしてきております。

そういった中で、現状としては、小学校では不登校気味になる児童は、たまにいらっしゃいますが、継続的な不登校というのはいません。ただ、中学校については、ここ数年間のうちにですけども、複数名、常時、複数名ですね、そういった不登校、あるいは不登校気味という生徒がおります。そのコロナ禍の影響によってもということもあるんですけども、中学校入学して間もなく不登校になってしまうというようなケースも実際あります。

そういったことを踏まえて、当然、現状としても、先ほど言いましたケア、十分行っているんですけども、それらを解決する一つの手段としては、やはりこの小中一貫教育、これは子供たちのために実施する制度ですけども、実際やるのは先生方です。要は、先生方がきちっと小中の子供たちのことを理解して、どこでどういったことを勉強してきたのか、小学校のときに何を学んできたのかということを通して理解しながら、中学校における指導、授業の展開をしていくということが、当然スムーズな教育につながるというふうに思っておりますので、そういった観点から導入をしていきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今、そういった部分で若干不透明のお子様がいるという実態、やはりそういう部分での働きかけの中での小中一貫校の取組、その利点というのは確かに理解できます。じゃあ、そういった部分で、このGIGAスクールになったときに、そういうお子様の不登校といいますか、そういうときに、リモート授業、1人タブレット、ここのフォローアップというのは、どのように今考えていますか。本当に不登校の中で、学校との結びつきが一つのICTのツールでのつながりでしょうかありませんね。学校現場とそこの家庭は、どのようにして、教育の中で、まあこれはよくリテラシー、教育リテラシーという言葉がありますけども、そこはどのように、今教育現場で考えて

おられるのか、ちょっと説明を。

○議長（田中誠君）

教育長。

○教育長（岸本幸雄君）

まさに、このリモート学習が進んできた、始まってきたという中で、文科省からも、そういった不登校生徒に対するオンライン学習等、この取り扱いについては、いわば両面ある、それをやることによって、逆に学校に行かなくてもよくなってしまおうような環境をつくってしまうとか、逆に、学校の状況が、その不登校の生徒にもよく分かって、やっぱりみんなと一緒に学びたいという気持ちになる、そういったこともございます。

実際、ここの中学校でも、タブレット端末を家庭に渡してオンライン配信をしたところ、そういった、逆に学校のほうに興味を示して、これまでなかなか来られなかった生徒が来られるようになるというような事例もあるということでございますので、そういった部分では、このツールというのは活用できるのではないかなと。

ただ、それだけではないと思っておりますので、慎重にその取扱いはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今、この1人タブレットという部分が、そういうような活用方法で広範囲な教育環境の中での活用がされるという、今教育長からの説明受けました。今後の中で、そういった部分で、本当に不登校の子供たちを出さないような形の中で活用、それとやはり、今、中学校、小学校の先生が交互に授業参観なり連携を持っているという答弁ありました。同じように、清里中学校と清里小学校の互換性の中で、学びの移動というか、先生の交流も多少、多少じゃなくて、実際、実践しているという説明もありましたから、そういった部分も今まで以上に働きかけをしていただきたい。

それともう一つ、「育ちの手帳」の関係で、支援をしている子供たちの対応なんですけども、やはりそこをもう少し何か教育委員会として働きかけができないのかな。何と言いますか、その全体的な見守り体制のスキルアップ的な授業というんですか、ちょっと難しい、言葉が何かこうあれですけど、やはり授業に特化せず、やはり違うこの人間性を醸し出せるような、そういう特別な働きかけ、大変難しいですけども、そういったところも配慮して、今後進めていただきたいな、そういう部分をちょっと痛切に感じております。

次、認定こども園の質疑に移らせて頂きます。

所管変更の動き、ありました。私も当初から、やはり幼児教育の担当所管は、教育ですから、やはり教育分野である教育委員会がしっかりとやっていくほうが、ずっといいんじゃないかなと、このように思っていました。

よく使われる言葉に、幼児教育のコストパフォーマンスが一番高い、やはり三つ子の魂百までではないですけども、しっかりとそのときにどれだけの教育環境を、その幼児の中に持っていく

か、それがやはり財産にもなるって、そういう認識でしたから、そういった部分で、ずっと所管は生涯学習課のほうがいいんじゃないかなと思っていました。それが、いろいろあった中で、制度もいろいろ変わりましたから、所管替えという行為、これは本当によかった部分です。

ただ、やはりその運営方法、ハードありきの論議が、やはり先行しましたから、そこはやはり、しっかりと運営母体の話は、公設公営であるという方向性が出ました。あと中身として、今回、特に認定こども園の中で質疑としてお伺いしたい部分は、1号保育、2号保育、3号保育、その中で、今本町に一番求められているのは、この3号保育、未満児に対する保育、ここをどう捉えるか。教育委員会付となると幼稚園的機能です。その中で一時預かり保育事業というのは、恐らく幼稚園に通っているお子さんの延長保育の部分しか充当できません。

もう一つ、逆に保育所に通っているお子さんの妹さん、あるいは弟さんが、園児ではないで未満児の場合は、結局行くところがない。あるいは、未満児ですから、今、清里保育所は1歳半以上は保育事業を行っています。札弦は2歳半。ところが、ところがですね、やはり説明もありましたけども、面積要件、あと人材の配置、大変厳しいです。

そこで、今、幼稚園とすれば、その辺、教育長にそこは聞きたいんですけども、幼稚園というか、保育所じゃなくて、その部分で今後、認定こども園の中でどうするのか、一時預かり事業を検討するのかわからないのか、その在園児以外の部分、ここは民間ですから、教育部局としては、なかなか言えない部分があると思います。

それともう一つ、やはり保育事業、これは町、町長にも答弁いただきたいと、ちょっと思うんですけども、その未満児保育の考え方、これやっぱり一時預かり事業として捉えるのであれば、今今回、サポート事業という形で新年度予算で増額してますね、1時間400円から600円、そういった部分で充当するって説明は所管からも受けています。この両面性ですね、幼稚園と保育事業、そこを合体したものが認定こども園と私は認識していますから。ただし、町長が行政執行方針にあった、そのフォアキャスティング、バックキャスティングじゃないけど、今回は、開設をバックキャスティング的な考えであれば、8年だったら、それまでのつなぎ込みの施策をどうするかというのが、一番重要なところで、それをやはりないがしろにというか、掘り起こし云々の話は分かりますけども、そのこのところにしっかりと光を当てた政策をするのが、やはり行政としての責任かなと、私自身は思いますから、ちょっと長い質問になりますけども、幼稚園的な部分の一時預かり事業の考え方、つなぎ込み、幼稚園としての。片や町長のほうには、保育事業の中で、未満児保育に対する考え方、あくまでもサポート事業だけの充当でいいんだよというんでは、なかなか見守る託児をされる方も人材がない実態。でも町内には、そういう就労形態が変わって、共稼ぎの人たちが預ける場所がないという実態はもう皆さん、御存じだと思いますよ。そのことについて、最後の時間の中で答弁、教育長と町長に求めます。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

まず、認定こども園、幼児教育の部分でございます。私も議員おっしゃるとおり、コストパフォーマンスという部分も含めて、非認知能力を育成する部分では、やはり幼児からの教育が重要であるということで考えております。幼稚園、一時預かりを補う代わる部分ということで、認定こども園のその受入態勢、サービス内容につきましては、現在、その辺、運用面との検討は重ね

ておりますけれども、方向といたしましては、保育は0歳児保育からと、そして一時預かり的な、そういった事業も行っていきたいという中で、現在、協議を進めているところでございます。

そういったことで、それまでの間、8年までということでは4年間ありますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げたファミリーサポートセンターでのつなぎということで認定こども園の整備をしっかりと進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

保育の関係であります。今回、保育、そして教育ということで、幼保一元化を打ち出したわけです。打ち出しは早い時点で行ったものですから、基本的には、0歳児保育からの部分、早く入れていかなきゃならんということで、準備を進めてはいたんですけども、認定こども園の関係で、一元化が両者の話し合いの中で決まっていきましたんで、早い段階であれば、もう少し速やかに、この対応をとっていかなければならなかったなというふうに思っておりますが、今現在、基本設計の段階に入りつつあるというようなことも踏まえながら、今の状況をしっかりとカバーしつつも、やはりその状況を見守るより仕方ないかなと、現実問題として保育士さんの人手不足もありますし、また、現在の保育所の中のそのスペースから言っても非常に難しい状況があります。そして、本来は、意味合い的には、私も早く何とかその0歳児からをということで、進めてきて、当時、私が首長になったときには、まだ2歳、保育所の基準の2.5歳以降からしか町は預かっていなかった。それを今、1.5まで下げて、さらにもう一段と思っていたんですが、今言うような形の中で一元化の話がまとまったということがありまして、今回のこういうスタイルになっていると。当面の間、何年間になるか分かりませんが、ファミリーサポート事業等を使いながら、その方向性を確認していきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（田中誠君）

休憩を解いて一般質問を続けます。よろしいですか。短く、時間が無いので。

○8番（前中康男君）

町長が思っているとおり、認定こども園の延長に伴い、町内で本当に困っている方々、お子さんを抱えている。そこはね、やはり切れ目のない子育て支援、町長、常々、子供に対する施策、子供基金の活用だとかやっています。ここは、やはりいろんな意味、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中での人口動態を推移した中でも、令和8年度の開園に向けては、かなりの出生数の減少に伴う判断もありますけども、やはり切れ目のない教育のシームレス化、幼児から、最終的には本町にある清里高校までも、皆さんの子供たちの顔が見えるような、そういう施策の展開、これはやはり人がいないじゃなくて、やはりそういう人たちをつくり上げていく、サポート的な人材等を本当に掘り起こしながら、お願いするなり、あくまでも行政サービスの一環を民間に委ね

る形になりますけども、そういう形で託児所的な機能を拡充するなりの方向性をもって進めていく、今、そういう時かなと思いますんで、精力的に検討していただきたい。

以上をもちまして、私の質問に代えさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

私も常々、そのように個人的には感じていたところであります。質問の趣旨を解しながら、しっかりとサポート体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

これで、前中康男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

●日程第3 議案第17号 ～ 議案第24号（質疑の進め方の説明）

○議長（田中誠君）

日程第3、一括議題となっております議案第17号から議案第24号までの各会計予算について、質疑の進め方について、事務局長に説明させます。議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤浩幸君）

審議の進め方につきまして御説明をいたします。予算審議次第の1ページを御覧ください。予算審議の日程は、15日から17日までの3日間といたします。

予算審議につきましては、2ページから4ページの予算審議の目次の順に一般会計の歳出より行います。一般会計の歳入は款ごと、歳出は款の目ごとに質疑を行います。小さな歳入の款、歳出の目等は、まとめて質疑を行うものがございます。特別会計は歳入歳出ごとに質疑を行います。予算審議目次の順に進行いたしますので、スムーズな説明員の交代をお願いいたします。全会計終了後、総括質疑を各会計全般にわたり行います。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

質疑の進め方についての説明を終わります。

○議長（田中誠君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

議案審査及び議事運営の都合により、明日から3月14日までの3日間休会としたいと思います
が、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、明日から3月14日までの3日間、休会とすることに決定しました。

なお、3月15日は、午後1時より再開し、議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算歳出から質疑を行います。

本日は、これで散会といたします。

散会 午後 2時51分

令和4年第1回清里町議会定例会会議録（3月15日）

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	熊谷雄二
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	原田賢一

生涯学習課参与	小林 正明
農業委員会事務局長	熊谷 雄二
監査委員事務局長	伊藤 浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田 成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤 浩幸
主査	阿部 由美子
会計年度任用職員	梅内 千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第17号～議案第24号（各会計予算の質疑）

●予算質疑説明員補助者

総務課主幹	櫻村 亨子		
総務G	総括主査 吉田 慎治	主査	長屋 智洋
管財G	主査 田中 誠之		
企画政策課主幹	新輪 誠一		
まちづくりG	主任 吉田 悠平	主任	野手 萌
地域振興G	総括主査 半澤 忍		
町民課主幹	吉本 淳		
町民生活G	主査 小泉めぐみ		
税務・収納G	総括主査 山崎 孝英	主査	泉井 健志
保健福祉課主幹	寺岡 輝美		
保健G	保健師長 武山 悦子	主査	田巻 宏章
福祉介護G	主査 岩浪 理	主事	谷口 圭介
こども子育てG	総括主査 小林 有香	主査	奥山 美香
保育所G	主査 世良奈都子		
保育所G	総括主査 鈴木由美子		
産業建設課主幹	北川 実		
建設G	総括主査 山本 卓司	主査	荒 一喜
生涯教育課主幹	土井 泰宣		
学校教育G	主査 原田 了		
社会教育G	総括主査 藤森 宏樹	主査	本間 章浩
焼酎醸造所	主査 廣谷 淳平		

●開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 池下昇君、6番 勝又武司君を指名いたします。

●日程第2 議案第17号 ～ 議案第24号（各会計予算の質疑）

○議長（田中誠君）

日程第2、議案第17号から議案第24号、令和4年度各会計予算の質疑を行います。
議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算について質疑を行います。
歳出から質疑を開始します。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、37から38ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、進みます。
2款総務費、1項給与費、1目職員給与費、38から39ページ。岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

39ページの特殊勤務手当の部分でお聞きしたいんですけども、100万程度増額されてるんですけども、これはコロナ関係の増額と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいまの御質問でございますが、コロナ関係のほかに、常任委員会でもちょっとお話をしてもらいましたが、保育士の処遇改善の部分で増えてるというような形になっておりますので、よろしくをお願いします。

○1番（岡本英明君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。ほか、よろしいですか。なければ、次、移ります。
2項総務管理費、1目一般管理費、40から43ページ。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

一般管理費、40ページの説明欄のちょうど中間辺り、通信運搬費563万4,000円、これと、その4段下、例規サポートシステム業務委託料316万4,000円、これの内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

まず、通信運搬費でございますが、郵便料、これが大体月32万円掛ける12か月、それから、電話料が9万2,500円掛ける12か月、それから、広報等の小荷物等の送料ありますので、それが1,390円掛ける12か月の10個の2回ですとか、そういうもろもろが入った形でこの金額になっているような状況でございます。

それから、次の質問の例規サポートシステム業務委託料でございますが、例規のほうは今、システム化されておまして、毎月の部分と……。少々お待ちください。更新の部分と管理の部分、それから、政策の法務支援、それから、法制執務の相談業務、これらがもろもろ入って316万4,000円となっているというところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

内容は理解しました。昨年度から見ると、見るといいますか、昨年度、通信運搬費っていう項目なかったの、項目外になったということではよろしいでしょうか。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

昨年度が、すみません、一般管理事業の中で……。一般管理費事業費の中で組んでいたような形になっておりますので、科目のほうが変更になったというところで御理解いただきたいと思えます。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしい。池下昇君。

○5番（池下昇君）

一般管理費の中で、40ページ、12節の委託料が2,768万8,000円となっているんですが、昨年、一昨年と比べて1,500万以上増えているんですが、こういった内容で増えているのか、内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

全般的な部分になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

いろんな丸が書いた中事業ごとに様々な委託料が組み立てられているわけですが、特になかでも新たな事業として委託費で組み立てられているものが幾つかございます。

まず、41ページ、中長期財政計画の策定支援業務委託、それから、財務書類の作成支援業務委託料、行政サービスの経営診断業務委託料、あるいは、42ページに行きまして、法令等管理運営事業費の中で、幾つかの委託料が新たに支援業務として増えております。また、あと、最後の43ページ、一般管理費の下段にあります弁護士委任事業費、すみません。これは報償費ですね。失礼いたしました。こういった幾つかの事業にまたがる委託料全般として、一部業務のアウトソーシング、あるいは、外部のお力を借りて業務を推進していくための委託料として、全般的に一昨年に比べ増えているという状況でございます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、課長おっしゃったように、いろいろなアウトソーシングによってできる、まあ委託料が増えるっていうのは理解できるんですけども、去年が1,000万ぐらいなんですよ。おととしも1,000万ぐらいなんですよ。早い話が倍以上になってるわけなんですけど、そこら辺について、ちょっと委託料の金額自体が大きくなってるとかなというふうなことを見ていたんですが、そういうことっていうのは実際ありますか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

議員御指摘のとおり、なかなか内部の専門、職員だけでは対応しきれない専門的知見、こういったものが必要になる業務が社会情勢に伴って数多く出てきておりますし、なかなか職員のマンパワーだけではなし得ない業務内容というものもどんどん増えてきております。そういったことを加味しまして、行政評価の中でも、できる限り高額にならないような形で外部のお力を借りて業務をしっかりと推進していきたいと、そういった見直しの中で、一部こういった委託料を増額させていただいてるところであります。

○5番（池下昇君）

了解しました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

一般管理費、41ページの今、委託に関する部分ですけれども、財務書類の作成支援業務委託料220万円予算計上をされている、これは新しい部分での追加的な委託料だと思うんですけれども、予算審議資料のほうに内容的な部分書かれてるわけですが、中身的には財務書類の作成及び固定資産台帳の管理を事業者に委託をするという形なんですけど、過去においても公会計における導入から、もう既にかかなりの年数がたつ中において、固定資産台帳そのものについても非常に何らかの形の中で整備を行ってきたという形の中で、今回、特別会計等においても公会計移行の中において、財産台帳管理については外部委託の中で整理されてきているわけなんですけれども、今回、一般会計のほうで行われるシステムというのは、独立システムとしてどの部分を従来から変えてやっていくのか、まず、その具体的な内容をもうちょっと詳細に御説明願いたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、委託のどの部分を委託するかというところでございます。基本的には、財務諸表をしっかりと作成していただくということと、資産の管理ですね。そういったものを外部に委託しながら、最終的には公会計に向けた財務諸表をしっかりと作っていただくということが、今回の委託の主な目的でございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、公会計によって財務諸表、これをきちんと整理をしていくんだよという形。これは、従来の財務諸表については、それぞれ当然に監査の段階でそれぞれ処理をされていたというふうに理解するわけですし、固定資産台帳についても、当然現在のベースの中においては、ある程度データ化されて、しっかりと管理されているというふうに理解するわけなんですけれども、まず、具体的な部分でいくと、固定資産台帳の現在の管理ベースというのは、どういうデータベースになって、電子的処理でしっかりと管理され、年次更新がされるシステムになってるのか。そして、今回の委託によって新しいシステムを入れていくのかどうなのか。その管理経費はどのように今後、毎年発生してくるのか。具体的に言いますと、例えば、公会計でいくと、固定資産については、定減方式っていう形の中で年度ごとに残が変わってくるという方式をオートマチックに入れ

てるのが普通だと思うんですけども、その辺の実態っていうのはどのように今なってるのか。というのは、ここ何年か非常に固定資産台帳、公会計によって何回も何回も外部委託の中で経費をかけながら管理をしてきているって経過があると思うんですけども、その辺と今回の連動性というか、関係性というのはどのようになってるのか、明確にちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

町におけます公会計、それから、固定資産の管理状況について、私が知る限りの概略についてお話し申し上げます。

平成の28、9年に一度外部委託などをしまして、固定資産台帳については整理をしておりました。ただ、残念ながら、そこからなかなか精度の高い数字を積み上げていく、いってきているという現状が少し低下しておりまして、正確な数字を求められる我々の世界において、若干信憑性の低さというのがかいま見れるという状況が見受けられてきましたので、今回しっかりそれらを過去に遡りながら、正確な、決して間違っただけ数字じゃないんですが、なかなか小さい数字まできちっと拾えているかということ、なかなか難しいってことも若干かいま見えましたので、そういったことをちゃんと外部に委託して管理していく。当然内部の情報というのは、ある特定の場所で統制しながら、そのデータを外部に委託して、しっかりとした固定資産の不動産から動産を含めた管理をしていただくという形に今回持っていきたいなと思っております。

公会計につきましても、およそ10年前から、実は、自前でシステムを入れて管理運営をしてきたんですが、なかなか職員のマンパワーだけでは回すことが難しいという現状もございまして、今回新たに固定資産の最終的な管理、それから、財務諸表の出力というのを、こちらから最終的な正確なデータを送り込ませていただいて、業者にちゃんと対外的に示していけるものを成果品として提出していくと。まあ、それは道や国に対してですね。そういったちょっと仕組みを新たに構築して、対外的にもきちとした正確な管理運営と数字というのを、今後も推進していきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

内容的には理解させていただきました。

また、2つだけちょっと、今後この予算を執行するに当たって考えていただきたい点。一点は、今、課長から答弁あったとおり、過去にやってきましたけれども、それが不十分なものであって、現実的な財務対応としては、なかなかしっかりしたものになりきっていないという形の中で、当然特別会計も含めて公会計入れながら、そういった外部的な部分で、きっと400万、500万特別会計も一般会計入れてるんじゃないかというふうに、昨年、一昨年の経過から見ると。だから、そういったものを含めた部分で、しっかり実務的に機能をする形と、それをどう使いこなしていくかっていう形っていうのは、職員の皆さんの研修も含めた部分の、そういったものを合わせていかないと、外部委託しても、結局実態的にまた何年かたったら、やっぱり不十分だっていうよ

うな形になってくる。その辺の運用の仕方、十分役場全体として、ぜひ職員の皆さんの中で共通理解した中で実務に当たっていただきたいということが一点。

2点目が、公会計システム導入、今、課長のほうから御答弁があったわけなんですけれども、現実的に年1回、監査の段階で監査委員には提出されるけれども、議会に財務諸表等、これは報告なされてないんじゃないかな。これは法的にどうのこうのではなくて、やはり基本的に公会計入れた段階において、財務諸表をきちんと、まあ職員の皆さん苦勞をしながら、いろんな部分できちんと最後、監査に合わせながら、決算に合わせながら出している。やはりある意味では、そういったものについても従来の形式にこだわらず、やはり議会に報告したり町民の皆さんに公表する、そういう仕組みをやっぱり公明性、見える化のそういったことも並行しながらやっていくということが必要じゃないか、このように考えますので、その辺の検討についても、今後、予算執行の段階において十分に御検討願いたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、1点目の仕組みについてです。上下水道もいよいよ令和6年度から公会計、企業会計に移行しますので、それに向けても、やはり基本となります一般会計、町全体の公会計の在り方、これをしっかりその令和6年に向かって整備していかなくちゃいけないと考えておりますので、職員というのは、やはり大きく異動、職員の異動も伴い、なかなか事業を同じクオリティーで継続していくってということも、現実として難しい部分もありますので、そこをちゃんと我々がやるべきこと、それから、外部に委託してやっていただくことというのを明確にした中で、今後、継続的かつ発展的な業務として運営していきたいなと考えております。

また、2つ目に関しましては……。すみません、2つ目は何、どんな質問でしたか……。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○企画政策課長（宮津貴司君）

分かりました。公表の部分ですね。公表の部分に関しましては、議員御指摘のとおり、一部広報誌で、まあ若干の情報については公表義務があるということでしておりますが、今後、常任委員会の中で、きちっと整理した段階で御報告申し上げたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

先ほどの池下議員に関連してる形になると思うんですけど、もうちょっと詳しく聞きたいなって思うことがあります。

42ページの法令等管理運営事業費なんですけれども、ここを3つ全部業務委託料という形で515万ですか、計上されてます。昨年度でいきますと、この法令等管理関係の部分に関しては、

例規サポート、先ほど堀川議員からありましたけど、そこが入ってるので、金額的に似たり寄ったりになってますが、実質この3つの今回の定年延長制度導入支援業務委託料、法令状況確認支援業務委託料、個人情報保護制度改正対応支援業務委託料というものは昨年度にないわけですから、この辺もう少し詳しく聞かしていただければ。どのような作業なのかってことをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいまの伊藤議員の御質問でございます。先ほど企画政策課長のほうからも、職員だけではちょっと難しい部分があるっていう部分がありました。正直申しまして、定年延長の関係、国のほうからも下りてはきているんですが、なかなか65歳まで、例えば、2年に1回ずつだとか、いろんな項目が出てくるんですね。そういう部分でいって、やはり職員だけでは今の人数、本来ならやらんといけないのかもしれないんですけども、ちょっと手が回らない、それから、落としてしまう、あと、解釈の違いがある、これらもありますんで、やはり専門家の御意見を聞きながらやっていかなければいけないのかなと、このように考えております。この3点は同じような理由になりますので、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

今のお話でいきますと、今までも基本的にやってはいたんですけども、なかなか手が回らなくなってきて、結構専門的なもの、この3つに関しては専門的なところがあるので、アウトソーシング、業務委託にしたっていう理解でよろしいですか、確認の意味で。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま言われたとおり、簡易なものって言ったならあれなんですけども、自分たちで手前みそっていいですか、できるものについては、きちんとやっていきたいと思っております。ただ、やはり難しくなっている部分がございますので、そういうのは間違わないようにやらなければいけないというところで、専門家のお知恵を借りながら進めていきたいと、このようなところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○3番（伊藤忠之君）

理解しました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

なければ、次、移ります。

2目財産管理費から3目地籍管理費まで一括質疑します。43ページから46ページ。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

なければ、次、進みます。

4目広報費から5目自治振興費まで一括質疑します。46から47ページ。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

自治振興費の中で、ゆいま～る清里補助金40万円、地域活性化推進事業補助50万円、これらが今年度廃止といたしますか、予算づけがされていないんですけども、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

担当。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

ただいま、ゆいま～る清里の補助事業等の令和4年度の予算計上がされていないということでの質問だったというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、事業の内容から鑑みまして、やはり見直しが必要の部分が出てきたというところであります。ただ、事業自体は、実際の事業は継続されている部分がありますので、その補助の部分につきましては、別な事業ということで、ちょっと47ページの地域活動推進事業費、こちらの中で事業のほうは組み込みながら、補助のほうは出し口ができるかなということで考えて計上してございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

地域活動推進事業費のほうで何とか振り替えてってということですけども、この地域活動推進事業費自体、昨年度の1,200万から1,000万円ということで、200万円の減額されているところがあります。

ゆいま～る清里ですが、昨年、その前とコロナの関係もありまして、なかなか活動しづらい状況が続いていて、実績が上がらなかったってということも確かにあるのかと思いますけども、このゆいま～る清里ですが、平成24年から活動されてまして、若者によるまちづくり団体ということで、清里にとって非常に貴重な町おこし団体というふうに認識しております。活動では本当に、き

よっぴですとか、セイリュウジン、御当地グルメ、PRグッズの販売・開発、その他、自分たちでの研修等をやっておりますし、若者にとって仲間づくりですとか、町を活気づける取組を非常に一生懸命、柔軟なアイデアを入れながら活動している団体ですので、ぜひこの部分に関しては、活動に支障がないようにしっかりと予算づけしていただいて、町としてもぜひ応援できるようにお願いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

ただいま、ゆいま〜る清里団体へのしっかりとした支援をとという御意見だったかというふうに思っております。こちらの団体とも内容のほう、毎年、補助金の内容の精査も含めながら意見交換をさせていただいているところがございます。もちろん団体補助という性質でこれまで補助してきましたので、団体を運営する側にとりましては、ある程度安定的な運営はできるのかなというふうに思いますけれども、やはりいろいろな事情をお聞きしますと、補助金をどうしても団体補助になりますので、ある程度どうしても消化しなければならないようなことも少し気が入ってくるというようなところで、なかなか難しい状況があると。今度、地域連携活動支援事業、こちらはしっかりと活動に対して支援をしてまいりますので、これまで以上な取り組みがあれば、それなりの、それ分の支援ができるということで、これまでの団体補助から、状況によってはしっかりとした支援ができるのかなというふうに考えているところでございます。

あと、前段で、そもそもこの地域活動推進事業費が令和3年度1,200万円、令和4年度の計上が1,000万円に下がっているのではないかというお話、御質問のところでございますけれども、こちらは、これまでの実施精査の段階というところで1,000万円に計上しているところでございます。令和元年度で917万8,000円の大体事業精査がありました。令和2年度では800万円、それから、今、令和3年度で今のところの見込みでは650万円ということで、やはりこの活動事業全体も、やはりコロナ禍の関係もあろうかと思えます。事業費が減ってきているということで、200万円の減額の1,000万円に計上させていただいたというところがございますので、併せて御理解をいただければなと思えます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

実際問題、地域活動推進事業費は、決算では予算を使い切っていないというのが、ここ数年の実情だというのは理解していますが、今年度少なくなった分の内訳は何だろうかといいますと、共創のまちづくり交付金辺りが減額を中心なのかなというふうに理解しますが、先ほど言いました、ゆいま〜る清里とか、ほかの町おこし団体との関係の補助金ですが、ぜひ各団体としっかりと話し合いをしていただいて、予算づけが必要なものであれば、しっかりと予算づけをするという、その裏支えをしっかりと町として伝えていただけて進めていただきたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

今、堀川議員のほうから御意見いただきましたとおり、各種事業に当たりましては、本当に必要なものにつきましては、予算が不足するようであれば、補正予算も考えながらしっかりと支援をしてまいりたいなというふうに考えておりますので、また、各種各団体とも事業の在り方につきましては、詳細協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

今の堀川議員と同じちょっと項目でお聞きしたいんですが、確かに昨年より200万少なくなっております。っていうより、この令和4年度の予算審議資料の中に載っていないんですよ、詳しく、ます。そこをまずお願いしたいなと。令和3年度の、去年の内訳を見ると、自治会運営交付金381万円とか、あと、協働・共生のまちづくり交付金340万とか、共創のまちづくり400万とかって、こうやって載っているにもかかわらず、今年の資料には一切ない。やはりこの事業ばかりではなくて、予算審議資料、議員側からすると分からない事業もありますが、できるだけこの予算審議の丸印の部分ぐらいは、せめて何とか説明資料にも載せていただきたいということを、まずお願いしたいというふうに思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

審議資料の在り方について御提言いただいたのかなと思っております。一昨年しっかり載った事業について、今年は載っていないということで、大変ちょっと配慮が足りなかったなと思って感じております。

この令和4年度につきましては、大きな行政の評価の見直しを行っております、主に新しいもの、見直しを大きく行ったもの、そういったものを中心に掲載させていただいたものですから、一昨年と比べて継続的な事業ってというのがちょっと記載が少なかったな、配慮が足りなかったなと感じております。来年度に向けましては、この辺の掲載の在り方、皆様方に議論をしていただくための資料づくり、見直してまいりたいなと考えております。

○5番（池下昇君）

以上です。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

課長からそういう答弁があったので、じゃあ、逆に、新規見直し事業についてちょっと御質問させていただきたい。特に今回、広報きよさとがアウトソーシングやっていくという形の中で、職員の皆さんも関わりながら、まあ全部外にアウトソーシングじゃなくて、職員と一緒にやるべきものと、外部のアウトソーシングと組み合わせながら内容の充実を図っていく、その見直しについては、ある一定の方向としては評価していきたい。

ただ、現実論として、なかなか大変な仕事で、非常に市民の皆さんに一番、町の動きをきちっとキャッチアップしていくための一番入り口になってるのが事実じゃないかと思えますし、そういった中において、現実的に、じゃあ、その受け皿となり得るのは、アウトソーシングの部分で町内的にはあるかとなると、なかなか厳しいのかなって。具体的に、じゃあ、それを進める上に当たって、どういった部分で、当然町外の業者も含めながら発注という視野に立ってるのか、その辺、具体的な今後の、まあ新年度間近ですから、当然入札なり見積り合わすなり、プロポーザルやるのかどうなのかちょっと分かりませんが、具体的な業者の選択っていうのは大きな課題になってきて、その選択の内容によって、従来課長が委員会等で説明されたような見直しや、広報の充実につながっていくのかっていうところに非常に大きく関わってくるもの、なので、具体的なそういった業者の選択だとか、方式っていうものについては、一切委員会で今まで説明されてないというふうに理解してますので、今後の進め方どのように行っていくのか、その辺の現段階における考え方、もう既に4月目の前ですから、もう既に固まってると思えますので、その辺の内容について御説明を願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、外部へのアウトソーシングの考え方につきましては、さきの常任委員会でも、その概略についてお話をさせていただいております。

この広報の事業に関しましては、オホーツク管内の状況を申し上げますと、およそ6割ぐらいの自治体が既に外部委託を行っている状況で、残りの半数ぐらいが自前でやってる、あるいは、一部委託していると、そういった状況になってきております。やはりこの広報事業というのは、担当者一人付きっきりになる編集作業となりますので、実際近隣町村で言えば、大空町が同じような形で、今回うちが行う委託の内容と同じ形で、今、広報の発行に努めているところです。今回はそういった事業、自治体の例を参考に、たまたまうちに競争入札登録のある、およそ3社程度のそういった総合的に編集から印刷まで手がけていただいている事業者の登録がございますので、今回は競争入札においてしっかり仕様書を定めながら、他町村における事案など複数情報を収集しながら、しっかり仕様書を作って、今回発注にこぎ着けたいなと考えております。

前にも一度申し上げましたが、基本的には、印刷はもちろん外部、そしてレイアウト、要は、紙面構成です。これも外部にやっていただく。また重要となるトップページ、あるいは、ポリュ

ームのある記事、そういったものは、編集にも外部の編集者が関わっていただく。ただ、どういう内容構成にしていくかというのは、もちろん町が主体的に編集内容を考えて、どういう記事を出すのが今タイムリーなのか、そういったことは我々が考えていくことになります。また、写真につきましても、主要な部分は一部プロのカメラマンに担っていただく部分もありますが、町の話題を常々拾うという作業は、当然町の職員も今後も引き続き行っていきますので、最初はちょっと多少手探りな中で、外部の事業者とも協議をしながらやってく体制取っていきたいと考えております。ただ、しっかりと我々は何を伝えるか、どういうふうに伝えるか、そこに注力できるというのは、今回本当に大きなところですので、職員の能力というのをそこに生かしていきたいなという、考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

町の広報そのものについては、2つの役割、一つは、やはり基本的な部分で、行政情報をきちんと正確に正しく町民の皆さんにお伝えするという形と、地域が行われたいろんな活動、町民の皆さんの活動、それをしっかりとキャッチアップしながら、地域全体で共有していくという、そういった役割を担ってるんじゃないかと。そういった部分で、一番最初の入り口であるしっかりとした情報の把握、それから、取材という形、そして、民間でいいますと、やはりどうしても編集とかデザイン、企画含めて、そこが非常に民間のノウハウを生かすことができる。単純に登録されてるから、そういった業者が印刷業者であればオーケーという、そういった話じゃなくて、基本的に今、行われてる広報というのは、ほぼほぼ、企画、編集、デザイン、それと、情報の収集能力という、これが核になる部分であって、その辺、十分配慮した中、業者選定が行われていくというふうに理解をしておりますけれども、やはり一年だけではなかなか課長がおっしゃったような形になり得ないような部分も、当然手探りの部分で進めていかざるを得ない部分もありますけれども、そこでしっかりと民間アウトソーシングになった段階において、ある一定程度進んだ段階において、やはりもう一回モニタリングを行ってみるだとか、いろんな意見を参酌しながら、変えることに対する勇気を少し持ちながら、完成形はなかなかないと思いますので、そういった取り組みを、まずしていただきたいという形。

それと、2つ目は、過日、議会と高校生との懇談会というのがあったんですけども、そこで、やはり町のいろんな動きとか、そういったPRがやっぱりどうしてもうちの町は弱いんじゃないかっていうような形、高校生のほうから非常に強い声、大きな声が、インターネットを使ったり、いろんなもの、ユーチューブを使ったりとか、いろんな形の中で、もっともっと今の時代に即した情報発信を行っていく必要があるんじゃないかという意見が、高校生からの具体的な提案をいただきながら聞かしてもらった場面があったわけなので、そういった意味で、広報そのものについても、今回はきっと紙ベースのものを中心としながら、予算全体としてはホームページの運営事業手数料等も入っておりますけれども、そこにおける新しいインターネット等の環境を使ったソフトの在り方みたいなものを、やはり併せて今後推進していく必要があるんじゃないのか。紙ベースにこだわらず、そういったものを含めてトータル的な情報発信、まあこれは、近隣市町村では、ほぼほぼ、取り組みがかなり積極的に行われてる実態というのがあることについては課長も御存じだと思いますので、その辺の流れを今回の民間委託も含めて、ぜひ積極的に働きかけを

したりとか、仕組みをつくっていく必要があるんじゃないか、このように考えますので、この点についても現段階における考え方あればお示しいただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

常任委員会のおかげから、皆さん御心配いただいているのかなと思っております。我々も何分初めてなことですし、ここ数十年やってきた中での初めての試みですんで、優しいまなざしを持って見届けていただきたいなと、まず最初思っております。ただ、広報誌というのは、議員おっしゃるとおり、いろんな役割があると思いますが、僕たちはやっぱり風土や文化、町民の、こういったものに対する根づいていくような、そういう情報媒体だとある意味思っておりますし、記録という部分でも大変重要な役割を持つてるかと思っておりますんで、この辺をしっかりと紙面のグレードアップを図ってお伝えできるような広報に、多少は時間をいただきながらしていきたいなと思っております。

また、2つ目の町のPRの方法ですね。どうしても広報誌やウェブサイトというのは、これは受け身な情報発信、発信じゃなくて、情報の受けなんです。発信ではないんです。どなたかがこのサイトに来ない限り、情報を見ることは不可能なんです。見ていただくってところのやっぱり仕掛けてのが、今、必要なところでして、さきにいろんな、今後の予算の中でも出てきますが、広告費の中では、しっかりとターゲティングをして、どなたにこの情報を届けるかということもしっかりと定めながら、その人に直接情報を届けるような、そういった広報媒体の、広告媒体の在り方というのも今後に向けては考えておりますし、今回の予算の中でもそのような一部措置をさせていただいております、いわゆる一般で言えば、ポータルサイトっていうものをしっかり作って、そこをウェブサイトの入り口として町の情報を発信していくってことが今のスタンダードになってきてますので、また、我々としても、今年、令和4年の中で、とある事業、一歩そういった媒体を活用しながらPRに努めていきたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

今の話に関連するような部分なんですけど、今、課長の言われた町民の、何ていうか、文化、そういうものを大事にしてっていう部分なんですけど、ただ、いろんなものを委託事業というように形で取り組むような形で、確かにマンパワーにやっぱり、マンパワーだけではなかなか難しさがあってっていう部分なんですけど、確かに膨大な、それを委託しないとすれば、膨大な事業量にというか、仕事量になるのかなと思います。そのもので、それが全て駄目だとは言いませんけど、それと同時に、委託するってということによって、うちの町の町のらしさというか、そういうものが失われていくような部分ちゅうのは、ちょっと否めないような部分があるような気がするんですね。その中で、たとえ委託としても、その中でそれらのものについて、いろんな形の改善を施した形の中で、やっぱり町民にきちっとマッチしたような形のものに作り上げてくって、そういうことが大事じゃないかなと思っておりますんで、その部分を付け加えて、ひとつよろしくお

願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まさに議員おっしゃっていただいたように、我々も危惧するところは、画一的なサービスを民間事業体っていうのは、やはり効率のよさを考えて提供していきますから、そこは我々はしっかりと、議員の御指摘どおり、町らしさを失うことなく、先ほどの広報もそうなんです、近隣と同じ事業体であっても、我々は何を伝えたいか、どういうことをしたいのかっていうことが、これに限らず、あらゆる業務委託において必要な指針っていうのは、ビジョン、構想力ちゅうのは我々に必要とされてるものですんで、そこをしっかりと突き詰めながら委託事業を推進していきたいなと思っております。

ただ、委託料全般に言えることですが、できるだけ、まずは、入り口として最低限な形でのスタートアップというのを今、考えておりますので、事業費全体としては、他町村から見ると、そんなに肥大化はまだしていないと。むしろ今まで委託、そういった外部委託の活用というのは割と少なかったんで、昨年比で見ますと大きく膨らんでおりますが、そのような考え方に基づきながら今後推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

分かりました。

もう一点なんですけども、地域活動推進費、事業費ですか。この説明もちょっといただいたわけなんですけど、恐らくかなり減少してきてる取り組みっていうような部分では、コロナ禍っていうのは当然あると思います。見据えなくちゃいけないのは、やっぱりアフターコロナ、ウイズコロナっていう部分でのこれからのコロナの対策の部分で、どうやって地域の活動ちゅうかね。そういうものを取り組んでいくかなっていう部分です。その中で、それを見据えた形の中でのきちっと予算づけされたんじゃないかなと思うんですけどね。一概にやっぱりそのことを捉えて、最近取り組みがないからっていうような、そういうような解釈では、ちょっと予算づけ難しい部分かなと思います。それと同時に、やっぱりより町民に密接につながるような事業の取組なんですよ。そこの部分で予算の配分を削減してくちゅうのは、私としてはどうかなって思う部分ですよ。やっぱり少しでも町民に、私たちも含めて町民サービスを追求してく部分においては、やっぱりそういう住民活動というか、そういうものに対して、きちっとやっぱり予算づけをして今後取り組んでいただくっていうようなことを建前に予算づけしていただきたいなと、そのように思う次第であります。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

委員御指摘のとおり、住民の活動を下支えする大事な事業の一つであります。我々としても、ここ近年見てみますと、同じ団体が同じような時期に活用していただいているという傾向が多く見られます。やはりこの事業も、まあこれを審査する協議会があるわけですが、この中でも審査の在り方、事業の公平性を持った見方、あるいは補助の、補助率の在り方、いろんな提案をいただいていると、もうそろそろこの事業も一度、中程度の見直しが必要な時期に来ているなど私自身も感じております。

また、この事業については、やはり先ほど申し上げたとおり、ちょっと発信力が、どういった活用が可能なのか、どういったことに活用できるのかということを広報に年に一度、二度出す程度でありますので、もう少し皆さんがイメージしやすい具体的な情報の発信の仕方ちゅうのも、その見直しの中ではしっかり考えていかなければならないなど感じております。

また、その削減と、まあ形上、予算なんで削減にはなってますが、実態に応じた今回予算をさせていただいたということで、まずはその解釈の仕方でありまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

何度も申し訳ないですが、広報きよさと発行事業費、広報制作業務委託料636万2,000円のことについてちょっとお伺いいたします。僕、ほかの方々と、もしかしたらちょっと違う感覚を持っているのかなって自分でちょっと思ってて質問をさせていただくんですが、何ていうんでしょう。基本的に先ほどから課長がおっしゃってる、やっぱり町民とのつながりの中ですごい、僕、重要な事業だと思ってまして、常任委員会の中でもいろいろとお話させていただいた経過がございます。その中で、やはり自分の中でちょっと、どうしてもこの審議資料、ここを見ながらも、何ていうんでしょうね。今年、先ほどもおっしゃってましたけど、業務委託料形態すごく予算の中で増えてる。これある意味しょうがない部分かなとか、進めれるものは進めたほうがいいかなと、そういうふうになってます。それはなぜかという、人手不足もありますし、専門的知識という部分がすごく重要な部分ありますから、その部分は理解はしてるんですが、そういう先ほどの、例えば、法令系ですとか、もろもろに比べていくと、広報の部分というのはそこまで専門的というか、なものが必要なのかどうなのかというのを、ちょっと自分の中では、まあ迷うじゃないですけども、ちょっと疑問に思うところありまして、この審議資料とか見てましても、委託内容でデザインですとか、レイアウトの編集、また紙面構成サポートもろもろって、じゃあ、今までの広報がそんなに見づらかったのかって、僕そんなに思ってないんです。今までの広報もすばらしいもの作ってくれてたなって気がしております。

じゃあ、なぜこれ行くのかっていったら、ここにまた審議資料の一番下段というか、効果のところですけど、職員体制不足を補いながらってということ、多分ここが一番今回のほかの業務委託料とはちょっと違うところっていうのかな。ほかの業務委託するところも、職員の不足プラス専門的知識が必要だっていうのは分かるんですけど、ここの広報の部分に関しては、僕、そんなに、プロに頼んだからってすごい、もちろんすばらしいものはできるとは思うんですけど、じゃあ、今までの広報がそんなに駄目だったのかって言われると、僕、やっぱりどうしても思えないんで

すよね。これ636万ですか。これで12か月分ってなってるんで、単純に1か月に1部構成考えていくと、1か月53万ぐらいですよ。ここが本当に、何、確かに先ほど課長が言ってたとおり、オホーツク管内でも6割ぐらいがアウトソーシングしてますよ、これを行うのであれば、一人職員がべたづきになっていくっていうのも、すごく理解はします。だとすれば、600万も払うんだったら、新しく雇用をして、1人職員増やして、本当にこの町のこと知ってる人が、本当にそのまま今までどおり専門的にやっていく。人手不足だって言うのであれば、そういう考え方だって、僕、あっていいと思ってるんです。ただ、もちろん先ほど古谷さんがおっしゃってましたけども、これからもうすぐ始まっていく事業ですから、なかなかすぐ今どうこう職員をっていう話にはならないのでね。ただ、単純に、まあ今回これをやる、誤解を恐れずに言えば、なかなか僕も納得しづらい部分はあるけども、やらざるを得ない状況、今は、だと思ってます。ただ、それですっ
と行くのではなくて、いつの日か逆にもう一人職員を多く雇用してでも、やはり自前でやっていてもらいたいなって、そんな気持ちがあります。

それと、もう一つ、そこに関連して、ここをちょっと聞かしてもらおうんですけども、その下の広報作成用ソフトウェア使用料、今回18万7,000円ということで、昨年度ですか、昨年度の予算66万円ついてたと思うんですけど、これ下がったっていうのは、アウトソーシングするから、その部分が下がったってことなのか、それとも、何でここまで下がったのかってこと、この2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まずは、うちの今の現状の広報に対する御評価をいただき、大変ありがとうございます。

ただ、うちの内部の仕事っていうのは、やはり内部じゃないと、なかなか見えにくいということがやはりあります。外部からではどんな仕事を、この広報というものをしてるのかと見えにくい部分があるので、どういことがこの仕事をする上で課題かっていうことを少し触れさせていただきますと、やはりカメラを持ったことない、例えば、一眼レフですね、扱ったことない職員、あるいは、今の専門的パソコンに組み込まれてる編集用ソフト、これも操作を一から覚えなきゃいけない、あるいは、レイアウト、紙面をどこに文字を配置して写真を置くか、こういったことも、実は僕も過去に経験してますが、今まで異動した中で行政の仕事ではない分野のスキルを求められるという部分では、大変苦慮します。本当に朝まで仕事したこともありますし、ただ、最近はパソコンになって、手作業ではなくて、PC上で、あるいはデジタル、カメラもデジタルになって、大変効率は昔に比べてよくなったわけですが、異動した職員というのは本当に苦労します。本当に先ほど申し上げたとおり、ほかの部署に異動するよりも大変かと思えます。そういった中では、役場は人事異動を行っていきますから、そういう中で一定程度のクオリティーを保ちながら、ずっと同じように紙面を編集してくってというのは、非常に難しい困難な作業だと僕は感じております。自分が担当してきた身としてですね。そういった意味では、やはりこれからさらに、じゃあ、グレードアップっていうのがなかなか望めないですね。現状を維持していくか、あるいは、異動によってちょっと紙面の構成がダウンするか、内部的なちょっと評価を上げると、そういった状況が続いておりますんで、やはりクオリティーアップをしていくためには、外部のお力というのをいただかないと、今のそこら辺にたくさん流布している雑誌のクオリティ

ーと比較すると、比較されますから、住民の皆さんというのは。だから、それと同じクオリティーでやはりできれば、理想としては、紙面構成なり編集をしていきたいというのが我々の思いであります。

また、やはりどうしてもひとところに5年、6年、今の担当もやっていただけてますが、人材育成って部分で見ると、そんなに長くここにとどまるってということも難しくなってきましたし、そういうトータルな人材育成や組織の在り方、それから、紙面のクオリティーってということを考えると、まずはこういった手法を一度取りかかってみるというのは、私は是だと思って感じているところで、今回このような選択をさせていただいたところです。

また、ソフトの金額ですが、これは、今まで役場の広報、それから議会広報、教育委員会、そういう部署に分かれてソフトを導入してました。ただ、今後外部委託となると、町のほうでこれらのソフトを1本持っていれば、そこで情報を集約しながら外部にお渡しするといったことで、ソフトの数が減ったことによる減額といったことであります。

○3番（伊藤忠之君）

理解しました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。なければ、次、進みます。

6目交通安全対策費、47から48ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次、移ります。

7目防災対策費、48から49ページ。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

48ページの下段ですけども、一斉情報配信システムで、まずちょっと確認させていただきたいんですけども、この情報配信システムで配信される情報というのは防災情報や行政情報ということですけども、現在のお知らせメールと大体ほぼ同じような内容ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

これがお知らせメールになってますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。この事業が始めるということだと、お知らせメールが届かない人をどうやっ

て情報を届けるかっていうことのための電話あるいはアクセスってということなんだと思いますけども、今現在やっぱり携帯電話ほとんどの方がお持ちで、お年寄りの方も持っていますし、頻繁にメールをやるかやらないかは別にしまして、情報を受け取る部分に関しては、やはりメールが一番なのかなというふうに思います。携帯電話をお持ちでない方に対して電話なりファクスなりで幅広くといたしますか、隅々まで情報を届けるということは大変必要なことだと思います。

それに加えてお願いしたいのは、やはり先ほど言いましたように、やはり携帯電話によるメールでの受信が一番効率的ですし、一番手っ取り早い、一番早い情報の伝達システムだと思いますので、やはりこれからも引き続きお知らせメールということで、そこに力を入れていただきたい。できるならば、例えばですけども、マイナンバーの相談窓口を併設していますけども、マイナンバーの相談に来た方にいかがですかということでも会員のお知らせして、できるならば、そこでQRコードを読んであげて入れてあげるですとか、そこまでやってあげて、できれば、お知らせメールのほうを重点的にやっていただきたいなって、そのようなお願いです。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

現在のお知らせメールにつきましては、まず、令和4年度で契約が満了になるような形になっております。それで、今のメール配信機能というのは維持をしたまま、例えば、目の不自由な方、耳の不自由な方もいらっしゃいます。それから、やはり機械について不得意な方等もいらっしゃいます。それらの方にも何とかいろんな方法で情報を発信できたらなと思ひまして、今のメール機能に付加をしていくという形で御理解をいただけたらなというふうに思っております。今現在この登録に関しましては、900名くらいの登録になっております。それで、堀川議員言われたとおり、ちょっとマイナンバーのところでやってないんですけど、例えば、自治会長会議なりでお話ししまして、その後、町のほうに来て、どうやって登録したらいいとか、そういうような相談は実際にあるような形でございまして、うちの管財の担当のほうで、それらの設定だとかはやってるような状況でございます。ただ、ますます、本当全員の方っていうか、皆さんにもっともっと登録をしていただきたいというところがありますので、その登録の手法も併せてちょっと考えていかなければいけないのかなと思っております。

実質的には、来年度で契約終わりますので、1月から3月までの間、そのときは併用しながらちょっとやってこうかなと思っております。ちょっと別料金にはなってしまうんですけども、ツイッターですとか、フェイスブックですとか、LINEですとか、それらにも、実は、いけるような形にはなっているんです。ただ、予算的なものがございまして、まだやってはいないんですけども、ちょっとこれからいろいろと考えていかなければいけないのかなというところがございますので、令和4年度で確立をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○4番（堀川哲男君）

よろしく申し上げます。

○議長（田中誠君）

ほか。前中康男君。

○8番（前中康男君）

今、ただいま堀川議員とかなり重複して聞きたい部分、メールの部分で、また違った媒体のSNSの活用という部分、LINEだとか、フェイスブックにも同じような形で防災メールなりの周知の掲示をお願いしたいなっていうか、今後の中で考えていただきたいっていう部分で、今、課長のほうで、かなり予算も絡むから前向きに検討するっていう回答をいただきました。

それと、もう一点。ちょっと防災対策の観点っていうかな。その部分の考え方として、今、私自身、個人的な部分かもしれませんが、防災・減災、災害に対する危機管理的な情報収集の仕方、やはりそこをどうするかっていうのは、職員がそういう案件に遭った場合には、すぐさま出動するなり、まあ消防との兼ね合いもありますけども、そういう対応もやっているっていうかな、実施してる実態ありますけども、最近やはりかなりIoTの技術革新で、災害ドローンという考え方がどこの自治体でもかなり検討されてるのかなと思っておりまして、例えば、本町、斜里岳もありますけども、遭難時に、やはりそういう初動的な災害状況をドローンで確認するだとか、まあこれは長野だとかは結構そういう部分で、防災だとか適用で災害ドローンの活用をしていると。ちょっと僕も今置かれている現場の中で、本当に一月ぐらいの、電柱が倒れて、強風下におけるときの確認業務、大変あのときは、電線、架線がもう完全に折れて大変危険な状態でも、やはり現地確認をするだとか、いろんなことがあります。あるいは、つい先日ありました暴風雪、これで一番考えなければならないのは、独居宅における大雪による屋根の崩壊の確認だとか、そういうような部分をどこかでは行政の責任として考えていくときがあるのかなと思いますんで、今、今後どうするんじゃないかと、その考え方の方向性だけ、今、原課でどのように考えているか、ちょっとお示ししていただきたい。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

まず、前段のSNSの活用については、今後ということで御理解をいただきたいと思います。ただ、今、入れようとしているやつが、内地、内地って、本州ですね。本州のほうでは結構実績がございまして、どんどん拡張性に優れてるということで使われてるということで、これらもいろんな情報収集できますので、それらも含めてやっていきたいなと、こう思っておりますのでよろしく申し上げます。

また、防災ドローンの関係でございまして。以前、私が前にいた消防のときも、例えば、火災のときなども、上から見れたら、どこどこにいろんなのがあってっていうところがありまして、一時考えたこともございました。ただ、強風ですとか、その点でなかなか難しい部分、それから、やっぱり操作をする専門的な研修とか行かないと、たしかいけないはずですね。それらも含めて、一旦ちょっと断念してるような形でございまして。

今後に向けて、職員も少なくなってきたり、すぐにいけないような場合もございまして、検討をしていかなければいけないのかなとも考えているところでございまして、今後の課題として、今、議員からもおっしゃっていただきましたので、検討課題として進めていけたらなというふうに考えておりますので、ただ、すぐに物になるかどうかっていうのは、ちょっとすぐは答えられ

ないんですけども、やっていきたいなどは考えておりますので、御理解いただきたいと思いま
す。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

大変前向きな検討ということで、まあすぐとは言いませんけど、やはり資格が伴いますから、
そういった部分で、前向きな検討課題として捉えていただければなと思います。

終わります。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

議員おっしゃったとおり、いろんな研修、たしかこの辺でも、帯広かどっか行ってやったりも
してたかなとは思っております。そういうのも含めて、今後ということで御理解をいただきたい
と思います。

それから、先ほどお知らせメールの件数ですね。900名っていうふうに私言ったんですけど、
正確な数字が1,147名。1,147名の方が現在登録しているということで御理解をいただきたいと
思います。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。それでは、次、進みます。

8目町有林管理費、49から50ページ。村島健二君。

○7番（村島健二君）

49ページの町有林のことでちょっとお伺いしますが、昨年も私、伺っているところであります
が、継続事業として、今回また除間伐、対象としては4か所になりますが、この所在地は同じと
こでしょうか。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

町有林の除間伐工事請負費の関係でよろしいでしょうか。（「はい」との声あり）除伐につき
ましては、向陽の5林班の68、89小班、そして、江南の11林班、253、257小班的2.56ヘク
タール、そして、間伐につきましては、札弦の16林班、8小班的3.86ヘクタールと16林班の62
小班3.32ヘクタールとなっております。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

今、場所的には聞いたわけでありませけれども、今回、そしたら、4か所のうちには、青葉林班は17林班ですか。そこは入っていないちゆうことですか。

○議長（田中誠君）

産業課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

昨年やったのが、斜里川沿いのほうをやっております。最終処分場の奥のほうですね。言われてるのは、恐らく畑側のほうの場所を言われてるのかなというふうに思いますが、樹種によって伐採する推進する林齢というのは違ってございまして、優先度の高い樹種であったり、樹木でっていう手入れする必要があるというふうに感じております。その畑側のほうは、どうしてもその搬出の方法として、畑を一時使えなくなるような状態で搬出しなければならないというところと、あと、傾斜地になってまして、急な傾斜地というところもありますんで、まずは、その裏側のほうからやってるとというのが現状でございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

畑がどうのこうの云々言ってますけれども、やっていいとか悪いとかを私言ってるんじゃないで、去年のやった17林班でしょうか。ここのことを私は特に申し上げたいんですよ。ここにちょっとうたってありますけれども、若い木であれば、そういう除間伐早急にやっていくのが、生育のためにも必要なことは私も重々分かっております。ただ、私が言いたいことは、この青葉の林班ちゆうのは、私が3歳の頃にはもうやってるわけですから、70年も以上たっているこの木を、結局もう伐期を迎えてるんですよ。だから、私も何年か前ですけれども、浜松町までちょっと行ってきたんですけども、そのときに伺ったのには、やはりもうトドマツに、あとは、年齢的にですよ。ちなみに、25年から30年だちゆうんですよ。もう40年も50年もたっちゃったら、中が空洞になる可能性も十分あると、その浜松の方が言っておりました、工場です。ですから、私はこの年数的にいても、もう、まあそこの去年やったとはやらないというような話ですけども、反対側の道路のほうをやると、畑側のほうをやるということですけども、やはりこれはもう、やっぱり時期的にもう年数がたち過ぎてんですよ。もう、何回も行ってんですけど、伐期なんですよ、伐期。強い風が来たら、倒れるような状態に、倒れてるけど、実際あったと思いますし、やっぱりこれは早急に考えなきゃいけない事案だと私は思うんですよ。

今後やはりこの除間伐にあっては、やっぱり思い切った考えを持ってやらないと、数量的には僅かな数量ではありますけれどもね。やっぱり私は大胆にやってもらわないと、まあ裏表はあるんですけども、もう去年やったものが表としたら、もう裏も表もないですよ、これは。やっぱりもう早急に考えていただだけませんか。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

その樹種によっていろいろ伐期も違っておりました、先ほどトドマツが、人工林であれば、標準の伐期齢ちゅうのが40年っていうふうになっております。議員言われているとおり、ほかにも伐期を迎えている森林もございます。また、施業をしやすい場所、そういった部分もございますので、伐期を迎えていることは理解しておりますので、順次、年間にできる量も決まっておりますので、優先順位を持ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

大体理解はできますけども、今後については、木材としてやっぱりもう限界が来ているわけですから、やっぱり有効活用できるようにやっぱり進めていっていただきたいと要望しておきます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

49ページの町有林の管理の考え方の全般についてちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、今回、何気なくずっと常任委員会等の説明を聞いてますけども、町有林の管理の方法が、基本管理が民間委託の方向でいってという大きな方向転換をされていますが、その中では、理由としては、他のほかの町の業務と同じように、職員の数足りない、手が回らない、そういった中で民間ノウハウを生かしていくんだって。かつては、ずっといろんなGPSを職員が購入したり、職員が現場できちんとやってやっていくんですよっていう形を、ここ10年ぐらいかかなり強調されたけども、今回大幅な方向転換をされていくという、その辺の方向性というものについて、もう一度、どういった理由で、どういった方向で、今後、直営的な管理ではなくして、民間における管理、きっと森林組合を前提としながらされていくという考え方に、根本的に方向転換されたという形で理解していいのかどうなのか、その辺の考え方をもう一回、基本的なものですので、御説明願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいまの町有林の管理の方法についてでございますが、歴史的には、平成26年に森林組合が解散をしております。それまでは、民有林や町有林の施業につきましては、職員が技術指導できる程度の知識を持っておりました。解散より10年が経過しまして、現在では、森林組合があった当時の知識を持つ職員もかなり少なくなっている状態で、職員での管理は難しくなっている

というのが現状となっております。

今回その委託につきましては、町有林管理業務の外部委託、それと、町有林立木調査の業務委託2本を考えてございまして、管理業務外部委託のほうにつきましては、町有林の管理計画、それや、経営計画策定の基礎資料となる町有林の現況の確認、それと、管理に対する助言、計画策定の補助、そういったものを予定しております。

また、立木調査業務につきましては、令和4年度新植する、または下刈りや間伐などの施業地、それに対する施業地調査、それらを今、予定しております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

全体的な管理計画、経営計画だとか、あと立木調査、それは十分に理解できるわけですし、ただ、現実的な現場に足を向けるのは、もう今後は町職員ではなくして、何らかの委託の事業者というふうな形の中で、根本的な民間を主体とした日常的な現地、実地の調査等も含めて行っていくという方向性を、今回は明確に打ち出したということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今回外部に委託いたしますが、委託業者に任せっきりというわけにもいきません。職員も若い職員一緒に現場に入りながら、職員の技術の向上も図りつつやっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

いや、見直し自体は、私は非常に必要だったと思うし、逆に遅きに失したのかなという形で、現実的に民間事業者で働いてる人たちも非常に人手不足っていうような状況の中において、良好な町有林管理を行っていくためには、こういった仕組みをつくらなくちゃいけないかというのを、しっかりと前へ一歩踏み出してくれたなっていうふうに思いますし、当然令和3年度先ほどの補正の関係についても、随分不用額が極めて多かったというのは事実じゃないかと。ほぼ3分の1か、下手すると、半分ぐらいが令和3年度は執行されてなかった実態等を考えた場合についても、やはり実態的な体制を組んで、職員が行うべきところと、民間にお願いすべきところ、そういったものを組み合わせながら良好な森林経営やってく、これは方向性としては間違っていないと思いますんで、ただ、その辺の説明が十分議会に対してもされてなかったということも含めて、かなり根本的な方向性の転換だということを理解した上で、新しい体制しっかり構築していただきたい、このように考えます。

2点目、ちょっと気になる部分として、今、村島議員のほうから町有林の、特に間伐等の関係

の質問があったわけなんですけれども、根本的にちょっと、私ももう一度森林、町有林管理計画だとか、森林計画を読み直してみたいですね。だから、そうすると、今、除間伐時期等の適時ってというのは、樹齢と、先ほど課長から御答弁いただいたり、村島議員から御質問した中身で理解はしてるんですけども、現実的に今ある森林経営計画とか、町有林管理計画だとか、施業計画とか、実態に合っていないんじゃないのかと。どうしてもそれが先行した状況の中で行ってくことによって、例えば、新年度予算においても、除間伐と皆伐含めて、今、先ほど課長から説明等あった部分というのは、10ヘクタール部分ですよ。アップパーを先に決めてしまってというのは、それはもういろんな全道的な管内的な、トータルとしての施業の計画だとか、それと併せながら、一体その請け負ってくれる事業者がどれほどいるのかっていうようなことも含めた実態的な背景の中で、ある程度もうキャップをはめて、その中でしかしないよってやつがずっと続いてきていることによって、理由としては、畑に近いだとか、いろんなことを、樹種によって言ってますけども、結局現実的に今ある町有林の実態と、それから、樹齢と間伐期、それから、皆伐期ということがきちんとかみ合っていない状況の中で、ずっと引っ張り続けてきてるんじゃないかなと。だから今言ったように、間伐や皆伐のアップパーが10ヘクタールで、まあ立木等の関係、計算しながらやってるわけと思うんですけども、そこを前提としてずっとここ何年もやってきたことによって、結局その適伐期になったものについては、先ほど来、村島議員から質問あったとおり、ずっとやっぱり何らかの理由、何らかの理由つけて何もできてない。そういった意味では、もう一回1年間かけて、これはこれでよしとしますから、やはりしっかりもう一回森林の管理計画と経営計画、それと、管内的な動き、それから今、国内産材の高騰ということもあるわけで、需要というものもあるわけですから、それから、町内、町外における施業事業者との関係性ということも含めてトータルに根本的に見直してかないと、ずっと同じことを言いながら、アップパー10ヘクタールの除間伐と皆伐だけでやってくということによって、80年どころか90年、100年木を切らないで、町有林が朽ちていくっていう実態にもう既に陥りかかっていることを、もう一回冷静に分析、判断されて、ぜひ令和4年度において、まあ大変でしょうけれども、管理計画、経営計画、外部発注っていうお話ありましたけども、そういったことも織り込んだ中でぜひ進めていただきたい、取り組んでいただきたい、このように申し上げたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、御指摘いただきました関係でございますが、今回、99万円の予算をもって、町有林管理、外部の委託を計上しております。森林管理のプロの助言をいただきながら、令和4年度中にそういった計画も見直ししながら、今後の町有林の管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。それでは、次、進みます。

9目総合庁舎管理費から10目町民会館費まで一括質疑します。50から51ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ないということですので、次、進みます。

11目支所及び出張所費から13目緑センター費まで一括質疑します。51から53ページ。岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

52ページの札弦センター管理運営費の中の修繕料95万円とあるんですけども、昨年も同額計上されてると思うんですけども、実際にどの部分の修繕なのか教えていただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

担当。

○総務課主幹（櫻村亨子君）

95万円の札弦センターの修繕料でございますが、まず、内訳で30万円につきましては、札弦センターの屋上について、昨年度、暴風雨によりまして雨水が侵入したことがございまして、そちらの修繕を予定しております。また、45万円につきましては、正面のところのガラス張りのところにロールスクリーンを設置していくということでの予定をしております。あと、内訳として、ほかに5万円としては、調理室のガスの修繕、残りの10万円につきましては、経常的に小破修繕があった場合に使用するものとして計上しております。以上です。

○議長（田中誠君）

ほか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

支所及び出張所費というところと、今回この札弦センター費、緑センター費ということで一括なんですけど、ちょっと私が聞きたいところの項目も予算も何もないもんですから、ここで聞かせていただきますが、4年前に緑地域の活性化ということで、地域の方々または地域協力隊員を含めて、活性化委員会を立ち上げました。その後、もう3年以上なるかと思いますが、中座してしまっただまになっております。令和4年度の町長の町政執行方針にも、このことはほとんど触れられておらないんですけど、現段階で原課の課長なかなか答えづらいかなというふうには思うんですけど、今後どのように考えているのかお聞きしたいというふうには思いますが。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

委員から御指摘いただいたのは、札弦、緑含めた地域づくりという観点でのお話というふうに捉えておりますが、御指摘のとおり、数年前に緑地域の活性化ということで、一度政策展開を行ったわけですが、今後どのように事業展開を図っていくかという考え方について、ちょっと御説明をさせていただきます。

昨年10月に、今、土地利用、将来の土地利用と市街地形成の在り方ということで、今、グラ

ンドデザインというものを作成している最中でございます。残念ながらこの3月末までに何とか、今、残り僅かな時間ですが、鋭意製作中であります。その中で今後の、まあ町長の執行方針もございましたが、2030年、40年に向かって人口減少、それから、高齢化が進むという中で、やはりここを避けて通れないであろうということで、将来この清里、札弦、緑の人口減に伴う地域の姿というのをどうしていくかということ、今、土地利用と市街地形成の在り方っていうことを基軸に、今、ベースとなる構想をつくり上げているところでございます。その構想がまたできましたら、常任委員会の中でも、また皆さんと今後に向かって話し合っていきたいと考えておりますが。

今、どのように考えているかという部分であります。人口減少、2040年には2,818人という清里独自の推計も出ておりますので、恐らく札弦、緑については、かなりな減少が見込めるわけでございます。その中で、方向性としては幾つか今、考えておまして、清里市街に一極集中した姿にしていくのか、あるいは、今の現状の機能を維持していくのか、あるいは、よりそこで生活が完結するような機能性を持った多極分散型、そういったこの3つの市街地の考え方というのを、まずは、皆さんと話し合いを進めていく上でのベースとなる考え方というのを幾つかまとめながら、これを実際に議会の皆様と住民の皆様と、今後の将来の推計を基に、どのような姿がいいのか、どのような生活をしていくのが、この人口減少の中においていいのかということ、しっかりと時間をかけてつくり上げていきたいと考えております。それは、具体的には、札弦、緑の住民の皆さんとしっかりとその辺のニーズ調査を行い、どのような姿を皆さんが想定しているか、また、行政としてどのような在り方をサポートしていくのか、そういったことを今、ベースとなるものをつくっている最中でありまして、これができましたら、まあ複数年かかると思いますが、しっかりと、まあ一度中断しています活性化というよりも、生活機能の維持ということをしかりと行政としてやっていくかということ、皆様と御協議申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

課長が言おうとしてることは、すごく分かるんですよ。町政執行方針の中でも、2040年度を踏まえた上でってことなんです。実は、2040年までっていったら、あと18年もあるんですよ。今の緑地域、札弦地域の現状というのは、そんな18年も20年も待つられるような状況じゃないんですよ。今の段階でも札弦地域、商店もないような状況なんです。皆さん分かってると思いますが、車の運転免許を持ってる方はいいですよ。清里でも斜里でも買物に行けますから。でも、本当に弱者は、病院すら満足に來れないような状況なんですよ。今。そんな中で、2040年とか30年とかってことじゃなくて、4年前に緑の活性化委員会まで立ち上げて、それで、本当に10名ぐらいいたと思うんですよ。当時、今の副町長であります本松副町長が、その当時の担当課長としてやってきたんですが、なぜかもう中座して、もう3年ぐらいなろうかと思いますが、全くそれ以後として、そういった話すら出てこない。もう何十年前の話じゃなくて、何十年後の話じゃなくて、やはり本当に5年、10年の本当にしっかりとしたランドデザインをやっぱり町としてつくり上げていかないと、札弦、緑、本当に町民、置き去りになっていっちゃうんですよ。先ほど課長が言ったように、本町に一極集中型がいいのかという、いろんな案

はありますよ。町民からもそういう声、私も何年前からも聞きました。やっぱりこうやって分散した町よりも、一極集中して移ってもらって、それに関してお金がかかったってしょうがないじゃないかっていう町民の意見、もう4年も5年も前からありましたよ。でも、それは行政側がやっぱり自ら動かないと、変わっていかないんですよ。しっかりと、先ほど課長言ったように、この数年のうちに何とかって話ですが、私も、ぜひ、短期間のうちにですね、そういった方向に向かっていくような、やっぱり行政づくりをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

今の現状に関しては議員と、私ども同じ意見でございますし、同じ思いでございます。我々も、タクシー事業をはじめ医療をはじめ、いろんな形で住民の方々と、このコロナ禍においても、いろんな話をさせて——実態調査含めてですね、させていただいているところで、本当に店舗が1つしかない地域もございますし、その店舗がなくなれば、そこに住む住民の皆様の生活が明日へも分からないという状況があるということも、十分、我々も承知しているところであります。

ただ、やみくもにこれ進めるわけにもいきませんし、過去の反省もしっかり生かした中で進めていかなければいけないなと思っておりますので、具体的には令和4年度の予算の中でさらに補正などをさせていただきながら、まずは住民の皆さんと、町長を含めですね、しっかりと、どういう意向をお持ちか、あるいは、まず大事なのは行政としてどうあるべきかということをしかりとお示した中で、住民の皆さんと協議を進めてまいりたいなと思っております。

私ども、時間がないというのはもう、十分承知しておりますので、そんな5年も6年も先があるとは思っておりませんので、何らかのアクションというのは早めに起こして、あるべき姿というのは皆さんと早めに協議をしていきたいなという思いではありますが、やはりそこに至るまでも十分な議論が必要だと感じておりますので、少々お時間を頂きながら、そのような形で進めさせていただければと思っております。

○議長（田中誠君）

ほか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次へ進みます。14目町民活動施設費、53から54ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次進みます。15目顕彰費から16目報酬等審議会費まで一括質疑します。54ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので次、移ります。17目職員福利厚生費、55ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次進みます。18目行政情報システム管理費、55から58ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

ここで、説明員交代となりますが、質問漏れはありますか。前中康男君。

○8番（前中康男君）

確認になりますけれども、41ページ、行政サービス経営診断業務委託料。

新規事業ということで、一般質問の中でもこの件に対する説明ありましたけれども、労務管理と会計管理、3件という、ここに審議資料あるんですけども、これの具体的なその資料というか、専門職にアウトソーシングという理解で今考え——自分なりに認識しているんですけども、実際この事業所的な部分はどのように考えたらいいのか。指定管理事業者なのか、あるいは委託事業者なのかのそこら辺の部分。

それと、この50万、50万という、コンサル料的な意味合いがあるんですけども、その辺の詳細についてちょっと説明願えればなと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、対象事業体につきましては、指定管理者、それと規模の大きい業務委託、こういったものを対象に、まずは取りかかっていたいなと思っております。やはり1件の事業所を調査するのに、税理、会計、それから労務、そういった各観点から専門家に入っていて、あるいは、今回はそれだけにとどまらず、やはり経営の中身をよりよくしていくための方策、サービスの向上、そういったことまで踏み込んでいくために、中小企業診断士、それぞれ資格を持った方も入っていただきます。単なるチェックにとどまらず、よりよいサービスができるような在り方、経営の仕方というのがどうなのか、そこまで、もう一歩進めた形で行っていきなと思ってしております。

ただ、1件につき大体3か月ぐらい、やはり、しっかりと見ていただくには、かかるということでありますので、年間、大体3件がいいところなのかなと思っておりますし、どこから、では見ていくのかということについてはこれから、種々協議しながら進めてまいりたいなと考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

この業務自体は継続性ではないという理解で、まず、そこはよろしいですね。毎年ではなくて、ある程度、5か年の中にどう執り行うのか。いや、そうじゃないよ、毎年、業務提携の内容まで精査しますよというその考え方、それはないという理解でよろしいですか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

今、大体10から15ぐらいの対象となる事業体があるんじゃないかと考えておりますので、それを1年に3か所となると、まあ、単純に5年ぐらい、かかるかもしれませんので。

ただ、それぐらいの回りでいくと、いろんな社会情勢も変わっていきますし、また雇用、あるいは税制改革もいろいろ種々ございますので、大体5年に1回ぐらいの周期で見れると、我々のチェック機能、それからさらなるサービス向上といった視点で見するにはちょうどいい年数なのかなと考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

大変いいことなんですよ。そのことの結果に基づいて経営改善を促すという手法に多分なっていくのかなと思います。

先ほど来、ちょっと公会計の関係も指摘ありました。やはり、その公会計における財産目録のその台帳的な整備も、恐らく、この経営診断だとかには必要な、添付資料が——添付資料として必要になってきますから、そこら辺の関連性もやはり併せて、やはり考えていく時期に来ていますから、そこら辺も併せて今後の中で考えていっていただきたい、そう思います。

5年の中で、順次、行政サービスをチェックを入れていくという理解の今説明を受けましたから、それは、理解いたしました。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

議員御指摘のとおり、そのような形でまずはやっていきたいなと思っておりますし、このチェックをするだけではなくて、やっぱりそのフィードバックを得て、我々行政側が事業体に対して何を求めるか、どこまでのサービスやあるいは経営内容、経営の中身について求めるかということも、しっかりKPIなど、重点項目などを整備した上で、発注する側の責任としての考え方、これらも一緒に、少し時間を頂きながら整理していきたいなと考えております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

ちょっと関連なんですけど。チェック機能を働かせてフィードバックしていくという、今の課長のお話だったんですけど。

実際に大きな業務委託、また指定管理という部分なんですけど、指定管理ちゅうのは、選定して、選定の段階で——僕は思うんですが、ここに書かれている事業内容の中でのその業務の履行だとか法令だとか労働環境、また会計処理って、これは当然やれてってというようなことじゃないかなと僕、思うんです。

だから、そうすると、やっぱり選定の段階でもうきちっとやっぱりそういうことができるっていうことを確認した中で——まあ、今までやってきたから、ずっとやってこれているからいいんでないのみたいな、そんな部分じゃないと思うんですよね。だから、やっぱりそこも含めて、きちっと。まあ、こういうものを導入して診断していくという、改善していくということも大事なことだと思いますけどね、やっぱりその部分でのきちっと、その選定基準というか、そういうものに対しても、ひいてはやっぱり、少し、まあ長年のなれ合いでちょっと甘くなってしまうような、そういうようなことが絶対ないような形でやっぱり選定していってほしいな、そのように思う次第です。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

地元企業を中心に、業務というのはほぼ受託していただいています。信頼と性善説に基づいた、これまで、そういった業務の委託の仕方をしてきたわけですが、この時代の変化にやはり全ての事業体が追いついているかと。あるいは、この先の時代を考えたときに、今の本当に体質や経営の在り方でいいのかというのは、非常に1個の事業体だけで物事を判断するというのが難しい時代になってきているというのがこれ、社会情勢を見ても、一目瞭然なわけであります。また、それに対して行政も、しっかりと追従していかなければいけないと思っておりますので、やはり専門家の考えを一部導入させていただきながら、議員御指摘のとおりですね、行政として、しっかりとした、そこにルールを持ちながら、監視とさらなる発展、これを願った業務の在り方というのを探っていきたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、ここで、2時55分まで休憩といたします。

休憩	午後	2時42分
再開	午後	2時55分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き審査を続けます。

3項開発促進費、1目企画振興費から2目土地利用計画費まで一括質疑します。58から62ページ。

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

企画振興費の中で次年度休止廃止の事業が3つあります。清里交流環境推進事業、若者交流活動支援事業、都市農村交流事業、この3つが休止廃止ということになっていますけども、その休止廃止になった理由等を説明願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず清里交流環境推進事業、これにつきましては清里PR事業といった形でテレビ制作会社と協力の下、一昨年度、それからその前年度と行ってきましたが、今年はこのコロナの状況などを鑑みまして一応休止という状況にさせていただきました。

また、若者交流活動支援事業費、これにつきましては先の常任委員会でも御説明いたしました。要は若者のマッチング支援事業であります。過去数年前からこの事業を立ち上げてきたわけですけれども、利用実績がないということでもあります。このまま予算計上を続けてもやはり皆さんに活用していただく事業としては、大幅な見直しが必要な時期にきているということでもあります。マッチングに関しましては、今SNSなどを活用したそういったマッチング支援というのが主流になっておりますので、事業のあり方の見直しを一度休止をさせていただいて、お時間をいただきながら、新たな展開なのかあるいは違った方向なのか見出していきたいと考えております。

また都市農村交流、これにつきましてもこのコロナ禍を鑑みまして、過去から数十年に渡って鶴ヶ島ですとかそういったところを主体に都市と農村の方の交流というのを続けてきたわけですが、このコロナの状況やもうそろそろこの事業も一定程度的見直しが必要な時期にきています。過去に行った方々につきましては、今もそれぞれ交流が続いているということもお聞きしておりますし、一定程度の交流事業としての成果、これは果たせたのではないかと我々自身も考えております。

次のステップに向けて、都市と農村という言葉自体がもうそろそろ死語となりつつある中において、新たな移住定住、それからセカンドハウス政策とかいろいろなことが今出てきております。新たな事業の展開のあり方というのが出てきておりますので、そういったことを鑑みながら、今後の政策のあり方というのをいま一度これも休止させていただいた中で次の展開を考えてまいりたいと考えております。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

休止の理由でコロナの影響はかなりあったということでやむを得ない面も理解しますけれども。

まず、清里交流環境推進事業、前年度は220万円ほどの予算が付いていまして、この事業ですけれども、清里の認知度向上ですとか特産品のPRですとか交流人口の増加を図るという目的の下、体験観光の推進ですとかグリーンツーリズムをどのようにして根付かせていくかということで、しばらく前からかなりの予算も使いながら動いてきた現状であります。コロナ前によやく1つの足掛かり的なものができて、畑ガイド的な方も要請するという事で現在畑の体験等のツアーの要望があった場合にはその人たちに出動してもらってというような活動も続いていた状況があります。

以前は清里町に体験型観光をどうやって根付かせるかということで、ある意味観光の旗印的な意味合いでしばらくそういうことで議論されていて、かなり前面のほうに押し出されていた経過もあるので、ぜひこの事業はコロナといえどもアフターコロナを見据えて必要な事業ではないかというふうに思いますので。検討できるのであれば、ぜひ検討いただきたい。このように思います。いかがでしょうか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

この先も一切この事業を展開しないというわけではなくて、ただ実績として考えたよりも成果が見られなかったのは、これは実態でございます。そこは、何がどうして作用しなかったのかということはしっかり検証した上で次の手立てを、案を、政策を考えていかななくてはいけないなど。そういった一度立ち止まって、物事をもう1回進化させるための方向性というのを見出していきたいなと思っていますし。当然、行政がこういった事業を一旦休止した中でも、観光業界を主体にガイドにおける観光案内というんですか、観光体験といいますか、そういったものは今も十分に政策展開していただいていますので、そちらと共有しながら、まずは町として何をこの政策に関して行っていくのがベターな姿なのか。町が直接やることだけがいいのか、あるいは違った形で各民間事業者の皆さんに主体となっていただいて、それをサポートしていく形がいいのか。いろんなことを今事業者の皆様とともに考えてまいりたいなと。そのための期間をいただきたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

町が主体的に取り組む事業かどうなのかという部分に関しては、なかなか違う部分も多々あると思えますし。しかしながら、観光業界中心に事業は動いていますので、町として後押しできるところはしっかり後押ししていただきたい、このように思います。

また、若者交流活動支援事業、マッチングの事業ということになるのかと思えますけど、利用実績がなかったということですけども、おそらくはこの事業実績がなかったということは反省の1つとして事業の展開の仕方が果たしてどうだったのか、そこにやはりメスも入れながら、なぜ利用実績がなかったのか。一概に手を挙げる人がなかったからだっていうことでは、なくして、事業の仕掛けの仕方、その他事業展開のあり方なども今後反省に入れながら、この点もぜひ検討

していただきたい。

また、鶴ヶ島の関係ですけど、鶴ヶ島に関してはもう何年も前から賛否両論、確かにいろんな面がありました。これは本当にある程度十分に検討して縮小なりという議論になったのであれば、やむを得ないなと思いますけど。やはりどのような議論があって、どのような議論、聞き取り等があって廃止にいたったのかっていうことをしっかり検証していただいて、聞き取りなんかもしっかりしていただいて、検討されたのであればあれですけど。ぜひそこら辺の議論、聞き取り等も慎重にやっていただいた上で廃止するものは廃止するということやっていただきたい。そのように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

過去にはお聞きしますと婚活事業、町がサポートする形でやったというようなこともありました。あとはこの参加者が集まらずに、実態的には中止となったといったことで、成果としてはほぼほぼ上がってはいないと。やはりこういう個人情報もしっかり守られる、守られなくてはいけない時代にあって、何かこういう婚活をオープンにやるということに対する個人の方々のいろんな考えが今のこの社会情勢を踏まえるとありますし。

また、いろんな婚活サイトに登録する際の費用のサポートってということも農業委員会などもやっておりますが、それに対してもやはり支援する側の支援のあり方というのも個人情報を守られなきゃいけないとか、いろんなプライベートに関わる情報というのはすごく難しい状況になってきているということもありますので、やはりそういう社会情勢や社会の動きというのをしっかり見据えながら事業のあり方というのをもう一度再考する必要があるんじゃないかと思っておりますし、これに関しましても町が直接的に事業を行うのがいいのか、違った機関と、あるいは町内の各事業所と呼ばれるところと協議をしながら何かやっていくのがいいのか。そういったお時間をいただくということも含めて、少し検討していきたいなというための休止と捉えていただければありがたいなと思います。

あと、都市農村交流については、本当に大事な事業ではあると感じております。こういうインターネットが発達した時代においても、直接人と出会う、触れ合うというのが非常に大切な機会だと思っておりますし、このコロナでさらに一層そういう価値観の高まりが見えてきたんじゃないかと思っておりますので、これにつきましても何らかの形で新しい事業の展開というのを考えていかなきゃいけないと思っておりますが。ただ安直に事業を立ち上げればいいのかというものではなくて、しっかりとこれも検証させていただきたいなと感じております。

○議長（田中誠君）

ほか。

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは、61ページの地域公共交通対策事業費でハイヤー利用助成委託料についてお伺いしたいんですが、今回70歳まで引き下げということと、また障がい者もそうですが、妊婦も対象にす

るという拡充した事業と捉えています。今までの紙媒体からきよポンカードに移行をするという説明だったんですが、ちょっと私具体的にこれどういうふうなきよポンの利用をするのかなというふうに思っています、ちょっとそれを説明いただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

ただいま池下議員からの公共交通制度の部分で、令和4年度から紙媒体で複数枚あった助成券をきよポンカードに集約するというところで、その利用の仕方ということでの御質問だったかと思えます。

きよポンカードにつきましては、皆さん御存じのとおり商工会で発行しているきよポンカードになるんですけども、ただ今回町で発行するのはハイヤー助成券専用の、デザインも専用のもので交付をしたいというふうに考えております。高齢者でも見た目ですぐ分かるようにハイヤー助成で使うんだなというのが分かるような形で作ろうというふうに考えております。

ちなみにこのカードは普通の商店では使えないようにということでハイヤーのみに使えるということで周知をして、そのように取り扱いということにしております。

使い方の部分でございますけれども、ハイヤー、今清里ハイヤー事業者でございますが、2台のハイヤーがありますけれどもその2台ともにきよポンカードを読み取れる端末を設置いたします。実は今日、本当は設置する予定だったんですけど、ちょっとコロナの感染、町内でも出ているということでちょっと作業来週になってしまうんですけども、設置を2台それぞれにします。利用車は乗った後にカードで支払う。運転手は利用料金を端末に入力し、きよポンカードかざすとその分が清算されるというような仕組みになってございます。レシートがその場で出ますので、レシートときよポンカードをお返しして支払が終了すると。そのような利用状況になるというところでございます。

なお、もう1点追加補足ですけれども、通常のきよポンカード、皆さんお持ちのきよポンカード、これも今後使えるようになります。ハイヤー助成券の専用じゃなくてもきよポンカードチャージしてあればそれを使えるというような形になりますので、その辺も利用普及、PRしていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それはすごく使いやすくなるなというふうに聞いていて思いました。

そこでなんですが、この事業確か一昨年から始まった事業だというふうに認識しているんですが、一昨年は697万円、昨年は517万円ということで、去年まではそういう流れだったんですが、確かこれスタートしたときにまず2年間を想定した中でこのハイヤー利用の事業をやって、その後どういうふうにするかって地域交通に関して考えていきたいって何かのときに、確か町長答弁でそういう答弁があったというふうに認識しているんですが、2年間今年度で終わるんですよ。そういった中、今年度、来年度地域公共交通アドバイザーというのを実質528万というふうなこ

とで書かれている。実はこれ、私の考えですけど、2年間様子を見て、今後の地域交通を考えるというのであれば、本来はこの地域公共交通アドバイザーというのは2年目に入れなかったら意味がないんじゃないかなかったか、私は思うんですよ。2年間試して3年目でこうやって入れるというのは、じゃあ3年間やるっていうことを想定してやっているんですかっていう話になるので。なんかちぐはぐじゃないのっていうふうに私は思っていて。何か2年間で答え出してっていうのであれば2年間並行して、こういうアドバイザーを入れて、じゃあ3年目からどうしようかっていう話になるのが具体的な論議として進んでいくのかなと思うんですが。何か時間的に少しずつ先延ばし先延ばししているような感じにも見えるんですよ。

実際、今回のハイヤー助成に関しては、今まで緑地域なんかは4万2,000円だか3,000円のもの11万いくらか、おおよそ3倍にもなっているし、すごく使いやすいハイヤー利用かなとも思っていて。私自身では、今後地域の運行バスとか、あとマイクロバスとかいろんな手法で地域交通に関してはやり方はあると思うんですよ。だけど、このハイヤー利用助成というのは、一人一人が70歳過ぎましたらもらえるんです。それから障がい者の人ももらえる。こうやって妊婦さんももらえる。それは免許を持っている、持っていない関係なく。ということであれば、これ以上のものって何かあるのかなという感じがしていたんですが。今の段階でこのアドバイザーを入れるということに関して、どのようにまず考えているのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

ただいまこのハイヤー利用助成制度のこれまでの経過と説明の内容というところで。2か年で一定程度の次に向かっての事前段階ということで進めてきた、これまでもそのような説明もしてきたところでございます。一度町の広報紙でも今の状況ということでお伝えいたしました。今年も地域住民のアンケート調査であったり、病院、また商工会、商店、いろんな企業の方々とも地域交通、町の交通どうしていくのがいいのか、少し意見交換をさせていただきました。その中で、次年度に向けてということで意見交換をさせていただいたんですけど、やはりこの今の時代、この小さな町という段階ではドアツードアの交通というのが、やはりかなり高齢者の方にとってみたら利用しやすい、そのような御意見、また、商店のほうからの意見も伺ったということでございます。ですので、次年度に向けましては新たなバスの展開というところも内々ではいろいろ考えていたところもございますが、まずは今の制度、事業をブラッシュアップしながら、よりよくしてきたというところで次年度進めていきたいというふうに考えて思います。

あと、アドバイザーを入れるタイミングが本来2年目ではなかったのかというところでございます。もちろんそのような御指摘のとりの部分もあろうかなというふうに思っております。今回、アドバイザーを入れる部分といたしましては、ちょうど今年度、来年度と管内の広域の交通計画を振興局が主体となって実施すると。その中で、清里町も幹線ですね。町内だけではなく、幹線とのつなげる交通、これも同時に考えていくという中で、町内と町外につなげる、ここも含めて交通アドバイザーを入れながら、本当にハイヤーだけで大丈夫なのか、別の手法がないのかいろんなところを専門的な知見もいただきながら進めてまいりたいということで今回交通アドバイザーのほうも次年度進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

なお、予算書ではなかなか見えづらいところではございますが、こちらの総務省の国のアドバイザーに登録されている方を活用する見込みでありまして、この活用によりまして財源が上限560万まで特別交付税措置が見込めるということでございますので、町といたしましてもこのようなことを活用しながらしっかりと将来に向けての地域交通、広域的な交通、これを考えていきたいというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今答えいただいて、将来の幹線のことも考えてっていう話で納得したんですけど。最終的に、じゃあこれは今後の地域交通を今のハイヤーだけじゃあなくて、今後変えていくという前提として捉えてよろしいですか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

結果的にどうなるかはこれから実証調査をしていきたいと思っておりますが、変わる可能性もありますし、この今の制度を残しつつ、さらに新しい交通のあり方というの導入する可能性としてはあるかなと考えております。

議員御指摘のとおり、どうして3年目に同じ事業を行うのか。やはり2年間ですとデータが足りなすぎました。我々のやはりPR不足というのがありますし、免許を持っていない方っていう限定でこれまで2年間やってきましたので、そこがすごく予算に対して実行が使っていた額というのが、非常に乖離があったということで、そこも反省点ということもありましたので、令和4年度は少し枠を広げてここに住む住人の皆さん、特に高齢者の皆さん、あるいは身障者の皆さんがどのような暮らしの中で、どのように足を活用されているかっていうことをしっかりとこのデータを通じて我々は現実に直視する必要があるだろうと。それを持って、しっかりとアドバイザーの意見をお聞かせいただきながら、また全国の事例を見させていただきながら、うちの町に合った交通のあり方というのをしっかりと考えていきたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

関連で。ハイヤー利用助成について伺いたいと思います。

前年度に比べてほぼ倍額に拡充されて、交通弱者の日常生活の確保という意味では随分使いやすくなるんだろうなとこのように思いますけれども、1点心配として、利用が増えればほぼ倍に増えると、現在のハイヤーの2台体制というものが果たしてそれで間に合うかどうか。現状でも多少窮屈な面があるように聞きますが、今後新しい事業展開において2台体制が大丈夫かどうかという心配がまず1点。

それと、今回の改正ですが、距離に対する格差解消を目的とするということもうたわれております。移住者ごとの支援の乖離を平準化するということで見直しされていますけれども、本来で言いますと、住んでいる場所が距離の基準になるというのが1番の不公平感のない算定方法だと思いますけれども、事業を始めるに当たって便宜的に自治会館のある場所から町までの距離ということで進んだ経緯があって、その支援の額が増えるということに関して、やはりその辺もちょっと検証していかなければ不公平感、逆に生む原因になるのかなと。そこら辺は心配するところもありますので、そこら辺今後の検証に値するのかなと思いますので、そこら辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

ただいま2点御質問あったかと思えます。

まず、予算が倍になりまして、利用が増えることによりまして、ハイヤーの事業者の対応が大丈夫かというような御心配だったかと思えますけれども、こちらハイヤー事業者とも事業量につきましては確認をさせていただいているところでございます。今もちろん予約が重なると待ってもらっているときはあるということもお聞きしてございます。ただし、やはり相対枠といたしましては十分余裕はあるんだということもお伺いしているところでございます。

次年度事業量が増えれば、またさらにそのようなところで弊害も増えてくるかもしれませんけれども、まずは多くの方が利用できる、空いているときにたくさん利用していただければ幸いかなと考えているところでございます。

2点目、距離の格差での今回平準化を図ったというところでございまして、まずは基準を地域の中心ということでおおむね自治会館から市街地、町の中心部までという距離を設定しながら、自治会ごとを単位としながら区分けをさせていただいてございます。今、堀川議員のほうからは住んでいる居住宅、家ですね、住宅からの距離で測るほうが不公平感はないのではないかというようなお話だったかというふうに思いますが、やはりここはある一定の基準を定めていかないと、なかなか事務的にその方の家の距離を都度測るところもなかなか難しい点がございましたので、まずは居住地、自治会ごとでの居住で分けたというところでまずは御理解をいただければなと思ってございます。

今回、その不公平感のお話が出てございましたけれども、やはり今回は正した部分といたしましては、令和3年度の制度の内容を見ますと、やはり遠隔により遠い方と近い方、月1回程度の病院に行くときの料金の格差がかなり大きいというその不公平感、そこを改善しようということで今回見直しを図ったというところでございますので、まずはその部分で御理解をいただければというふうに考えてございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

2台体制の関係ですが、その部分は事業者がありますので、よく事業者と相談しながら検討し

ていただきたい、そのように思いますし。距離の格差関係ですけれども、その辺も便宜的に始まったんだっていうふうに理解していますので、今現在衛星写真で、コンパスでやれば距離なんか簡単に出ますし、そんなに難しいことではないのかなというふうに感じていますし。検証できるのであればその辺も検証して、利用しやすいように公平にということまでぜひやっていただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

まずは事業者とも、今は1社しかない事業者でございますので、しっかりとここは事業者とも様々課題を共有しながら事業をより改善できるような方向でいろいろ協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業の手法につきましても、持続的なこれは制度として、この制度が続くかどうか分かりませんが、やはり地域公共交通の事業という部分につきましては、持続的な形で進めていかなければならないかなというふうに考えてございますので、いろんな部分検証しながら、改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中誠君）

ほか。

前中康男君。

○8番（前中康男君）

関連で1点だけお願いしたいと思います。

町民に対する周知の仕方ということで、広報だとかいろんなありますけれども、でき得ればコロナ禍で大変ですけれども、そういう緑、札弦に出向きながら、もし可能であれば細かな説明。なぜかという、きよポンカードの使い方が分かる、分からないのところからやはり説明があったり、そういう部分があるんで、可能であればなるべく丁寧な説明体制、そういうのも考えていただきたいという私なりの意見です。すみません。

○議長（田中誠君）

企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（新輪誠一君）

前中議員のほうからありがたい御意見いただいたかなと思ってございます。やはり利用される方がしっかりと利用できることをこちらも求めてございますので、周知の方法も。ちょうど4月に向けて分かりやすいチラシということで、今までになく分かりやすくということで、そこを気にかけてチラシを作成しているところでございますので、まずは広く住民周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

そして、利用する方法、今回大きく変わりますので、そこも見方、利用者が分かりやすくなるようにということで十分配慮をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解

をいただければと思います。

○議長（田中誠君）

ほか。

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

62ページの企画振興費のゼロカーボン推進費、そしてスマートシティ構築事業費ですか。2040年のまちづくり構想のこれら、または国の政策、それらを受けてという部分での事業取組じゃないかなと思うんです。ゼロカーボンについては、二酸化炭素排出抑制ということで1,000万円の補助金がある。どちら、両方合わせても約2,000万からの一般財源からの持ち出しがある形。今までも国からいろんな形でいろんな施策、提案されて、地方創生、そしてまち・ひと・しごとの計画を作れとかっていう部分でやってきたわけなんですけどね。中身いろいろ事業の課題とか内容等、書かされているわけなんですけど。

ただ、町がそしたらどういうことを目指している部分かなってというのがちょっと見えない部分と。このゼロカーボンなんか2つに事業が分かれていて、委託料ですけども、推進業務支援委託と再生エネルギーのポテンシャル調査。これ昔なんですけど、太陽光を導入するときにエネルギーの関係の再生エネルギーのポテンシャルのそんな調査なんかちょっとしたことあったんじゃないかなと思うんですよね。これはまた新しい形の切り口で調査していかなくちゃいけない部分なのかなと思ったりもしますけど。それと併せてスマートシティの業務委託料ですか。2040年の先ほどの話でありますけど、2,800人を人口目標として予想されるような部分ってなったときに、どんどん人口が減少する中でどちらの事業も必要でないとは言わないにしても、じゃあうちの町としての小さな、今よりまださらにコンパクトになる部分ですけども、その規模の中でどんな取組をしていけるかっていうようなことがやっぱりきちんと描けるようでないと。横文字で耳にはすごく聞こえがいいような事業取組っていうふうな感じで捉える部分ですけど、大きな町とはちょっと違いますから、そんな形の中での1番のゼロカーボンの取組なりスマートシティの取組ってうか。そういうものってあるんじゃないかなと。ましてやゼロカーボンってなったときに、ある程度うちの町は早くから太陽光発電の住宅の助成とか、そして今年4月から稼働しますけど、ダム発電の部分ですか、おそらくゼロカーボンっていうんですけど、再生可能エネルギーの追求じゃないかなと思って。既にもうそういうもの取り組んで、じゃあそしたらこれ以上何を進めていくんですかって言ったときに、どういうエネルギーがあるのかなって。風力やりますか、地下熱利用やりますかっていうようなことになっちゃうのかなと思って。

ただ、きちんとやっぱり2,000万の金を投じてやるわけですからね。そういうような部分でのしっかりとしたそういう下支えとなるような感じの町の考え方というか、そういうものはきちんと示されるべきかなと、そのように感じる次第です。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

町のこのゼロカーボンに対する考え方ということをお問われているかと思います。平成24年にや

った調査ではあくまでもこういった自然エネルギーがこの町にとって有効かという、ただエネルギーレベルの調査に留まっております。その具体的に町の政策や住民の生活、あるいは町の産業にどう生かしていくかということまで踏み込んではいません。今求められているのは世界全体でCO₂の削減、新しいCO₂を削減した中での経済循環、これが求められておりますし、それは世界の国だけじゃなくて日本においても自治体レベルでしっかり取り組むということが言われてきております。言われてきているというか、取り組んでいかななくてはいけない政策となっております。これは流行りやそういった次元の話ではなくて、しっかり取り組んでいかなければならないということなのです。

終着点としては、1番理想は住民の生活が全てここに住む一人一人が再生可能エネルギーでエネルギーを石油資源に頼らず生活ができ得る、これが理想です。ただ、その理想に追いつけるだけの技術力やプランというのがどこまで存在しているかっていうのは我々も確認はできないんですが、そういったことを含めて、可能性を含めてしっかりと調査なり、町の議員御指摘のとおり身の丈に合った取り組みというのがどこに落とし込めるのかということをやっているとはいえないと感じております。

うちの町のいくつか課題もありまして、特に、何か先日の冬の災害もありましたが、この町はやはり交通の便、あるいは買い物の便を含めまして、陸の孤島に何か起きた場合は、災害が起きた場合はなってしまう。今、再生可能エネルギーの中に地域マイクログリッドという考え方があります。平常時は再生可能エネルギーを活用しながら効率よく活用していくと。ただ、何か非常事態があったときは送電線ネットワークから独立して、そのエネルギーだけで稼働していくと。これは防災の観点からもそういった可能性を探るといえると言われておりますし、うちの町においてはおそらく主体は太陽光が主体となりながら、ほかのエネルギーの活用を考えていくということになろうかと思っております。

そういった可能性を探っていくと、あとはJ-クレジットとあって、この恵まれた土地環境にうちの町はありますから、遊休農地にエネルギーをしっかりと再生して、CO₂を削減したい企業や自治体に資金を融通し合うとか。売り買いとはいいませんけど、そういったシステムも今、北海道、国、環境省もそれをしきりに進め始めている。うちが作ったエネルギーを外に買っただけで、その資金を基にさらなるエネルギーを作る投資をしていくと、そういったことであったり。エネルギーを作るための会社の設立の可能性を探ったりということ、あとは具体的には産業、あとは住民の生活レベルで住まいをどれだけ省エネルギー化できるかとか、どこまで再生エネルギーが使えるかとか、いろんな可能性を考えていかななくてはならないと思っております。

だから、今この石油エネルギーに頼るエネルギーに対するコストというのは莫大であります。特に日本において北海道は化石燃料にかなり集中しておりますので、これをどれだけ少しでも多くの再生エネルギーに移管できるかということが、キーワードになってくるのかなと思っております。お金、額としては非常に高い、今回額を組ませていただいておりますが、具体的には本日、内閣府より公式な発表がありましたので、御案内申し上げますと、日本総研というお聞きになった、皆さんも御存じの会社名だと思っておりますが、そこのスタッフを3名ほどうちのチームとして派遣していただきながら、そういった可能性を複数年にわたり探っていくというようなことを今考えているところであります。

最終的には経済も含めて、循環型のこの自然に恵まれた地域でしっかりと循環型のエネルギーだけに限らない、そういった社会を構築していくためのまずは政策の1つかなと思っておりますので、皆さんも具体的に見えない中でこういったお話をお聞きになっていると思っておりますが、あら

ゆる可能性を探るということをまず取り掛かっていきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

中身はいくらか見えたわけですけど。ただやっぱり、この中にも触れておりますけれども、相当両方のスマートシティの、ICT利用してという部分、そのものも含めて住民の相当の理解がなければ、そういう部分で走っていけない部分なのかなと思っております。

そんな中で、ましてやスマートシティなんていうのは完全に莫大なきつとコストのかかるようなもの、そういうものもかなりデメリットとして危惧されているような部分がありますので。やはり先ほど言ったような町の1つの身の丈に合った形のそういう中での可能性を探るという部分でやっていけるような部分じゃないのかなと思っておりますけど。

どちらにしろ、国もそういう形で進めていると。ゼロカーボンに関しては世界的に進めているような部分ですからね。そういう部分では既に取り組んでいるものも含めて、じゃあそしたらその取り組んでいるものもいかに長くそういうものを利用してやっていけるかということも考えた形の中で進めていただければよろしくお願ひしたい。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ちょっとスマートシティのほうに触れるのを忘れておりましたが、スマートシティに関しては、やはり労働力が少なくなっていく、高齢化がより進行していく、一人暮らしのお住まいの方が増えていく、何が起るかということと安心安全の担保が少し失われていく可能性が推察されるわけです。それをどこまでデジタル技術で補完していけるかということを含めて、住民の生活レベルに落とし込んでしっかり考えていきたいなと思っておりますし。このデジタルの1番の目的というのは、やはりマーケティングなんですね、いわゆる。どういう人がどんな暮らしをしているか、どんな体の状態にあるか、どんな交通の利用の仕方をしているか、買い物の仕方をしているかということをちゃんと一人一人に合ったサービスを行政なり、それを担う民間事業者がその方々に合った適切なサポートをしていくと。そのためには、やはり思い込みではなくて、きちんとデータでそういった現実に向き合うということが大事になってきます。こういった我々と議会の間でも皆さんいろんな方から意見をお聞きになって、我々是对話しているわけですが、それも世の中には10の思い込みが本能としてあると言われておりますから、そうではなくて、しっかりとそういった現実に直視するためのデータをしっかり集めるということがこの先小さい自治体にはやはり必要なサービス、必要なあり方ということになってくるのではないかと考えておりますので。まずこちらのスマートシティについては、今国からも様々なインフラ整備を含めた交付金サポートというのがありますので、そのハードウェア先行ではなくて、しっかり住民の生活レベル、産業の効率化、生産性向上、そういったところにしっかりと寄与できるデジタルの活用の仕方というのがどうあるべきなのかを民間人材に介入していただいて、進めてまいりたいなと思っております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

関連した部分で非常に申しわけないんですけども、ゼロカーボンですか、スマートシティ、町政執行方針の中にもしっかりうたい込まれていて、あるべき方向性という形の中で、きっと、これこそ本当に、逆に言えば町政執行方針の1番最後にあったバックキャストという考え方の1つの方向性を具体的な事業として示しているかなと思うんですけど。企画政策課長の担当課長としての考え方や熱意というのを今までの常任委員会での事前的な説明、または、先ほどの勝又議員の質問に対する答弁等で非常に強く感じるわけなんですけれども、委員会等の中でも指摘してきましたけれども、やはり非常に大きな将来にわたる構想を含んでいる形でその可能性を持っている可能性は町民生活も含めながらいろんな部分で地域振興においても、非常に重要な役割を果たしていくということについては総論的には理解できる訳なんですけど、なかなか町民の皆さんにこういった考え方、施策の展開の方向性を理解していただくということについては、逆にいえばかなり丁寧な説明だとか方向性、または議論をしていかなければ外部的な日本総研の専門的な方々のアドバイスを受けながらといっても、やはり最後は町としてどうしていくのかとか町民としてどう受け止めていくのかというのが最後の着地ですから。その辺をもう一度しっかりと具体的な調査、専門家を入れる段階においても取り組みを行っていただきたい。

それともう一つあるのは、企画政策課長はそういった熱意を、理事者の熱意というのは、ほぼほぼ町政執行方針だけであって、この辺。それと、職員全体でこの辺のことをしっかりと共有されているのかということも。町民の段階の前において、非常に懸念されるところもありますので。スマートシティもゼロカーボン社会も単独施策ではなくして総合的な施策の展開として当然ある部分では住宅政策であったり、農地保全政策であったり農業振興であったり環境保全であったりとか地域交通のあり方だったりとか再生エネルギーと、非常に総合的な施策の上に成り立ってくるというふうに思いますので。町民理解と同時に、職員の中における総合的な施策としての理解というものを基本的にしっかりと深めていくということをやった上で今後の調査なりまた計画の策定に当たっていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

副町長。

○副町長（本松昭仁君）

いろいろと議論をいただいたところでありますけれども、担当課長のほうからも話しがされているとおり、まずはゼロカーボン事業につきましてもスマートシティの事業につきましても、まず町のポテンシャルといいますか、こういった資源があるのかというような部分が非常に重要になってくるのかなというふうに思っております。そういった調査がゼロカーボンについてもスマートシティ構想についても必要になってくる。スマートシティ構想については、地域デジタルの話も出ていましたけれども、当然役場そのものの自治体DXの関係も出てくるわけでありまして、標準化でありますだとか今後のマイナンバーカードの紐づけといいますか、利用のつながりだとかそういった部分も出てくるのかなというふうに思います。そういった部分でいきますと、当然

のことながら住民の方々との意見交換なり理解っていうところもありますし、先ほど古谷議員のほうから話しありました横断的な役場の中でもいろいろと住宅だとか交通だとか福祉、横断的な取り組みをしなくてはならないということになりますので、その辺については当然のことながら役場内でも当然のことながら、今後理解をしながらこういったポテンシャルやこういった可能性、さらにはこういった事業展開ができるのかというようなことになっていくのかなというふうに思っておりますので、今いただいた意見、十分に参酌しながら今後の取り組みに参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

副町長のほうからいろいろと議論をされているというふうに御答弁冒頭ありましたけれども、ほぼほぼ議論されていないというのが実態じゃないかと。これから議論の入口に立っているという認識でなければ、この種の事業はなかなか理解しがたい部分が出てくる。今言ったようにDXの関係だとか例えばそういったデジタルでいけばGPSを使ったローカル5Gをどうやって農業に生かしていくかとかいろいろな様々な個別課題も当然出てきましょうし、そういったことによって地域振興や産業にメリットが出てくる側面も見えましょうし、住民の方の健康管理だとか新しい地域公共のシステムの中でそういったものをどうやって入れていくか。非常に具体的なツールとして、ここにきちんと住民に返っていくもの。ただかなり、地域政策課長としての頭の中には入ってしましようけれども、広く議論が熟しているという状況ではなくて、これからある意味では議論の入口に立ったという認識に立ってもらわなければこれはいけない部分じゃないか、十分その点を理解した上で今後の外部委託調査、専門家の調査、そういったものをしながらプラン、または方向性を打ち出していただきたい。このようにお願いを申し上げたいと考えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

先ほど副町長から考え方の組織、あるいは組織内における総論、答弁させていただきました。私のほうからは具体的にどうやって庁舎内や住民の皆さんに対してこの構想を御理解していただくかと。今回の予算の中にも一部反映させていただいておりますが、まず今世界で起こっていること、あるいは日本で起こっていること、皆さんGoogleで検索したり、いろいろなキーワードを目にすることが多いと思うんですが、やはりちゃんとした考え方、基軸というのがどこにあるかということをややはり専門家を交えて、かなりの回数の懇談会なりこういった研修会、それを町民レベル、議員の皆さんともやらなきゃいけませんし、庁舎内でもしっかりやっていかなきゃいけない。まずそのあるべき姿よりも、今起こっていることを理解して、それから進めていかなければいけないと本当におっしゃっていただいた入口に立っている状況だと思っています。ただ、少なくともしっかりやっていかなきゃいけない現実はどこにあるということですので。

大分時間のかかる構想になってくると思っておりますが、住民対話なくして進められない事業

でありますので、そこを、あるいは事業者の皆様もそうですね、そういったことを丁寧に進めてまいりたいなと思っています。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

私もゼロカーボンに関して、1つお聞きしたいということよりも、町側に対してお願いをしたいという思いで質問させていただきますが。

実はこのゼロカーボンに対して、昨年12月、世界的にこのゼロカーボンの運動をしている地域があちこちにありまして、ヨーロッパのほうで約3万人規模で集会が行われました。実情を申し上げますと、地球温暖化に歯止めが止まらない。これはあくまでも二酸化炭素の排出量の問題ということで取り組まれております。現在、清里町ではいろんな、何年も前からいろんな政策をやっておりますが、じゃあ国レベルはどうなんでしょうといったときに、今回の岸田総理の自分の考えでは、46%の二酸化炭素排出削減ということを申し上げております。ただし、これゼロカーボンにするためには世界的に年間の排出量を62%までもっていかないとゼロにならないんです。こういう調査結果が出ております。実際、今現在地球温暖化どんどんどんどん進んでいるのは皆さん分かっていると思いますが、これからさらに1.5度上昇すると世界が災害で人間が住めない状況になるというふうな今後の指針も出ております。

私は今回このゼロカーボンに対して、国から1,000万出ていますが、私たち清里町だけとかこの3町だけとかそういうレベルではもうだめなんですよ。現に、国レベルでこの二酸化炭素排出量を減らそうと言っているが、現実には石炭事業の認可を未だに出したり、口で言っていることと、やっていることが全く逆のことをやっているんですよ。

私、町の行政に対して、いろんなお願いをしてきたんですが、こういったことをやっぱり地域から国へみんなで削減していこうということを要請していかないと、日本の国どころか地球全体がなくなってしまうような危機感を持っておりますので、ぜひ小さな町ですけれども、国側にどんどん提案していったほしいということをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま御議論をいただいておりますゼロカーボン、そしてスマートシティのこの2つの大きな課題であります。特にゼロカーボンにおかれましては、パリ協定に基づく地球温暖化防止対策、これがベースになっております。古くは京都議定書、そこから始まって来ているものであります。本来的に二酸化炭素を削減して再生可能エネルギーに切り替えていくと。そして、地球温暖化からこの地球を守っていくという大きな国際協約に基づく動きでありまして、それに対して日本においても2050年に向けて46%まで削減をするということの、これは国際的な約束でもあります。

ただ、先ほど池下議員からもありましたように、国自体がどういう施策を打ち出していかというのは非常に大きな課題になりますし、またそれと足並みを合わせた中に実行計画を各都道府県はじめ市町村でどういうふうにしていくかというのも大きな取り組みになってくるかなと

いうふうに思っております。

また、それは先ほどもありましたように、それぞれの町というよりも、日本全体で、世界全体で取り組んでいかなければならんと。そういう中の1つとしての清里町での今回のゼロカーボンの考え方であります。しっかりとそこら辺は我々もこの日本を守り、地球を守る、地域を守るといふ観点からも取り組んでいかなければなりませんし、これが全体的な古谷議員からもありましたように、やはりそのためには町民の皆さんにもしっかりとこの意味を理解してもらわなければならんとというのが大きな題名になってくるというふうに考えております。ちょうど今本当に入口に立たせていただいているわけでありますから、しっかりとそこら辺について町民の皆さんの御理解の下にこの計画がスムーズにスタートができるようにしていきたいというふうに考えている次第であります。

また、スマートシティの関係につきましても、もう既に国のほうではデジタル庁が昨年10月からスタートいたしております。これからいろんなデジタルの取り組みというのは、単に紙からデジタルという数値に置き換わるということではなくて、その今やっているそれぞれのデジタルの手法が一連に介した中で、生活にまた産業にどうそれを組み込んでいけるかという大きな課題でもあります。今特に国が進めているのはマイナンバーカード、あれを中心とした生活にどれだけ結び付けていけるかという部分での取り組みが1番表に立っておりますが、究極の目的というのは、そのカードうんぬんというよりも全体のデジタル化をこの社会の中にどう生かしていくかということにあるんだろうというふうに思っております。清里においてもそういうような思いの中から人口が減る、高齢化がどんどん進んでいくときにそのデジタルをいかに組み合わせることによって住民の皆さんがより快適な生活をこの地帯で送っていけるか、そこを探っていくための、今回の全ての調査でありますので、そういう意味においても御理解をいただくようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長から答弁すると思っておりますでしたが、実際このゼロカーボンというのは日本で本当にまだ皆さん聞きなれない言葉かなというふうには思っておりますが、実際にこれに対して動いている若い人たち、神奈川の高校生、それから熊本県の高校生、若い人たちなんですよ。なぜそういうふうに一生涯懸命やるか。自分たちが年を取ったときにちゃんとした国に住みたいからですよ。ということは、今住んでいる我々もう60歳過ぎた人間ばかりですけど、我々にもちゃんとしたこの国をしっかりと持続させていくという責任があるわけですよ。そのためにこのゼロカーボン、やはり日本の国ばかりじゃなくて、世界的に動いていけるようなそういった推し進めをぜひ小さな町から日本の国の東京に発信していただけるような努力をして欲しいということをお願いして終わります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま貴重な御意見をいただきました。私も全くその通りではないかなと思っております。やはりこの清里、また日本を未来に、将来につないでいく、これは時代を超えて大きな課題だというふうに思っております。しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

ほか。

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

私も関連で、ゼロカーボンの話で確認させてもらいたいことがあります。今までの方と、また、ちょっと違うかもしれません。

先ほど課長の答弁の中で日本総研ですか、3名の方が複数年と答えられたかと思うんですけど、今回この日本総研の3名ってどちらのほうなんですか、ゼロカーボンの専門人材の派遣というほうなのか、それとも再生エネルギーポテンシャル調査等でのことなのか。まずそれ。それとも両方なのか、お聞かせください。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

両方であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

分かりました。

先ほど、これは勝又議員のほうからも出ていたと思うんですけど、実際今回費用のほうですけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助で1,000万、事業費4分の3で上限1,000万ということなんですけれども、今回これゼロカーボンに関しては約2,000万、一般財源基本的に1,000万出す形になります。今言った複数年ということは、どちらも1年でどうこう結果を出してくるかそういうことじゃなくて、複数年ですから2年なのか3年なのかも分かりませんが、とにかくそういう単年度ではないということだとすれば、次年度、今より予算来年度やっていますけど、そのさらに次というときも同じような額がかかるのか、答えられないかもしれませんが、国から同じぐらいの補助が出るのか。そういう見通しというんですかね、その辺どのように考えておられますか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

先ほど皆さんとの議論の中でも出てきておりましたが、国はかなりこの政策に関して力を入れてきていますので、毎年多額の交付金が交付されることになっています。様々なこのゼロカーボンに取り組むだけでもポテンシャル調査、あるいは地域の計画づくり、様々な部分で作る、そういった計画を策定するためには様々な交付金が下りることになっています。我々としても、そういった交付金を活用していく、あるいは今回の内閣府の人材派遣に関しましても、今一般財源化しておりますが、特別交付税の措置なども活用した事業も視野に入れております。最終的にいろんな制約がありますので、どこまでそれを追い込めるかは結果見てみないと分かりませんが、そういった国の様々な財源を活用しながら、まずは冒頭申し上げたうちの身の丈に合った計画づくりというのは、どこに落とし込めるかというのはこれは複数年かかります。今、日本総研さんにサポートを恐らく入っていただきますが、3年から5年、そういったスパンでかかっていくことかなと。ただ、それで終わりではなくて、これから長く続けていかなきゃいけませんから。

ただ、未来永劫これだけのお金がかかるかというのはまた別な次元の話ですね。まずは今様々なポテンシャルだとか計画づくりするためには、一定程度の国の求めるものを作っていかなきゃいけないという部分での補助金を活用した中での事業費というふうにお考えいただければありがたいなと思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

分かりました。

これまた誤解を恐れずという形で話させていただくんですけれども、ゼロカーボン、国で押し進め、去年いろいろ話が出た中で、地球上の問題等々理解はしているつもりです。ある意味反対するものでもないですし、当然進めていくべきことということ念頭に置きながら話させていただくんですが。少々怖いと思う部分もありまして、聞きなれのよい言葉というんですかね。二酸化炭素を排出しないとか、もちろん絶対大事なことなんですけれども、そういうきれいな言葉がどんどん今世の中に出ていて、それにみんながどんどんどんどん突き進む。確かにすごくいいことなんですけれども、そこにプラスアルファ専門家とかいう言葉が出てきしまうと、自分たちは専門家ではないですから、どうしてもそれを絶対的に信用してしまうということが今後起こり得てくるだろうなという気がしています。

何を述べたいのかといいますと、例えば今までも環境によいこと、ってよくいろんなこと言われてきた中で、今回も絶対関わってくるとは思いますけど、太陽光発電ですか、これも多分ある意味再生エネルギーでいったら一丁目一番地にくるのかなと思っています。

ただ、皆さんも経験しているとは思いますが、ただ頭の中から外したいと思っちゃうかもしれないんですが、実際すごく乱立していて、確かにエネルギーを作っていくという部分ではいいんだけど、例えばここには世界自然遺産の知床があり、清里町にも神の子池ですとかきれいな国立公園等々がある中で、そこに無機質なものがどんどん再生エネルギーはいいことだからということで進んでいくと、美しい村連合にも加盟している清里町としても、とにかく、ちぐはぐな部分って絶対出てくるとは思うんです。だから、専門家の言っていることも絶対大事だと思いますし、もちろん再生可能エネルギーを探していく、そして今後のまちづくりにつなげていく、すごく大事なことなんですけど、そればっかりに捉われていくと今言ったもう1つの大事なところ

ろを見落としがちになるんじゃないかなと。それを危惧しています。

だから、その辺は十二分にバランス感覚、もちろん先ほど池下議員がおっしゃっていたこともすごく大事だと思うんですけど、そのバランス感覚を絶対忘れてしまったら、またちぐはぐな行政運営になっていくような気がしているんで、そのことだけはどうしても伝えたくてちょっと。もしかしたら、反対される方もいっぱいおられるとも思いますし、もしかしたら誤解される部分もあるかもしれませんが、そのことだけでも強く言っておきたいと思っています。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

貴重な御意見ありがとうございます。

おそらく今、伊藤議員が言っているのは、リスク管理、あるいは景観保護、そういった視点だと思います。うちの町についても、実情を申し上げますと、緑市街地なんかは道道沿いに乱立にたてられている、さつつる地区もそうです。清里の市街地についても一部そのような状態になっています。これはうちの町だけじゃなくて、特に北海道のこういう広大な敷地における自治体に今大変頭を悩ませている事案というのはいくつもあって、景観保護条例ですとかそういうものを強く縛って、あらゆる手立てを講じる自治体も増えてきています。

今、国はこういったことを推し進める上で、逆に景観保護するための政策というのも今出てきておりまして。伊藤議員が御心配されるとおり、乱立を防ぐために、いわゆるゾーニング、ここを一定地区推進する設置する地域ですよというのを市町村がちゃんと計画を作って、一定程度場所を確保して、そこに自治体や民間事業者がしっかりと再生可能エネルギーの設置をしていくと。それによって、乱立しない景観を守る市街地形成なり町の景観の形成を保護していくと。そのメリットというのは、税制優遇であったりワンストップ窓口で申請ができて、いわゆるあちこちに申請をしなくても設置が可能であったりということで、少しずつそういった政策も同時に盛り込まれてきておりますので。これは町の景観条例も一定程度見直していかなきゃいけない時期にこの政策を進める上ではそういった条例の新しいやり方というのも考えていかななくてはいけないと考えておりますので。そういうことも含めて、伊藤議員の言っただけは本当にごもっともだし、必要なことだと思っておりますので。この美しい町の景観を崩すことのないようなエネルギーのあり方というのもしっかり考えていきたいですし、やはりそれには専門家のみならず我々の思い、住民のこれまで守ってきた風土、文化というのをしっかり守っていった形で再生可能エネルギーのあり方というのを十分に検討していきたいなと考えております。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次進みます。

4項徴税费、1目徴税费、62から63ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次移ります。

5項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、63から64ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次移ります。

6項選挙費、1目選挙管理委員会費から2目参議院議員選挙費まで一括質疑します。64から65ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次移ります。

7項統計調査費、1目各種統計調査費、65から66ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次移ります。

8項監査委員費、1目監査委員費、66ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質問なければ、次移ります。

ここで説明員交代となりますが、質問漏れありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ここで暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（田中誠君）

休憩を解いて、質疑を再開します。

9項新型コロナウイルス感染症対策費1目新型コロナウイルス感染症対策費、67ページ。池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは、67ページの新型コロナウイルス感染症対策費ということで、あえて、項目がないのでここで聞かせていただきますが、コロナによって、国からの交付金とかいろいろ入ってきてですね、うちの町の支援金というものが、飲食業ばかりでなくて、いろんな業種の方に出されているというふうに思うんですが、令和2年度、令和3年度ってどのぐらいの件数を出されていた

のかちょっとお聞きしたいんですが、分かりますか。

○議長（田中誠君）

企画政策課、担当。

○地域振興総括主査（半澤忍君）

いろいろコロナの関係で経済対策事業をやってきているわけですが、まず経営安定支援事業でございますが、令和元年度の最後、令和2年2月から3月までまず実施をしております、その実績といたしましては、経営安定支援事業は50事業者と、経営費支援（飲食・宿泊・観光）の追加分が23事業者、合わせまして1,168万9,000円となっております。

令和2年度につきましては、令和2年4月から9月までと、10月に一旦休止をいたしまして、また11月から3月までの実施をしております、経営安定支援事業といたしまして61事業者、それと経営費支援の追加分といたしまして26事業者、それと大規模事業者向けの雇用維持等支援ということで12事業者、合わせまして5,633万4,000円となっております。

令和3年度でございますが、2月25日現在の見込みでございますので多少数字がずれる可能性がございますが、経営安定支援事業が48事業者、それと経営費支援が25事業者、合わせまして4,512万7,000円の実績となっております。

また、プレミアム商品券事業でございますが、令和2年度と令和3年度に実施しております、令和2年度が50%プレミアムといたしまして8,000万円の販売、額面といたしまして1億2,000万円となっております。令和3年度は30%プレミアムでございます、こちら7,672万円の販売となっております、額面といたしましては9,973万6,000円の、こっちも見込みでございます——となっております。

また、ポイントカードのチャージ還元事業でございますが、こちら令和2年の9月から11月実施分といたしまして、現金チャージ額の10%のプレミアムといたしまして、こちらが、チャージ額といたしましては6,760万6,700円、プレミアム額として676万円となっております。また、令和3年度が、6月21日から7月20日の1か月間と、11月1日、11日、21日実施で、こちら現金チャージの10%プレミアムといたしまして、チャージ額が、こちらちょっとまだ精算出ておりませんが約8,000万円のチャージとなっております。

その他、飲食・宿泊、きよさと割等を実施しております、こちら——こちら、いいのか……。いいですか……。 （「経営支援だけでいい」との企画政策課長の声あり）経営費支援だけでいいんですか——と、なっております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今聞いていると、令和2年度が全体の事業所としては、100くらいはあるなど。で、令和3年度が大体70から80ぐらいなのかなというふうに思いますが、これ、あれですか、全て国庫金だけで済んでいるという解釈でよろしいんですか。それとも、町から手出しがあったのかどうなのか。その辺はどうですか。

○議長（田中誠君）

担当。

○地域振興総括主査（半澤忍君）

コロナの交付金も入ってございますが、一部、自己財源もございます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

まあ「一部」ということなんですけども、まあ、ほぼほぼ、国の支援金からというふうには理解しておりますが。

これ、こうやって聞いているとですね、令和2年度、令和3年度、こうやって100件ぐらいとか70件ぐらいとかって、当然、かぶっている事業所もいっぱいあるというふうには理解するんですが、これ支援するときに、まあ、まさかそんなことはないとは思いますが、税金とかの滞納とかは、そこら辺のことは十分チェックをした上で支援金を出しているのかということをちょっとお伺いしたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

町の補助金の要綱に基づきまして、しっかり、補助金、交付金を交付する際の滞納状況というのを確認しながら進めさせていただいておりますので、先ほど担当より説明のあった経営費支援につきましても、全て全件、そういった内部での連携をしながら、滞納状況の確認した上で交付をさせていただいております。

実績としましては、滞納状況があって交付をしなかったという件数はゼロ件でありますので、全て、税金を納めていただいている方を対象に、今回は全件、交付をさせていただいたという結果でございます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

そこら辺を踏まえてなんですが、4年度ですね、コロナの経済対策というのは、この項目にないんですよ。これ項目にないんですが、今後これどのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

令和3年度中の常任委員会の中でも一部、ちょっと今後の方向性という意味で発言をさせていただく機会もございましたが、基本は今、現在におきましては、国、道からの多額の支援が1日当たり幾らという形で交付されております。今休業していただいている町内の事業所の皆様も、それを活用した形で休業していただいているということでございます。

このコロナにつきましては、3年目となり、様々な各方面の支援金というのも豊富になってきております。まずは、当初予算に町独自の対策が前年度に比べて少ないというのは、そういった国や道の支援をまずは優先した——して受けていただいた中で、それをどうしても補完し切れない部分で、町としては独自に財源を活用しながら、そういったサポートをしていきたいという方向性を今考えております。

ただ、今、まん延防止が解除されつつある中でありますが、季節によって感染者の数も増減されると思いますので、今後に当たっては、状況を勘案しながら、補正での対応というのも、しっかり町としては考えていかなきゃいけないと思っております。その状況、状況に応じた対策の在り方が必要になってきますので、都度都度、議会の皆様とも、しっかりと、どのような事業の在り方がいいのか、協議させていただいた中で進めていきたいと感じております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

まあ国のほうも、まあ、多分、道のほうも同じかなというふうには思うんですが、この21日でまん延防止対策が、まあ多分終了するだろうというふうな見方であります。それと、世界保健機構のほうでもですね、このコロナに関しては、今後、その……、何ていうんでしょう、考え方を改めていったほうが良いというふうな発表もありましたので、これから日本の国も北海道も、そんなにそんなに、まん延防止対策とか、それから緊急事態宣言とかそういった方向にはいかないのかなというふうには思いますが、そこについても、当然、そのコロナワクチンの問題とか、それから今、シオノギ製薬で出されている新しい新薬の問題とかいろいろと絡んではくると思うんですが、今後、こういった地域支援金というのは国から届かないような状況というのは、必ずそういう状況が来ると思うんですよ。

今、うちの町もそんなに財政的には逼迫してはいないんですが、今後そういうふうになったときに、国からのお金が来ないというふうな状況を踏まえて、うちの町独自でっていうことでやっていくというのが今後、前提として見受けられるから、そういったときのために、少し自力を残しておくというのも必要かなと思いますので。毎度毎度そんなにそんなに事業をやると、財政面にも逼迫してきますので、そこら辺は重々、担当課として考えた上で、推し進めていただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、財政面に関してです。

第何波か忘れましたが、令和3年度中に当初、大きな波が来まして、そのときは、やはり町としても独自財源をもって基金を活用しながら、独自の政策を打ってまいりました。

ただ、結果的に、国がやはりこの状況を鑑みて、追加でコロナの交付金あるいは地方交付税などを交付していただいたので、独自財源というのはほぼ使わずに今回は財源としては済んでございますので、今後、新たな発生、あるいは国が感染レベルを引き下げた中での対応となってきた場合は、確かに議員おっしゃるとおり、国、これまでのような、もしかしたら、交付金や事業というのは下りてこないかもしれませんので、そのときは、町としても、どのような支援がいいのか。

当然、この先は、ウイズコロナということを前提に世界中がこの経済活動をしていかなきゃいけないということがスタンダードになってきますので、その状況下での自治体の支援の在り方というのはどうすべきなのか。これは、日頃、皆様から常任委員会の中でも御指摘頂いているとおりでありまして、これまで数年間やってきたやり方がいいのか、はたまた新しい考え方に立った支援の仕方がいいのか。ここは、十分に、状況状況を鑑みながら考えていかなければいけないなと考えております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

同じような部分でちょっと確認をしておきたいんですけども、一つは、既にワクチンの接種が非常に皆さん現場で苦労されながら進めていただいているというふうに聞いておりますし、もう、3回目ではなくてもう4回目が、国としては視野に入れながらもう準備に入っているというような形もありましょうから、まあ新年の中でどういう形になるか分かりませんが、しっかりした対応を引き続き行っていただきたい、このように考えます。

それから、経済対策の関係でいきますと、課長から答弁あったとおり、ポストコロナ、ウイズコロナの中で、まん延防止、第6波、今でしょうけれども、今後どういう形になっていくか見通しが見えない部分がありましょうけれども、国や北海道の支援対策というものはかなりしっかりと手厚くされている中において、答弁にあったとおり、今後、町としての独自支援・対策をどう行っていくのかということについて非常に悩ましいところも、現実としてはお持ちになっているんじゃないかなというふうに思います。

そういった中において、既に当町においては、コロナ以前において、人口減少や少子の町外流出という形の中において非常に厳しい環境があったという事実、それから、そこにおける雇用の場の確保、これは12月の定例会においても一般質問でポストコロナ、ウイズ後の地域の経済対策の在り方について質問させていただいたところなんですけれども、やはりその辺の形をですね、もう一回しっかりと整理された上で。

ただ、危惧されるのは——これ言い方、表現、非常に失礼な部分もあろうかと思っておりますけれども、コロナによって救われた状況と。逆に言えば、その町独自の支援が、今言ったように国の支援対策、例えば今、まん延防止でいくと一番低いところでも1日2万5,000円だとかっていう、逆に言えば非常に手厚い支援対策が国費をもって道費を通しながら行われているという実態があったりしているという状況を踏まえたときに、先ほど前段で申し上げた、コロナ以前から、そう

いった地域商業とか雇用労働環境が非常に厳しい状況にあったときに、はしごを全部一遍に外してしまうと、逆にどうなるかというのは、これ非常に危惧されるところであって。

課長の答弁にあったとおり、今後、国のコロナに関する交付金はどういった流れになっているのか、見えない部分がございますけれども、新年度、逆に言えば、商業振興だとかそういった予算においてどういう形で、今言ったような、コロナ以前からあったいろんな課題を克服するための仕組みを、関係者、商業や商店とか様々な関係者、事業者と、一緒に汗を流しながらやっていくか、その辺の手厚さというものがどうしても必要になってくる。

どうしても、今のところずっと流れ聞いていますと、やっぱり厳しいんだというのが実態であったり、それからどうしても今、新しいカードに特化されちゃって、それ以外の日常的ないろんな販売促進だとか消費者を取り込んだ活動とかイベントというのがほぼほぼ停止してしまって100・ゼロの世界に入っているんで、今後のコロナの蔓延状況等もありましようけれども、やはり、できることは何なのかという視点に立ってですね、やはり地道に、今言ったような環境を克服すると同時に、やはり商業振興対策の中において、ある一定の厚みをつけながら、先ほど補正というお話もあったんですけれども、ただ単に現金給付とか現物給付とか補助という形だけではなくして、総体として、しっかりとその受け皿をつくっていくというような方向性、ぜひ、取り組んでいただきたい、このように考えております。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

商業振興の政策の部分にも関わってくると思いますが、議員御指摘のとおり、商工業に関する根本的な本質的な問題というのは全く、解消、解決されてないというのが現状でございます。それにコロナが来て、それに対する直接的な支援をしてきたというのが現実であります。

ですから、これからは、やはり、その本質的な課題・問題というのがどこなのか、そこにしっかり手当てしていける政策の展開というのをしていかなきゃいけないなと感じているところでございます。先ほどイベントの話もありましたが、イベントに限らず、その仕組みというのをどうつくっていくか。町内経済循環というものをどういう仕組みをつくっていくか、ここにかかってくるのかなと思います。

そのためには、議員御指摘のとおり、受け皿づくりというのが非常に重要になってきます。ここで経済が完結していく、完結した中で循環していくという、そういう仕組みをどうつくるかが課題だと感じておりますので、令和4年度の一部予算の中にもそういった政策を少しばかり盛り込まさせていただいていますし、我々もこれで終わりではないと思います。これから始まりだと思っておりますので、今後そういった社会情勢、それからいろんな事案・事例を活用しながら、地域経済循環の確立に向けた政策展開というのを図っていきたいなと感じております。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

コロナワクチンの小児接種について、お願いになろうかと思えます。もうワクチンと変異株のもう追いかけてこ状態というような状態が続いていますけれども、そんなような中で、いよいよ、もう小人に対しても接種が始まるということで、親御さんたちはいろんな面で不安を抱えているんだらうなというふうに思います。特に、5歳から11歳ということで、小学校に上がる子供、上がる前の子供にも接種が進められるということで、そこら辺の親御さんに対する不安の解消をしっかりとやっていただきたい。

これは、まあ国が啓蒙活動とかをしっかりとやるということなんでしょうけども、町ができることとして、努力義務としないということですので、集団接種じゃなく個別接種ということになるかと思えますけれども、そうなれば親御さんが連れていって、子供と一緒に様子を見ながら打つですとか、そういうことになると思います。その中で、親御さんが子供さんを連れて接種をしやすいような、時間帯ですとか接種の方法ですとかそのような面での不安解消ですとか、そんなのが町としての役割となってくるかなって思いますので、その不安解消に対する取り組みが一点と。

子供、小学生の子供たちがどの程度打つか、まあ分かりませんが、その中で、打つ子供、打たない子供が出てくると思います。その中で、差別ですとかいじめですとか、そのようなことにつながらないように学校現場での取り組みをしっかりとやっていただきたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

今、堀川議員から頂きました小児接種の関係でございます。

小児接種の部分につきましては、現在準備のほうを進めておりまして、何とか、宮下先生とも打合せをしながら、また今週も行っていこうという形で、大体そこでスケジュール的な部分も決まってくるのかなと思っているところでございます。

そういったところの中で、今後、接種券等を発送する形になろうかと思えますけれども、その部分の中で、親御さんたちへの安全性のPR関係、そちらのパンフレット等を挿入したり、また広報等、毎月1日・15日、折り込みでチラシを入れさせてもらっておりますけれども、そういったところでのPR等を行っていくとともに、今回の接種に関しましては、小児という形の中で、やはり、新聞紙上でもちょっと最近出てきているんですけども、小児科医の部分のお話が出てきているところでございます。こちらにつきましては、町内出身の小児科医の方、こちらの方に御協力を頂けるというお話を頂いておるところがでございます。そういったところの中で、また進んでいく形で、また常任委員会等でも御説明をしていきたいと思っておりますが、そういったところで安全性を確保しながら——一番、安全性を確保しながらですね、スケジュールを組んでいきたいと思っておりますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

コロナに関するいじめ等、学校の問題でございますが、基本的にはこれまでも一貫して、いじ

め、差別のないようにということで学校の内で指導をしております。今回のこのワクチン接種につきましても、学校のほうにしっかりと指導するよう申し伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思っております。

○4番（堀川哲男君）

はい、分かりました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ここで説明員交代となりますが、質問漏れ、ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、お諮りします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日は、これで延会とします。

なお、明日は9時30分からの再開となります。どうもお疲れさまでした。

延会 午後 4時31分

令和4年第1回清里町議会定例会会議録（3月16日）

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	熊谷雄二
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	原田賢一

生涯学習課参与	小林 正明
農業委員会事務局長	熊谷 雄二
監査委員事務局長	伊藤 浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田 成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤 浩幸
主査	阿部 由美子
会計年度任用職員	梅内 千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第17号～議案第24号（各会計予算の質疑）

●予算質疑説明員補助者

総務課主幹	櫻村 亨子		
総務G	総括主査 吉田 慎治	主査	長屋 智洋
管財G	主査 田中 誠之		
企画政策課主幹	新輪 誠一		
まちづくりG	主任 吉田 悠平	主任	野手 萌
地域振興G	総括主査 半澤 忍		
町民課主幹	吉本 淳		
町民生活G	主査 小泉めぐみ		
税務・収納G	総括主査 山崎 孝英	主査	泉井 健志
保健福祉課主幹	寺岡 輝美		
保健G	保健師長 武山 悦子	主査	田巻 宏章
福祉介護G	主査 岩浪 理	主事	谷口 圭介
こども子育てG	総括主査 小林 有香	主査	奥山 美香
	主査 世良奈都子		
保育所G	総括主査 鈴木由美子		
産業建設課主幹	北川 実		
建設G	総括主査 山本 卓司	主査	荒 一喜
生涯教育課主幹	土井 泰宣		
学校教育G	主査 原田 了		
社会教育G	総括主査 藤森 宏樹	主査	本間 章浩
焼酎醸造所	主査 廣谷 淳平		

●開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番 村島健二君、1番 岡本英明君を指名いたします。

●日程第2 議案第17号 ～ 議案第24号（各会計予算の質疑）

○議長（田中誠君）

日程第2、令和4年度各会計予算質疑を行います。
昨日に引き続き、予算審議を行います。
一般会計歳入歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、68から69ページ。
（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。
2目障害者自立支援費、69から71ページ。池下昇君。

○5番（池下昇君）

70ページの地域生活支援拠点等運営負担金についてお伺いしたいと思いますが、昨年から立ち上げて、我が町でもセンターの窓口が本格的に昨年から動き出したわけですが、昨年から、これ、1市4町で地域の総合的な障がい者、障がい児の窓口ということで、網走市にできたということは私も理解しておりますが、ここに当町の負担は268万5,000円ということになっていますが、施設の全体の金額は1,945万という約2,000万、これは人件費と、それから需用費がいろいろとあるんだろうなと思うんですが、この施設、職員は何名ぐらいで運営しているんですか。

○議長（田中誠君）

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（寺岡輝美君）

すみません、職員体制なんですけれども、網走にセンターがあります。そこには2名おります。そして、斜里町福祉会のほうに1名いるんです。それで合計3名の職員で運営されています。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、説明聞くと、網走のほうはじゃあ2名と、あと斜里に1名という説明なんですけども、この網走のほう、私もどこにあるか知ってはいるんですけども、ちょっと市役所とか行政関係のところからは離れているのかなというふうに理解しておりますが、実際問題、清里町福祉センターの中に相談窓口ができて、担当の社会福祉士とか、いろいろ整備はされているんですが、現状、うちの町にも障がい児とか障がい者の相談、結構あると思うんですね。

ここの網走のほうにも、実際、うちの町、虹色の会とかいろいろと、そのほか虹色の会に所属してない方も含めて、結構、障がい児、障がい者の方いると思うんですけども、直接、そちらの、網走のほうにもいろんな相談に行ったりとか、また清里の窓口を通して相談に行ったりとかということというのは、情報として入ってくるんでしょうか。

○議長（田中誠君）

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（寺岡輝美君）

この「めいと」さんができてから8月からの開始で、半期に1回、状況報告をいただいています。そのときには、直接、網走に行った方というのはいないんですけども、どんな施設かという問合せ、そちらのほうは来てた様子です。

私を通して相談を受けた方は実際にいらっしゃいます。専門的なケースですので、1件につき結構時間がかかるものですけども、私のほうから2件の障がいの方について御相談をし、何回か清里に訪ねて来ていただいて、戸別訪問をしていただいております。

以上です。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

私、この問題、障がい児、障がい者の問題については、おととしの確か12月だったと思いますが、櫛引町長にも一般質問しておりまして、そのときにいろいろと、まだそのときは窓口すらなかった、清里町にもなかったということで、いろいろと質問したんですが、そのときに、町長に質問したときに、今後、こういった窓口をつくるほかに、実際にその段階で美幌療育センターに先生がいるということで、そちらにいろいろと皆さん相談されたり、病院に通ってた方たくさんいるという話は聞いたんですが、いずれいなくなるという話で進んできた状況でありました。

もう多分、今はもういないのかなというふうに思うんですよ。そのときに、私、櫛引町長に、美幌の療育センターの先生がいなくなったときに、これだけ網走管内、1市4町含めて障がい児、障がい者の方が多数いるということ踏まえたら、網走市に何とかそういった先生の誘致をお願いできるように進めてほしいということをお願いしてはいたんですが、実際的には、網走市もしくは管内の状況、今の状況で先生はいるんでしょうか、どうなんですか。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

障がいの関係かと思えます。現在のところ管内には、私が押さえている限りではないという形にはなってくるところでございます。

そういったところの部分で、網走市等が誘致を行っているという情報もございしますが、その部分につけて、また関係機関ともお話をしていかなければいけないかと思っております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

実際、今いないということであれば、多分、旭川とか帯広とかに、もしくは札幌とかに通われているのかなというふうには思いますが、これはやっぱり経済的な負担も相当大きくかかりますし、この管内の親御さんたちは皆やっぱり管内に何とか先生に来てほしいという思いがあると思うんで、やっぱり今後のことを考えると積極的に市町村からもプッシュして、網走市に何とか誘致していただけるような強力な応援をしていただきたいということを要請しておきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

機会を捉えまして、関係機関ともに協議を行って、議題としていきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、進みます。

3目福祉サービス事業費、71ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、進みます。

4目老人福祉費、72から73ページ。池下昇君。

○5番（池下昇君）

老人福祉費のケアハウスの入居者支援事業費について、ちょっとお伺いしたいんですが、ケアハウスの業務管理委託料のほうは相当大きな金額、七千数百万ということになっておりますが、実際、ケアハウスの入居者の支援事業というのは67万2,000円なんですが、今現在50名の入所

されている、満床だというふうに聞いておりますが、実際にこの支援を受けている方、何名ぐらいいるんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（寺岡輝美君）

まず、ケアハウスの入居者人数なんですけれども、50人で推移してきたんですけれども、2月の中旬にお一人の方ちょっと病状の関係で退去されてまして、今、49名です。次の入居の方を、今、選定中です。

併せて、ケアハウスの補助、入居者補助というところなんですけども、現在9名の方が使われております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

9名って意外と、私の感覚ではまだまだ多いのかなというふうに思っていたんですが、2月にこう一人出られて、今49名ということなんですけども、前にちょっとお伺いしたときに、何名か、待機というんですが、順番を待っている方いるというふうな話も聞いていたんですが、実際のその次空いたら入りたいという方、今現在何名ぐらいおられますか。

○議長（田中誠君）

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（寺岡輝美君）

現在の待機者ですが、9名おります。内訳ですけれども、清里町が6名、町外に関しましては、小清水町が2名、美幌町が1名となっております。

○5番（池下昇君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。

5目国民年金事務費、73から74ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次、移ります。

2項児童福祉費、1目児童福祉費、74から75ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

2目保育所費、75から76ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

3目子育て支援センター費、76から77ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、ここで説明員交代となりますが、質問漏れはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（田中誠君）

休憩を解いて質疑を再開します。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、77から78ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

2目予防費。

78から80ページ。岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

79ページのインフルエンザワクチンのことでお聞きしたんですけども、昨年からでしたっけ、町外で受けられても補助金のほうが出るということだったんですけども、実際、清里クリニックで受けられている方は減少しているんでしょうかね。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

インフルエンザ、清里クリニックで受けている方の数です。

令和2年につきましては、コロナワクチンが始まる前という部分で、新聞報道とかでもインフルエンザのほうのワクチンもまずは受けておいて、コロナなのかインフルエンザなのかを明確にしてほしいというような報道が流れた部分がございます、延べ数になりますけれども、子供が2回打つものですから、延べ数になりますけれども、令和2年は1,885回ありました。

今年度につきましては、1月末現在、ほぼほぼこれ定量で完了になってくるんですけども、1,786回という形でございます。また、令和元年度につきましては、1,745回ということで、ほぼほぼ同じぐらいの数字で推移しているということで、清里クリニックと話をしているところでございます。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

あまり、多少減っていますけれども、変わりがないということで、今までも職場での集団接種等々はされてたと思うんですけども、去年はされていないんですね。今後、その辺もどうでしょう、変わっていくものなのか、元に戻っていくものなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

役場以外の農協さんとか、あと建設業界の部分で集団接種行われているかと思います。そういったところの、インフルエンザでよろしいんですね。

○1番（岡本英明君）

はい。

○保健福祉課長（水尾和広君）

インフルエンザにつきましては、ちょっとうちのほうで断言できるものではございませんが、ここ数年ずっと行ってきているようでございますので、これからも行っていくのではないかと、そして、クリニック等もその対応を行っていけるという形の部分で話は聞いているところでございます。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

コロナがはやってから、ちょっと、インフルエンザも減少しているんで難しいところもあると思うんですけども、また今後増えてくる可能性もあると思うんで、その辺は柔軟に対応していただきたいと思いますんで、よろしく願います。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

コロナ同様インフルエンザのワクチン接種のほうも重要なことかと思っております。そういったところで適正に、皆様が、受けた方が受けられるような形のスタイル、こちらの部分を毎年確立させていきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

ほか。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

80ページの上段になりますけども、不妊治療助成の関係です。

令和3年度は66万の予算があったんですけども、次年度20万ということで、3分の1ほどになりました。これに対して実績に沿ってこういうふうなことになったのかなという感じはしますけども、この20万の予算、何人程度を想定しての20万なんですか。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

不妊治療助成の関係でございます。

こちらにつきましては、令和4年4月1日より、保険適用になるという形で事業のほうが開発されるところでございます。そういった部分のところで、今回につきましては、清里町不妊治療の部分、おおむね北海道の助成の部分の上乗せ助成を行ってきていたところでございます。そういったところの部分で、今回の予算につきましては、北海道が行う事業の部分の経過措置、こちらの部分の金額等になってくるかと考えてございます。そういったところで、今現在北海道のほうはまだ経過措置は行いますよというところの情報は流れてきているところなんですけど、それから先の情報の部分がまだちょっと下りてきない部分でございます。そちらのほう決まりましたら、町のほうの対応も検討した上で、また皆様に御相談をしていく形になろうかと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。この問題、やっぱり潜在的にはある程度の方がいらっしゃると思いますし、デリケートな問題でもありますので、そこら辺を考慮しながら、拾い上げといいますか、PRっていいですか、そこら辺もよろしく行っていただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。

3目各種医療対策費、80から82ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

4目環境衛生費、82から83ページ。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

5目保健福祉総合センター費、83から84ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。

2項清掃費、1目清掃事業費、85から87ページ。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

87ページ、清掃事業費の一番最後のほうですけども、ゴミ処理事業費のうち、印刷製本費290万円ほど計上されていますけども、この印刷製本費の内訳といいますか、そこら辺を説明していただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ごみ処理の委託の関係だと思んですけど、印刷製本費ということで、科目ということになってございますが、ここで計上していますのは、収集の毎年のカレンダーの関係、それから自治会等、通していただいています、ボランティアシール、そういったものと併せて一番大きいのが実は収入証紙、これは何かといいますとごみ袋でございます。こういった部分ですので、年間必要な皆様に購買していただくごみ袋等々の印刷、作製という形の分の位置づけの科目でございます。以上です。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

85ページ、清掃センター管理運営事業費の中の自動車購入費のことについて、ちょっとお伺いいたします。

委員会等々でも、説明、ある程度は受けてはおりますが、再度聞かせていただきたいと思います。

まず、この清掃センター関係の自動車購入費というのはどのような車種なのか、まず、お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

今回の車両購入の関係かと思えますけれども、リサイクルのセンター車ということで、20年ほど使っている車両でございます。

こちらのほうが、車両価格としまして1,200万円ほど、につきますと、それとあと荷台関係の架装という形を合わせての1,500ということでございます。

常任委員会等でも御質疑があったかと思えますが、車両本体につきましては、搭乗員の関係のことを含めた安全性能の形を含めてある程度の性能、それから機能的なものを良質なものを提供しようということで考えたところ、グレード的にはそれなりに高めなところということで、車両的な価格、それからそのあとリサイクル架装の部分ということを含めた部分での積算として、計上さしあげたところでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

車両価格で1,200万、架装の部分で300万という今説明だったんですけども、何トン車なんですか。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

4トンの車両ということでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ですよ、4トンなんです。これ多分平ボディだと僕は思っているんですけど、今、多分使わ

れている、そのものを僕ちょっと今想像しているんですけども、これ4トン、平ボディで1,200万って相当ですよ。もちろん前から、いつもこういう話するとおっしゃられています、公共事業という部分は否めませんが、これ4トンダンプでもここまで多分しない、今、イメージです、正直。さらに、架装ですよ。見ている限り、今、そんな架装、これ300万もいくような架装をしているのかというのが、ちょっと、僕、個人的な感想ですので、なかなかこの場で言うのも何かなとは思いますが、委員会なんかでもかなり皆さんからは指摘はこれ受けておられる状態だと思っていますけど、正直ちょっと法外な値段かなって思っています。

その点に関して、もし何かここで述べたいことがあるのであれば、よろしく願いいたします。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

永年使っている部分の更新ということもあります。それと価格の話ということでございますが、皆様の感覚ではということもございます。架装関係、その他、副装品を含めてということで参考を取らせてもらっているところでございますし、いわゆる通常の、ちょっとこれは語弊があるかもしれませんが、乗用車とか一般的なものと違う部分、ただ、皆様、御職業関係でこういった部分の購入とかには精通されている部分はあるのかなと思うところでございます。

伊藤議員御指摘のとおり、こういった形でのこの引き合いを出しますと、このように出てきてしまうことについては、なかなか否めない部分もあるのかなとは思っているところでございますが、事業としては進めていかざる得ないのかなと思うところでございます。

仕様のには皆様御感覚を持っている部分、それから特に今回につきましては、安全性能、各種メーカーによりましては、現在、運転関係のオプションですとか、そういった分についても大型トラックにおいても、こういった機能がつけられているところもございます。そういったところも、乗られる方のことも配慮しまして、非常に良好なものを用意をさせてもらえればということでの計上ですので、御理解いただければと思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

課長答弁、金額以外の部分はすごく理解いたします。確かに今までの減価償却とかも考えて20年以上使われている車両ですし、更新していくことは絶対的に必要なとも思っています、事故があっても困りますので。

あと、その清掃員といいますか、従業員の方々の安全性もろもろ全部含めまして、おっしゃっていることは十二分に理解しているつもりですが、いかにせん金額がということなんです、必要なものですから、完全なる反対というわけではないんですが、ちょっとその部分があるのかなということだけちょっと頭に入れといていただきたいなと、今後の行政運営頑張っていたいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

議員の御指摘のところと思いますし、私も予算編成に当たりまして、当然ながらこの地元の、地元というか、いわゆる清里での調達ルールの部分での調査、それから一応全国的な、標準的な価格の部分とかも参考までには情報は収集するんですが、ちょっとなかなかいいような、交渉に値するような数字がこう出てこなかったなというふうには思って、北海道価格というものもあるのかもしれないけれども、この部分で今後いろんな調達関係につきましても、幅広い、ちょっと精査をできるような形は取っていただければと思っているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

関連で、委員会で質問した部分も私あったわけで、今、伊藤議員言われたような形の質問したんですけど、ただ、確かに町がいろんな形でやる、入札含めてそうなんですけど、通常、我々の感覚で捉えるような部分よりは若干高いのかな、なんていう部分のものは出てきます。確かに、直で交渉して値引きさせるとか、そういうことがないわけですから。

ただ、僕が思うのは、一つのその社会通念上って言ったらおかしいんですけど、そういう分ではあまりにもちょっと法外に、ちょっと値段が違いすぎるんじゃないですかというような部分も、今、いろんな形で、行政の中で、その、コストの削減とか、そういうことを言われている中では、そういうものをちょっと突き詰めていくような部分もちょっと必要なのかなって。ただ、一応、道の単価がありますからとか、そういうような基準があるのかもしれないんですけど、そこら辺というのはちょっと、言わば、一つの行政テクニクの中で、経費を最小限に抑えていくというのはちょっと必要な部分なのかなと思って、そこも含めてちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

勝又議員からも一般的なというお話もございました。調達の関係については、先ほどから、行政が行うとこんな形になってしまうのかなということについても一定程度御理解いただいたところかと思いますが、一旦こういう備品、車両購入をしますと、永年使っていく部分とかも含めて精査をする中、それから大きな車両となりますと、例えば、正直なところ競合車種の部分についても限定的な部分がございます。そういった中での選定を今回させてもらったということにもなります。

例えば、現在の車両から、ちょっと今後入札の状況は分かりませんが、希望車種と異なる可能性というのも実は入札制度ではございますけれども、例えば、現在まだ使っている車両の消耗品が使えるのかとか、いろんな要素もございまして、まずは、これも同じぐらいの年数使っていくような形の中での製品仕様として捉えたと、先ほど来からちょっと御答弁させてもら

っていますけども、町の調達としての範疇としてやむを得ない部分なのかなと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

とりあえず、課長の見解というのは聞いたわけでございますけど、恐らく今の課に限らず、いろんな形でこの機械を更新したり、いろんなものを更新するという部分で、そんなことも含めて、理事者側として、今のその一つの行政の立場として、いろんな形で職員も削減、そしてさらに行政コストも削減していくという考え方の中での今のこれらの一連の質問に対してどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。副町長 本松昭仁君。

○副町長（本松昭仁君）

行政単価といいますか、全体的な単価の話かなというふうに捉えておりますけども、それぞれ工事だとか備品だとか、いろんなものについては、ある程度一定のルールの中で、ローカルルールといいますか、役場的なルール、それからいわゆる法律に基づくルール、様々あろうかというふうに思います。もちろん法律に基づくルールからの流れかなというふうに思っておりますけども、そういったところも捉まえながら、また、そういったルールの範疇の中で見積書の提供だとか、そういったところもさせていただきながら、適正な価格の設定、その中での入札、見積りというふうな形の中で流れていくのかなというふうに思っています。

今後につきましても、価格についてもより精査をしながらしていかなければならない、設定価格についてもそういうふうに思っておりますので、そういった、今までのその取り決めルールにつきましても、もう一度精査できるものについては、見直しがかけるものについては検討していきたいというふうに思っておりますけども、基本的な取り決めといいますか、そういった部分については、従来どおりの進め方で今後もやらせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

一つの法律にのっかってという部分も分からん訳でないんですけど、そのような部分ですと色々なものを今まで計上されてきた形の中ではもちろん承認してきたわけですから。

ただ、その、あまりにもやっぱり町民が聞いてもびっくりするような値段、そんな中での、一つのそういうものが購入されるとか、そういうような部分については、ちょっと私ども聞かれてみても、そこんところに対して返答できるような部分を持ち得ないという部分もありますので、

そこら辺は、僕、思うけど、理事者側の一つの英断じゃないかなと思いますよ。

そんな部分の中で、やっぱり少しでも行政コストを下げていくんだというような見解の中で、幾ら、その法律云々の部分はありますが、法律犯してまでというような部分ではないんですけど、少しでもやっぱりそのコストを下げていくという、その前向きな姿勢というのは必要ではないかなと、そのように思う次第です。

○議長（田中誠君）

副町長 本松昭仁君。

○副町長（本松昭仁君）

見積り等々も含めて、単価の設定については十分に今後とも熟慮していきたいというふうに思っております。

○6番（勝又武司君）

終わります。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

この単価について、私もちょっと合点がいけないんで、ちょっと質問させてもらいますけども、普通の車体だけでの金額と、架装するということがありますけど、どのような架装をされるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

架装につきましては、リサイクル車ということでございますんで、アルミの荷台関係の架装という形で、今現在、収集で回ってますリサイクル車の後継という形を取らせてもらいたいと思っていますところでございます。

そのほか、当然ながら、附属品という形でもろもろということでございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

そこで、この価格に当たっては、見積り、合わせるでしょうけども、何者でやられたんですか。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

先ほど来からちょっと申し上げてますが、想定する車両ということで、1者から必要なその架装品とか含めた形で行ったところでございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

先ほど申し上げましたように、車両だけでは、この4トン車でこれだけの金額というのは、副町長は今後単価については検討するという答弁ございましたけども、あり得ないでしょう。私ら、車、60年も70年もやっていますし、こんなことあり得ない。ちょっと聞いてみたんですけども、特別に何かユニックをつけるだとか、今聞いたら何か張るだけの話でしょう。それで1,500万、こんなことあり得ないんですよ、誰が考えたって。こんなの町民が見たら笑われちゃいますよ、本当にこれ、何やってんだって。私たちが何やってるんだって言われるようになりますよ、これ。

ですから、これは今後検討するという事で私も理解しますが、こういうことでは到底、入札に当たってはやっぱりきちっとやらないと、ドーザーのときもそうですけども、そういう、何者での見積りを合わせる場合はということも起きるわけですけども、今聞いたらそんなんでないような話ですから、そうであればやっぱりもうちょっとこれ検討すべき問題だと私は思いますよ、早急に。

○議長（田中誠君）

副町長。

○副町長（本松昭仁君）

まず、その見積額の設定といいますか、そういった分については、今、課長が答弁させていただいたとおり、そういった架装の部分だとか、いろんな部品の部分だとか、いろんな部分の積み上げかなというふうに思っております。その、莫大な見積額ということじゃないのかなというふうに思っております。

ただ、全体的に今後執行する部分につきましては、さらに中身の精査をしながら執行に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

しつこいんですけども、私もこの車に関しては、今言ったように、何十年もやっていますから、ちょっと聞いてみたところ、これではちょっと異常だということを知りますと、やっぱり黙っていてもいられないから、今、伊藤議員、勝又議員からも御指摘あったわけですけども、これではやっぱり納得できないですよ、実際。やっぱり何十万かというような違いは、それはどこでもあるんですよ、何でも、物には。ですけど、これ1,500万と、かなりの金額ですよ、あり得ないで

すよ、これ実際。だから、私は、先ほど言ったように、見積り合わせをやったんですかって聞いたんですよ。

だから、1か所でやるからこんなことに、こういうことですよと言われて、そのままのことをここへ計上しているんじゃないですか。やっぱりこれ何者ともやれば、必ずドーザーと同じで、やっぱり安い高いが出てくるんですよ。それは1者だけでやったとしたら、これはもうこのままの状態でも私も、のまなきゃいけないということになるんですけども、とんでもない話ですよ、これは。

だから、価格については検討するということで理解しますけども、今後そのようなことのないようにやってもらわないと、この予算委員会でこんなことやられますと、どうしようもなくなっちゃうんですよ、はっきり言って。そんなことで考えてみてください。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

今、村島議員からの御指摘のことを、今後、今、調達関係、町の全体の流れと含めて行っていければと思います。

今回のこれにつきましては、予算という形の積算ということで御理解をいただきたいということが一点と、この後、調達につきましては、当然ながら入札という形になります。仕様関係、先ほど来から各議員から一定程度の、それから現在の車両の後継という形、例えば、四輪駆動ですとか、いろんな架装関係等々、そしてタイヤ等の互換性とかも考えた中でちょっと選んだのがこれだったんで、1者ということにつきましては、ちょっと議員の御指摘のとおりかなと思います。

今後、車両の入札につきましては、この後、行わせてもらって、その中では、恐らく競争原理が働くのかなと思うんですが、ただ一点、実は、常任委員会でももう数年前から車両は更新したいなと思っていたところなんです、確かにこの時期、予算計上、非常に心苦しい部分はございますが、車両の劣化、そして併せて、今、半導体との関係で車両の基本価格が上がってきている中でございます。

そういったところも含めてちょっと大きな数字になってきているということも皆様御承知おきいただきたいということと、併せて納期関係も実はぎりぎり、年度内に終わらないとか、すごい不安要素がある中ですが、ごみ処理の関係の車両ということで、20年来の更新ということを含めまして、御理解いただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ここで説明員交代となりますが、質問漏れありませんか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

清掃事業費全体を通じての部分でちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、常任委員会等におきまして、ごみ処理の広域化の関係が、逐次経過も含めて報告いただいているところで、当町においては、当初、各首長が全体的な広域化という方向で、基本的な考え方の中で、議会含めて投げかけがあったわけなんですけれども、当町においては、ちょっと若干、協議会、網走市に事務局を置きながら動き出したわけなんですけれども、一定のちょっと過去の経過や現在使用しているごみ処理施設の良好な保全だとか、ごみの処理量の関係、今後の見通し等を含めながら、ある一定期間を置きながら、当初から協議会に入らないで様子を見ていきたいという形の中で、現在に至っているというふうに思いますが。

ただ、正月を超えて、ここ、各市町村の定例会等の動向を見ていると、小清水では、最終処分場の建設工事を明確に示していたりとか、大空町では50%を超える大幅なごみ処理料の値上げ措置が既に表明されていたりとか、網走市においても最終処分場の関係、非常に逼迫した中において、様々な議会との間、市民との間にかなり意見の相違があって、いろんな議論になっているというような状況、さらに美幌町については、当初、防衛施設庁の関係が難しいと言っていたけれども、結局、離脱して単独的な方向性に動いている、そういった状況を踏まえて、今回も様々な工事請負とか修繕経費が計上されているわけなんですけれども、当初、首長さん方において協議された環境と、現在こう実際に動き出した段階においてのそれぞれの各市町村の置かれている状況がかなり異なってきたというふうな実態ではないかというふうに私自身は受け止めているわけなんですけれども、そういった経過を含めて、当町における今後の広域化に向けての対応、事務的にどのように今後、今の段階で考えておられるか、再度、全体的な方向性について説明をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ごみ処理の広域化の関係かと思えますけれども、これまでも昨年からの広域化の関係の動きにつきましては、常任委員会等々で御説明さしあげてきておりまして、さらには今回の議会でも一般行政報告で12月27日に首長の会議がございまして、その中でも今後に向けての判断というのが一定程度なされた、併せて、その内容につきましても1月の常任委員会で報告をさせてもらっているところかと思えます。

形としましては、本町は現在、平成29年からの長寿命化を行って、4年程度の経過の中では安定した、週2回程度の焼却と合わせたごみ処理を行っている、特に中間施設、焼却という部分につきましてはですけれども、これにつきましては、安定良好ということを考えて、それから施設投資が近年行われているというところから、中間処理施設、1市、残された4町で行う分について、当面、見送らせてもらうという表明をさしあげたところでございます。

その後の部分ですけど、まだ数か月しかたっていないところでは、今、議員おっしゃられたとおりの各市町の動きがあるのかなと。ただ、その後の全体的な動きの情報というか、通知につきましては、まだ令和3年度内ということもございまして、その打合せをしていた会のほうからの動きというのは公式にはないと。ただ、本町、令和3年度におきましては、ごみ質調査ですとか、基本的な考え方ということについて、調査協力をしてきたところでございます。その調査結果を

頂く形を取りまして、今後、次年度以降から動いていくのかなと思います。

私どもで捉まえる部分では、令和5年度には、その1市4町での協議会の展開から、令和6年度以降では、その交付金の取得に向けた手続等を進めていくというふうに、まだざっくりとしたロードマップでしかないんですけども、広域のほうはあるのかなというふうに思っています。

しからは、本町のほうはといいますと、安定的な稼働ということで、今回、清掃費でも修繕関係、優先度合いの高いものから修繕費のほうを計上させてもらっておりまして、先ほど来から進めさせてもらっているというところでございます。

こちらにつきましても、中長期的な部分の考え方を持っておりまして、また今回の予算の中で、隔年ですけれども、施設のいわゆるその修繕の計画等に関わる業務も発注をする予定でございます。そういった優先順位を見ながら、中長期的な稼働を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、広域化のほうについては、情報が入り次第、動きにつきましては、逐次常任委員会等々で経過を説明さしあげたいと思っております。

あと、議員のほうからもありました、ほかの町がいろいろと最終処分場ですとか、施設関係で動きがあるということにつきまして、当事務側としても、打診があるものについては把握をしているところございまして、この後、もし本町が焼却、中間施設を持っているということに対して、何がしかのこう支援を求められるとか、そういったことがございましたときには対応していきたい、またこのことにつきましても、皆様にもお伝えをしていきたいと、このように思うところでございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

ごみ処理については非常に生活に身近な課題であって、毎日しっかりと町民の生活を支えていくためには必要な業務というふうに認識しているところでございますけれども、さらに、加えて言うと、将来的にはやはり広域化というのは一つの視野に入ってしまうべきだと思いますけれども、ただ、やはりそういった動きについても、今回は首長さん方が動き出して、それが議会に投げかけられて、どういう形になっていくかという形の中で当町はある一定の選択をしたという経過でございますけれども、その辺の経過や取組について、やはり同じく町民の皆様の理解というようなことも当然必要になってきましようし、例えば、ごみの広域化の関係で具体的に大空町に中間施設云々って、じゃあ、そういったことが住民合意がなされた中に行われているのか、さらに途中経過において、今、課長からあったとおり、他町からのごみを、うちの中間焼却施設でやる場合について、それはどういう形になってくるのか、非常に微妙な問題も抱えているということもありますので、その辺のお互いの共通理解とか情報提供については、逐次しっかりやっていただきたい。

併せて、将来的な広域化をにらみながら、現状の施設を良好に管理していく必要な修繕だとか工事、これをしっかりと行っていく必要があると思いますんで、その辺は躊躇なく、将来広域化していくから我慢しようというふうな発想ではなくして、やはり必要な修繕とか工事というものは適時行いながら、良好な環境政策をまず進めていただきたい。

併せて、並行しながら、ごみ処理業務については地域雇用の問題も当然あるわけであって、そ

こも将来見通した場合どのようになっていくのかという視野を、現実的に事業請負者がいるわけでありまして、そこで働いている職員もいらっしゃるということも含めて、唐突に突然こういった形だというようなことはなかなか難しいと思いますので、そういったこともある一定の今後の施策展開の視野の中に入れながら、適切な対応を行っていただくようにぜひ進めていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

議員御指摘のとおり、ごみ処理は生活に大きく関わる部分であるというふうに考えております。

また、今回、町政執行方針ないし、もろもろの部分で、ごみの、ちょっとほかの地域につきましては、新聞等でも出てますが、その広域化については、ちょっとあんまり大きく触れられてないのかもしれないですが、町内につきましても、例えば、簡単にいいますと、ごみにつきましても、コロナ禍の部分で、やっぱり処理量増えてきております。

そういったことも含めて、本町、実はごみの処理の取組については、長年のちょっとアドバンテージはあるのかなと思っております。ほかの町のよりは分別ですとか、そういった部分は非常になされているというふうに思っております。

ただ、ここに来てもう一回、本町が良好な施設を持ってきて、ここまで進めてきていること、ごみ処理について皆さんの意識が高いこと等含めてですけど、いま一度ごみ処理についてのことを周知、広域化から現在のところ独自路線を進んでいるということも含めて、今後、次年度の中では、ごみの処理の啓発の関係と併せて、処理の状況等を広報等も通しながら、啓発と併せてやっていければなと考えているところでございます。

併せて、中間施設、今のところの表では、令和10年程度には1市4町という予定ではあります。先ほど来、議員からの御指摘もあります。ちょっと年次プロットについてはまだ揺らぎがあるのかなと、このように思っているところでございます。

本町、最終的な中間処理、それから不燃物の関係の破碎等を行ったごみにつきましては、最終処分場、青葉でございます。こちらのほうに埋設をしていくということになるんですが、令和12年度ぐらいまでの埋設が可能という状況でございます。その次の時期では、第3期目の最終処分場、うちも埋立地を求めていく必要がございます。そういった準備も、今後、進めていくことになろうかなと思っているところでございます。

併せて、地域雇用の関係ということで、先ほどもありました、ごみ処理委託料の中の委託の部分の話になるかと思っております。町内事業者にごみのほうを受託いただいている部分もでございます。

今後、いろいろな、そういった職員の方の技能ですとか、そういった分につきましても、人材をきちんと確保というか、そこで働いていけるような環境も含めたこと、全体的な話になるかもしれませんが、そういう受託者関係の環境整備も進めていく形を取って、しっかりとそういった方も、ごみ処理というか、その事務に従事いただけるような形を継続的にやっていければと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて質疑を再開します。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、87から88ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、進みます。

2目農業振興費、88から90ページ。よろしいですか。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

農業振興費、90ページになります。

ちょっと、予算とはちょっとあれなんですけども、同じ項目ということで、ちょっとお伺いしたいと思っております。植物防疫対策事業費の中に絡まってくるのかなと思っております。

昨年、町内、清里町内の種子馬鈴しょの生産圃場におきまして、残念ながらGr、ジャガイモシストセンチュウが発生が確認されたということになっております。基幹産業、農業の清里町として、まず、この種子バレイショ団地で確認されてしまったということで、まず、町はこのことをどのような形で認識しているのかということを取りあえずお伺いしたいと思っております。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今の種芋団地のシストセンチュウの関係でございますが、残念ながら昨年出たという報告を受けております。

今の法律でいけば、一回出てしまった種芋団地が、またそこで種芋を作るということができないという状況になっておりまして、その辺、今後、そういった解除だとか、そういった部分で、今、北海道の農協畑作・青果対策本部のほうで、そのマニュアルづくりに着手し始めたということは伺っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

〇3番（伊藤忠之君）

今の法律の関係等々も答弁いただいたんですけど、その話、ちょっと後ほどさせていただくんですけども、その前にまず、今、畑対の、道畑対の話も出てまいりましたが、実際、もちろん御存じだと思っておりますけども、このシストセンチュウというものは、その、何というんでしょうか、今おっしゃったとおり、実際、種芋だろうが、まず一般圃場だろうが、基本的にまず、一般圃場はシロシストになりますけども、発生してしまうと、種芋は特にその作付が今できない状況、今、答弁されましたけど。ただ、これ実際、今までずっと昭和40、50年かな、からずっと来てますが、実際このままでいくと、今、課長もおっしゃってましたけど、大変厳しい状況、なぜかと言わせていただければ、その、まず種芋農家さんが作物を作れなくなってしまうんですね。じゃあ、ほかに代替の作物を作ればいいのかなんて話ではよく皆さんされるんですが、実質、輪作体系というものがあまして、そうそう簡単に違う作物、代替作物は作れないということがございます。

もちろん、その種芋生産者も大変ですし、さらに言わせていただければ、清里町、基幹産業、農業、その中の一つの一躍を担っています馬鈴しょ、澁原馬鈴しょですけども、澁原馬鈴しょの種芋の安定供給にもすごく関わってくるようになりますから、うちの町としてはかなり深刻にこの問題捉えていかなきゃいけないのかなって、そのように思っております。

その中で、今、課長から答弁ありましたけど、その法律ですか、要は、一回出てしまうと、シロシストはちょっと一回置いておきますが、ジャガイモシストセンチュウが一回種芋圃場に出てしまうと作物が作れない、これ実は法律ではないんですよ。植物防疫法とか、そっちのほうではなくて、単純に、さっきちらっとおっしゃったのかなという気はしますけども、北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例というものがあまして、それに基づく種馬鈴しょ生産管理基準というのが定められている状況です。それがあまして、昭和54年に作成されてます、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針というものがあります。その基本方針が、今、課長おっしゃったとおり、畑対のほうでも、また道のほうでも、ちょっと見直ししていかなったら、今後、馬鈴しょの種芋の安定供給にかなりまずい状況が起きるということが、清里町だけじゃなくて、全体的に出てきている、だから、今、道とか畑対が動き始めています。

先ほどおっしゃったように、法律の部分ではないので、実はルールなんですね、北海道ルール。この言葉が合っているかどうか分かりませんが、要は、一回出てしまった圃場のその卒業復活ルールってよく略して言われているんですけども、そのルールであって法律ではないので、考え方によっては、変えようと思ったら変えられるんです。

それを変えていくためには、各、おのおのといいますか、個々が頑張ってもなかなか変わっていかない、それが今までの現状だったんですね。

ただ、今、清里町でも出ましたし、大空町かな、もそうだし、置戸町なんかもそうですけど、結構、どうしても、皆さん、まん延防止対策すごく頑張っているんですけど、どうしても出てしまう、これが今、全道的にだんだん広がっていつている。だから、みんなでちょっと声を挙げて取り組む問題なのかな、声を、皆さんが、いろんな方々が声を挙げていけば変わっていく。

昨日の、例えば、3月15日付ですか、農業新聞にも出てましたけど、今までちょっと腰の重かった畑対であり、また北海道であり、が動き始めた。それも実は、ここにもちょっと資料あるんですけども、令和4年2月1日、これ、道の農政委員会、ここの場において、初めてじゃない

かもしれないですけど、取り上げられたんですよね。そこから一気にこう今動き始めているという現状なんで、この機を逃さず、うちの町も、清里町も、基幹産業、農業でありますし、その産業を安定化させていくためにも、やはりこの機を逃さず、町としても農協さん、あるいは農民連盟さんなんかと連携を密に取りながら、何とかこの卒業ルール、卒業復活ルール、ここの部分を求めていくということ、町としてやっていかなきゃいけないのかなって、強く打っていかなきゃいけないのかなって思っていますけど、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、その卒業ルールの関係でございまして、まさに北海道の農協畑作・青果対策本部ですか、が、今、卒業ルールに向けたルールづくりにこれから着手しようというところでございます。

本町の基幹産業でもあります農業でもございます。当然、そのシストセンチュウにより作付ができてくる、種芋の面積がどんどん減る一方でございますので、大きく今三作で輪作をしておりますが、その輪作体系にも今後どんどん面積が減っていけば支障が出てくるということも理解をしているところです。町として何ができるか、支援について考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

課長のほうから答弁いただきまして、大事なことは分かっていると、あとは何ができるかって今後考えていくということで、ちょっと半分安心しているんですけども、本当に、その、先ほども申し上げましたけども、これ本当、久々というか、昭和54年から始まって、今までこの議論がなかなか実は手をかけられないものだったんですね、今まで、僕の知る限り、調べた限り。今、本当にこの、やっとならないですけど、そういう状況に社会が、世の中がなり始めているので、その検討はもちろん大事ですよ、だけど、それを時間をかけて検討するのではなくて、この機を逃すとやっぱりまずいですよ。何とか、本当に早急に、何を強く求めていく、強い形で求めていくかということ、ちょっと検討していただいて、すぐ行動に移す、農協、連盟さんと共に、いろいろ情報とかも聞きながら、行動を取っていただきたいなということに関して、ちょっと町長のほうからも何かあれば、ありがたいなと思いますけど。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまのシストセンチュウに係る種子馬鈴しょ圃場での対応の関係であります。

御案内のように、種子馬鈴しょの関係については、54年のジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の中で条例化がされて、今の状況になっております。ですから、条例ですので、法

律、その、国の法律は違いますから、北海道の条例の中での取り扱いということで、実は、この議題が出てきた一昨年の段階でもう既に活性化期成会のほうでこの申入れを行った上で、今、畑対が動き始めているということでもありますので、引き続き、管内の活性化期成会で要請活動を強くしていきたいと思っていますし、またこれは我が町だけでなく、このオホーツク管内だけでなく、やはり十勝を中心とする畑作地帯での大きな問題です。

通常の馬鈴しょを栽培するには、一定の件数限界点を超えれば、また復活できるということですが、基本的に、種子馬鈴しょ団地の中が、団地そのものが駄目になってしまうというような状況で、大変大きな課題になってまいりますので、これについては、どのような形でその緩和策を取っていけるのか、しっかりと、こう技術的にも整理をしていただいた中で、緩和に向けた方向性を確認していきたいというふうに思っていますし、引き続き、強力に要請活動をしていくように、活性化期成会の中でも意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

○3番（伊藤忠之君）

いいです。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

89ページ、常任委員会等で、私、聞き逃したのかどうか分かりませんが、機構集積協力金交付金事業、昨年度までなかった科目だと思いますが、具体的な事業の内容、さらにはこの財源、どういうふうになっているのか、御説明願いたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま御質問のありました機構集積協力金交付事業、この関係でございますが、令和4年度、新規に起さる事業でございます。

地域内のまとまった農地を農地中間管理機構、これは北海道農業開発公社でございます、こちらに貸し付けて、担い手の農地集積を、集約化を図るといった事業でございます。

この事業につきましては、面積が98.5ヘクタール、約98.5ヘクタール、これに反当たり1万円の金額が交付されるという事業になっておりまして、こちらについては交付金事業でございます、全額交付金という内容でございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

具体的に、全額、道交付金、国交付金という意味で、具体的に集積に向けてやられる、その、目的・用途というのは、どこに対して、どのような形の中で支払い行為が行われるのか。

○議長（田中誠君）

産業課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今は、複数戸法人が立ち上げになっておりまして、そちらに対する農地の集積ということでの計上というところでございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

特定の複数法人という意味で、今、御説明いただいたと思うんですけども、具体的に、その法人数というのは、何法人あって、それぞれどういう形の中で、今、その法人そのものが運営されているのか。委託金ではなくて、あくまでも交付金で直接的に相手のその法人にお支払いされるという形の中で、それに伴う事務というのは、どういう形の中で行われていくのか。

きっと新規事業で、常任委員会の中で説明されてないですよ。今回、これ、農業費全体通じて何本か新規事業がほぼスループアスされているということ、これ、ほかからこの後も何か質問あるかもしれませんが、新規事業という形の中で、全くゼロベースで今日出てきているんじゃないかと思うんですけど、ちょっと忙しくて見落とししたということでは理解はしておきたいと思えますけれど、もう一回、その辺、具体的な法人に対する支払いと、その具体的な事務とか受け皿というのを、もう一回、御説明を願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

こちらは、複数戸法人ということで、清泉地区の3件の、出し手の農地に対する集積に支払われる交付金となっております。

当然、この事業につきましては、農業委員会の協力も必要となってきまして、その農地中間管理機構、そちらの農地の移動等につきましては、農業委員会で集積計画を立てて、支払われる事業となっております。

また、委員会等で御説明していなかったという点につきましては、主要施策の中でもお話をさせていただいていなかったところありまして、それはちょっと説明不足だったというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次、進みます。

3日畜産業費、90ページ。前中康男君。

○8番（前中康男君）

長年、運営されていた江南牧場、閉牧になった中で、今回、かなりの予算計上の中で減額になっています。私も畜産業ですから、多少は知識的にはあると思うんですけども、今後、この閉牧後のその跡地利用の考え方で、所管の中でも、縷々、まだ方向性は決まっていはいないけども、植樹、新植なり考えていくという話もちよっと聞いてはいるんですけども、その辺について、まず、現段階でどのように考えているか。あそこには、有刺鉄線なりの柵もありますから、そういう部分で危険性も伴うという部分、ないわけではないですから、そこら辺も絡めてちょっと答弁お願いします。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

御質問の江南牧場の今後の活用についてでございます。

まず、牧場の南側、今現在、もうかなり前から使っていない一番奥のほう、そちらにつきましては、牧柵等、施設は去年、一部撤去しまして、そちらに植林をしております。奥のほうにつきましては、継続的に植林をしていきたいというふうに考えております。

また、今回、天骨の部分、手前側ですね、キャンプ場側の部分につきましては、まだ今現在、水道、また有刺鉄線等ございますので、今後こういった活用がいいのかというのは御相談をさせていただきながら、観光施設がいいのか、そういった部分含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今、課長の答弁の中で、南側、7牧区、8牧区になるかなと思うんですけども、現実、あそこまで今後植林した中で、やはり管理するということが前提の植林となると、かなり地政学的にどうか、地理的にも大変なところかなとちょっと思ってるんですよ。

今までも新植事業で、公共事業というか、町の中で取り上げてもなかなかその林業の管理・維持という部分でなかなか予算づけもしながら入札行為が不成立という実態がある中で、果たして、今後、それをまた同じように維持・管理できるかなって、ひとつ心配する部分があります。

そういった意味で、やはり今後の中で有効な手だてでは何か、よく自然造林というか、そういう形もありますから、その手法もやはり取り入れながら、雑木林になっても、ある程度優良な樹種というのがありますから、樹種というか、木の種類が、そういう手法。

昨日も森林計画の話をした議員がおられましたけども、本町、その林業施策に詳しい人、いるじゃないじゃなくて、かなり、今、林業施策も、制度的にも変わってきてます。昔と違ってかなり重機が頻繁に入れる、あるいは植付けも機械でできる、そういうような、もう時代になってき

ていますから、そういった方向での維持管理も十分検討しながら、その植樹を考えていただきたいという部分が、今、意見ですけども。

それともう一つ、今回、畜産振興費の減額になったんですけども、この部分で今後、畜産振興をどう捉えるのかなというのが、やはり大きな問題でして、今、やはり畜産を営む肉牛農家、酪農家、皆さんも御存じのとおり、かなり減少しています。

ただ、それに伴い、果たして本町から畜産業が皆無、なくなる方向性ではないですけども、今後、離農が進むというか、もう現に今年もちょっと聞くとところによるともう1戸増えまして2戸になる、2戸減るといった話が出てきました。

そういった中で、本町における畜産振興、これをどう捉えていくか、本当に難しいんですけども、バランス的にJAと協力しながらやっていくとは思いますが、そこら辺も踏まえながら、関係機関とどのようにするか、今、ここで回答を求めるのは大変失礼ですけども、いろんな意味、検討していただきたいという部分がありますので、ちょっと課長の答弁、厳しいですけども、理事者側、その畜産振興に対して、本当に清里の農業の中でも歴史ありますから、そういった部分で、具体的な事業とはいいませんが、ちょっと、その、いろんな制度的な部分で可能性がある部分、もしこの場で考えなりあるのであれば、御発言していただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

畜産対策の関係であります、その前に、牧場の関係の南側における植林の関係であります。それは、産業課長のほうから、いいですか、そちらの関係についてお答えをさせていただきます。

私のほうからは、清里町における畜産振興の関係についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

基本的に、清里町の農業は畑作と酪農のこの2つの形態で進められてまいりました。近年は、本当に戸数が減ってきておりますし、大変な状況になってきてると、そして1戸当たりの搾乳乳量は非常に増えてきておりますし、また、今の時代ですから、デジタル化、ICTが進んで、それこそスマート農業の先端を行っている作業ではないかなというふうに、私としては捉えているところであります。

ただ、そうした一方、TPPイレブン、また、ヨーロッパとの、EUの協定、さらにはアメリカとの二国間協定の中で、厳しい状況にさらに追い込まれつつあるところでもって、2月の24日の、ロシアがウクライナへの侵攻と、今、経済的にも大変な状況になっておりますし、実質、輸入輸出関係が厳しい状況にもなっているというふうに理解をしているところでありまして、当分の間、こういうような状況がさらに続いていき、また、そこにコロナの状況が加わってきているというようなことではないかなというふうに思っております。

清里町の農業の形態からいくと、今までの2つの姿、畑作、酪農と、この姿、非常にこうバランスよく発展をしてきたというふうに考えているところでありまして、お互い補完するような農業、畑作と酪農の補完するような形でのこの地域農業が形成されてきているというふうに理解をする次第であります。

このまま今の酪農関係の戸数が減少していくということになれば、非常に、その、畑作に与える影響、畜産の皆さんが出してくる堆肥だとか、そういうやつの相互補完というものが崩れてい

くということにもなっただけです。やはり今の現状をしっかりと認識した中で、継続できるような姿を、町ももちろんですが、農協と共に模索していかなくちゃならん、次の農業振興計画、また農協の5か年発展計画の中に、その位置づけを明確にしながら、本町の農業の在り方について考えていかなければならん、そういうふう感じている次第であります。

うちの基幹としての産業は農業でありますから、農業の発展なくして清里町のまちづくりはないというふうな使命の中で進めていけるように、また農協ともしっかりと連携を取っていきいたいというふうにと考えるとあります。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

それと、南側の植林の関係でございますが、去年、実は草刈りをしておりまして、ファームフォンド側からも、あと牧場の南側からも連絡通路できておりまして、今は、そちらを車で通行することが可能となっております。

どうしても、その自然林というのは、どうしても牧草、下地が牧草であると自然林というのが育ちにくいというのがありまして、植林を昨年も実施いたしましたし、本年度も実施してまいりたいというふうにと考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

自然林の考え方というのは、その草地、詳しいことは今ここでは述べませんが、そういう手法も取り入れるということを考えていただきたい、管理をする部分で、やはりそういう部分も併せてお願いしたいというのがあります。

あと、もう一つ、畜産の振興費というか、そういう部分で、先ほど機構のお話しされました、中山間機構、これは貸し手と受け手の中で受け手である法人格が集積をかけた場合、借り手と貸し手の中で、反、多分1万円かな、それが借り手である法人格に移る、この対策の基本的な原点は何かというと、耕作放棄地をいかになくすかという、その一点です。近隣でいえば、恐らく置戸町でこの事例が、集積かけて500ヘクタールという、その中間管理機構が実施事業、やったことを僕も記憶しています。

ただ、今、本町における酪農だとか、その受け手の部分、本町において、その集積をかける法人は多分畑作だとは思いますが、今現状で置かれている、その、耕作放棄地の出る要素というのはかなり酪農家が、かなり山間部だとかそういう部分を借りている実態がありまして、そこら辺がこのバランスが崩れたことによって、農業のその農地の集積というのが本当に厳しくなるのがもう目の前に来ているのかな、ちょっとそこら辺が心配されますから、そこら辺もちょっと款項目では、農業委員会の中で、ちょっと前後しちゃって大変失礼ですけども、現実、そこまでもう待たないの状態ということだけは、ちょっとこの場で発言させていただきます。

ちょっと、この関連でちょっと質問あるんですけど、一旦ここで、質問というか、意見的な話は終わりたいと思います。すみません。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、進みます。

4目農地開発事業費、90から92ページ。勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

92ページの真ん中ほどにあります集落地域の環境整備事業、農業集落地域飲用水施設整備補助の220万についてお伺いします。

一応、事業の内容だとか、読む限りにおいて、うちは農村部には水道が走ってないわけで、清里であれば恐らく「きよ〜る」、あれ以降には水道は走ってません。札弦だと恐らく原田自動車だとか学校、あのぐらいで終わってるのかな。

その中で、一応ここで予算220万見てるんですけど、共同で利用されているような部分での、水利というか、水道ですね、220万がどんな予算づけだったのかちょっと分かりませんが、今、昔はボーリング、1メートル1万円なんて言っていましたけど、今、3倍から4倍するって。そんな中では、220万というのは四、五十メートルのボーリング1本しか打ってないような部分なんですけど。

ただ、そんな部分で、今、町として共同で水利利用して水道、生活水に使っているという部分での団体、どのぐらいの数、把握されてるのか、ちょっとお伺いしたいと……。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

今のお話であります、簡易水道、こちらのほうに接続されてない方々は井戸を掘っているということでございます。

今回、こちらの農業集落地域用水の施設整備につきましては、ある程度の団体を組んだ方、5名以上5戸以上で団体を組んだ方の構成されているところに、共同で利用されているものの修繕、また、あと新規でつくる等、そういったものに対する補助と考えてございます。

こちらで把握していますのが、こちらで把握してます向陽のほう1か所、神威1か所、あと、下江鷺のほうで1か所ということで、3か所程度あるということで水道のほうからお話はしております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

3か所程度把握されているみたいなんですけど、ちょっとこれ以上にあるんですね。そして、

過去において、そのでん粉工場ができたときに周辺の地域の住宅で水質が悪くなりまして、そんな関係で、共同で水道を打った、また個人的にも打ったような部分で利用しているような部分もあります。

今回、団体を対象にということなんですけど、実際には、じゃしたら団体だけで個人的にも打って地下水飲んでる方もいらっしゃるわけなんですよね。その中で、どのぐらいの数をこう個人も含めて掌握されているのかちょっと分かりませんが、僕としてはすごくいい事業じゃないかな、新規に取り入れたという部分で、うちは水道走ってませんから。

うちらもちょっと視察したときに、美瑛ですか、あそこ行ったときに、地下水打つ部分について地下水に対する補助、あそこ、ちょっと何か水道、地下水がいいもんですから水道がそんなに張り巡らされてなくて、地下水に対する補助を出しているというような部分もありまして。

ただ、ちょっと、僕、何言いたいのかなという部分で、今、過去にでん粉工場の補償関係で打たれた水道というのがちょっと枯渇したり、ちょっとまた水質が悪くなったりしてきている部分があるんですよ。

そんなことも含めて、うちの地区だけ手前みそみたいなことを言う部分なんですけど、全町のやっぱり、たとえ打ったとしても、硝酸態窒素、この中にも、浄水器だとか、そういうような話も出ておりますけど、そんなことを含めて、なかなか生活用水に個人的にやられている方、団体でやられている方もかなり今後において経費がかさんでいくような、そういう部分も秘めているような部分ありますので、ぜひともそういう部分で、将来的にはその個人に対する補助、今後、農協がどういう形で、じゃしたら農協が補償で打ったような部分ですけど、今後とも補償してもらえるとという部分も補償されておりませんので、そんなことも含めて御検討いただければなと、そのように考える次第です。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、お話の中で、個人の井戸にもというお話がございましたが、今回、想定しておりますのは共同という、5戸以上というところでの考え方でございます。

今回、新たに事業を起こしましたが、共同ということで起こしましたが、状況を見ながら今後検討してまいりたいというふうに思います。

あと、飲用水の共同で使われている水道の関係でございますが、3か所とありましたが、5か所の間違いでございますので、訂正をさせていただきたいとします。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

今後検討されていくということなんですけど、ただ、毎日のように使われる生活用水ですので、自前で掘られている方というのも、恐らく農家関係の方、町にいるような方については、水道、走ってるかなと、ほとんどが地下水じゃないかなと思っています。

そのような中で、将来的に考えたときに、今ちょっと農家の移住定住で住まれるような方もい

ますので、そんなことも含めて水道の走ってない地域に対する、言わば生活用水のそういう部分での補助というのは重要な部分なのかなと思う部分です。

今回の220万についての予算というのは、これ、どのような感じの予算づけだったのか、ちょっとそのところだけお聞かせ願いたいと……。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

今回、計上いたします220万につきましては、こちら補助対象経費の3分の2を補助するということを考えてございまして、あと、補助対象経費の上限額が、1件100万円、さらに、そこに構成戸数が1戸増すごとに10万円を加算するという形になってございます。

こちらで、今回想定していますのは300万円程度の工事費、かかるものに対しまして、12戸が接続してるという想定で、そうしますと、上限額100万円足す12件掛ける10万円ということでございますので、併せて220万という計算で今回算出しているところでございます。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。

5目道営整備事業費、92から93ページ、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

2項林業費、1目林業振興費から2目自然保護対策費まで一括質疑します。93から94ページ、よろしいですか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

94ページ、林業振興費の森林作業員長期就労等の促進事業の中で、共済制度の、これは退職金手当の部分での事業者負担を長年にわたって支援してきた制度じゃないか。ただ、時代の流れとともに、非常にやっぱり基幹産業的なものもあったり、非常にそういった意味で支援をしていこうという形の中で来たことについては、評価をしていきたいと思っておりますけれども、実態的に、今、新年度予算で組まれているものについては1社ではないかというふうに考えるわけで、具体的な内容を再度ここで御説明願いたいと思っております、予算の内容を。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ただいま御質問のありました、林業労働者退職金共済制度事業補助、こちら225万6,000円を計上させていただいております。

御存じのように、長年補助をしている部分でございまして、加入者20名に対しまして12か月分ということで、延べ240名ということで計上をさせていただいております。

この事業の要綱につきましては、令和4年度までということになっております。令和4年度が最終年となっておりますので、今後、この事業については5年度以降、やるのかやらないのか含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

提案事業じゃありませんから上がってきているという、要綱そのものが令和4年度までという形なんですけど、慎重に検討していただきたいというのはやはり民間事業者、現実的にうちの町、ずっと見まして商工業も含めて幅広い産業が地域の経済を支えている、特定業種だけ、こういった形でやっていくのがいいのか、それとも、ある意味では地域雇用という形、考えた場合については、中小・零細含めて幅広い新たな制度を設けながら、全体的な平等性を担保しながらやっていくのがいいのかという形の中で、やはりある程度年限を経た中において、事業そのものの正しい評価、こういったものをしっかりやっていただいて、必要があれば、それは継続していただいても結構だと思いますけれども、今申し上げたとおり、幅広くやはり地域全体の雇用形態ですとか、事業所の活動状態、見た場合について、今、必要な支援制度は、枠組みはどこなのかという、そういった視点の中でぜひとも、やめれという意味じゃなくて、全体を考えた場合について、林業にとらわれず、全般的な産業振興という関係、地域の経済振興という観点から評価をした上で、今後のありようというものをぜひ4年度中に方向づけをしていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

副町長。

○副町長（本松昭仁君）

この林業労働者退職金共済制度、この関係につきましては、議員も御承知のとおり、国の制度に基づいて、国、それから道、町、そして事業所の負担、その事業所の分の関係について、町が支援しているというようなことは御理解のとおりかなというふうに思います。

そういった部分の中で進めている事業でありますので、先ほど課長が説明したとおり、この事業につきましては、令和4年度というところで、今後、林業の作業員や、そういった働く方々の対策と、今、古谷議員おっしゃられたような、全体的な雇用形態の中での支援策というところを含めて、今後、施策に十分に加えさせて検討してまいりたいというふうに思いますので、林業の分も含めて御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

94ページ、自然保護対策費の中での有害鳥獣捕獲処理事業費についてお伺いいたします。

まず、令和2年度に囲いわな等の話があった中で、それに基づく、その誘引調査するために令和2年度に予算つきました。その後、その調査がなかなか難しいということで、結局、減額補正された状況なんです。

で、令和3年度に、じゃあ、どうするのというところから始まって、結局、令和3年度も何もできずに、今、今回、令和4年度の予算になっていくわけなんですけども、ずっとここ何年もこの有害鳥獣関係はかなり被害も増えてきてる中で、正直、ずっと同じメニューなんです、対策が。お金の部分もメニューの中でちょっといろいろとこう前年度と比べましても変わってますが、総額自体はそうそう変わらず、メニューも変わらず、せっかく新しい試みをしましょうということで、それに対する調査とかという形でついたら、結局、それもいろいろな理由で、いろいろな理由でというよりは、あのときは実質その誘引調査をしようとしたら、そこに逆に集まってきちゃうから、その圃場に迷惑かかっちゃうとか、そういう理由等々とかで、結局、やめて減額になったんですけど、それも、じゃあ、逆に農協さんとか、連盟さんとかと話ししながら、その調査を提供していただける方を、募集ではないですけども、話しながらか、やっていきたいと思いますよって言いながら、結局、ずっとそこから進んでないんですよ。で、また今回も同じように、これだけ被害が増加している中でメニューは変わらず、予算も変わらず、ここの部分に関して、どのように考えているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

今の御質問につきましては、鹿のその駆除、有害駆除の関係で、こういった形で進めるのかという形のものかと思えます。

本年度につきましては、国有林内で、冬期間なんです、国有林内で餌まきを行いまして誘引を行って駆除を進めて、調査をしてみたところでございます。

冬期間、1月から3月ぐらいまでで、大体70頭近く駆除されているところでございまして、ある一定の効果があるのかなということでございます。

ただ、前々からお話ししております、その、囲いわなにつきましては、大量に捕獲した場合の移送等、あと、処理の方法等、ちょっと猟友会と協議した中でも、なかなかその大量の、生きた状態でというのは難しいということもございまして、猟友会のできる条件のもので進めていく形を考えているところでございます。

本年度、この国有林内でこの餌まき誘引、行ったところで、まあまあの成果が出たというところでございますので、来年度以降も国有林、営林署のほうと協議しながら、できるのかどうか、話していきたいとは考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

少々安心しました。違う形でのやり方いろいろ模索しながら、ある程度の成果も出ているということで、今、分かったわけですが、実際、だから、この有害鳥獣の残渣処理業務委託料とかが上がっているというのは、そういうことなんですか。それとも、個人の、何というんでしょうか、ハンターといいますか、処理していただいた方の部分なんですか、この金額って。それをちょっと聞かせてください。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

残処理の予算につきましては、例年、こちらのほうは処理業者のほうに運送していただきまして、施設で処理していただくという経費でございます。

昨年度、補正予算でちょっと増額補正させていただいた経緯もございますが、できるだけ猟友会もしくは自家消費していただくように要請はしているところで、なるべくその残処理のほうに、なかなかちょっと夏場に残処理入れますと、ちょっと汚いんですが、傷んでしまうということで受入れしてもらえない場面もちょっとありますもので、できるだけ自家消費していただくように要請しているところでございます。

こちらのほうの予算につきましては、一昨年ぐらいまでは有害鳥獣の駆除頭数につきましては200頭切ってる状態でしたが、本年度、300頭まで上がりまして、来年度は350頭、予定しているところでございます。

その中で、このぐらいの、見合いの分かなということで計上しているところですが、実際、有害駆除の頭数がもっともっと進むようでありましたら、またちょっとお話、協議させていただくこともあるかと思いますが、見合いの分ということで今回はこちらの予算計上とさせていただいているところでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

分かりました。今おっしゃるとおり、残処理じゃなくて、その、今、捕獲頭数のほう、上げてますよね。それはすごくいいことだなと思っています。ただ、結局なんですけど、根本的なことなんですけれども、猟友会のほうにすごくお願いしている状況で、猟友会のほうも現実的な話でいきますと、もちろん、その捕獲頭数はすごく頑張ってください、上がってはいるんですが、猟友会自体、物理的な問題で、さすがに、じゃあ、これ、さらに倍取ってください、3倍取ってください、お願いしますといったところで、さすがにそれは無理ですよ、正直。微増はできるかもしれませんが。

やはりハンター自体の高齢化も進んでますし、免許を返納される方もおられますし、だから、根本的な解決策というんですか、に関しては、猟友会自体が、正直、頑張ってはいただいているんですけど、物理的にどうしてもできない状況に今後どんどんなっていくところなわけですから、そこがメインになるような考え方ではなく、今はそれで頑張ってください、ありがとうございます、やはり違う方法も考えていかないと、これ、長年の問題といいますか、だと僕は

思っております。

そこに関する、その根本的な解決策じゃないですけども、方向性をちょっと変えてみるとか、何かかしらやっついていかないと、最終的にそのハンター頼み、例えば、その下にもありますけども、狩猟免許の取得補助、これもいいんですけども、実際、なかなかつけてるだけで、絵に描いた餅じゃないですけど、そうそう使われることもなく、その抜本的な問題解決にはやっぱりなっ

ていってないのかなという気はしてます。

その中で、鳥獣被害に関しては、どんどん増えていくという状況ですので、その辺ちょっと鑑みながら、もうちょっと、もう一歩二歩、また踏み込んだ、何が正しい対策なのかどうか、僕もちょっと今、自分では言えませんが、考えていかないとジリ貧になっていくんじゃないかなと、そのように思っていますけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

ただいまの御質問でございますが、おっしゃいますとおり、猟友会頼みの駆除の体系でございます。

先ほど来あります、ハンターさんの高齢化等に対しましても、ここ近年はわな猟だけとか銃だけとか、そういった、若い方の保有も増えているところでございます。こういった形で、猟友会の底上げを目指して、まずやっているところでございます。

そのほか、猟友会に頼らないやり方ということが、なかなか、その最終止め刺し、とどめですね、そういったものも含めまして、なかなか難しい場面はちょっとございまして、そこら辺、言ってしまうと、餌で毒っぽいものをまいてしまうというのはできないと、とらばさみというものもできないと、決まったわな、決まった条件の中での捕獲ということしかできませんので、今、現段階では、猟友会の力を、御協力いただくということを考えてございます。

今後につきましては、また猟友会さんが少なくなってもある程度そのやりやすいような方策、例えば、先ほどお話ししました、餌まきによりまして1か所に集めて、そこで駆除できるようなとか、そういったものもちょっと考えながら、なるだけ負荷をかけないように御協力いただけるような方法をちょっと考えていきたいとは考えてございますが、現在のところ、有効な手だてと申しますか、猟友会の御協力いただく以外に、今のところちょっと考えるところがないものですから、そういった形で進めたいとは考えてございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

大変難しいというか、今すぐ答えが出てこないことも分かっておりますし、間違っていたらごめんなさい、猟友会が、僕、駄目だからって話じゃないですから、猟友会の方々、すごい、本当、頑張っているんで、その部分は全然、自分では理解しているんですけども、今おっしゃられた、例えば、わなですよ、最後のとどめを刺すというのかな、そこもきっちり、そのわな自体、増えている話は僕も聞いていますから、ただ、皆さん、今、主幹おっしゃったと

おり、わなにかかって最後ですよ、そこがどうしてもやっぱり猟友会というか、ハンターさんをお願いするということになっていくので、結局、やっぱりそこなんですよ。猟友会の方々にもお世話になるしかないという。その部分を、何回もまた同じこと申し上げますが、そこだけに頼らずというか、何かかしら、本当に、その、僕もちょっと無責任な言い方になっているかもしれませんが、何かかしら考えていかないと、本当に猟友会さん頼みだけでは絶対ギリ貧になっちゃうので、それを、この単年度でというわけではないですが、本当にいろんな情報、ある意味、世界中でもいいですから、いろんな情報をかき集めて何かできることはないかということをしつと模索していただきたいなって、その努力を重ねていただきたいと、そのように要請して終わります。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

関連質疑ですけども、すみませんけども。それに併せて広域捕獲という、国も今、検討課題で次年度予算の中にも鳥獣防止対策、それとジビエ推進という事業がありまして、その中にもやはり広域な捕獲体制の構築を検討するというお題があるんですけども、そこら辺も踏まえて、原課の中で対応していただきたいというのと、今、最後のとどめは狩猟免許を持っている方って説明もありましたけども、ここもICTを活用した電気柵なり、そういうのも、今、現状ではあると聞いておりますし、また、やはりどうしてもハンターの技術的な訓練という部分も、これはもう単独行政じゃなく、やはり1市4町の今回、自立圏構想もありますから、広域の中でのその仕組みをやっぱり考えていく時期かなと、あくまでも我が町で、我が町でという、ちょっと、大変、言葉はきついですけど、もうそれ以上に有害獣が増えている実態。そこら辺を踏まえた中で議論醸成していくしかないのかなと思ってますから、それに伴って、今、ちょっとジビエが云々で、昨年、一昨年より頭数は増えましたって原課から、鹿の殺処分頭数増えましたけども、現実にはジビエ流通なんてしてませんよね、このコロナ禍で。現実はどうしてるかって、自家消費と言いながらそれなりの処理してるんですよ、現実。だったら、それに対するその処分場なりを広域で、これは有害獣でありますけども、家畜も同じように、ペットフードに流すなり、焼却施設はもうオホーツク管内にはありますから、そういうことも、今後、自立圏構想の中で貸借化ができるような考えを持つというのも検討課題かなと。これは、遠紋地区ではもう現にジビエなり、処理した残渣をジビエ、食用外の鹿なり有害獣を処理する、何というんですか、処理センターみたい、堆肥センターみたいなところに持ち込んで堆肥化している、要するに、そういう仕組みづくりはもうできてますから、もうこれも広域の中で、一つの考えとしてとどめていただきたいなと思いますけども、あくまでもちょっと一つの考えですから、ちょっと意見として述べさせていただきました。現に今、考えがあるのか。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

まず、御質問ありました、広域化のお話でございますが、現在のその狩猟の有害駆除の、免許

といいますか、許可の状況が各町のみという形になっております。そういう行政区のくくりの中で行っているところでございます。それは土地勘等の関係性もございますので、例えば、やるとしましたら、その調査関係ですね、こちらの鹿がこういった形で移動しているという形をやったりするものがあるかと思いますが、そういったものに関しましては、公園ですね、国立公園の調査等、これは環境省ですね、こちらのほうの調査等で行っているところでもございます。

あと、その処理施設のお話でございますが、過去にも処理施設の検討はしたことございまして、問題のある点が何点かございまして、安定的な、年間通して安定的な供給がないと、処理施設の、その、何というんですか、バイオ化する施設がおかしくなってしまうということもございまして、当時は捕れてた有害駆除の頭数が100頭いかなかった期間もございまして、なかなかちょっと難しいんじゃないかということもございました。

今後、頭数が安定的に高い位置でなるようございまして、またちょっとそういった協議が発生するのかなという形はございます。

ただ、今、現段階で広域といたしまして、この近辺でこういった、その、エゾシカ等の処理施設をやるというお話はまだ今のところ、耳には入ってないところでございます。

本町の処理施設につきましても、来年度は湧別町のほうの農協連のへい獣処理施設、たしか牛等のへい獣処理を行うところだと聞いておりますが、そちらのほうで処理をする予定となっているところでございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

関連でありますけれども、今現在、猟友会のハンターの数というのはどのぐらいおられるのか、伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

申し訳ありません。会員数が今14名というところで把握をしているところでございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

14名ということでありますけれども、近年、農家の被害もかなり増えてると伺っておりますが、特に秋口でありますけれども、ビート畑が荒らされたとかというような被害が多いようであります。

主に、駆除されているものはキツネとか熊とか鹿とか、そういったものであろうと思っておりますけれども、先ほどちらっと申しておりましたけど、年間かなり駆除はされているようですけれども、増えているような状況でありますけれども、この点についてどう考えておられますか。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

ただいまの御質問でございます。

有害駆除に関しましては、やはり全道的にちょっと増加傾向ということは聞いてはおります。ただ、その有害鳥獣に関しましても、ちょっとこの近辺にだけとどまっているのか、移動しているのか、そういったものにつきまして、調査をしている形ではありませんので、被害状況が増えていると、あと全道的に多いという状況の中で、本町についても多いんではないかという形の状況としか、今のところ分からない状態ではございます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

分かりました。

それと、猟友会の免許を取得するのに、ちょっとこれ、補助事業として出されているんですけども、現在のところ、年間にどのぐらいの方が対象になっておられるのか、分かる範囲内でもいいんで。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、その免許の取得の関係の御質問だったと思います。

ちょっと今その正確な数字、ちょっと手持ちに資料がなくて申し上げることはできませんが、大体、予算で見てるのは2名分でございます……

○7番（村島健二君）

2名分。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

ええ、10万円掛ける2名分で20万円。ただ、昨年の実績としては4名、わなが4名程度というふうに把握してございます。

○7番（村島健二君）

了解しました。

○議長（田中誠君）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次に移ります。

ここで説明員交代となりますが、質問漏れ、ありませんか。前中康男君。

○8番（前中康男君）

全体的にちょっと農業に係る部分の予算というか、今後の考え方でちょっとお聞きしたいところがあります。

農業関連、いろいろな申請あるいは審査がありまして、これは企画の中で、今年度、新しく行財政の部分でデジタルトランスフォーメーション化ということで予算づけして、かなりオンライン申請ができる形で、今後、改正していくというお話で私も理解してはいますが、今、農業を取り巻く部分で実質どういうものが補助申請あるいは各種、定期審査、報告、ありますけども、今現状でどのような形で進んでいるのか、端的に例を申しますと、農地台帳内容、多分ある程度電子的なデータ処理の中で今申請されているのかなと思うんですけども、あるいは定期報告という部分ありますね。農業者としての適格要件としての審査、これらもかなり、コンプライアンス上かなり申請が多岐にわたってきているんですけども、今、農業委員会あるいは産業建設課の中で、そういう申請、デジタルトランスフォーメーションに基づいた申請、IDを取得しながらやっている事業というのは、今、現実どのようなものがあるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、その農地台帳等の管理の関係の御質問だったと思います。

一部データ化されている部分もございますが、基本、紙ベースという管理をしております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

ちょっと具体的に例を申しますと、例えば、狂牛病における酪農家あるいは畜産場における、その埋設地の地図だとか、全て毎年、定期報告で手書きですね。でも、今、今回、行政改革ではありませんけども、行政デジタルトランスフォーメーションの中では、ID、取得すれば、別に1回やればずっと電子化で生産者もできますし、仲持ちながらできる、行政ができるというような、それは農水の中のMAFF、マフ事業があります。それに対する取組というのがちょっとあまりにも生産者あるいはJAとの関係もありますけど、そういうところがちょっと見えていないのかな、やるやらないは別ですけども、やっているということを僕は信じてはいますが、そこら辺の部分。あと、多面的機能の部分の申請、これも必ず現場の中で写真を撮って圃場も添付しなさい。でも、これも毎年同じような繰り返しです。

本来であれば、今、行政がこれだけDXに特化して進めているのであれば、やはり本町も基幹

産業ですから、そこら辺に少しは力量を置いた行政事業として取り組んでいただきたいというのがちょっと思ってますから、今後の中で、その全体的な農業関連の申請なり、そういう取組、補助申請もそうですけども、もう少し積極性を持った中で今後どうするかというのをちょっと、考え方の入り口だけでいいですから、方向性を持っていくでもいいし、ちょっとまだ時期尚早というならそれでもいいですけども、それについてちょっと、今、原課のお考えをお願いします。

○議長（田中誠君）

産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（北川実君）

今、お話ありました、デジタル化のお話で、農水省のほうでMAFFというシステムができて、これに皆さんのるかどうかというお話はいただいているところでございます。

現在のところ、町と農協で情報収集いたしまして、メリットもあればデメリットもございまして、そういったところの整理を今洗い出し等を行っているところでございます。

導入に関しましては、もう少し情報を整理しましてから、きちんとした形で皆さんと情報共有、進めていく形を取ろうかということ考えてございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

今、行政とJAがそういう部分で、プラットフォームで協議しているということで理解しました。ただ、もうこれは、縷々いろんな部分で、確認しなければならない、多分個人情報保護法の絡みの部分が多分強いと思うんですね。それはそれとしてでも、かなり申請の内容は多岐にわたりますから、やはりそれは農業委員会も同じように農地台帳の整備、これは完全に、じゃあ、個人情報としてどうなんだという部分も相反する部分ありますから、個人の情報が出て、中で見る。でも、結局は、そういう、農地基本台帳がこの農業のベース、基本的なデータベースの基本ですから、それに対して各種の交付金なり、そういう部分が出てきますから、もうそこまで、かなり煩雑ですから紙ベースで、同じこと何回も何回もやる。でも、もうそろそろ行政の中のDXがうたってるのであれば、基幹産業である本町は、やっぱり前向きにもう少し今後の中でちょっと入り口を広げながら前進していただきたい、次年度の中でも今後あると思いますけども、そういう向きで方向性持ってやっていただきたい。

以上です。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

利便性が上がるように検討していきます。

○議長（田中誠君）

ほか。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

なしということですので、ここで1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き質疑を再開します。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、95から96ページ。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

2目観光振興費、96から99ページ。堀川哲男君。

○4番(堀川哲男君)

観光振興費の中、観光事務費になるかと思えますけども、昨年からは印刷製本費、そしてウェブプロモーション費、この2つが本年度予算計上されていませんけども、その点についての説明をお願いしたいと思えます。

○議長(田中誠君)

企画政策課地域振興総括主査。

○地域振興総括主査(半澤忍君)

印刷製本費でございますが、昨年度というか令和3年度は観光振興計画の印刷分として印刷製本費がついておりました。4年度につきましては、既存の経費でできるのではないかとということで、その分が落ちております。そういったウェブプロモーションにつきましては、来年度については観光協会のほうで一体的な観光の部分としてやっていただくということで、行政としては落としておりますが、観光協会さんのほうで引き続きプロモーション的なことをやっていただくということで考えてございます。

○議長(田中誠君)

堀川哲男君。

○4番(堀川哲男君)

理解しました。印刷製本費、PRに関わる部分なのかなと思って、その分が必要なのではないかとということで質問させていただきました。ウェブも同じ意味で質問させていただきました。

今回ちょっと同じ項目で、東京農大に調査依頼ということで100万円新たに計上されておりますけども、これに関してですけどもどのような、調査内容は審議資料のほうに書いてありますけども、その調査の利用価値といいますか、その調査結果をどのように生かすのかということについて

て、説明をお願いしたいなと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

資料にも一部掲載をさせていただいておりますが、基本的には大きく分けて3つ、神の子池周辺を訪れる観光客の動向調査、いわゆるニーズ調査です。例えば今、過去にも計画のありましたトイレあるいは駐車場の整備、あるいはどういう目的でここを知ったか。いろんなニーズ調査をこの中で行いながら、これからの観光振興、それから観光地整備、そういったニーズ調査を生かしていきたいということが目的の一つです。

また、神の子池周辺の植生調査、それから魚類の調査、こういった環境調査も併せて専門の学部に行っていただきたいというふうに考えております。

その結果を先ほど申し上げました今後の観光振興、こういった振興策がこの町にとって観光での経済を潤すのか、あるいは観光地整備にどう生かせるのか、我々、なかの視点だけではなくて、外から来ていただく方の視点を持って、中と外の視点を持って今後の計画づくりの反映、しっかりと反映させていきたいという思いでおります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

いろんな調査、研修は重要だと思いますけども、長い間の期間の中で、このような調査がされていなかったのかどうなのか。もしされていなかったんだったらば、今まで残念だったかなというふうに、そういう感覚と、言い方悪いですけども、今さら調査ですかというような感覚と持つところであります。

せっかく東京農大のきちとした調査が入るということですので、ぜひ有効にその調査結果を利用して、今後観光振興に役立てていただきたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

常任委員会でも、この調査の目的、主たる目的についてお話をさせていただいた経緯がございますが、なぜ今さらかと。さきの常任委員会で神の子池、さくらの滝につく過去の開発の経過、それとなぜ開発が頓挫してしまったのかということについて、時系列を持って御説明申し上げたところであります。

その中でも御説明いたしました、過去に神の子池の駐車場整備に当たっては、何百メートルか手前にずらすという計画だったと思います。そのずらす理由が最終的にネックとなって計画が進まなかったという、最終的にはそういう結論でございます。それは我々がどうだ、こうだというわけではなくて、当然国やあるいは林野庁、そういった環境省や林野庁ですね、そういった

機関の許可なくして開発を進められませんので、やはり開発許可先のちゃんとした意図する目的に準じてなければ開発行為というのは当然できませんので、そういった諸条件をクリアするために、やはり今回きちっとした調査をしよう。

過去にも調査をしておりましたが、この環境要因調査までは行われていなかったというのが実情でございます。ですから、今回改めてこういった調査を行い、過去に2万人、3万人いた観光客の方々も今や8万人が訪れる観光地になっておりますんで、そういった観光客の増加も一つの大きな要因として環境にどういった影響を及ぼしているのか大変重要な要素だと考えておりますので、そういったことをトータルで考えて、この計画の策定、将来に向けてきちっとこの一帯を守っていくということも一部で大事でありますので、そういったものに反映してまいりたいと考えております。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

観光振興全般的なことについてちょっとお尋ねしたいと思いますが、今般アウトソーシングの関係もありまして、きっと新しい委託事業含めて科目の変更行う形の中で約2,300万ほど増えて全体的な観光振興費が7,000万弱ぐらいに上っている。これは比較するのがいいか悪いか前の科目の商工振興費が約1億1,900万で、それは現実的投資的経費、建設事業を除けば6,000万ちょいくらいで、直接的に町が関わる事業、調査とかそういったものを除いた場合においても、ほぼ商工振興費を上回るぐらいの経費がこの観光振興事業に関わって、町としては投資をしていくという状況が生じて。

特にまち・ひと・しごとを含めた定住人口や関係人口、交流人口の拡大という観点等を含めて進められるという形の中で、一つ懸念されるのは、やはりある意味ではこれを推進する母体となっている特に観光協会の体制ですね。これほどいろんな部分が委託事業も含めて増えてきているという状況の中で、やはりある程度体制の充実ということについて、しっかり町との間にコンビネーションを取りながら進めていかないと、事業だけが肥大化してくるというような形。

それから、今言ったように商工振興、商工会200何十社あると思うんですけども、観光協会一つの中で、現実的に抱えている従業員だとか経済と考えると、やはり非常に今後重要な要素になってくるということを考えたときに、人材育成等を含めた部分でもっと密なコンビネーションや連携体制を取っていくことが必要とされているんじゃないのか。

特にもう一つ観光振興の科目だけではなくて、企画のほうの経費においても移住・定住ですとか、昨年からはリモートワークですとか、ある意味では観光振興の枠を超えてしまって、地域振興を総体的な第二セクターというか、町の第二セクターになっている。私はもう数年前から観光協会というよりも、まちづくり会社的な要素にどんどんシフトせざるを得ないなというふうに思っているところもあって、そういったことも含めて今後のこの観光振興を推進していく民間母体である観光協会の関係性だとか、組織の強化、こういったことをどのように捉えた上で、今回様々な事業を、新たな委託事業というような形の中で持っていったのか。

そして4月以降の体制、新たな事業の受け皿として当然観光協会を想定しながら予算を組まれていると思いますが、町としてどのように今連携しながら受け止めているのか。その状況について御説明を願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

まず、予算規模についてです。議員御存じのとおりキャンプ場やパークゴルフ場、こういったハードに係る施設費というのはかなり観光費についてはウエートを占めていますんで、商工費につきましてはコミットという一つの建築母体しかありませんので、その維持管理費の差というのがかなり大きいかなと。

ただ、観光費につきましては、政策そのものについては、そんなに大きなものがなく、どちらかと言うと政策について重点を置いているのは商工費のほうかなというふうに私は捉えております。

ただ、いずれにしましても、どちらも今後に向けた新たな政策の方策、方針というのは必要になってくるものと考えておりますので、その辺のバランスについては今後しっかりと考えていきたいなと感じております。

また、観光協会の体制の充実ということで、我々も今回アウトソーシングに当たって、外部も含めた検討というのを、少ない時間の中でありましたが見渡してきました。確かに今自治体といわゆるアウトドア系の企業とのコラボみたいなものが、割と北海道内でも多く見られます。

そういった可能性も探ったわけですが、まず、いつも町内の地域経済循環という話をさせていただく中では、地元の企業での可能性をまずは探っていきたいと。その中で地元の人材の雇用と育成、そういった可能性をまず探らせていただきたいということで、今回のアウトソーシングにつきましても、およそ2年から3年、まず地元の母体でどこまでやっていただけるのか。それは人材の雇用も含めて、育成も含めて、そういったちょっと経過時間を頂きながら、もしその先、やはり何らかの要因で難しいということになれば、今度は外部のお力もそれも頂きながらという可能性も考えていかなくはないと考えております。

ただ、必ずしも内部だからいい、外部だから駄目、その逆もしかりですけども、そういったものを必ず考え方の根底として排除するものではないと思っております。今のこの時代ですから外部の地方の力あるいはアイデア、そういったものも頂かないと、外との関係性ということと連携性というんでしょうかね、そういったものが取れないと今の観光振興というのなかなか難しい、厳しい状況があるというのは、我々も熟知しているところでありますんで。そういった可能性は今後も十分に考えていきたいなと感じております。

また、観光協会が移住定住あるいは空き家対策含めて、いろんなことでこれまでは担ってきていただいたと。むしろ逆に言うと観光協会しかなかったというのが実態かなと思っております。

ただ、議会の中でもいつも御指摘頂いているとおり、ここでの地域での雇用、しつこいようですが人材育成ということ考えた場合に、やっぱり少なからず行政のアウトソーシングの促進というのを今後も考えていかなきゃいけないと思っております。

そのときにやっぱり一つの母体だけじゃやはり厳しいですし、新たな母体の育成、それも考えていかなくはないと思っております。具体的には今申し上げられませんが、いろんな新た

なサービスや既存の行政で抱えているサービスを新たな母体をつかって、そこにアウトソーシングしていくということも幾つか思案として考えておりますが、その際、全てを観光協会で担うことは難しいですし、先の一般質問の中でも空き家対策について町長が答弁させていただいていますが、それも幾つもの仕事を抱えてできる仕事ではもうないんです。専門的な人材を抱えて、それ専門でやっていただくような母体がやはりないと、この大きな課題を解決することは非常に難しくなってきましたんで。

そういった地域の雇用や新たな課題の解決という視点で、新しいそういう母体の育成ということも考えていかななくてはいけないと考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

前段の部分ですけれども、今課長から御答弁を頂いたとおり、予算は肥大化しているけれども、現実的には、ほぼ既存施設の管理運営に係る経費であって、先ほど堀川委員から新しい発信の観点の予算等が厳しい状況になって計上されてないというお話もありましたけれども。

いわゆる本来的な交流人口だとか、関係人口だとか、定住人口、移住人口につながっていくようなソフト展開の部分での力を出すだけの人的な余裕だとか、そういったものが、逆にちょっと懸念するのは、今回新たなアウトソーシングの関係で受け皿となっていくことによって、さらに削がれていく。それに対応するだけの体制がなかなか取れてないという。

本来将来に向かって、しっかりとそういったまち・ひと・しごと等で目指している方向性の中で果たすべき機能とか役割とやった場合については、やはり課長がおっしゃったように町内における事業所、民間の育成という形や併せてそこにおける人材の育成、それと外部との連携だとか様々な従来の形を前提とした事業の展開ではなくして、本当に切り替えていくということや育成という形も含めながら、ある一定期間、2年なら2年、3年なら3年という、ある一定期間の中において、やはり組織改革も含めながら並行的に進めていかないと、どうしても古い器にこだわってしまって、今言ったような新しい展開とか方向性が内発的に出てこない。

これは非常にいろんな部分で投資していくに当たって、新たな取り組みにあって大きな課題になってくるというふうに思いますので、なかなか一変急に早急にという話はないでしょうけども、ただ現実的に5年間、観光振興計画をつかってやってきた結果として今こういった状態にあるという事実も踏まえた中で、ぜひぜひそういった方向性を、切替えだけではなくして既存の組織の新たなきちんと内部改革も含めた育成という観点からも、もう少し密な連携、こういったものを求めていっていただきたい。

特に町の下請機関になってしまっていたんじゃ、やはり本来的な機能を発揮できないと思いますので、その辺の在りよう、立ち位置、そういったことも含めて前向きに検討されたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

この2つの施設のアウトソーシングにつきましては、やはりちょっと時期が大変遅くなってしまったなというふうに私自身感じております。もう数十年これを直営でやってきたということの多少弊害も見受けられますし、この施設をもっと有効に早くから活用できる手法というのは早い段階で考えるべきだったなと思っております。それは企業なり団体の育成も含めてです。

とはいえ、過去を振り返っていることは無理ですんで、これから先、議員御指摘のとおり受け皿ときちっとなり得る組織としてなっただけよう、行政も今回指定管理としないで業務委託とさせていただいたのは、やはり我々の関与というのを少し強めながら、しっかりとした施設のサービス向上といいますか有効活用といいますか、そういったものに我々も直接関わっていきながら、共に組織としてきちっとした受け皿となるべく育成していきましょうという考え方、思いがそこに込められておりますんで、議員御指摘のとおり我々の在りようも変わっていかなくてはいけないと思っています。行政としてのきちっとした求めるもの、求める姿というものもしっかりお伝えしながら、この施設の運営、新たな形でやっていきたいと考えております。

○議長（田中誠君）

ほか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

同じくオートキャンプ場と江南パークゴルフ場に関して、ちょっと一言聞きたいんですが、今、課長の答弁を聞いていて思ったんですが、古谷氏が言うような単なる下請では駄目だと。今までのオートキャンプ場、それから江南パーク場の予算と、今回の委託料に若干上乗せが見受けられます。

今課長あまりにも町が直営で長くやり過ぎたという答弁されてましたが、私も実はそういうふうに前から思っておりました。今でも直営でやっている事業ありましたけども、やはりアウトソーシングしていきながら、あくまでも下請ではない。だけど、予算がこうやって多少ずつでも上乗せになっていく。これは内部でこういうふうな数字、私たちは見えますけども、あくまでもそこを利用しにくる方たちは、こういうことは一切分からないんですよ。言っている意味分かりますか。

利用する側がこういうことになっているということを知って来るわけじゃないので、やはり来た人たちが満足して帰ってもらうために、こうやってアウトソーシングするわけですよ。だから今まで直営でやっていたときよりも、こうやってアウトソーシングしたことによって、さらに今までよりはいい環境になっていかなければならない。そこでこうやって多少ではありますけども、委託料の上乗せなんかを考えたときに、正直言ってどういうメリットがあるのかなというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

アウトソーシングによる今回の新たなメリット、幾つか主要施策の中にも書かせて、少し若干頂いてますが。

まずは予算にも反映させていただいておりますが、キャンプ場にいたっては期間を延長させていただいております。やはり直営ですと、なかなか仕事の片手間、これまで運営をしてきておりましたので、6月から9月という限られた僅かな時間の中で運営してきておりますが、令和4年度は4月の末から9月の末までと、まずはそういった期間の延長を図らせていただいております。

これは近年高まっておりますキャンプというものに対する需要の高まり。これにきちっと対応するため、民間外部委託をすれば、それなりの人材を配置していただければ、これだけの期間の営業はできるであろうという前提の下、こういった期間の延長を見据えた運営費を計上させていただいております。

また、売店ですとかキャンプ場を利用された方がアクティビティーを求められるお客さんもたくさんいらっしゃいます。今、売店の充実というのも、なかなか直営ではし切れなかった部分も外部委託によって、その辺のお客さんへの利便性の向上も図れるということを今想定しておりますし。

具体的に申し上げますと、今キャンプとともにペットブームでもありますんで、近隣の管内においてはペット同伴のキャンプ場がほぼ少ない。北海道内を見てもあまり数多くないということで、そういったことを、敷地を活用したペットのお客さんでのキャンプ場の御利用というのも、新たに今想定しているところであります。

そういった行政でそこまでできないのかと言われると、やはり先ほど申し下げたとおり、ほかの仕事をしながらここまで力を傾注するということは、なかなか難しかったというのが現実ですので、そこにしっかりと全精力を注いでいただく体制ができれば、そういったお客さんの利便性やニーズに対応したサービスというのが可能になるであろうというふうに考えております。

パーク場にいたりましては、やはり多くのお客さんから食事の提供ができないのかという御要望も、たくさんこれまでも頂いております。平日、毎日は無理かもしれませんが、土日、大きな団体による御利用がある際に、そういった食事の要望に添えていくような体制づくりというのも今後に向けては考えておりますんで、まずは一歩でも二歩でも今までできなかったことを可能にするようなサービス、これによってすぐにお客さんが増えるということは難しいわけですが、こういった対応を日々日々積み重ねていくことによって、お客さんの広がりというのは2年後、3年後に返ってくるのかなと思っておりますので、地道な努力というのを続けてまいりたいと思っています。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

そういった地道な努力と、あと私が今回思ったのは、パークゴルフ場とそれからオートキャンプ場、これは一つの今回業務委託ですけども観光協会にということで、これ2つの場所は本当にすぐそばだし、今回町営牧場が閉牧になって、パークゴルフ場のすぐ目の前なんですよね。あの地を私もっと生かして、観光協会の事務方とも少し話をしたんですが、もっともっと閉牧したところを少し手はかかるかもしれないけども、しっかりと整備した上で観光協会としての利活用の仕方を考えてほしいという、ちょっと私もそういう相談をさせていただいたんですが。

やはり今のオートキャンプ場って、ちょっとくぼ地にありまして、実際斜里岳も見えないし、ちょっと谷地状態で虫が多いというのもお客さんからいろいろと聞いていますんで、ぜひ牧場の今後の利活用も含めて、あの辺一帯を何とか変えていってほしいなという要望がありますので、

ぜひそういうところにも取り組んでいただきたいというふうに思っています。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

議員御意見頂いたとおり、そのような展開を我々も同じように考えております。委員会の中でも御説明申し上げましたが、今回の閉牧に伴って利活用という部分について、いろいろ内部でも協議してたところではありますが、たまたま観光協会のほうからも閉牧するのであれば、夏のあそこからの景色あるいは冬、道をちょっと開けていただいて、さまざまなスノーモービルですとかあるいはそりですとか、いろいろな活用を今考えていただいているところでもあります。

我々がやっていた頃よりははるかにいろんなイベント、それからそういうアクティビティーの制作というのを展開していただくということを今、思案していただいているところでもありますので、そういった本当に先ほどもお伝えしましたけど地道な活動というのが、この先の観光施策に生かしていけるものだと思っておりますので、新たな活動としてそういった取り組みを行っていきたいと思っております。

○5番（池下昇君）

終わります。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

ちょっと一点お伺いしたいなど。観光協会の補助事業の中に人件費の補助とあるんですけど、この4名分の人件費の一部を補助するというようなことで、この一部の補助という部分が、どんな見解の中で補助されているかというのをちょっとお伺いしたいなど。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

資料用意してあるんですが、ちょっとお時間頂きたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

すみません、お時間頂きありがとうございます。

人件費に関する町の充当率、今回の予算の中で91.1%、自己財源として100万円、8.1%です。それが観光協会でも用意する自己財源でございます。もう一度お伝えします。自己財源として額と

して100万円、自己財源割合としては8.1%、残りの91.9%が、町が負担しているといった実態でございます。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

充当率が観光協会だけのことなのか、商工会に対しても人件費の補助してますよね。これはまた違う充当率という、ちょっとこれ5名で、この額より少ない部分ですけど。そこら辺ちょっと、それぞれの事業において充当率が違うという見解ですか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

商工会につきましては、全体の約半分が道補助金が商工会について入りまして、残りのおよそ37%が町の補助金、残りの7%程度が自己財源といった割合になっております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

分かりました。

もう一点お伺いしたいんですけど、先ほどの古谷氏、そして池下氏からの話のちょっと関連なんですけど、そのアウトソーシングの部分なんですけどね、観光協会のほうに業務委託するというようなことで。

ちょっと話を聞いて、課長の説明等も聞いて、ある程度理解はできるんですけど、ちょっと私の持論となったらおかしい。やっぱり地元の自分たちがこれ観光、こういう部分についてやっぱりきちっと考え方を持って、初めて観光事業とかそういうものの取り組みが成功するんであって、そのこのところ置いてけぼりの形の中で僕は思うんですけど。

そんなこと言ったらちょっと語弊ありますけど、観光協会の中にも地元の間もいるわけですけど、外から来た人間、その中で少し地元の人たちがきちっと観光に目を向けた形での観光振興というものがやっぱり前提にないと、僕はいろんな取組しても、それはちょっとなかなか町民を置き去りにしたような部分で観光してどうするんですかというようなことになっちゃうと思うんですよね。

そこら辺は今後いろいろな形で少し進めていっていただきたいなと思いますけど、やはりその部分でちょっと課長の考え方ちゅうのをお聞かせ願いたいなと思っています。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

大変難しい御質問かなと思っております。観光に目が行くという住民の意識の中では、やはり自発的な行動あるいは思考がないと、なかなかこういったものに参画する機会、まずは自ら参画していこうという意欲というのはやはり低くなってしまいます。

前にもお伝えしたかもしれませんが、やはり住民のおよそ3割がこの町は低所得な方々で占めておりますので、その方々の言ってしまうと生理的・安全要求であったり、安全要求であったり、そういったものをちゃんと満たした上で町として、こういった取り組みを、新たな観光だとか、娯楽というのは進めていかなきゃいけないわけですが、まずその部分を担保をしっかりしていくということが、これちょっと話はずれますが、まちづくりの観点としては重要な要素だと思っておりますので、そういったことをちゃんと担保しつつ、こういう観光事業に目を向けていただくためには、一定の商工事業者や観光事業者あるいは住民を巻き込んだ仕組みづくりというのがどうしてもやっぱり必要になってくると思っております。

今回予算の中に僅かですが、そういった商工事業者と観光事業者の連携した取組という要素も予算はごく僅かですが入れさせていただいております。

常任委員会でもお話させていただきましたが、どうしても実態としては、それぞれの事業者がそれぞれに自分ごととして行っているというのが、今この町の大まかな実態でもありましたので、そこをしっかりと経済ということを一つの目標として、それぞれの事業者同士が手を組む仕組みづくりというのを、少しずつまず進めていきたいなと思っておりますので、非常にこの部分、住民の奮起というのを、議員御指摘のとおり期待していかないとかなきゃいけない部分かと思っております。まずは、ちょっと地道な取り組みからやっていかせていただきたいと思いますと感じております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

決して、外の人からという、そういうような部分を言っているわけではなく、それはやっぱりうちの町に住んでいる人間でなく、外から来た人間の違う視点から見た形の観光というものを、これもやっぱり当然、着目点になるんじゃないかなと思っております。

ただ、今課長が言われたように、きちっとやっぱりその中に住民を巻き込んだ形の、そういう形の振興の取組がないと、私はちょっと今とりあえずそういうような形でアウトソーシングの部分もこれ、当然雇用は地元の間人だと思えますけどね。

やはり自前でつくり上げた、自分たちでつくり上げたそういう一つの観光というか、そういうようなメニューの中でやっぱりうちの観光振興というのが展開されることを私は望みたいのと、そのような感じる次第です。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

本当に議員御指摘のとおり私も同じ思いでございます。今回アウトソーシングに当たっては、先ほどお伝えしたように新たな政策あるいは運営の仕方というのを機に、住民もキャンプ場やパ

ーク場、普段パークゴルフしかやらない方々だけではなくて、違った層のお子さんを持つ親御さんであったり、親子であったり、町外の方であったり、いろいろな部分でこの住民の方にも、積極的にキャンプ場、パーク場を何らかの形で利用していただくような政策の取組ということも、やはり地元愛を育てていく上では、あるいは地元の施設を町民自らが活用していこうという、そういった機運を高めるには必要な政策のありようの一つかなと思っておりますので。

そういったことも含めまして、今観光協会がしっかりそういったイベントなんかも考えていただいておりますので、少しずつそういった機運を醸成していきたいなと考えております。

○6番（勝又武司君）

終わります。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

もう一点、聞きたいんですが、97ページ、地域イベント支援事業の中の産業祭り実行委員会補助ということで、これ200万補助金出てるんですが、資料によりますと、来年度から9月の第1週の日曜日ということは変わらないという考えなんですが、ステージイベントについては、一切廃止するとこれうたっているんですが、廃止して何か別なことを考えているのか。それとも、ただ店舗出して、農産物の販売だけを考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

このコロナ禍を鑑みまして、令和4年度につきましては、ステージイベントを一旦休止させていただいて、農産物、本来、産業まつりの始まった経緯というのは収穫祭といった要素を歴史的にそういった流れで来ているということでありますので、今回はそういった取組を主体にこのコロナ禍ということを考慮して、きよ～る、そういった施設を中心に、少しちっちゃなイベントを行うという今予定しております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、課長から答弁を聞いて、きよ～るという話が聞こえてきたんですけど、当初ずっと産業まつりイベントは、昔は緑ヶ丘公園から始まってモトエカ広場で何年間もやってきたという経緯があるんですけども、今課長がおっしゃったように、コロナの関係でというふうに答弁されましたけど。

何でもコロナ、コロナと言ってしまうと、これから一切事業何もできなくなってしまうということも考えられるし、これをいかにコロナと共存しながらウイズコロナでやっていくかというこ

とを踏まえて、モトエカ広場でというのは本当に会場もでかいですからあれなんですけども、きよ～るのあの公園でということも十分考えられなくはないんですけども、今までやはり他町からいろんな方が来ていたんですよ。天気の良い日なんかは本当に5,000人も6,000人もいたというのを皆さん知っていると思うんですが。

いきなりコロナでステージ公演、歌手の方、これはHBCの公開放送にもなっておりますが、やはりそれを楽しみに来ていた人はたくさんいるということを踏まえて、コロナで本当に課長が言うように難しいのかなと思いますけども。私はこういうときこそ、何かやっぱりイベントをやれば人は集まるんですよ。必ずリスクも伴うんですよ、コロナに対してのね。

であるならば、ステージ公演でお金かけなくても小学校、中学校、高校のブラスバンドがあったりそういうことも、出演する人たちも練習しても発表の場もないというような状況ですので、何とか。イベント会場に音楽があるというのは大変にぎやかにもなるし、本当に私はそういうイベントのほうが好きなんですけども、ぜひそういうことも踏まえつつ、何でもかんでも縮小ということじゃなくて、考えていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

イベントの中止によりまして、お子さんたちの発表の機会が少なくなっているという話は、我々の耳にも十分届いております。社会教育活動についても同じような状況かなと思っておりますが、本当に難しいわけで、直近ですと向こう3年間はこういう大きいイベント要らないというような自治体も発表している中、うちもできるだけ感染対策をしっかりとしながら、でもこれまでのような大きな形でのイベント開催というのはちょっと難しいかもしれませんが、これはコロナの状況見ながらやっていかないといけないと思っておりますが、できる限り住民同士の触れ合いや交流ができる機会というのを、このコロナ禍でも見いだしていくような方策というのをしっかり考えていきたいなと思っております。

今、明確にこうさせていただきますという、お答えできる状況にはまだございませんので、議員御指摘頂いた御意見をしっかりと参酌しながら今後のありよう、また常任委員会の中でも皆さんとも意見交換しながら、そのありようを考えていきたいと考えております。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ここで説明員交代となりますが、質問漏れありますか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

ちょっと商工振興費の関係で質問しようと思ったんですが、過ぎ去ってしまって戻って申し訳ございません。

ちょっと観光振興の分と重なる部分もあるわけなんですけれども、コロナ後のウイズコロナ、

ポストコロナ後のどういうふうに地域経済を軟着陸させるか。これは新型コロナウイルスの科目の中でも若干質問で触れさせていただいたんですけども。そういった中でやはり軟着陸しないことには、急激な着陸というのは非常にダメージが大きくなっていく、ただいろんなルールの中で、国のルール、道のルール、町単独の支援という、いろんな組み合わせの中で今回は整理されてきているというふうに理解しているんですけども。

やはりその辺の方向性を、どう見ても従来型の支援と、それときよポンのカードの部分でしかなかなか見えてこないという状況。それともう一つ懸念されるのは、やはり商工会、全体組織じゃなくて事務的組織も含めて、もう手いっぱいの状態に入っているんじゃないのかな。局長がまた替わられて、なかなか人材が見つからなくて、何回かいろんな人に声かけながら最終的にはまだ決まって、4月1日からなんでしょうけども、金融機関のOBを入れてくるだとか、今現職でいる若い職員が採用したばかりだけでも、何かいろいろ都合があって欠員になるような状況も見られるとか、現実的に事業を推進していくわけで。

さっき観光協会と同じなんですけれども、金は出すけど口は出さないという、それは美しい姿でしょうけれども、現実には地域振興や商工振興を考えたときに、やはり適切にパートナーシップという形の中で、人材的にも、さらには財政的にもきちんと支援していくし、ある意味ではノウハウというようなことも含めながら、やっぱり一体的にやっていかないと、よく企画政策課長が言うとおりの2,800何名ということを見越したときに、こっちはこっちだ、こっちはこっちだという、そういった状況ではもう町なくなってきているんじゃないか。

加えてお話しすれば、札弦・緑の問題についてもお話ありましたけれども、じゃ、緑で1軒だけ頑張っているお店、きっと給食センターの納品の関係で何とか持ちこたえている状況があって、じゃ個別的支援というのが、社会資本という考え方や装置という考え方をうたった場合に、あの店に頑張っていただくためにはどういった支援が本質的に必要なのか。ある一定ののりを超えた部分で政策展開していかないと。従来型のやはり考え方だけではもう克服できない状況まで、うちの町の商工観光環境というのは来ているんじゃないか。

その辺の取組というのが、やっぱりコロナだから——前、コロナの科目の中で言いました。ただ救われてきたものが、もうポストコロナ、ウイズコロナだと従来型の支援とか関係でやっていると、全部ぼろぼろそういったものが逆に町長の強い意思で、一つの店のシャッターを閉めさせないというやつが、コロナがウイズコロナ、ポストコロナとなった瞬間に、そういった現象が生じてくる懸念、これはやはり町民の方も事業者の方も強く抱いている。

そういった意味で、もう一度予算は予算として進めていただきたいと思います、やはりそういった本質的なところに少しアプローチしていくという考え方が、商工振興上は必要になってきている、それは急務じゃないかというふうに。緊急的な、緊急性を伴う取組が求められている、このように認識するところですが、今年度の予算も含めながら、そういった対応というものをどのように図られるのか。これは所見で仕方ありませんけども、考え方をお示しいただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

過日も同じようなお答えになるかもしれませんが、このコロナが発生する前と現状というのは

何ら課題や問題というのは一切変わってないと認識しております。

ただ、コロナによって店が失われなかったというだけで、先ほど言った通り、何ら課題は解決していないという状況が続いており、そんな最中においても、一つ一つ歯医者であったり、整骨院であったり、いろんな事情で町機能が一つずつ失われていっているというのが今の実情です。

それに対してやはり一番不安なのは、住民の皆さんがこういった状況を見て不安感に駆られ、町外に出ていかれる。あるいは不安のなか、毎日の生活を送っていくと、そういうことに対する行政としての手当の在り方ということが問われている状況だと思っています。

議員おっしゃるとおり、私も縁に実際店舗の店主の方と過去から未来にわたるまでの話を何度かさせていただいております。

また、商工会を通じていろんな現状も把握させていただいております。

ただ、皆さん、こういう厳しいさなかでも、彼らなりに僅かな未来への希望というのを抱いていただいている状況が今現実としてありますんで、ここですぐお金としての、行政としてのサポートを、すぐ手を差し伸べていくということは、そんなに難しい話ではないんですが……。まあ、難しいんですけども、もう少し近視眼的な対処はもちろん必要ではあるんですが、長期的な、長期的と言っても終着点をどこに持っていくかによって、手当の仕方というのが随分変わってくると私は考えております。

無駄な投資をしてもいいと、それもやむなしということも事態としてはあるかもしれませんが、でも何も将来の担保なくして、今の手当をしていくということ、それだけをやっていくんでは、行政として先ほど冒頭申し上げた町民への不安の払拭ということには、なかなか今のこの現状においてはつながらないのかなと感じておりますんで。

町も経営ですんで、未来を見据えた政策と今やらなきゃいけない政策を、両利きの経営というのをしっかりやっていかなきゃいけないというふうに私も思っておりますし、それは政策についても同じだと思っておりますんで。

今ここで、このような答えがありますということはお答えしにくいわけですが、そういった両利きの政策というのが必要だという状況に来ているということは十分認識しております。

ただ、そのやり方がどうであるべきかということは、皆様と十分協議を重ねないとバタナーな答えというのはなかなか見つけにくいなというふうに感じております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

極めて課長からおっしゃるのは正論だというふうに受け止めます。

ただ、現実的な話として経済ですから、生き物ですから、駄目になってから対策をするのと、投資をするのと、駄目にならないうちに何らかの手当をする。それは政策的手当と政治的手当、これは両方あるわけであって、全部が全部政策的な手当でいけば、これは世の中、真っすぐ進むわけであって、決してそうではないようなところまで追い込まれているとか厳しい環境にあることも事実じゃないか。

そのときには政策的な判断と併せながら政治的判断を持ってやっぱり地域を支えていくという覚悟を示していくというところ、今課長おっしゃったように、ある意味、あ、やっぱり投資したけどもとか、支えたけど駄目だったねと結果は伴うと思います。結果も含めて責任を負っていく

ことは政治的判断であって、全てが政策的判断で済むというふうには私は考えていません。

そういったことも含めて、どの段階に今のそれぞれ例えば緑の状況とか札弦の状況、清里の商店街の状況等、これは商工振興だけじゃなくて福祉も同じでしょうし、介護も同じでしょうし、公共交通も同じでしょうが、どの段階にあるのかということをやっぱり客観的に、そのために外部的な知見を入れるという話でしょうけども、外部的な知見だけではなくして、先ほど何度かありましたけども、やはり町民じかに感じているそういった危機感だとか、これ以上ここで住み続けたいけど住めないという状況に追い込まれた中で、結局亡くなっていったり、町外に出ていくという、それを座してみることができないはずですから、それはある意味では政策的判断じゃなくて政治的判断が伴うものとして、ある一定の意味で責任を負いながら、その施策を展開していくという。

そこをやっぱり今ある意味では、全てと言いません、ある部分においては、そういったことも今求められているんじゃないか。そういった方々に立たれるか、立たれないか。これは課長じゃなくて理事者だと思いますので、その辺の今後の商工振興だけじゃなくして、政策的な判断、政治的な判断、そういったものをどう捉えていくか、総論で結構ですから考え方を御答弁願いたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

まちづくりと商工振興の関係かなというふうに思います。議員御指摘のように、この間からの議論の中で、このコロナの前もコロナ後も本質は変わってないんじゃないかと、そのとおりだと私も理解をしております。

それだけ人口が減り、少子高齢化が進んでおりますから、商工業者としては大変な時期になってきているというのは、これは認識同じくするところかなというふうに思っております。

私としては、その中で政策的な、また政治的な判断をどうしていくかということではありますが、以前から申し上げておりますように、ある一面、商工会、商店というのは公共財だという意識を持っております。ただ、全てのものを全部そろえられるかとなると、それはやはり身の丈に合ったものを考えていかなきゃならんし、直接的に我々の生活につながる部分、そこを大切にしながら、やっぱりこの地域にいつまでも住んでいくことができるという、安全・安心なまちづくりとともに、進めていかなきゃならんと思っております。

公共財として、基本的には1業種1店舗という考え方で、最終的にはそこに向けた政治的判断をいつやるかという部分になってくるんだろう。もうそれが、緑や札弦はもう既にそこに到達していることも十分に認識をしております。やはり今の直接生活に直結するような、お店については、もうそういう段階を得ながら振興していかなきゃならんというふうに思っております。

そうした中で商工会とも、それぞれの業種じゃなくして、やはりまちづくり全体の中で行政側からの目と、それからまた商工側からの目と合わせて今後のまちづくり一緒になって取り組んでいけるように。当然商工振興計画、この計画は町が策定をいたしてあります。商工会の策定ではありませんので。

ただ、実際には商工の関係者、商工会の皆さん入ってもらって、一体となってつくり上げて、それぞれの役割をその中で明らかにしたものでありますから、しっかりとその部分も踏まえな

から、先ほど申し上げましたように公共財として1業種、1店舗、これを考えながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

町長から御答弁頂いたとおり、これは従来から私も一般質問等で取り上げた中で、やはり知的財産というよりも公共財としての捉え方の中で、ぎりぎりの線まで来ている実態というのは、課長から御答弁あったとおり全体としてはやっぱり政策的な判断を優先しつつ、将来を見通した合理的な対応を行っていく。

一方では、やはりそれでは解決できない問題、のりを超えてと私は申し上げましたけれども、それはやっぱり理事者、町長としての政治的判断を持って地域を支えていくという、そういった判断が伴ってくると、私も同様に思うところであって。

今後、このポストコロナ、ウイズコロナの中で、こういった動向が生じてくるのかとか、また新たな問題が、今まで収まっていた問題が逆に強く顕在化してくる可能性もあろうかと思えます。当然、当初予算の中で反映できなかったもの、どうしても緊急的に補正等を伴うものがあるかと思えますけれども、やはりそういった柔軟な対応、こういったものを政治的判断も含めながら行っていただきたい、このように申し上げておきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

タイミング的には非常に厳しい時期に来て至ってきたかなというふうに思っておりますが、そうした状況、つぶさに我々としても注意深く見ながら、必要となれば、そういう判断をいつでも柔軟にできるような対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、ここで2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分
再開 午後 2時05分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて質疑を再開します。

7款土木費、1目道路橋梁費、100から101ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。2目道路新設改良費、101ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。2項都市計画費、1目公園費、102から103ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。3項住宅費、1目住宅管理費、103から104ページ。よろしいですか。勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

104ページですか、再生可能エネルギー促進事業費の150万、住宅用の太陽光発電システムの導入費補助なんですけど、昨年90万ということで、実績というか実績に基づいての予算づけなのかなと思って、ちょっと実績をお聞かせ願いたいなと。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

太陽光発電システムの実績につきましては、3件で90万円となっております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

ということは、1件30万が上限なのかな。そしたら5件分というようなことに予算はなっているということですね。太陽光発電、先ほど先にゼロカーボンの政策とかそういうものがありました、再生可能エネルギー、そういうものに委ねてゼロカーボン、そういうものも事業展開するわけなんですけど。

太陽光の部分で、これ当初始まった時点から思うと大体卒FITにそろそろなっているところもあるわけですね。卒FITを契機に、じゃ今後どうするんだという部分があって、当時初期だと48円ぐらいの買取価格、それが卒FITで8円ぐらいになると思うんですね、卒FIT後。それで8円で売電となると、これ大してメリットがないわけで、10年を契機に外してしまおうかというような部分で、その部分もあるわけなんですけど。

ただ、蓄電池とかそういうものがまだ高いわけで、なかなか蓄電池をさらにまた買って使っていくというような考え方になかなかならないような部分があるのかなと。

その中で、町として卒FITを迎えていく部分のものに対して、ゼロカーボン施策も含めて、

いわば蓄電池とか、そういう部分に補助していくような考え方というのは持っているかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

蓄電池に対する補助の考え方でございますが、現要綱が令和元年度から令和4年度までの要綱となっております。令和4年度中にまた新たな考え方を皆さんと協議しながら考えていかなければならないというふうに考えておりますので、今後、令和4年度につきましては5件の、30万掛ける5件で150万計上しておりますので、令和4年度中に今後の事業残すかどうかという部分も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

今、課長から説明ありましたけど、事業を残すかどうかということよりは、これもうゼロカーボンを進めるといような部分で、ちょっとどうかと思うんですけど。（笑声）

やっぱり取り組んでいていただきたいのと、恐らくちょっと今ロシア、ウクライナ情勢も含めて、電気料の恐らく上昇、そういうものも考えられるわけで、なかなか一度上がったものは早々安くはならないんじゃないかなという部分も含めてね。太陽光を設置するとい部分ではやっぱり業者からの指導もありますけど、つくった電気はやっぱりあくまでも自分で使ってといような部分がありますのでね。そんなことも含めて今後かなり各自治体でちょっと取組進んできているような気がするんで、太陽光の蓄電池ですか、その導入のほうについても補助していけるような形のものね、令和4年度までといような計画らしいですから、それ以降の計画の中ではぜひとも組んでいただきたいのと、そのようにこれ要望したいと思えます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ゼロカーボンのこの考え方的一端だと思われまますので、私のほうからお答えさせていただきます。

これまで続けてきました再生可能エネルギーのこの補助事業に関しましては、当初循環型のエネルギーとして活用するとい視点に立った事業ではなかったので、当時は売電買取りといことを前提とした補助制度の始まりだったと思えます。

ただ、この制度、令和4年度で一旦終了しますが、その後の対応につきましては、先ほど申し上げたとおり住民それぞれの個別の生活において、循環型エネルギーを活用できる新たな政策の在り方というのを、これは令和5年度になるか、6年度になるか、まずは一旦このゼロカーボンの計画をしっかりと立てた中で、どのような住民へのアプローチの仕方が、総体としていいのかと

いうことを含めて、しっかりと考えていきたいなと思います。

ただ、補助の方向性としましては、この太陽光発電だけに対する補助ということではなくなるかと我々今のところ予測しております。

○6番（勝又武司君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

ゼロカーボンの考え方の中での住宅環境の中のこのF I Tの政策なんですけども、ちょっと関連というか。今、国が進めている子ども未来事業という以前のグリーン住宅のリフォームだとか新築に対する例えばエコキュートだとか、そういう各種に対してのポイント制での補助が今あります。そういう部分が国の政策にもありますけども、本町においてそういう単独のリフォームだとか、住宅支援という補助対象は、リフォームに限ってあれば高断熱のサッシだとかありますけども、これも一体的な今、企画政策課長の話じゃないですけども、ゼロカーボンに向けたスマートハウス的なことであれば、そこまで発展性の議論も今後の中で併せてしていただければな。

今、国のほうでは、新築であれば断熱の効いたお風呂だとかシステムキッチンだとかあるいは高断熱のサッシだとか、それを全部ポイントで合わせると新築住宅でたしか100万でしたか。リフォームに関してはマックス60万という制度、単年度事業ですけども、もう現にそういう形で多分動いています。それに併せて本町も今、これだけゼロカーボンだとかの今後に向けて、2040に向けての動きですから、そこも併せてちょっと前向きな事業展開を期待いたします。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ゼロカーボンに向けた考え方、幾つかございますが、再生可能エネルギーの活用を筆頭に、省エネによる削減、それから森林やそういったCO₂の吸収、いろんな視点がございます。

議員おっしゃったように住宅もZEH（ゼッチ）仕様ですとか、断熱を省エネにするような住宅を目指すというような考え方もありますんで、これはエネルギーを使うだけじゃなくて省エネに対する取組というのを一緒に一体となってやっていかなきゃいけないと思っていますので、そういう補助の在り方。町単独だけではなくて、当然国もそれに対する資本投下というのをかなり自治体に向けてあるいは個人に向けてしてきていますので、トータルで財源を含めたエネルギーの循環型の暮らしというのをどう目指していくかというのを、トータルで考えていきたいと考えています。

○8番（前中康男君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次に進みます。8款消防費、1項消防費、1目消防費、104ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、ここで説明員交代となりますが、質問漏れはありませんか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

廃目になっている住宅建設費、これは議会常任委員会等において単価ですとか空き家対策等含めた部分で、長寿命化等踏まえた新しい計画の中で新年度は見送られた、このように理解していますし、これはこれでいろんな審議を経て計上された予算なんで、これは構わないと思うんですが。

ただ、2点から。一つ若い子育て世帯の方々と話してたら、たまたま同じような話題が新聞に載ったんですが網走市の部分で、やはり乳幼児とか小さな子供を持っていると、長屋形式の住宅や集合住宅、これは時代の流れの中で非常に、市営住宅、町営住宅、公営住宅でも住みづらい、やっぱり若者世代を定住させて、そこでしっかりと町に職場を求めてとなると、少子化対策とか定住対策等の点から、住宅政策というのは非常に重きをなしていくという形で、やはりちょっと視点を変えた中で一回長寿命化やりましたけども、今後の中でぜひ検討していく必要があるんじゃないか。

単独的な住宅政策と考えないで、子育てとかそういった新しい時代のニーズに応じた、網走の事例でいけば住み替えするという前提に立って、小学校終わる頃にはもう、その代わり出ていただきますよというふうに。やはり1回住んだら既得権的な話じゃなくして、そういったローテーションをしながら、ある程度の若い子育て世帯が安心した環境の中で、音とか泣き声だとかいろんなものを気にせず暮らしていけるような形で、住宅というものを新しく求められる時代になっている形を含めて、ちょっと違った観点から、長寿命化だけでなく違った観点から町営住宅とか公営住宅の在り方というもの、民間住宅の部分がかなかなか進まないという状況を踏まえた部分、さらに空き家対策でリフォーム等も当然頭に入れた中において、こういった新しい取組や可能性があるのか、公営住宅政策の中であるのか、ぜひ探っていただきたい、これが1点。

併せて、今2点目は、やはりゼロカーボンの形で、御存じのとおり下川町ですとか陸別では、先行的に公営住宅そのものがモデル住宅という形の中で投資をし、それでつくったものを一つのモデルとして、民間、個人が建てる段階における技術的なノウハウだとか、そういったものを事業者とともに行政が支援しながらやっていく、それに対してある程度補助、国の制度からの補助、道からの補助、町からの補助を組み合わせながら、新しい住まいの在り方みたいなのを求めていく、どんどん行っています。

そういった意味で今回は廃目になっておりますけれども、新しい観点に立って将来を見通したまちづくりのビジョンですとか、少子化対策、子育てという観点に立っての在り方についても、ぜひ町営住宅政策の中では考えていく必然性があるということ、ぜひ御理解頂きながら、令和

4年度の中で今後の在り方についても、令和3年度にいろいろ検討したということについては、もう当然それとしながら、新しい方向性についても俯瞰しながら、行政としては進めていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

2点ほど議員から御指摘あったのかと思います。

1点目の住宅の関係ですけども、長寿命化の関係、これまでも常任委員会等でも示させていただいた部分、それから一般質問等でも頂いていたというところから、今回予算の設定としましては、整備については今回1か年、ちょっと検討を要する期間という形を差し上げました。

今後、長寿命化、それからそういった住生活の関係の中では、子育て世代に向けての住宅のキーワードというのは当然内部でも出てきていたところでございます。

ただ、本町のいわゆる今の現状等々におかれた中で、今後考えていきたいなというふうに考えたところでございます。

既存物件等の活用と合わせた部分、そして議員御指摘の若い世代への考え方ということで、今後も引き続きそういったことを考えながら、住宅施策のほうは進めていくようにしたいと思うところでございます。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

再度ゼロカーボンの御質問頂きましたので、私のほうから。

ちょっと住宅政策に触れますと、やはりライフプランに応じた住宅政策の在り方というのは、非常にまちづくり全体において重要になってくると思っておりまして、お子さんが生まれ、お子さんが巣立ち、そして高齢を迎えていくというライフプランに応じた住宅政策の在り方というのを、先ほど議員から御質問頂いたゼロカーボンのことを併せながら、住宅の在り方というのを今後検討していかなければいけないと思っています。

ただ、先ほど御質問頂いたゼロカーボンの公営住宅等につきましても、これはモデル的な住宅に限らずモデル地区であったり、モデル住宅であったり、モデル政策であったり、モデル産業であったり、そういったことを逐次、令和5年度になろうかと思いますが、5年、6年という年度になってこようかと思いますが、そういった住民の皆さんにじかに、このエネルギー政策を感じて頂くためのハードウェアの整備というのも逐一考えていかなきゃいけないものと逐一考えていかなきゃいけないものと考えております。

○議長（田中誠君）

ほか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き質疑を再開します。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、105ページ。岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

ちょっと項目にはないんですけども、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

本町の小学校において、今後、教科担任制というものが、今全国的にスタートしているのかと思うんですけども、本町においてどのように進んでいくのかちょっと予定等あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

教科担任制につきましては、現在、国それから都道府県教委で準備を進めている段階なのかなというふうに思います。既に正式な形ではございませんけども、例えば加配の教員で過去には体育の専任の教員を小学校に配置したという例もございます。

また、今後、英語科も小学校で教科化されたという状況もございますので、順次導入されていくとは思いますが、まだ具体的に道教委のほうから人事配置ということで、具体的な情報等はこちらには入っていない状況でございます。

○議長（田中誠君）

岡本英明君。

○1番（岡本英明君）

本町の小学校ではまだまだ、導入するかも含めて先の話だということで、認識でよろしいでしょうか。

あと、もう一点ちょっと別のあれなんですけども、現在の小学生の入学者も含めた今後の人数の推移みたいなもの分ければ教えていただきたいんですけど。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

小学校の入学児童の今後の推移でございます。この令和に入りまして、30人から若干30人を切るような状況、これが今後しばらく続いてまいります。

また、今現在いらっしゃるということで考えておりますけども、令和8年ぐらいからは大体25

名を下回るような状況、このようなことで推計をしているところでございます。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。

2目教育諸費、106から108ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、次、移ります。

2項小学校費、1目学校管理費から2目教育振興費まで一括質疑します。108から110ページ。
伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

110ページ、GIGAスクールの関係でお伺いしたいと思っております。56ページの審議資料のほうにもあるんですけども、今回のGIGAスクールの事業支援備品購入事業費ですか、というものがございまして、充電器等タッチペンというものが計上されております。これは小学校も中学校もあるんですけども、これ充電器だけだったら小学校、中学校合わせて幾らぐらいになるんでしょうかね。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

充電器ですと、単価がおおむね1,200円程度ということでございます。これを小学校の場合200個購入で24万円という積算をしております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

はい、分かりました。

ちょっと今そこに資料があるかどうか分からないんですけど、昨年、その前だったかな、このタブレット系のことを始めるときに、いろいろばたばたしながら国の意向もあって進んだ経過がありますけども、そのときに学校でのキャビネットで、そこに充電器つきということで相当な額だったような気がしているんです。その金額ちょっと今、出てきますかね。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

申し訳ありません。昨年の資料をちょっと持ち合わせないのですが、昨年の場合、あくまでも充電器というのはタブレットの中の備品として入っております、キャビネットはキャビネットだけの価格だったと思います。

○議長（田中誠君）

担当。

○生涯学習課主幹（土井泰宣君）

ただいまの充電器について補足させていただきます。キャビネットのほう本体には、電源、コンセントに接続するような形になっておりまして、タブレット本体はそこにタブレットについた充電器ごと設置をします。キャビネットを通じて充電されるというような、そういうシステムになっております。ただ物を納めるだけではなく、電源をそこから取り、個々の納まったタブレットに充電されるという、そういうものでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

そういう自分は認識しているんですけども、今回導入する充電器というのは、多分家庭で使う用だと思っているんですけど、今の説明だと、もともとタブレットについている充電器は、キャビネットでは使えるけど、家では使えないということなんですか。

○議長（田中誠君）

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（土井泰宣君）

キャビネットについている現在のタブレット用の充電器も持ち帰りはできるんですけども、構造上、非常に外すのが大変ということで、子供たち、外してまた持ってきてつけるというのが、なかなか大変だということを学校から受けまして、今回持ち帰り専用のタブレット用の充電器を用意すると、そういうものでございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

はい、分かりました。今の現状の中で、ある意味最善ということでの今回の予算計上のこと、そこは理解するんですけども、そもそも論でこの話、キャビネットで充電がついててというときに、正直結構もめた経過があったと僕認識しているんですよ。そのときも、正直キャビネット

があって充電器もついて、結構な額だったと思う。正直僕もちょっと実質の数字が覚えてないんで、ちょっとなかなか言いづらいんですが。

その当時も、そこまでのキャビネットといいますか、充電を兼ねたもので、そんなにお金かけて必要ですかという話が結構いろんな議員さんから出ていたはずなんですよね。もちろん今後、オンラインとかも始まっていくんじゃないかとか、もろもろで、家庭でもという話もあって、でもその当時はそこまで思ってたのかちょっと分からないですけど、でも予測はできていたと思うんですよね、今コロナ禍がずっと長引きそうな雰囲気もありながら、もちろんそれとはまた別の意味での国の方針もありましたけれども。2つのもともと推進しているやり方と、コロナが重なり合って、ちょっとばたばたとしちゃった、それは僕も記憶しているんですけど。

何を言いたいのかと言ったら、ちょっと先見のじゃないですけど、無駄があったのではないかなということだけは、最低限やっぱり指摘しておかないと、今回のこれが駄目だという意味じゃなくて、そういう意味でちょっと話させていただきました。今後もこういうこといろいろあると思いますので、先のこともある程度予測をしながら、いろいろ事業の予算組んでいただきたいなと、そのように思っております。

○議長（田中誠君）

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（土井泰宣君）

御指摘のとおり、当時も予測できたのではないかという話のごもつともかと思っております。我々も当時は持ち帰りがそれで可能じゃないかというふうに安易に思っていたんですけども、実態キャビネットを見ると構造上難しいということで、やはり先生たちのちょっとした手間というのも考えてあげなければならないということで、今回別に用意するというございます。

ちなみにキャビネット自体は、当初のこの導入補助事業のセットになったものでございまして、今後もこれをずっと使い続けるという形になるということで御理解頂ければと思います。

○3番（伊藤忠之君）

理解しました。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。

3項中学校費、1目学校管理費から2目教育振興費まで一括質疑します。111から113ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、113から114ページ。堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

114ページの真ん中辺、外国人英語講師招へい事業、これですが、次年度2名体制ということで業務委託ということで予算計上されていますが、昨年度から外国の英語教育に力を入れるということで、ニュージーランドからの先生も1人入れようということで計画ありましたが、コロナの影響でそれがなかなか叶わなかったということで理解しています。

今後、ある程度コロナが落ち着いて、外国とニュージーランドとの行き来がある程度オーケーになった場合に、ニュージーランドからの英語の先生をこれから年度途中でも迎え入れることが、予定があるのかなのか。そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

3人目の外国人英語講師でございますが、当初予定されていた方がコロナで入国できないということで、落ち着くまで少し様子を見るということでお話をしておりましたが、その方もやはり生活をしていかなければならないということで、日本に来ることを根本的に断念をいたしまして、ニュージーランド国内で別の職に就いたという経緯がございます。そのことで基本的にその方が、すぐコロナが開けて来れるという状況はございません。

しかしながら、本町の場合、モトエカ町とのこれまでの長い交流もございますので、ニュージーランドからの外国人英語講師の招へいにつきましては、今後も継続的に模索をしてみたいと考えております。

○4番（堀川哲男君）

分かりました。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。2目生涯教育費、114から116ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。3目生涯学習総合センター費、117から119ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、進みます。4目図書館費、110から120ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、120から123ページ。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

121ページ、武道館管理運営事業費の中の武道館トイレ改修工事請負費についてちょっと質問いたします。

これは審議資料58ページのほうに詳細いろいろと載っているんですが、もともとこのトイレの部分で大分前からのいろいろ利用者の方々からトイレの使い方が非常に悪いというクレームとあります、いろいろな申出があったと認識しております。

和式というんですか洋式ではないのと、あとどうもスペースがなかなかちょっと少なくて使いづらいんだということをちょっとお聞きしてまして、その中でこの事業内容が、今回男女の大便スペースの拡張、そして女子トイレ便器数の増加となっているんですけど。今ある要はトイレの大きさの中ではなく、本当に拡張するという意味合いで、まずいいのか。そして拡張した上で大便器用の数を増やすという理解でいいのか、まずお聞かせください。

○議長（田中誠君）

担当。

○社会教育総括主査（藤森宏樹君）

私のほうからお答えさせていただきます。

男子と女子のトイレを完全に入替えまして、その上でスペースを取るといような形になります。なので、男子トイレにおきましては、若干便器の数が減るとい形になります。ただ、利用の実態としては、それでも構わないということで、利用団体のほうに確認してあるところであります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

分かりました。たしか男女の大きさがちょっと違うということと、あと大便器のほうどちらもスペース取りますから。それで要は今利用者の主だったもので言えば剣連ですとか、弓道連盟ですとか、そういうところだと思っているんですけど、大会の関係とかでよく話をされているんですが。そういう方々からのお話を聞いた上での今回改修という理解でよろしいですか。分かりました。

それと、もう一点なんですけども、ここ実は武道館トイレ改修事業という形になっているんですが、審議資料の中で男女大便スペースの拡張、女子トイレ便器数の増加、洋式化、ここまで分かります。それ以降なんですけど、内外装改修を行うというのは、トイレ以外の部分なのか、それともトイレの内外装という意味なのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（田中誠君）

社会教育総括主査。

○社会教育総括主査（藤森宏樹君）

トイレの中の壁でありますとか床ということであります。表現のほう紛らわしくて申し訳ございませんでした。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

理解しました。この部分は完全にトイレに関わる部分ということで。それで今回いろんな先ほどもちょっとお話をしてもらいましたけども、弓道ですとか剣道ですとか、そういう方々とちょっとお話をもらったときに、なかなか武道館自体が今までそうそう大きな改修等々ってなかったという話だったんですね。それで、今実際どうなんですかという話聞きますと、やはりまず雨漏りが相当すごいと。あとこの間の暴風雪のときなんか、確認はされているとは思いますが窓のところから、建てつけが悪いのか何か分からないですけども雪がすごい入り込んで来て、相当ひどかったみたいなんですね。

だから、そういう部分も、トイレの部分もこれだけのお金かかりますから結構大きな事業だなと思ってますけれども、やはり今までの大分建物が建ってから大分たっていますし、経年劣化の部分いろいろ含めた上で、やはり雨漏りとか雪の吹き込みですとか、そういう利便性考えたときには、なかなかちょっとその部分もやはり目をつぶっているわけにはそろそろならないのかなと。

そういうことをきっちりやった上で、例えば大会誘致なりとか皆さんに気持ちよく使っていただくということは大事だと思っていますんで、その辺のことちょっと今後考えているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

武道館の今後の修繕等の計画でございますが、御承知のとおり社会教育、それから社会体育施設、どの施設も現在待ったなしの状況が来ておるところでございます。その中でも特に1年待てないようなものから順次予算を上程させていただいております。武道館につきましては、現在壁、それから屋根、瓦の屋根ですね、それらについても非常に劣化がしておりまして、これについては今後修繕をかけてまいるというふうに考えております。

ただ、これから社会教育体育施設全体の修繕計画というものを計画をいたしまして、その中に順位的なプロットもしていかなきゃならない。当然、予算等の部分でございますので、そこは町のほうと相談をしながらやっていきたいと思っております。

武道館については、御指摘のと通りの認識でございます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

分かりました。今、課長から答弁頂きましたけども、確かにその部分、全体の中でのやっぱり限られた予算ですから考えていかなきゃいけない。早急がいい意味で順位をつけていかなきゃいけないという部分も分かりますので、ただ、何回もまた同じこと申し上げますが、武道館に関してはずっと今までというのがありますし、本当に利用者の方、今度危険の部分も出てきますので、その辺ちょっと加味していただきたいなと思うのと。

もう一点、そのすぐ下に今度あるんですが、予算の121ページの野球場管理運営事業費のほうにもちょっと入らせていただきたいんですけども。こちら今の話と全く同じ話でして、前々からいろいろとダッグアウトですとかいろいろなお話させていただいております。

その中で昨年、外野の芝生、あの部分がちょっともう急なイレギュラー的な話でして、早急にやらなきゃいけないということで、そちらのほうに修繕というか費用かけて、ほかの修繕をちょっと後回しという言葉が正しいかどうか分かりませんが、やった経緯がございます。

その中で、去年芝生のほうはそれで修繕したんですが、今年の予算を見ていると次に本来整備しようかなと思っていた部分、前、順位というんですかね、優先順位ですか聞かせていただいたんですけど、その部分が今回また一切ないなと思ってまして。

先ほど課長の答弁にもありましたけど、やっぱり全体の中での予算のつけ方、順位というのは十二分わかるんですが、この部分をちょっといろいろ考えていただきたいなという要望といえますか、忘れないでくださいということですので、よろしく願いいたします。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

野球場、特にダッグアウトの話というのは、きっと大分前から御指摘頂いている部分でございます。これにつきましては、令和4年度予算を考える際にも内部協議を十分させていただきました。その中でどうしても、ただ単に修繕をすればいいということではなく形状を思い浮かべていただければと思うんですけど、ダッグアウトだけではなく全体につながっている部分がございますので、そういう意味では全体の強度やいろいろな部分の調査をしなければ、単純にそこだけ壊してということにはならないということがございます。

しからは、その調査等をいつやるのかということですが、今後、先ほども少し申しましたが、各施設の個別施設の計画を、今後策定をしてみたい。当然策定するに当たっては、各施設の実態、状況というのを調査する必要があるがございますので、その中で野球場もしっかり調査をした上で修繕に向けてやってみたいというふうな考えがございます。

そのようなことから、今年度予算は計上しなかったという経緯がございますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

理解しました。ちょっとしつこいようですけども、ダッグアウトとかもかなりの事業費になるかもしれませんが、早めに調査というか、正直、人命に関わるじゃないですけど、相当ひどいなと思ってますんで。言葉はちょっと悪いですけど、下手したらその部分を使用禁止にしないとまずいんじゃないのと思うぐらいのちょっとゆがみ出しとかなっていますんで、先ほどの武道館も含めて早急に調査していただいて予算につなげていただきたいな、そのように思います。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

野球場のみならず、各施設点検、それから調査進めてまいりたいと思います。

○議長（田中誠君）

そのほか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。2目トレーニングセンター費、123から124ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ないということですので、次、移ります。3目町民プール費、124から125ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、進みます。4目スキー場管理費、125ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。5目学校給食センター費、125から126ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ここで説明員交代となりますが、質問漏れありませんか。前中康男君。

○8番（前中康男君）

質問漏れというか、ちょっと減額になっている部分の指摘というかありまして、生涯教育費の中における高齢者生涯学習支援事業費、その部分減額というか115ページですか196万1,000円、この高齢者事業なんですけど、コロナ禍においてかなり各種事業展開ができなかったという部分で、今年度、次年度もこういう形で予算計上になっているのかなと思います。

昨年場合は400万を若干切るぐらいの計上予算で推移していたんですけども、そういった意

味での予算計上という理解で、まずよろしいのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（田中誠君）

社会教育総括主査。

○社会教育総括主査（藤森宏樹君）

昨年はことぶき大学の50周年記念式典ということで事業を計上させていただきました。昨年度、コロナ禍でありましたが、何とか事業を完了することができております。というなかで、今年度このような形での予算計上となっております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

失礼しました。そういった意味での昨年度の予算的な予算づけという理解。それと併せて、今回予算審議の中でも、これ保健福祉の関連にもなりますけども、やはり教育局所管として社会教育における高齢者の社会参加、そういった部分の取り込みもやはりもう少しといいますか、対応する時期に来ているのかな。

これはやはり介護認定になる以前のフレイルというんですか、そういう部分のフレイル健診だとかフレイルの取り扱いの中で、社会参加だとか俗に3本柱多分あると思うんですけども、栄養だとか運動だとか、そして最後には社会参加という部分、やはりその部分もやはりお年寄り、このコロナ禍でも自宅に閉じ籠もりで、本当に人とも接していないとなると、本当に見えない部分で支援から介護認定に行く、そのステージのスピードがかなり早くなっているという、これは縷々、新聞だとかそういう情報もありますから、そこら辺もコロナ禍、アフターコロナの中で見据えた事業展開というのも、今回予算ですから、その部分も光を当てるような展開をやはり検討していただきたい、このように思いますけども。

原課の中で、それに向けても、縷々検討していると思いますけども、その部分について、何か今の現状の中であれば、お聞かせ願いたいと。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

高齢者の私ども教育という視点からでございますけども、ことぶき大学、それから老人クラブ連合会の支援、これを2本柱としてこれまでやってまいっております。その中でことぶき大学につきましても、高齢者ということもあり、途中休止をした場面もございますが、分散登校という形でやっております。

しかしながら、なかなか今までやってまいりました活動、地域に出たの花壇の活動だとか、幼稚園児との交流だとか、様々な外部との関わりなどの交流、これがことごとくできていないという状況がございます。

それから、老人クラブ連合会につきましても御相談を頂くことがございます。なかなかやはり、

感染が怖くて大会の活動についても集めたらいいのか、やめたほうがいいのかという、非常に皆さん悩みを持っていらっしゃるような状況でございます。

現在のところ、まずはアフターコロナの中で、これまでやってまいりました事業、これをしっかり復活をさせてまいりたいというふうに考えております。

ただし、このコロナで低迷しました活動がコロナが終わったからといって、すぐ元に戻るかというと私どもはそのようには考えておりません。そのような部分では、しっかりと新しい仕掛けづくりというのを考えていかなきゃならない。老人クラブですとか、それからことぶき大学といった組織だけではない新たな活動。

当然スポーツ等の健康づくりの部分でも事業展開はしておりますが、それ以外も含めて新たな仕掛けづくりを考えていきたい、そのように考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

本当にこの部分、今後の中で真剣に取り組む部分かと思えます。御高齢の方の社会参加、保健福祉課では運動的な意味合いで、ふまねっと運動だとか各種取組もやっておられます。そのふまねっと運動に、導き参加できるような仕掛けづくりを社会教育の中で、もしできるのであればそういう方向性、トータルに今後の中で大変難しいですけれども、アフターコロナの中でできるものをまず着地点を見いだしながらちょっと取り組んでいただきたい、このように思いますので、今後とも誠心誠意取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（原田賢一君）

これまでも保健福祉課と連携した事業展開しておりますので、引き続きコロナ後のことも踏まえた課題と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、ここで3時5分まで休憩といたします。

休憩	午後	2時58分
再開	午後	3時05分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて質疑を再開します。

10款公債費、1項公債費、1目元金から2目利子まで一括質疑します。127から128ページ。

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

公債費、ちょっと数字だけ教えていただきたいんですけども、予算説明の段階において、元金きっと約3,000万ぐらい上がっているのは制約だったケアハウスの償還が始まったという説明がありましたが、ちなみにケアハウスの関係についての元金の令和4年度の償還額は幾らになっているのか。

参考的に老健の関係については、減債基金でオーバーフロー、介護収入の関係の減債基金で100万積んでいると思うんですけど、ちなみに老健のほうの令和4年度の元金償還額は幾らか、この2件についてお教えいただきたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ちょっと老健についてはお時間頂きたいと思います。

まずケアハウスにつきまして。実際ケアハウスの部分が始まったということで3,000万というお話をさせていただきましたが、これは相殺された形での3,000万という表現でして、実態的にはケアハウスの過疎債のハード、外構備品で5,495万6,000円、これは平成30年度にお借りしている分ですね。それと外構工事、これは平成29年に借り入れているもの、その元金償還額が5,375万円、これが今回令和4年度公債費元金償還に占めているケアハウスの割合でございます。

引き続き、老健ですね。老健の公債費、元本です。817万6,863円でございます。

以上でございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

数字的にありがとうございます。ケアハウスについては外構等含めて両方合わせると約1億ぐらいの償還が始まったという理解で、相殺して当然ほかの事業で道路とか過疎債とかいろんな形の中でやってきた事業についての減っていった部分でいきますけれども、ケアハウスについては両方合わせると約1億700万ぐらいという理解でよろしいですね。了解しました。

○議長（田中誠君）

ほか。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

申し訳ございません。先ほどの老健の部分、ちょっと数字の訂正を、先ほど私が申し上げたのは利子だそうで、本体の部分は5,120万6,439円ということで、大変失礼いたしました。桁が相当違いました。申し訳ございません。（笑声）

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

非常に少なくてよかったなと思ったんですけど（笑声）両方合わせると約5,900万、6,000万で、現実的にはもう介護報酬ぎりぎりのところできて、もうオーバーフローは期待しながら償還財源にならない。したがって、頭で100万だけとりあえず計算上は組んだという理解でよろしいですね。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

令和4年度に当たりましては、一応介護報酬と施設の運営費、この見合いで余剰分としては1億3,000万ぐらい見込んでおります。

ただ、令和3年度は補正額において100万円の余剰金というところであります。

ただ、介護報酬も年々増加傾向にあります。これはいろんな職員の待遇改善を含めまして、やはり経営の難しさもあるんですが、全国各地のやっぱり経営状況を見ますと、きちっと利益を出しながらの運営をしていますので、なかなかほかの地域とうちにおける経営実態というのは、なかなか一致はしませんが、人材の確保含めて、ただ少しでもこの余剰金を活用した中で、これからの施設整備であったり備品購入であったり、そういったものにしっかり充てていくという、こういうサイクルをきっちりつくっていく必要性はあると、私のほうでは考えております。

○議長（田中誠君）

ほか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、128ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。給与費明細書129から139ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。債務負担行為の調書140から144ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。地方債残高の調書145から146ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。質問漏れありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

ここで説明員交代となります。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長(田中誠君)

休憩を解いて質疑を再開します。

一般会計歳入の質疑を行います。

1 款町税、19から20ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

なしということですので、次、移ります。2 款地方譲与税、20ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。3 款利子割交付金から5 款株式譲渡所得割交付金まで一括質疑します。20から21ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

なしということですので、次、移ります。6 款法人事業税交付金、21ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、進みます。7 款地方消費税交付金、21ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。8 款環境性能割交付金から9 款地方特例交付金まで一括質疑します。21から22ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。10 款地方交付税、22ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。11款交通安全対策特別交付金、22ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。12款分担金及び負担金、22から23ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。13款使用料及び手数料、23から24ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。14款国庫支出金、24から27ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。15款道支出金、27から30ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。16款財産収入、30から31ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。17款繰入金から18款繰越金まで一括質疑します。31ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。19款諸収入、32から33ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。20款町債、33ページ。

(「なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

次、移ります。21款寄附金、34ページ。

(「なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

質問漏れございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

以上で、一般会計歳入の質疑を終わります。

ここで説明員交代となります。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（田中誠君）

休憩を解いて質疑を再開します。

議案第18号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。163から172ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

ないということですので、次、移ります。歳入157から159ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。議案第19号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。189から196ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。歳入183から185ページ。

○議長（田中誠君）

では、次、移ります。議案第20号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。211から212ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。歳入207から208ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。議案第21号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行い

ます。

歳出から質疑を受けます。227から230ページ。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

229ページ、水道施設整備事業費の中にあります水道施設整備基本計画策定業務委託料450万、これはどういうものなんですか。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

水道施設整備基本計画策定業務委託ということで450万計上してございますが、札弦・緑地区、第2施設の分の老朽化に伴います施設更新、これを主に今後の水道施設の更新に係る整備計画の策定をするために、今回予算を計上させていただいております。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

それでは、次、移ります。給与費明細書から地方債残高の調書まで一括質疑します。231から239ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。歳入。223から224ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。議案第22号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。255から257ページ。勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

ちょっと1点だけお伺いします。先ほどの簡易水道もそうですけど、公営企業化法に向けた一応適用化事業ということで、例規の整備なのかな。あまりこれ詳しくちょっと説明もらっていないような気がするんで、例規の整備をするのにどのような形の例規整備になるのかというのを教えていただきたいなと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、御質問頂きました例規整備の関係でございます。令和6年度の公営企業会計に向けまして年次的に準備をさせていただいております。令和3年度につきましては、固定資産台帳の整備、そして令和4年度につきましては、今回提案させていただいております例規整備支援ということで、条例等必要な例規につきまして、今回委託して整備、そして公営企業会計の公会計等に向けた準備をするものでございます。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○議長（田中誠君）

ほかございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、進みます。給与費明細書から地方債残高の調書まで一括質疑します。258から266ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

では、次、移ります。歳入251から252ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、次、移ります。

議案第23号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。279から283ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。給与費明細書。284から293ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。歳入275ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算について質疑を行います。

歳出から質疑を受けます。307から309ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

次、移ります。歳入。303ページ。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なしということですので、これで特別会計について、質問漏れありませんか。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

すみません、介護保険のところ、1点だけ。164ページから165ページにかけて、保険給付費の居宅介護サービス給付ですとか地域密着型介護サービス、考え方だけちょっと。本当は民生費のところでお聞きしようかな老人福祉の、そうしたら、ぱっと行ってしまったんで申し訳ございません。

というのは、一つはコロナの影響という形の中で既に議決となってる実行予算の段階においても、各種の在宅とか施設ですとか通所含めて、サービスがかなり減額して補正されているという状況になっていると思います。

当然介護保険の特別会計ですから、町内における、町外における事業者との連携の中においてどういう形になっていくのかという形でしょうけれども、先ほど違った教育費なんかにおいても、高齢者の孤立化、孤独化だとか、新しいそういった介護に至らないための予防対策という意味で、要支援レベルの方々と。いろんな分でやっぱりコロナにおける経済的影響だけかなり強調されますけども、実態的に身体的、精神的影響というのを、広く地域の中に蔓延しているんじゃないか。

そういった意味で、どういう形の中でそれをきちんと支えていくかという本来的な介護保険制度における取組というものが非常に、内容的な質が問われているんじゃないかな。100・0の世界ではなくして、どういった工夫をしてどういったサービスを皆さんに届けるのかとか、どういった工夫によって、そういった予防対策を講じていくのかというのがやはり非常に大きな課題になっているというふうに今回のコロナの状況の中で感じております。

実態として先ほど申し上げたとおり、一般会計等における令和3年度のサービス給付というのが減額補正でどっと落ちてきている。そういったことを含めたときに、やはり町外はなかなか難しいでしょうけども、町内の介護事業者、具体的に言うと老健、特養を含めた分、社会福祉協議会等とのもっと密な連携の中によって、どういった形で地域のそういった介護を支えていくのかということ、かなり緻密なレベルでやっていかないと、ただ予算に表れている部分だけでは読み切れない課題というものが、積み残しになるんじゃないかと。そのように考えておりますけども、今後令和4年度、ポストコロナ、ウイズコロナという状況の中において、どういった体制、対応というものを町内の事業者等連携しながら取り組んでいくのか、その辺の考え方。あるいは基本的な考え方でよろしいですので、ぜひ御説明いただきたい、このように存じます。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

今御質問頂きました介護保険の事業のサービスの提供の在り方の関係かと思われま。来年度の予算の部分に向けましては、現在第6波というものが来ているところでございますけれども、その部分、今後沈静化を向かっていくという形を踏まえた中での予算編成のほうさせていただきまして、平常と言えはちょっと語弊があるかもしれませんが、コロナの部分いつまた第7波が来るかも分からないところでございますけれども、そういった部分の中で、まずは今まで例年どおりの形の部分で、コロナ以前の部分でサービス提供できる形の部分で数字のほうは組まさせていただきますところでございます。

そういったところの中でも、今回のコロナ流行受けた上の中でも、やはり連携の部分、こちらのほう必要になってきております。社会福祉協議会というんですか、老健との部分につきましては、毎月1回の定例の打合せというのを今年の春、4月から行わせていただいております、老健、ヘルパー、社協本体、居宅、包括というところの部分も、月に1回集まりながら、またあと地域ケア会議等はケースごとに行っているところというところで、そういったところで連携のほうは密に行っているという形の部分。

また、清楽園につきましても、定期的に私ちょっと顔を出す形で情報交換、また後、サービス担当のほうにつきましても、ケースごとに密に連絡を取って事業のほう展開していると思われま。そう、そういったところの部分で今後とも情報を密にした形で行っていかねばいけなかなと思っておりますが、際だってこれという事業の部分はちょっと現在のところ起きてはいないところでございますけれども、今回のコロナを基に情報の大切さ、密さを、またいま一度理解をしながら、事業展開を行っていかねばいけなかなというところで考えてございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

役場の担当の皆様だけではなくして、社協本部の職員、包括支援センター、それとそれぞれ受け皿となっている町内事業所の現場の職員の皆様、いろいろな分で本当に苦勞しながらされているというのが、じかに接しながら感じたところですけど。

ただ、現実として、やはりいろんなもの、感染の拡大を防ぐためにはコントロールせざるを得なかった状況があるというのは事実だと思いますので、そこを踏まえた中で、こういった形であれば、そういったリスクを極限的に縮小しながら現実的にサービスを届けるかという工夫と、その他の入り口はやっぱり情報の共有だとかお互い密に日常的に連携し合っていく仕組みだと思います。

制度だけがあっても現実的に人が動かなければ、そういった連携がなされないという部分、これ残念ながらそういった事実が過去にはあったと思っておりますけれども、ここ何年か、かなりそういった打合せとか会議というものを頻繁に行う中において、新しい体制の構築を凶っていることは十分、理解しておりますので、そこをもう一つ進化させながら、ポストコロナ、ウイズコロナ禍におけるそういった福祉サービス、高齢者サービスのありようというものを、ぜひ事業者と一体となって探っていただきたいと思っております。

もう一つ事業運営母体のやはり理事がいたり、いろいろするわけですから、職員だけでなかなか動きがたいということもありませんけれども、そういった実態に対してどういうふうにするのか、

本当にマネジメントされているのかと言ったらちょっときついですけれども、やはり職員任せになっている。受け皿となる事業所の職員任せとなっている部分がないのかなというところも非常に気になるところでありますので、そういった運営母体となる本来的な在り方というものを探りながら、ぜひ今後も取り組んでいただきたい、このように申し上げたいと存じます。

○議長（田中誠君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

今頂きましたお言葉を胸に、また一層の情報共有、そういった形の中を進めていながら事業運営のほう行っていきたいと思えます。

○議長（田中誠君）

ほか質問漏れ。前中康男君。

○8番（前中康男君）

農業集落排水事業でちょっと今後の展開という部分で。予算説明の中でもクリーンセンターの休止に伴い電気料の減少という説明を受けました。ページの言えれば256ページの部分なんですけども。休止ということですから、中止ではないという思いで感じてはいます。ただ、公共等施設管理計画等でも常にありますけども、今後に向けてこの施設、休止という判断、起債もありますからどのような形で今後捉えているのか。

今後の中の話は今ここでというわけにはいきませんが、今町は大きくゼロカーボンという形に推進していく中で、このクリーンセンター自体はかなり先進的な取組ではなかったのかなと思っています。それをここに来て休止というか、いろんな部分での震災の関係で発酵物質が調達できないとかそういう部分がありますし、なかなか近隣でもそういう部分でコンポスト化するのが大変難しいという事例も十分理解はしていますけども、そこら辺についてどのような形で今後の中で進めていくのか。

いろんな都合ありますし分かりませんが、そこら辺、今どのように捉えているのかだけ、ちょっと説明を頂きたいと思えますけど。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

今、札弦クリーンセンターの今後の話ということで御質問いただきました。今回、令和3年度から実はクリーンセンターのほうを、今休止をしている状態でございます。

今後の利活用につきましては、今ここでこうしたらいいとか、ああしたらいいとかいう話には、なかなかならないと思えます。常任委員会等も相談しながら、今後の在り方について協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○8番（前中康男君）

方向性という型で、活用していくのかしていかないのかという部分多分あると思うんですけども、以前にもやはり破損だとか予算づけをしながら、小破修繕修理やっぱりやってきた経過があります。その中で所管としても議員各位も現地に入りながら、つぶさに見た経過があります。

そういった部分で問題提起というか、頭出しの中での議員としても、議会としても思ってますから、やはりそこはしっかりと行政の中でも検討するというので、今明細な答弁ということではないですけども、進めていただきたいということ、この場で申し添えておきたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（熊谷雄二君）

御意見頂きましたので、協議してまいりたいと思っています。

○議長（田中誠君）

ほかに。ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

なければ、以上で特別会計歳出歳入の質疑を終わります。

以上で、各会計の予算質疑を終わります。

本日は、これで散会とします。明日は、9時30分より各会計予算案全般にわたる総括質疑から再開となります。お疲れさまでした。

散会 午後 3時40分

令和4年第1回清里町議会定例会会議録（3月17日）

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	榎引政明
教 育 長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副 町 長	本松昭仁
総 務 課 長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町 民 課 長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	熊谷雄二
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	原田賢一

生涯学習課参与	小林	正明
農業委員会事務局長	熊谷	雄二
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第17号 ～ 議案第24号（各会計予算の総括質疑）

議案第4号 清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第5号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第7号 清里町基金条例の一部を改正する条例

議案第8号 清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

議案第17号 令和4年度清里町一般会計予算

議案第18号 令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算

議案第19号 令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算

議案第25号 令和3年度清里町一般会計補正予算（第10号）

意見案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める意見書について

決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議について

議会報告第1号 職員の自死事案に関する調査検証特別委員会報告について

●開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長において、2番 古谷一夫君、3番 伊藤忠之君を指名いたします。

●日程第2 議案第17号 ～ 議案第24号（各会計予算の総括質疑）

○議長（田中誠君）

日程第2、一括議題質疑となっております議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算から議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算までの各会計の予算について総括質疑を行います。村島健二君。

○7番（村島健二君）

それでは、総括ということで質問をさせていただきます。

令和2年度、令和3年度、新型コロナウイルス感染症が流行し、一旦は減少に向かったわけでありましたが、再度、6波のオミクロン株が流行しております。コロナウイルスの終息がまだに見通せない状況下の中、令和4年度一般会計、特別7会計の総額は、合計70億7,463万3,000円であります。

この後、予算が可決成立をしたいと思います、新規事業をはじめ、継続事業を速やかに粛々と執行されるよう念願しております。

それでは、観光振興整備について、この神の子池、さくらの滝につきましては、何回となく質問させている事案でありますけれども、再度伺いたいと思います。

神の子池は、遊歩道、管理棟、トイレ、車道などの実施設計を上げておきながら認可が下りなかったということで、その理由は何であったのかを、まず伺いたいと思います。

次に、さくらの滝について伺いますが、一部道路はできておりますが、駐車場、トイレなど、整備が大変遅れていることは事実であります、その後の経過を見ますと、何年もかかっております。整備についてのことを、まず伺いたいと思います。

この2点について、まず、伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの村島議員の2つの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目は、神の子池の整備の関係であります。

議員、御承知のように、町では平成29年に神の子池が阿寒摩周国立公園に編入されたことを機に、神の子池の周辺整備に計画を始めたところであります。

その計画の中では、現在の場所から、約600メートル北側に離れた場所に、現在と同規模の駐車場、それからトイレ等の整備をしたいというようなことで、計画をもって、現在までも議会とも相談をさせていただきながら進めてきたところであります。

当初の考えでは、保安林解除により整備をするというようなことで進めておりましたが、水源涵養保安林ということで、解除が極めて難しいということが分かりまして、その時点で保安林内での作業行為という手法があるものですから、その作業行為をもって整備をしたいというようなことで、林野のほうとも協議を重ねていたわけですが、この作業行為の場合は、一時的に設置するにはいいんですけども、基礎つきのしっかりとしたものということになると、それは該当しないというようなことで、お答えをいただいて、しからばということで、今現在、いろんな手法の検討を加えていたということで、中断をしていたことはそのとおりでございます。

その後、今年に入ってから、難しいと言われた保安林解除についても、国立公園内の園地整備計画というものに乗せてやれば可能性があるぞということを、森林管理署のほうから御指導、御助言をいただきました。そんなことで、今、その御指導、御助言をいただきながら、内容について、速やかにやれる方式についても検討を加えているというような実情にあります。

それから、次に、さくらの滝であります。これにつきましては、道路がもう既に、早くに整備がされております。ただ、さくらの滝の駐車場、それから滝のところも、下がえぐれているというようなことで、今の展望の場所が果たしてどうなのかというようなこともございます。そして、やはり安全が第一でありますから、安全管理という意味において、しっかりとした柵をつけて、それ以上入っていかれないようにしなければならんと。併せて展望も、今、ぎりぎりまで皆さん行ってしまうものですから、やはり、そこまでも行かないような展望のやり方を考えて行かなければならんとというようなことで、具体的な柵の設置等を含めて検討している段階であります。

その整備内容等がまとめ次第、基本的に今年度には私は実施していきたいということで、補正予算対応での実施を予定をしているところであります。改めて、また議会とも相談をさせていただきたいというふうに考えております。

また、その駐車帯の関係であります。駐車帯も、かなり凸凹と荒れた状態になっておりますので、これらにつきましても、改めて砂利引きと転圧、そして防塵処理を行ってきたいというふうに考えておまして、これらも今回の展望施設箇所の整備と併せて実施をするということを進めているところであります。

また、トイレ等の関係につきましても、今年度というか明年度、令和4年度の段階において、東京農大との連携の下で観光地のいろいろなニーズ調査等も予定をしておりますので、そうした中において、どのような形にしていっていいのか、そこら辺についても、十分に今年度のうちに、令和4年度のうちに方向性を固めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上、2つの関係申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

この神の子池は、林野庁、環境庁にお願いするしか、これ、ないわけでありますから、許可が出なかったというこの理由は、今、町長も申されましたけれども、やっぱり保安林、林道沿いの保安林を、新たに駐車場なりを造るということになりますと、やはり、かなりの面積が使われるわけです。

そんなことで、いろいろと、そういう理由づけであったかとは思いますが、やはり、今現在、大型バスが入っていくことができない状況下にあるわけですから、やはり私は、早急に林道の、林道ですけど、林道の、今の現在の道路を、やっぱり拡張して、そして、やはり大型バスが入っていかないと、今まで伺っていますと、大型バスが道道の道路でとまって、そこから小さい車に乗り換えて行っているという話を聞いてもおりますけれども、やはり、中型バスであれば29人乗りですけれども、それは入っていけるのは可能だと私は思いますけれども、やはり、あそこで大型バスが道道から、また小さい車に乗り換えて入っていったような状況では、観光に来たくても来れないような状況じゃないかと、私は思うんです。

ですから、やはり、早急にそういう認可が下りなかった現段階でありますから、やっぱりこれは、もう何がなんでも、道路を、やはり広げないことには、大きな車が入っていけないということになりますので、斜里警察署から、ストップを受けたということでもありますから、これはもう、どうすることもないことでもあります。今現在はです。ですから、やはり、これは道路の拡張が、まず先に優先するのではないかなと私は思うんです。

結果的に、今の実施設計を上げたものは駄目になってしまった。振り出しに戻ってしまったということであれば、やはり現在地の、あの広い駐車場を利用しながら、やはり、そこに実施設計で上げた建物とかトイレだとか、そういったものを私は建設整備したほうが早いのではないかなと、大きい小さいはありますけれども、やったほうがいいのではないかなと。そうでないと、新たにいろんな工夫をされても、なかなかこれは、行かないんでないかなと。

やはり、今、一番、観光客も、裏摩周に来た大きなバスが、必ず今までは入っていたんです、中に。それがストップされちゃったということでもありますから、やはり、やっぱり新たにやると言っても、私は不可能であると、私自身はそう思っているんです。

ですから可能な限り、やっぱり今現在の、あの広い今まで使っていた、利用していた駐車場を基に、やはり、やられることがどうなのかなと私は思うんですが、あの部分については、駄目になったのかな、どうなったんですかね。ちょっと、その点、伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問、御指摘等でございますが、基本的に神の子池までの道路については、施業林道を使わせていただいております、基本的には施業林道ですから、営林署側が整備管理していくというのが通常ですが、現状は、施業林道でありますけれども、実際には、その施業をしていない区域になっております。

町としては、併用林道としての扱いをさせていただいて、町がそのところを借り受けて、整備をしているという状況にあります。

それで、道路の整備についても、次の課題として求めていかなきゃならんというようなことで、

営林署側に施業林道の道路図の提供を求めたんですが、それがしっかりしたものがないということで、ないとなれば、将来的な整備計画となれば、用地を確定をさせねばならないということもありますんで、そこで、ちょっと今、営林署側と協議がとまっているというような状況にもあります。

御指摘のように大型バスが入っていかれない幅員しかありませんので、やはり、ある一定の交通量をこれから考えていかなきゃならんというような中では、現状のままでは、なかなか厳しい、万が一事故でも起きたときに、道路管理者としての責任を問われかねないというようなことにもなってしまうんで、そこら辺はしっかりと対応できるように、大所高所検討を加えていかなきゃならんというふうに考えております。

また、駐車場やトイレ等の設置場所等の関係であります。現状、なかなか保安林解除だとか、いろんな課題もございます。そういう中で、どういうふうに進めていったらいいのかというようなことで、先ほど言いましたように、国立公園内の整備計画に基づく整備ということであれば、若干、緩和されるようではありますが、それも全てということではなくて、しっかりとした理由づけがあった上でのというような前提がついておりますので、今回、東京農大の協力をいただいて、まずは神の子池周辺の生態系の調査、また、観光客のニーズ、そうしたものをしっかりと調査した中で、整備の考え方についてまとめていかなきゃならんというふうに考えております。

場合によっては、今の考えていた、議員おっしゃられるように、一回白紙に戻してやらなければならん時点も生じてくる可能性もあるというふうに考えております。

できる限り、やはり神の子池周辺のところ、今ある駐車場は、やっぱり広くて、非常にいいんですけども、そこに大量の車が入って行って、排気ガスがという問題も、事実出てきておりますので、それを少しでも環境対策の上から引き離していくということも考えながら、今回の計画ではあったんですが、なかなか現状問題としたときには、前に進んでいないということもありますので、しっかりとそこら辺、御意見は御意見、しっかりと受け止めながら進めていけるようにしていきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

なかなかこっちの、町側の思ったとおりにはいかないわけでありましてけれども、林道、専用林道ということで、拡張もできないということであれば、これはもう、仕方ないと言えば仕方ないという言葉しか当てはまらないわけでありまして、やはり、今、町長が言われたように、やっぱり一回白紙に戻して、いい、何か案を、やっぱり考えなければいけないなど。私もそのように考えますので、今後、早急に検討されることをお願いしたいと思います。

次に、さくらの滝であります。この土地は、言うまでもなく砂利協さんから無償で寄附をしていただいた土地であります。

こんなこと言うのも、大変申し訳ないんですが、理事長さんは、もう94歳になりました。あと2年ほど、まだ理事長さんを勤めたいという話を伺っておりますけれども、こんな言葉は適当ではありませんけれども、目の黒いうちに、やはり、その頂いた土地を利活用して、やはり、早く早急に、やっぱり整備をされて、私自身としては見せてあげたいなど、こんなふうに思っている次第であります。

この点について、再度伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほどの神の子池の関係でもありますが、今、今年から先ほど申し上げましたように、東京農大のお力をいただきながら、様々な調査を入れていくというような中で、改めた整備の考え方も示されるかとも思います。そういう中で、しっかりと対応をしていきたいというふうに考えております。

それと、さくらの滝の整備であります。先ほども申し上げましたが、現在、展望柵のところの検討を加えておりますので、これがまとまってきた段階で、先ほど申し上げましたように、駐車場の整備と一体的に併せて、今年度実施をしていきたいということで、補正予算での対応、また議会とも十分相談させていただきながら、前向きに進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

先ほど、町長からトイレのことで、さくらの滝のトイレについて、ちょっと伺いましたけれども、やはり、毎年毎年、やっぱり簡易トイレで対応されていると思いますけれども、できることならば、やはり、やれるものからやっていっても、順序は別にいいわけですから、この点、私のほうからも要望しておきたいなと思います。

以上であります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまのトイレの関係についても、調査の中で十分に検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

それでは、次、ほか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは、総括質問をさせていただきます。

今回の総括質問、2項目について、櫛引町長に質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、指定管理の問題であります。現在、清里町は、8つの指定管理を民間にお願いをしております。その中の3つの温泉施設が指定管理になっておりますが、この指定管理

について、町長にお伺いしたいと思いますが、もともと、この3施設は、従来は3年間という契約期間で始まったところが多くなっておりませんが、現在、この3施設とも5年間に指定管理期間が変わっております。

特に緑清荘は、今の株式会社しげたに変わったときから、5年間になっております。最初の5年間は、温泉、宿泊、それからレストランとも、通常営業を行ってございましたが、この2回目の契約直後、令和2年の4月から2回目の契約が始まったんですが、令和2年、2回目の契約が終わった2か月後の6月から、お昼のレストラン営業を中止しております。

もう少しで2年がたちますけれども、まず、現在の状況を見て、町長、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。緑清荘については、現在の指定管理者と令和2年度から改めて契約をし、指定管理運営をいただいているところであります。

御指摘のように、6月からレストラン、昼時間です。昼時間のレストランを休業しているというようなことで、御指摘、以前にもいただいております、私どもとしても、再三にわたって、指定管理者に対して営業時間、営業を再開することについて申し入れ、指導をしてきたところであります。

しかし、残念なことに、様々な理由から、今までにまだ再開がされていないということでありまして、私としては誠に遺憾であるというふうに思っております。

住民サービスの向上のために指定管理制度を導入した、その一つのメリットが失われているのかなというふうに感じている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長も、今、答弁いただいたんですが、様々な理由で休んでいると、町長自身も遺憾であるという言葉をいただいたんですが、これ、やっぱり一番苦情が出ているところが、町民なんです。数多くの町民の方から、私だけでなく、各議員、みんな言われていると思うし、町サイドも町民の方から苦情が出ているというのは分かっていると思うし、直接言われている方もいるだろうというふうに思います。

これ、所管の課長から、何回も緑清荘に対して何とか改善してほしいということを要請しておりますけれども、全く、言っちゃ悪いんですけども、やる気がないのか、そういうふうにしかとれないような状況、やらない理由は何かと聞きますと、従業員がいない、それが第一の理由で上げられておりますけれども、従業員がいないんじゃないかと、従業員を探そうとしていない。この2年間、ずっと休んできている中で、私、緑清荘がレストランの従業員募集のチラシを一度も見ることがない。町長、見たことありますか、これ。話を聞きますと、網走のハローワークに出しているけれども、来ないって。網走のハローワークの情報を、清里の町民、いちいち見ますか。

そうじゃないでしょう。まず、チラシを入れて、レストランの従業員を本当に探す気だったら、パートでも何でもいいはずなんです。それすらもしない。

指定管理の年度協定書というのは、町長も交わしておられると思うんですけども、第3条に、甲及び乙は、本年度の業務内容は基本協定及び仕様書等に定めるとおりであることを確認する。これ、協定及び仕様書等に沿っていないじゃないですか。やっていることが。

今後、町長、先ほども遺憾であるというふうに言っていますが、じゃあ、どういう対応を取るのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

指定管理の業務の内容等でありますが、先ほど申し上げましたように、レストラン、いまだに再開をいただけないということで、私としても、本当に遺憾に感じている次第であります。

これらの関係については、担当課のほうにおいて、それと、また連絡協議会という、その指定管理の、年に2回ほどありますが、直接指定管理者をお呼びして、町側の考え方を申し上げ、そして、ただすところはただしてもらおうというようなことでの会議をやってきたわけでありまして、その中においても、所管のほうから厳しく、これらの課題については指導をしているというふうに聞いておりますし、ときには、かなり荒々しいやり取りがあるんだというようなことも聞いていますところではありますが、指定管理者側の言い分として、先ほど言いましたように、様々な理由を上げられているようであります。

一点には、なかなか、チラシを出していないものの、募集はしてやっているけれども、人が確保できない。また、ある一面は、経営的にその時間帯だけやっても収支が合わないというような御意見等も言われているようであります。

ただ、町としては、それらを総体的に含んだ中での指定管理ということでありますから、しっかりと、やはり当初の考えに基づいて、町の指導に基づいて進めていただきたいというふうに考えております。引き続き、住民サービスの向上の観点から、改善に向けた取組を進めていくように指導をしていきたいというふうに思います。

ただ、こう、言った、言わんの指導ばかりやっても、いつまでたっても落ちが明かないというふうに思います。指定管理のメリットが失われるようでは、せっかくの業務が台なしになってしまいます。現行の指定管理モニタリング制度もありますから、それを、さらに一層強化をしながら、課題を整理し、改善命令的な措置をもって、相手に対処することについても視野に、改善に向けた取組を進めていきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

本当に改善命令だけで済まないような話になってきていると思うんです。というのは、町長、今、おっしゃっていましたが、向こう側から、その時間だけやったって利益が出ないって、大体、そうやって言うこと自体が、指定管理としておかしいでしょう。だって、レストランと宿泊と温

泉と、やるということ分かっていて指定管理を受けているわけですから。それを分かっていて、その時間だけやったって利益が出ないからとかって、そういう次元の話じゃないと思います。それだったら、自分でやめればいいですから。

本当に町長も、先日の15日の一般質問の中でも、古谷氏の一般質問の中でも、指定管理とは何かという話になったときに、指定管理って、町の代わりに民間のノウハウを生かした中で、いかにいいサービスを提供してやっていただく、これ基本です。本来は、町がやるべきことを、町の代わりにやっているわけですから。

だけど、今の状況を見たら、町の代わりにやっっているながら、町の評判を下げているじゃないですか、逆に。この協定書の中にも、モニタリングというか、先日も、町長、お話ししておりましたが、定期モニタリング、随時モニタリングあります。この中に、この業務実施が本協定に定める条件等を満たし得ない場合は、甲は、町は指定管理業者に対して、業務の改善等のために必要な勧告を行うことができる。もう、指示じゃないんです。勧告なんです。

特に町長、町長も分かっていると思いますが、この夏場、コロナになってからでも、7月、8月が一番レストランの利用人員が多い時期。大体、1か月2,500人から3,000人、もう数字が出ております。

この時期に、平然と2年間も休めるということ自体が、私は異常だと思うんですが、町長、今までも町の職員、いろいろと緑清荘の管理者と、いろんな指導を行ってきたと言っていますが、これで改善できなかった場合、町長自らが行う気持ちはないですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

緑清荘の指定管理の問題であります。基本的に指定管理の目的があるわけでありまして、住民サービスの向上、そして、さらに、それをもって行政負担の軽減につないでいくという大きな目的がございます。その目的に沿った中で、この指定管理が行われていかなければならないというふうに思っておりますし、またこれは、あくまでも行政行為でありますので、町に代わって業務をやっていただく、要は代行業務という部分も併せ持った性格のものであります。

こんな中で、こうしたことが起きなければ一番いいわけではありますが、現実としてレストランを休業されているというようなことで、ただ、このレストランの休業の、昼の休業だけをもって、全て業務が云々ということではありませんから、そこら辺はしっかりと、我々としても考えながら進めていく必要があると。改善命令なり、勧告をしていきながら、やはり、こちらの考え方と指定管理者の考え方、すり合わせていかなければならないだろうというふうに思っている次第であります。

今の時点で、そうしたときに町長として直接やる気はないのかというような御質問であります。これについては、まだこれからの過程の中でありまして、もともとは町のものでありますから、皆さんが手を離したら、町は、ほったらかしておくわけにはいかないということは、明々白々のことでありますので、そこら辺も踏まえながら、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長、今の段階で、私がどうのこうのって話じゃなくて、今の段階って、もう2年たつんでしよう、6月で。じゃあ、何年休んでいたら、町長、動くんですか、これ。町長、これ2年間たつのに、町長、町長は自ら動かないって言っていますけれども、あれですか、ずっと休んでいても、じゃあ、自分は何もしないで、要するに所管の課長に任せるといふ捉え方でいいんですか。

私はそうじゃなくて、町長自らが、やっぱり町民の方が、いろいろと苦情出ているわけですから、それに対して、やっぱり何とかしようという気持ちがないと、私はそう思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

何度も所管の中で、それぞれ定期モニタリング、また臨時のモニタリングもしながら、言うことは言ってきたり来しております。その後をしっかりと見つめていかなきゃならんだろうというふうに思っていますが、最終的にどうにもならん、にっちもさっちもならんとなれば、当然、町の施設でありますから、その責任者は私であります。

私が自らやらなきゃならんと。だけど、そこに行く前に、やはり所管がありますんで、しっかりと所管の中で対応しながら、方向策を考えていきたいというふうに考え、そういう思いでいるわけありますんで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

最終的に町長がということ、今、おっしゃったんですが、もうすぐ6月で2年たちますけれども、じゃあ、どんな期間になったら自分がということ、これ、具体的に期限、言ってほしいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明。

○町長（櫛引政明君）

相手方がいることですから、町が一方向的に全てを押し切るといふわけにはいきませんので、しっかりと相手方にこういう状況を伝えた中で改善をしてもらうのは、まずは第一義でありますから、そのこととをしっかりと間違いないように進めていかなきゃならんだろうというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

何か答弁を聞いていると、あんまり前向きな感覚じゃないのかなというふうには取れるんですけども、この問題、いつまでもこうやってやり取りしていても、時間だけ食いますんで、次の問題に行きたいと思いますが、次に、同じく指定管理の問題で、パパスランドさつつるについてお伺いします。

昨年8月に、従業員4名の方から、内部告発的な文書が町総務課に届きまして、それで常任委員会の中でも報告がありました。

その後、商工会、町総務課、町の監査がそれぞれに調査を行ってきました。常任委員会の町の報告の中では、指定管理会社である有限会社パパスさつつる代表取締役社長の不正があった。また、毎年出されている収支報告書も全然数字が合わないことが、何年も前からあるとの報告です。

町長、まずこれを聞いて、今、どういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

パパスの関係であります。御質問のように、昨年8月にパパスの従業員の方から、本来であればパパスの会社の役員に、また、経営者に対して出すべき書類だったのではないかなというふうには思っておりますが、お聞きすると、役員の方にその内容を話したけれども、さっぱり回答がないということで、指定管理者の大元である町のほうに、そこら辺については是正をしてほしいというようなことでの、パパス報告書という形で担当者のほうに書類が上がったわけであります。

担当者のほうから、その報告をいただきましたので、内容を確認させていただくと、ほとんどが、やはり会社内部の役員と、職員との間の意思疎通欠如による様々な課題ではなかったのかなというふうには思っております。

内容的には、会社の会計事務処理に関わること、また労働環境に関わることなどについて、数十項目にわたって内容の報告がされていたわけであります。

私どもとしても、先ほど来申し上げておりますように、所管課において、定期的、毎月1回のモニタリングと、そして臨時的なモニタリングをしてきておりますが、会社内部のそういう部分でのモニタリングというのは、あくまでも業務報告で上がってきた部分しか受付、見ておりませんので、雇用管理契約がなかったとか、雇用規則があるだとか、ないだとかというようなことになると、そこまでのモニタリングはしておりません。通常的には業務報告書、日誌に上がってきた内容の確認と収支の内容等についての点検と監査というような状況であります。

ただ、今回示されてきたのは、そういう内部に関わる課題、これが出てきたわけであります。出てきましたから、町としても放置しておくわけにはいかないというようなことで、担当がその内容の確認について、会社役員側と、また従業員側にさせていただいたところであります。

基本的には地域おこし会社として、地域の方々は、このパパスを通じて活性化に向けた努力を続けられているわけでありますから、しっかりとこの辺も是正をしながら、改めて、この指定管理という業務体系を認識してもらって、地域の活性化につながっていくように努力をしていただきたいと思いますというふうには思っております。

また、こういう事態が生じたことについては、本当に、先ほどの話ではありません。これについても、私としては非常に遺憾であると言わざるを得ないと思うし、そのように思っております。私も直接責任者とお会いして、言いたくない話だけど、させてもらいますということを、がっちりやっただつもりでもおります。

以上です。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

本当に、つい最近の、この間の一般質問の中でも、町長、町民に喜ばれる施設づくりをしていくというふうに述べております。

施設づくりをしていくためには、やはり従業員、それから会社、しっかりとこの辺が、皆さん、ちゃんとしていて、初めて町民に対してのサービスが行われると、私はそういうふうに思っているんですが、その従業員の方から、そういうふうな報告書が届くということは、これは、やっぱり異常かなと思います。

私は町長も知っていると思うんですが、この問題、町民は数多くの町民、知っています。そこで、私も個人的に、この問題を町民の方にお伺いしました。いろんな方に、もう何十人にも聞きました。やはり、私が話を聞きますと、社長自らが不正を行う会社は、もう指定管理を任せていること自体がおかしいと。要するに、これを知っていて、まして労働基準監督署まで入っているという状況であります。いかに適当だったか、もう、そういうことを言う町民がほとんどでした。

町長、本当に町長も、遺憾だという話をされておりますけれども、私は遺憾だという以前に、これ、本当にこの指定管理会社、大丈夫なのって。町長、先ほどから会社内部のことっておっしゃいますけども、私は違うと思うんです。

私たち議会が、これ、賛成多数で議決して、今の指定管理になっているわけなんですけど、やはり、私たち議会も、これを議決した以上は責任ありますし、ちゃんとやってくれる会社でないと困るわけです。

これ、緑清荘と同じ温泉施設の指定管理者でありますけど、ここは緑清荘と違って、年間1,000万円弱の、町からの公金が入っております。これは、町職員の方も町民の方も、みんな分かっていることだと思いますが、皆さんの、町民の方の税金が入っているわけです。

そのお金を、それはお金に色はついていないですけど、そのお金を、その契約者である代表取締役が、これを不正をするということ自体、もう失格じゃないですか。私はそう思うんですが、町長、もう一度、見解をお願いします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの件ですが、会社としては好ましい姿じゃない。失格という言葉がどうなのかというのは、非常に問題があるかなというふうに思いますが、会社の運営としては好ましい状況ではないというふうに、私も理解しているところであります。

また、今回のこのパパスについては、指定管理業務の部分と、それから施設の貸付けの部分とがあります。指定管理の部分は、全体としての指定管理はそうですが、業務の直接的な部分としては、入浴施設に関わるところが指定管理ということになっておりまして、この指定管理に係る業務そのものについては、別に支障を来しておりません。ただ、こういううわさが広がっていくことによって、住民の方々、余り心気持ちよく入れられないのかなというふうには思っておりますけれども、直接的に、この業務を中止しているだとか、放置しているだとか、そういうことにはなっておりません。

また、委託料の関係についても、会社にきちっと会計上扱われていることは事実であって、このことに対する疑念ということではないというふうにも理解をしております。

そして、また調査、モニタリングに入り、そして各商工会や、また会計士、さらには労働基準監督署、指導に入られているということで、改善を、今、盛んにされているというふう聞いております。

そうした中においては、指定管理の基本条項にあります期間内における解約という条項には、直接的に当てはまらないのかなというふうにも考えている次第であります。

ただ、こうした疑念を持たれることが、そもそもどうなのだというのは、もう、まさにそのとおりだというふうに思っております。先ほど申し上げました地域会社であります。早急に体制を構築しなおして、信頼回復に向けて、職員、役職員一丸となって取り組んでいただきたい、そのように私は希望をいたしている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

早急に取り組んでいただきたいと、もう、みんなそう思っているわけです。ちょっと私、ここで町長にお伺いしたいんですが、ここに協定書ありますけれど、この協定書の第44条、第7章です。指定管理満了以前の指定の取消等という項目があります。この協定書の中に。

その45条、1、乙が、要するに指定管理会社が、管理業務の実施に際し不正な行為を行ったとき、2、乙が甲に対して虚偽の報告等をし、または不当な、これ、こうやって書いて、45条に、指定管理の取消についてもうたっているわけです。

実際に不正な行為があった、報告書に対しても虚偽の報告をしている、それも1年間だけじゃなくて、何年分にもわたって、この報告書が全くでたらめである。これ、指定管理の取消等に該当するんじゃないですか。いかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

期間満了前の指定の取消の条項ではありますが、先ほど来、お話をいただいておりますように、不当な、不正なことなのかどうか、不適切と私は思っておりますけれども、不当なことになると、これはまた見解が変わってくるのかなというふうに考えているところであります。

それぞれの条項、項目が十数項目にわたって、取消に係る項目があるかと思えます。その中の

一つに当てはまって、それが全てだということではないと。全体、大所高所判断した中で、それに、まず合致するのかどうかという判定をしていかなきゃならんだろうというふうに思っております。

私どもとしては、会社の中でのそのやり取り、従業員とのやり取りで、言った、言わないのことまでびっしり書いてある、そういう報告書でもあります。また、内容的には、会計上のこともありますが、それが悪質な不正をもって行われていたのかどうかということも、そこも、しっかり見ていかなきゃならんだろうというふうに思っております。

一方的な町の解釈だけでやることができないというふうに思っておりますし、会社として、どういような処理をしようとしているのかと、そこら辺についても、しっかり検証していく必要があるというふうに考えております。

その項目一つにでも当てはまって、微々たるものでも、全部それに該当させるのかどうかと、これ、法の解釈の上からおいて、どういふふうに判断していくか、十分に検討しなきゃならんというふうに思うところであります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、町長の不正じゃなくて不適切なという言葉を使ったんですが、町長、町からの報告で不正があったってという報告出ているんですよ、もう。常任委員会の中で発表しているんです。不正があったって。

それと、これ、会社がどうのこうのっていうことじゃなくて、私が言いたいのは、町としてどうなんですかという話をしているんです。

私だって、同じ清里の町民ですから、まして、札弦町にある、この有限会社パパスさつつる、前から指定管理、ずっと、緑の湯をやっているときから、ずっとあったわけですから、知らないわけでもないし、人間的、個人的にも知り合いもいるし、憎いからやっているわけじゃないですよ。ただ、町のスタンスとして、この指定管理の在り方。

それを今、町長の言うように、私は協定書をこうやって、今、45条を読みましたが、町長が言うように、全て決断しないで先送り先送りして、会社のことですからって言っていたら、じゃあ、この協定書って、一体何のためにあるんですか、これ。

これ、協定書って契約書でしょう、もう。お互いに、町と会社と判をつきあって、契約をして、この協定書、交わしているわけでしょう。

ここに書かれていることが、実際にできないんだったら、こんな条項、要らないんです。何のために、これ書いてあるのか分からないですよ、こんなん。もう少し、ちゃんとした決断をした上で指定管理の在り方を、町長はじめやっていただきたい。

パパスに関しては、そういうことでお願いをしておきます。実際に、例えば指定管理、一度白紙に戻して、先ほどの村島議員の話じゃないですけど、一度白紙に戻して、指定管理を再度募集して、大手だっていいじゃないですか。しっかりと地域の雇用を守ってくれているわけですから、大手だって。その間、しっかりと決まるまでは、町直営でやったっていいじゃないですか。やっぱり、いろんな方法、いろんな手法、いろんな考え方があると思いますが、やはり、町のトップであります櫛引町長が、しっかりとキャスティングボードを握ってやってほしい、私はそ

ういうふうに考えております。

次に、2点目の職員自死による再発防止について、町長にお伺いします。

職員亡くなりまして、もう1年が過ぎました。昨年2月26日です。このことによりまして、議会も特別委員会を立ち上げました。今まで14回の会議を開いてきました。しかし、この1年が過ぎた今でも、櫛引町長からは、いまだに具体的な提案が何一つ出されていない。私はここがなぜなのか、議会では言いませんけれども、現在の町長の考え方はいかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

1点目のパラスランドの指定管理の関係であります。様々な御意見、町民の意見等あるかなというふうに思っております。

今、はっきり言って好ましいスタイルではないというふうには、私も認識をしておりますが、ただ単純に条項が1項目でもはまったら、すぐ期間中の指定管理取り消すということには、なかなかないだろうと、そこら辺は大所高所、十分に検討をさせていただき、また今回、令和4年度中においても、そういう専門家による会計診断という部分も含めて、指定管理の在り方等、検討していきたいというふうに考えるところであります。

御質問の趣旨、意向をたいしながら、我々としてもよりよい方向性に向かうように、十分に検討を加えてまいりたいというふうに思います。

それから、昨年2月26日、職員の方が自ら貴い命を絶たれてしまった。早急に、この原因をとということで、第三者機関である法律事務所のほうに調査をお願いをして、原因を究明をさせていただきました。

結果としては、上司による常態的なパワーハラスメントによる違法行為、安全配慮義務違反であるということと、やはり過労、過酷な労働環境にあるということでありました。そうしたことが今回の事件の起因となったものとの結論でありました。

それを受けて、町として、我々としても責任をとということでの対処をさせていただきました。また、職員の皆さんに対しては、やはりそういう事案でありましたので、相当に心が揺れたところもあるということで、早速、メンタルヘルスのヒアリングのほうもさせていただきましたし、また、パワハラに対する、そうした研修等も実施をさせていただいております。

そして、何もしていないという話でありますけど、決して何もしていないわけではなくて、そういう対応、研修会だとか、メンタルヘルスだとか、いろんな部分での職員に対する、また職場に対する環境づくりをやってきたつもりでありますし、またせんだっては、職員の服務に関する規律、行動指針なるものも策定をしながら、明るい職場づくりに向けた取組を進めていくということで、ちょうど指針の考え方についてもお示しをさせていただいたところであります。

私としては、今月中にその指針を適用させていただき、4月1日から、また新たな気持ちで職場づくりに職員の方一丸となって取り組んでいただけるように、期待をしているところであります。そういう中から、一気に、今日言って明日、そういうふうにとんとんと変わっていくものではありませんが、やはり職場の中の風通しをよくするというのが一番だというふうに思っておりますので、そういう行動指針を通じた中に、しっかりと一人一人が自分のこととして考えながら、取り組んでいける環境づくりを進めていきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、町長の話聞いていて、外部の方に、これ、原因の調査とか、いろいろとやっていただきました。議会からも、この原因についての特別委員会の中の間接発表の中でも、前中委員長が発表たとおり、特別職の責任は非常に重いよということが、最後に書かれております。私もそういうふうには思っておりますが、問題は、そこから先の再発防止、これに関してであります、町長、普段から、よく風通しのよい職場環境づくりということを口にしてはおりますが、風通しのいい職場環境、風通しのいい職場環境って言っているんですが、じゃあ、具体的に、これ、どういふことを言っているのかな。私、ちょっと分かんないんです。

町長の口から、具体的なことってどういうことなんだって、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御質問の、私がいつも職場の環境づくりとしてお話をさせていただいている風通しのいい職場づくり、単純に言えば、課や、課の中やグループの中において、上司や同僚、そして部下を含めて、誰でも自由に気兼ねなく、ものが言い合えることのできる、そういう職場ではないかなと、私自身はそういうふうには思っております。

つまりは、職員間での意思疎通、コミュニケーションが図れる環境をつくっていかなくちゃならんというふうには思っている次第でございます。

そのほかにも、先ほど申し上げましたようにメンタルヘルスだとかハラスメント、またストレスチェック、そういうふうなものについても、併せて、これはこれとして実施をしていきますが、やはり職場内の環境づくりというのは、職員間は自由に物を言い、気さくに、気兼ねなくお話をすることができるというような、そういう環境が一番ベースになってくるだろうという意味で申し上げている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今年の1月21日の総務常任委員会の中で、初めてコンプライアンス条例の制定、それから職員の法令、服務、規律遵守のための行動指針の制定というのが出されたんですが、出されたんですが、今回の3月議会の中で上程されていないんです、これ。

これ、いつ出すのかなというふうに、私は思っているんですが、今までも町長自身が、この再発防止対策について、議会の特別委員会の報告を踏まえてとか、または特別委員会の結果を待ってという発言を、今までも、私、数回聞いてはおりますが、実はこれ、私は逆じゃないかなという

ふうになっている。

亡くなったのが役場職員でありますから、行政側がいち早く、こういった、行政側がというより、町長、副町長側が、この再発防止に関して、いち早く出してくるのが普通かなと。なぜか、それが議会の結果を待ってみたいな発言になっているので、ちょっと私、逆じゃないのかなというふうな思いを持っております。

私がおかしいんでしょうか。本来は、職員が死んだんですから、町長がいち早く、こういったことに関して、非常に大事なことで、再発防止申し上げますということをいち早く言ってくれるのが普通かなというふうには、私は思っているんですが、町長が言うように、議会の報告を踏まえて、また特別委員会の結果を待って、これ、特別委員会の結果でなかったら、いつまでも発表しないんですか。そういうふうには聞こえるんです。

まず、二度とこういうことがないように、やっぱり職員の皆様もそうですが、町長、副町長、もう少しスピード感のある対処の仕方、その辺を私は期待するんですが、それに対してはいかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。私どもとしても、この事件が、事案が発生して、まずは原因を早急に究明しなきゃならんということで、議会の皆さんともお諮りをし、調査に入らせていただきました。

それと併せて、職員のメンタルをしっかり持っていただかなきゃならんということもありまして、メンタルのカウンセリング等も何回にもわたって実施をさせていただき、そして、やはり風通しのよい職場づくりというような中に、このハラスメント関係の研修等も含めながら、どういふふうに防止していったらいいのか、そしてもう、こうしたことが二度と起きない、起こさないというためにはどうしていったらいいのかということで、再発防止に向けて、職員の行動指針をつくらせていただいたわけでありまして、これも職員としっかりと内容を詰めながら、進めていかなきゃならんということで、ある程度、迅速性は必要かもしれませんけれども、やはり時間をかけながら、そこに至る意見交換をしながら、その行動指針をまとめてきたわけでありまして、そここのところは御理解をいただきたい、何もしないで放置したとか、そういう話ではありませんので、理解をいただければなというふうには思っております。

また、この問題に対する理事者としての責任についても、早い段階で一度提案をさせていただきました。内容が固まっていないうちにということで否決になりました。そういう経過の中もしっかり踏まえながら、やはりそうであれば、議会の特別委員会での方向性が出るまで待たねばならんだろうという思いで、また提案、第2回目の提案をさせていただいたということでございます。

そういう内容の前後は別にいたしましても、やはりこうした悲惨なことが、もう二度と起きない、起こさない、そのためのそれぞれの取り組みをやっていかなきゃならんだろうというふうには思っております。

本当に、1年早いもんで、1年を経過したわけでありまして。こんな事態になったこと、改めて本当におわびを申し上げたいというふうには思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今回出されましたコンプライアンス条例とか、職員の服務、規律遵守のためのとかって、私、一通り、全部読みましたけど、人間としてごく当たり前のことを書いているだけなんです。特別なことを書いているわけでもなんでもない。普通のことを、普通に書いているだけ。常識的なことを、ただうたっているだけというふうに捉えております。

これが、特に大事なことなのかなという、コンプライアンス条例なんか特にそうですけど、これ、人としてやっちゃいけないでしょうということを普通に書いているだけなんです。そういうふうに私は捉えておりました。

今回、こういうふうに職員が亡くなって、もう1年以上過ぎた中で、本議会、今日、最終日なんで、最後に前中委員長のほうから、特別委員会の報告もあるはずなんですが、議会云々よりも、町長、副町長、今後こういうことの二度とないように、特に再発防止に向けては、私が自分で考えるとところは、職員の適正な配置の仕方、これは皆さん能力が違いますから、それぞれ同じ部署にいても、同じ仕事をして、同じ結果とは限りません。ただ、適材適所という言葉があるように、こういった職員の適正な配置の仕方、それと、こういった問題があったときに、特別職のスピードのある対処の仕方と、あとは決断力、私はこの2点かなというふうに思っております。

最後に、本日、2項目について総括質問を町長にいたしました。私自身、この指定管理の問題、それから職員自死の問題について、町長としての決断力が欠けているんじゃないかなというふうに私は思いました。

町長も残された任期はまだ1年あります。最後まで、しっかりと町政運営を行ってほしい、私はそういう思いで、この総括の質問を終わります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

町が、今、制定しようといたしておりますコンプライアンス条例、それから、またこれは、条例でもありませんけれども、一つの行動指針とした職員の法令、職務、規律の遵守に向けた行動指針です。これらについては、もう当然のように法律に基づくものでありまして、自治法にも、また地方公務員法の中にも、しっかりと書き込まれております。

それを、あえて皆さんにもう一度認識をいただくというようなことで、職員として、また職場としてのありようを示していったものであります。

これも職員の皆さんが、やはりその職場の中で、和気あいあい仕事のできる、風通しのいい職場づくりのための、一つの手法ということで考えているわけでありまして。

また、今回の事件、そういう様々な事件や事故に対する適切なスピード感を持った措置ということではありますが、私は、それに向けて、日々努力をしているつもりでもあります。今任期、まだもう一年あります。しっかりと、そこら辺、肝に銘じながら対応をしていきたいというふうに考えている次第であります。

また、職員の人事配置の関係であります。この4月になりますと、人事が行われる予定をいた

しております。当然退職される方もおりますので、退職補充に係る人員配置、それと、今の国のほうからも様々な課題が要求されるようになってまいります。その中の大きな項目では、それぞれゼロカーボンの問題もあります。それから脱炭素の問題も、急激に話題として大きくなってきているわけでありまして、それに、やはり遅れることなく体制をつくっていかなくちゃならん、そんなこともありますし、特にコロナの関係について、始めは1回、2回のワクチンで終わるのかなと思っていたら、3回目が来て、これ、ひょっとすると、もう4回目の話が出てきておりますし、また年齢も5歳までの引き下げというようなことで、どんどん拡充されてきております。現行の体制の中では、到底やりきれないスタイルには、もうなってきたいないというような部分もしっかりと受け止めながら、適正配置をしていきたい。そのためには、やはり組織機構をどう見直していくか、その中における事務分掌の事務量の在り方と職員数の在り方、これらについてももしっかり検証する中、適正な配置になるように努力をしてみたいというふうに考えている次第であります。

いずれにしても、本当に風通しのいい、明るい環境の職場をつくっていくために、全職員一丸となって取り組んでみたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

それでは、ここで11時まで休憩といたします。

休憩	午前10時48分
再開	午前11時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き総括を続けます。

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、令和4年度の予算審議に当たって総括の質疑をさせていただきたいと思います。

既に町政執行方針の分で質疑、さらに一般質問等させていただいている分がありまして、関連する分も多少出てくるかと思えますし、また基本的にはこういったコロナの状況の中で地域経済が非常に疲弊してるし、緊急的な課題も山積している、そういった状況を見たときに、できるだけさきに村島議員の質疑の中にもありまして、今後この後議決があるわけですが、速やかにそういった地域経済の状況、雇用の状況、コロナ禍の様々な課題というものを前提としながら速やかな予算執行、そういったものを前提にしながら。ただ、やっぱり課題としてどうしても見えてしまうもの幾つかありますので、その辺について基本的な考え方、確認をさせていただきたい、こういったふうに思っております。

1点目は、令和4年度予算の基本的な考え方のもう一回確認をさせていただきたい。特に、町長が3期目の政策公約というものを幾つか掲げながらやってきたわけであって、町政執行方針においても、3期目の最終年度であり、公約の実現に向けた総仕上げの年となりますという、そういった冒頭で述べているわけで、それで、その予算というものは総仕上げという意味でどういうふうに予算に具体的に反映されてるか、その基本的な考え方をまず1点目として質疑をさせていただきたいと思います。

一般会計53億8,800万、7特別会計合わせて約70億7,463万3,000円の予算で今回計上され

ているわけでありませけれども。ある意味では、予算執行の段階での形の中で具体的に取られる、このように思うんですけども。未来志向的な、プラスの部分と読めば、ある意味では未来志向、新しい時代に向けての種まきをやっていくという部分のそういった予算がかなり織り込まれている。逆に言えば、裏から見れば、課題の先送り予算になってないか。特に、3期目、12年目を迎えるわけなんですけれども、そこで公約として掲げたものについてもかなりのものが先送りせざるを得ない、それは一方ではコロナの状況があったとか、1年間、先ほど指摘があった職員の自死のそういった事案が生じたことによって、なかなか全体的に行政執行上、前へ進めなかったこともあったという前提に立つわけなんですけれども。

具体的に申し上げますと、地域交通の確保、これはまた広域的な公共交通の確保にかこつけてと言ったら表現はあれですけども、現実的には現在の助成の関係を上乘せしたことについては評価しますが、根本的に制度設計するといったものについては外部的知見を入れて新年度ではまた調査の段階から入っていく、そういった形。

さらには、先ほど村島議員の質疑にもありましたとおり、観光振興計画についても1年先送りにしながら、ここも生態系の調査からもう一度ゼロベースで入っていく。

さらに、大きな建設事業や子育て支援事業で構想していた認定こども園、教育行政執行方針については基本構想から基本計画へ入っていくといいますが、現実的にここ、常任委員会との協議においてもまだ基本構想すら着地してないと、アウトラインを描いただけだと。

さらには、給食センターについても実施設計まで行ってその後どういう形にするか、一度常任委員会で議論をされてきてましたけども、それについても中断をし、当然当初の中で具体的な方向性が示されていない。

こうやって見ていくと、本来ならば既に事業に着手してたり、完成しなければいけない事業も含めて様々なものが先送りされてないかと、そう読まざるを得ない全体的な予算の内容になっている、このように捉えるところですが、その3期12年、最終年度であり公約の実現に向けた総仕上げというものと令和4年度の予算、こういった整合性を持ってるか、町長から御答弁をまず願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

議員御指摘のように、この令和4年、私の3期目の任期の最終年度ということになります。そこで、私が3期目に掲げております公約の大きな5つの目標の実現と、当然第6次清里町総合計画、そして第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これに掲げている基本目標に沿ってそれぞれの分野ごとの主要な事業施策を実施をさせていただいたところであります。

私が掲げている5つのまちづくりの目標というのは、1つ目には、住民参加と協働・協創のまちづくりであります。これは、花と緑と交流の事業で培ってきた行政と住民とのパートナーシップに基づく住民参加型のまちづくりの理念であります。

そして、2つ目には、活力にあふれる産業の振興でございまして、これにおいても今のWTOそれからTPPまた欧州とのEPA協定、そういう時代背景が大きく変わってきておりますし、デジタル化が一番最初に進んできております。スマート農業という観点の中からGPSによる自動操舵、また町の基幹3作物でありますその一つの麦の乾燥調製施設だとか、そういう様々な事

業に対する畑作またはパワーアップ事業、そういうものの展開を実施をさせていただいたところ
であります。

そして、3つ目には、快適環境のまちづくりであります。幸い、清里町においては先人、先輩
の皆さんがまちづくりの大きな手法として社会資本また生活基盤のそれぞれの施設、道路、橋梁、
河川、そして上下水道の整備等実施をしてきたわけでありまして、ただ残念なことにこれらの施
設が経年とともに徐々に傷みが激しくなってきたというようなこともありますので、公共施設
等の管理計画、これに基づく長寿命化、大規模改修という時期に入ってきてるのかなというふう
に思っております。

また、4つ目には、健やかに暮らせるまちづくり、要は健康でいつまでもこの町に暮らし続け
ることのできるそうした施策としての医療であり福祉であり介護であるというような、これから
は特に高齢化社会を迎えていく中で、今までは支える側にいた方が支えられる側に徐々に回っ
ていくことになります。それらに向けた地域包括支援センター体制の課題だとか大きな課題がまだ
まだ山積をしている中でのまちづくりの方向性であります。

そして、5つ目には、豊かな心を育むまちであります。この豊かな心、社会教育それから学校
教育、文化やスポーツを通じたまちづくりの根幹となすべきところからなというふうに思ってお
ります。特に、小学校また中学校については長寿命化計画に基づく改修を進めているところであ
りますし、小学校は来年で3年目を迎える最終年での改修がスタートをしているところでもあり
ます。

また、あわせて御指摘があった中での次の課題としては、給食センターの問題も派生をしてお
りますし、そしてもう一つは、これは学校教育とまた幼児・保育の関係での認定こども園の構想
の関係であります。

これらの部分を含めて、各分野にわたる各種の施策や事業、できるところからしっかりと取り
組んできたつもりでございます。

おかげさんで、そうした中で、今、議員からも御指摘があったように、コロナのやはり感染症
の影響、これはもうまともにかかりました。令和元年からちょうど入ってきたわけで、私の3期
目のスタートが令和元年でありますから。予期していないものが入ってきたことによって大きく
流れが変わってきたというのも事実であります。当時は一切考えてもおりませんでしたコロナの
感染症対策、またはそれに伴う経済対応、これらの比重が非常に大きかったということもありま
すし、また人と人との接触ができない中でのまちづくり、非常に苦労をそれぞれの担当ではした
んではないかなというふうに思っているところであります。

しかし、おおむね私が掲げていたそれぞれの大きな5つの目標に対する主要な施策事業関係に
は、まだまだ道半ばという部分も多々ありますけれども、それなりに一定の成果を現してきてい
る、そういうふうに思っております。これもひとえに議員各位並びに町民の皆さんの御指導、御
支援のたまものでありまして、心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、先ほども言いましたように3期目に入ってから新型コロナが発生をし、それに本当に追
われる日々であったないうふうにも思っておりますし、またここに来て、新しい課題としてパリ
協定に基づく地球温暖化、要はゼロカーボン宣言というものがもう間もなくしなけりゃならん時
期に来ておりますし、また全体としてのデジタル化の取り進め、要はデジタル・トランスフォー
メーション、今までの単純に紙ベースからデジタルに切り替える、数値に切り替えるというこ
とでなくて、要はトランスフォーメーションでありますから社会変革をいかにしていくかという大
きな課題が目の前に迫っております。そして、自治体においてもそれぞれ取組を進めていかな

ればならんということで、もう既に国のほうではそれぞれのシステムの様式化を共通、統一化をするということで動き出しております。それにしっかりとこちらも受け止めていかなければ一切の申請もできなくなるということになりますんで、そういう面においてはやはりこれらの課題をしっかりと取り込みながら次の時代への種まきといいますか、そういう形での取組を併せてやっていかなきゃならんいうふうなことでありまして、今回明らかにその部分をする中で予算配置も含めて御審議を頂いたところでありまして、そんな中で新しい令和の時代のまちづくり、しっかりと方向性を定めながら進めていく、そして進めてきた、それをこれからも次の世代の人方に受け継いでいく、それが私に与えられた役割だというふうに理解をしながら予算を編成させていただいた次第であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

御自身の評価については、5つの目標をそれなりにきちんと成果を上げる取組を行ってきた。そして、未来志向的に次世代に向けてきちんとバトンタッチするためにその種まきとしての予算を組んだ、そのように理解はしたいと思います。

ただ、現実論として、認定こども園の問題にしても給食センターもそうでしょうし地域交通でもそうでしょうし、観光振興計画、神の子池周辺の関係、認知症対策等々と、今抱えてる問題等についてはかなり部分がやはりまだ着地せず次の課題として取り残されているというのは事実ではないか。やっぱりそこをどのように御自身が評価されて、今回の予算に反映されたかについては、大きくとは言えませんが、かなりのやっぱりそこがあるんじゃないのか。やはりやったものについては評価していくけども、できてないものについてはどうするのかというのがやはり行政施政者としての責任であって、しかもこれだけ人口減少が進んで地域雇用が不安定になってきて、先ほども町長が御答弁頂いたとおりコロナ禍においては新たな課題、高齢者の孤立化だとか、高齢者にとどまらず子育て世代の孤立化や障がいを持った方の孤立化というのが地域の中で大きく生じてきている。そういった中で、大手の製材加工の事業者が撤退をしたりとか、そういった状況の中を鑑みたときに、決して表面的なものじゃなくて底流としてやはり基本的な地域振興をやっていくためのそのベースとなるものについて、やはりまだまだ積み残しがたくさんあって、決して総仕上げというような形ではなくして、やっぱりある意味では課題を残しつつ次の世代にバトンタッチしなければならないような課題もあるという認識に立たれるのが普通ではないか、このように御指摘を申し上げたいと思います。

そういった中で、今年度予算については随分民間へのアウトソーシングの話がどんどん出てまいりました。観光関係についても直営のものを移し替えていくですとか、それからある意味では指定管理ですとか委託事業、そういったものについて外部経営診断を入れていきますですとか、様々なそういったアウトソーシングの考え方というものが今回色濃く出された予算ではないのかな、このように考えるわけなんですけれども。

そういった部分で、民間活用とアウトソーシングの在り方の基本とするものについてきちんと押さえられて今回そういった予算を組まれたのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきたい。

というのは、一つは、やはり町内経済、循環型経済に変えていきますよというふうにおっしゃ

ってる中において、その受け皿の在り方とか人材の在り方というものを町長としてはどのように捉えられているのか。まず、これが一つ。

それから、先ほど指定管理の問題について、るる池下議員から質疑があったわけなんですけれども、しっかりとした管理、モニタリングができていれば、指定管理に外部の経営診断を今の段階でというのは入り口論の部分の置いていて、それはきちんとやっていますよというふうに私の一般質問の中では町長答弁されてましたけども、できてないから外部経営診断を入れるんじゃないですか、これ。

そういったことを考えたときに、そういった認識の違い、これは非常に大きいと思うんですが、アウトソーシングをしていくということについてはどのような基本的な立ち位置にいらっしゃるか、その考え方をまずお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

その前段に、先ほどの3期目の政策公約と当初予算との整合性の関係であります。

基本的に、議員おっしゃられるようにまだまだ課題として残されていると、もうこれが山積してるという状況にもある、私もそのようには認識をしておりますが。私の任期中における当初掲げた課題に対しては、一定程度成果を上げさせていただいたなというふうに考えておりますが、新たな課題やこれからの取りまとめも必要になってまいります。そこら辺はしっかりと次の芽出しを含めて対応ができるそんな考えの中で、おいて予算配置もさせていただいたところでもありますので、御理解等をいただければというふうに思います。

それから、アウトソーシングに関する考え方ですが、直営でやるかアウトソーシングをするかということでもあります。人材的にも非常に限られておりますし、また専門性が、そして人材の人事異動によってやはり動いてしまうということもいろいろ考えていかなければなりません。そういう部分を考えていったときに、できるものについてはやはりアウトソーシングをかけながら地域雇用と経済の循環、そして人材育成と資本、流出をしないというような部分を含めながら、できるものについては地元の事業者を対象としたアウトソーシングの考え方でいきたいというふうに考えています。

ただ、これからのいろんな部分で、専門性がなければできないぞというような特異的なものもたくさんアウトソーシングの中にはありますから、そういうような部分についてはやはり外部の資本等の導入、そして外部の知見の導入というものも併せてやっていかなければならないというふうに思っておりますし。

また、一番大事なのは、基本協定の中にもありますように、そのモニタリングの考え方、定期的に月に1回はきちっとやっておりますし、また、その内容に従って進めているわけなんですけれども、やはりどこまでそれを見切れるかという、これはもう職員の資質と能力の問題に関わってきますけれども、それをその職員に全部それでやれというのはもう到底不可能に近いというふうに思っております。今般もそういう中において専門家による経営診断サービスの在り方等調査を頂くということで予算を計上させていただきました。職員は職員なりに一生懸命こう対応していただいておりますけども、やはり全ての職種が全部それにつながってるということではありませので、やはりそこら辺の事務量などを勘案しながら、やはり専門的に見てもらうところは

専門的に見てもらうということでの対応をこの中でしっかりとしていきたいというふうに考えております。

今後においても、そこら辺の診断を見ながら、やはりきちっとしたアウトソーシングができていけるように、目配りをしていかなきゃならんというふうに思っているところであります。

今後の大きな課題としてのアウトソーシングでありますけれども、町民の皆さんの幸せ向上のために、またサービス向上のためにいろんな手法を検討させていただきたいというふうに考える次第であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

アウトソーシングの人材の関係について、今、町長から職員が資質とか能力の問題そういったものや専門性にやや欠けてる部分があると。私は、そういった部分的な話であって全体としての人材としてはそうではないと、根本的なところを。今回外部経営診断入れることについては、これはもう全然可とするところですけども、それを受け皿とする町内における今回観光だとかそういったものについて、そういったものが十分ある組織になってるのか、人材がこの間育成されてきたのか。外部といったときに、町外の事業者といったときに、そういったものが担保できるものが、何ものがあるか。

決してそうではなくて、基本的にはそのそれぞれの事業にアウトソーシングに向かっていくときの基本的な向き合い方と仕組みそのものに、どこか緩いものがあったりとか、運用上惰性的なものがあってことによってそういった問題が今顕在化している、こういった認識も必要じゃないか。それと、ある意味では町内の事業者ではなかなか手のかけられないものについては、当然外の資本を中に導入してくることも必要でしょうが、それはやっぱり外の資本とやはり中での雇用の確保とか次の人材の育成というものがトータルで機能していかなければ、ただ単に大手に対する丸投げに終わってしまうというリスクも背負ってしまうと、その辺のアウトソーシングに関わる部分での行政の担うべき入り口はどこにあるかというその認識をやっぱりもっとしっかり持ってもらう必要がある。この点を一つ指摘しておきたいというふうに思います。

特に、今後様々な部分で施設の老朽化とか新しい施設運営の統合という観点に立って、やはりしっかりと次世代の人材を、逆に言えば行政の中以上に敏感で、町内民間では育成し難い状況にある。それはいい悪いではなくして、公共サービスという観点から立った場合についても、両方がやはりある意味ではしっかりと連携し合って、本来町長がおっしゃってるような協創とか共生の本来の部分、やっぱりそこをきちんとお互い認識し合ってやっていくという必要性、その仕組みを組み立てていく必要性、そして必要とあらば、外部の資本と内部の資本、それから行政も関わる中、また地域の様々な事業所をかみ合う中、新しい受け皿をつくっていくという、そういった仕組みづくりに邁進するのが本来の地方行政における理事者の役割ではないか、こういった認識を持つものですが、アウトソーシングの考え方、そういった認識を持たれてるのかどうか、再度御答弁願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

アウトソーシングの基本的な考え方ということで、先ほども一部申し上げたとおりであります。基本的にはやはり町民に対するサービスの向上そして幸せ向上のためにどういうふうに町の持っている公共財を使っていくかということになってこようと思います。一方的に町だけの考え方でそれが成り立つかということもあるわけですが、やはりそれを直接的に運用していただければいいような人材の育成、併せて業界とのしっかりとした連携の下に仕組みをつくっていかなくちゃならないというふうに考えるところであります。

当然、そのためには町の人材育成は当然に必要となつてまいりますし、またできない、そこに手が届かない部分については専門的な知見を頂きながらしっかりとした方向性をお互い認識を持って進めていかなければならない、そういうふうに考えている次第でもあります。

今後の中においても、オートキャンプ場またパークゴルフ場、この4年度で実施をしていく予定でありまして、そこら辺をしっかりと検証するために今回は指定管理ではなくて一部業務委託の手法を取りながらそこを探っていきたいというようなことでありまして、アウトソーシングの基本に戻る中で、しっかり対応できるように進めていく所存でありますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

ぜひ、そういった方向で人材の育成、官民間問わずお互いの連携し合った中においてしっかりとやっていく。あわせて、町内における雇用の創造、こういったものに結びつくような形での着地点、こういったのを念頭に進めていただかなきゃいけない、このように考えるところです。

続いて、ちょっと小さな話なんですけれども、地域戦略的な町のイメージの打ち出しの関係でちょっと御質問させていただきたい。

今般も日本で一番美しい村等、これは予算化されてるわけなんですけれども、それに加えてきつと焼酎のデザインとかから始まった清里100%のようなこういったイメージ戦略、C1戦略と言われるようなものが現実的にどういうふうに今の段階で評価してるのかと非常に見えない部分。その一方で、今回の新しい予算の方向性として、まちづくり2040構想、そういった中において、当然ゼロカーボンやスマートシティだとかトランスフォーメーション、DX、こういったものがどんどん出てくる。

これも予算審議のことでお話しましたが、職員だとか町民の中で共有できるような形にもうなつて。今度は、今までは日本で一番美しい村ですよ、清里100%ですよ、今度はゼロカーボン構想です、トランスフォーメーションです。本質的には違うんですよ。捉え方としては、やはりそういった世界的な動きだとか今後目指すべき社会の在り方の中で当然ゼロカーボンだとかスマートシティというのは取り組まざるを得ないやっぱり必須の要件ですから。

ただ、町民サイドや職員サイドから見ると、何だ、また新しいキャッチフレーズや構想の打ち出しにしか見えない部分が多々ある。そういった中において、現在まで取り組んできた日本で一番美しい村や清里100%、こういったものが町民に共有されたり職員に共有されて、対外的に発信されてきちんと効果をもたらしてるのかどうか、非常に大きく疑問に思うところです。

町長の認識、そして新しい2040まちづくり構想との関連性、どのように考えてるのか、足し算で全部行くのか、ある一定の見直しをやっていくという考えの中で今後内部的な議論それから町民との議論を行っていくのか、この辺を明確にお示しいただきたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御質問の地域戦略であります、まちづくりの一つの手法として町外向けに打ち出してきたイメージアップ作戦でありまして、一つは日本で最も美しい村連合への加入によるところのPR、それからもう一つは清里100%、キャッチフレーズを使ったPRを行ってきたわけでありまして、

基本的にはこの2つの地域戦略については、どちらかという外向きで清里町をPRそして知ってもらって来てもらう、そのための手法としてのイメージづくりの取組であったわけでありまして、この両方の部分を通じて一定的にやはり、特に日本で最も美しい村連合につきましては、ベースになってるのは花と緑と交流のまちづくり、先ほども申し上げました行政と住民とのパートナーシップ事業としての住民参加と協働・協創のまちづくりに基づくそうした活動の中から生まれてきた地域に関する、また環境に対する町民の思い、それを表したものでありました。この全国で80しかない加盟団体の一つになったわけでありまして、かなり厳しい審査を受けた中でこのまちづくりの手法でありました。住民の皆さんにとってみれば一つの誇りでないかなというふうに思っているところであります。

また、清里100%のキャッチフレーズ、これは皆さんも御承知のように、清里の中でそれぞれ生活を頂いてる各階層の方々にも出番を頂いた中でポスターやパンフレットの作成を行い、そして今日つけられてない方もたくさんいますし、私もつけてはおりません。つけてるのはこの日本で最も美しい村で、もう一つはここに100%という丸いバッジがあるわけでありまして、それらを使いながら清里をPRしながら訪れたい町というイメージを売り込んできたわけでありました。

成果としては、交流や移住定住、そして関係人口の増加につながっていく一つの手法としてこれらの事業が行われたものであります。

ただ、残念なことに、これもコロナで人の行き来がほとんどためになってしまったという中からいけば、当初考えていたそれだけの成果がどうなんだというふうに言われると、まさにその状況にあるかなというふうに思っている次第であります。

また、もう一つは2040のまちづくり構想であります。これについては、住民の方々の生活に軸足を置いた計画でありまして、住民の皆さんがこれからも安心していつまでも暮らし続けることのできるそんな町機能の形成を目指すための構想であります。まちづくり2040という一つの大きな構想というよりも、そこには議論を頂いておりますランドデザインだとか、また、ゼロカーボン、そしてスマートシティそして地域公共交通や福祉、循環型社会経済のありよう、これらのものをトータルにまとめ上げていくのが2040、要は今後人口が2,800人となる20年後を目指した清里の姿を表すものということでありまして、これについては先ほども申し上げましたように、ゼロカーボンの取組、もう近々の取組になってきておりますし、脱炭素に向けた地球温暖化の取組、これは国際公約としての取組にも相なってきているわけでありまして、こうしたものをしっかりと踏まえながら20年後の清里の姿を示していき、そしてそこからそこに到達する

まちづくりを進めていくという考え方で今回執行方針の中で表していただいたものでありますし、また予算的にも基礎的な部分での予算配置もさせていただいたわけでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

日本で一番美しい村、清里100%、対外的なイメージづくりの中ではやってきたけども、なかなかコロナの関係でそういった効果が見えないという御答弁を頂いたと思うんですけども。

果たしてそうなのかなと。もう何か、1年目、2年目ぐらいでもう町民の皆さんもついていかないし、職員の皆さんもなかなか現実的にバッジはしませんよね。そんな特別職の皆さんぐらいしか、町民の人でしてるのは議員さんぐらいだというふうに言われてるぐらいですから、ほぼほぼ100%もそうでしょうし、実態、例えば先日の予算審議等また一般質問でありましたとおり、ずっと見てもう廃屋、それは事業所、林産跡地、潰れてる、それは潰れる前から、廃業の前から古い社宅が残されていたりとか、札鶴ベニヤ、どうでしょうか。放置された状態、古い住宅、寮。現実的に日本で一番美しい、そして花・緑もどうでしょうか。去年のたしか決算等の関係でお話したときには、今度は個人個人のレベルによって生活文化としてやっていくんだよ、町が主体的ではないよというような、そこをきちんと大事にして生活文化として育てていく、それを支援する立ち位置につくんですよと。

そういうことを考えたときに、やはりゼロカーボンやスマートシティ等々、新しいまちづくり構想2040を見据え、まさしく町政執行方針でバックキャストに転換していくということを考えたときに、現在取り組んでいる、実態が伴わないと言ったらおかしいでしょうけど、ほぼほぼ、日本で一番美しい村はオリジナルセブンという、ほぼ最初に手を挙げて自分たちで立ち上げた、北海道では美瑛町含めたそこしか現実的に強い事業効果というのは現れてない、後から入れてくださいと言ったところは、ほぼほぼおまけ的な形の中で多少の特産品の交流ですとか、お互いの総会に顔を出すとか、いろんな情報の交流をやりますというそのレベルのものであって、現実的に次のステージをつくって、新しい2040を出したわけですから、そこでもう一回過去にあったものを、だめとは言いませんから、しっかりと評価をした上である一定の方向性を全体像として2040のバックキャストと言うんならば、そこを目指した方向に一回整理されたほうがよろしいんじゃないか、この点を強く指摘させていただきたいと思います。

続いて、4点目として、前段で村島議員さんが神の子池の関係にて触れておりましたけれども、平成29年から云々、そして保安林の関係、解除の関係でうまくいかない。

ただ、それは本質的にそうなのかと。だって、協議会の中に林野庁は入ってたわけでしょう。林野庁が入りながら、森林管理署がメンバーの中に入ってたわけでしょう、皆さん。利害関係者、その中で、解除、それによってるのは、大体論理的におかしいわけなんです。それはいい悪いは言いません。もう一回ゼロセットしてという方向。

ただ、一つだけ確認しておきたいのは、この神の子池周辺の整備というのは、ベースにあるものはもう一回何なのか。マス観光を主体としたものなのか、それとも今回予算で示してるとおり、東京農大に委託しながら生態系調査等含めてやっていく。うちの町の観光の今後の方向性としての立ち位置に立つのか、これ明確にしていけないと、片方ではマス観光、片方では生態系、そ

ういった貴重な町民の財産である自然とか環境を守りながら、その利活用、どちらの立ち位置に立つのか明確にやはり示した上で今後1年遅れてる観光振興計画をやってかないと。百ゼロではないでしょうけれども、うちの町の基本とするものはどこなのか、明確にやはり町長の立場で示していただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります、地域戦略に掲げた2つの事業、日本で最も美しい村連合への加盟とそして清里100%のキャッチフレーズによるまちづくりPR、宣伝の関係であります、これらの関係についても今までの取組の中で一定の成果が上がってきているものというふうに私自身は理解をしているところでありますが、今後のまちづくりに向けてそうした対応がしっかり取っていくことができるのか、また町民に対して我々もPRが足りなかったのかなというふうに思っております。PRを含めて、そういう取組の土壌が醸成されるようにしっかりと対応をしていきたいというふうに考えるところであります。

また、神の子池周辺の整備の関係、先ほども村島議員さんのほうの御質問にお答えをしたとおりでございます、今最終的には東京農大との連携の下で調査を進めていくと、その調査結果を見て設備の必要性だとか環境での在り方だとか、最終的な結論を出していきたいというふうに思っております。

また、その観光に対する町としてのベースはどこにあるんだということではありますが、観光振興という面からいけば、町外の方々に清里に来ていただく一つの地域資源であるというふうに思っておりますし、その地域資源はやはり清里の財産としての地域資源でありますから、しっかりとそれを保全した上でどういうふうにそれを見てもらえるか、提供できるかというような考え方で整理していかねばならないというふうに考えるところであります。

いずれにしても、多くの方々が今訪れるようになってきた清里でも唯一と言っていいほどの神の子池、パワースポットでもございます。それをしっかりと保全をしながら、多くの人に鑑賞していただき、感動頂ければという思いでの内容整理をしていきたいというふうに考えている次第でもあります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

基本的には、斜里岳があって、裏摩周であっても神の子池でもあっても、農村景観であっても、保全を前提とした観光資源の整備を前提にした中で行っていくという確認でよろしいのでしょうか。

開発行為、これはしないという意味じゃないです。これはしっかりと環境保全をしながら、そこで開発行為をきちんとコントロールしながら行っていくというのが、これが今の新しい在り方ですから。

ただし、基本に立つものはどこかということを確認にしないと、どちらも二兎を追って、

それがやっぱりちぐはぐだから、なかなか他の同じような資源を持った自治体との間においてもなかなか連携や強化が取れない。というのは、少なくともうちは知床世界遺産、国立公園、うちの町も含めて、国立公園、そういった環境の中にある。インバウンドが望めない中において、新しいそういった交流人口、関係人口、定住人口、移住人口、だから地域活性化を図ろうとするとも、やっぱり明確なポリシーをきちんと持った中で計画をつくっていかなければならない、このように考えますんで、その辺を今後の整備に当たって、振興に当たって、しっかりと踏まえた上で進めていただきたいと、まずこれは要望点。

それと、もう一つ、今回白紙に戻すというような考え方も一つはある。約、幾らの予算をこれ今までつぎ込んできて、単純に今までやってきたことが間違っていましたとか、そういった話ではないと。当然、先ほど申し上げたとおり、協議会の中に利害関係者、関係者がみんな入ってるわけでしょう。そこで、保安林の関係も当然これはイロハのイですよ、誰が考えたって。そこをまたいで進めていったのは事実じゃないでしょうか。その責任は誰にある、どこにある、その点についても明確にしていきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

清里町における観光開発の基本的な考え方がありますが、多くの人に清里の資源を見てもらいたいという一方では、やはり清里の財産でありますから、この財産をしっかりと未来へ、将来につないでいく責務があるというふうに思っておりますんで、開発併せて保全型開発をやっていかなきゃならないというふうに考えております。

ただ、多くの人に清里に来てもらうだけが目的ではないと。それは、もう目的の大きな一つにはなりますけれども、やはりこの財産をいかに将来につないでいくかということを確認化しながら開発を進めていかなきゃならないものだというふうに私自身は認識をしている次第であります。

それから、先ほどの神の子池もそうですけれども、今回の整備計画に当たっていろんな御意見を頂いておりますし、また場所の設定等に当たっても当初の段階では600メートル今の場所より下がったところで環境保全型のそういう施設にするべきだということでの御提案を頂いたわけでありまして、それをもって各所にいろいろ相談をした結果、今のようない状態に相なっているということでもあります。

保全の保安林の解除の部分については、一定のしっかりとした理由があれば国立公園での整備計画と一体的な流れの中では全く解除の可能性がないということではないということでもあります。そのベースになる資料を用意をしなければならんということにもなっておりますんで、今般、先ほども申し上げました東京農大との連携の中でそういうニーズ調査を含め、環境保全調査を含めてやっていくこととしたわけでありまして、それらの結果をもって整備計画の作成に入っていきたいということでもありますから。場合によっては、全くその今までのやつがなくなるということではなくて、その中をもう一度考え方を整理をしながら進めていきたいという意味でありますので、そこら辺については誤解のないように、ひとつ、全くない話にしてしまおうということではありませんで、御理解を頂きたいということでもあります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

極めて奇妙な答弁で、なくなるわけではないという、現実的に、前の計画によって行われた実施設計等が生きてくるなんて、誰も考えたって、普通的には。もう一回そのために生態系調査とかゼロから始めるわけであって、そこはやっぱりしっかりと明確にした中において、責任も明確にした中において、次の分に行かなければ、全部過去のをまた引きずっていくという。それはあり得ないと、私はもう強く指摘しておきたいと思います。

現実的に、固定的なアンカーを打ったりとか、ベタコンで打ったりとか、下に基礎を入れたりしたらもう当然だめだと決まってるわけであって、それを前提にして設計してるわけですので、その次は今度それをまずいなという形で仮設的なものではどうなのかとやってきてるわけであって。しかも場所の問題だとか面積の問題とか生態系のやっぱり過去にやったものが、それが生かされるのは誰が考えたってそんなことはあり得ないし、ある意味では本当にゼロベースの中においてしっかりと原点に立ち返ってもう一回見直しをやっていくというのが当たり前の形ではないかと。そういった曖昧な方向性で課題の先送りをしてること自体にほかの問題も生じてきてるんじゃないか。これは、関連する分で強く指摘しておきたい、ぜひぜひその辺の責任を明確にした中において次のステージへ進んでいく、そのための観光振興計画、1年遅らせたんじゃないですか。もうできてなくちゃいけないやつを遅らせたわけですよ。だから、それはきちんとその中に反映していくというのが基本的に施政者としての姿勢じゃないでしょうか。できなかったものはできなかった、その責任はどこにあるんだ。次に、その反省をどこに生かしていくのか、その立ち上げをやっていくというのがあるべき姿、このように御指摘をさせていただきたいと思いません。

続いては、5点目として、行政組織改革と職員体制。今回、職員の自死事案云々という話ではなくして、これは過去からずっと、そのアウトソーシング、アウトソーシングとおっしゃいますけども、基本となる職員体制が十分大丈夫かという話は、各議員から幾度となく予算、決算等、一般質問等が出てた。町長なられてもう既に11年過ぎて12年目に入られる。昨日今日始まった問題ではない。

そういった中で、今回アウトソーシング、専門的な職員だけでは、町長の口からも、賄いきれない専門的な知識が必要だとか、業務量の関係については企画政策課長から何度にわたって予算審議の中、答弁の中で出てきた。その経過の中において、新年度予算においてこういった状況を前提としてどういった職員体制の充実が図られたのか。さらに、その中には当然事務改善等の議論も内部的にしっかり行ってきてるという度々の答弁があったわけなんですけれども、その結果を今回の職員人事、職員採用、新たな採用、それ含めてどういった新年度から体制を取られるのか。あわせて、考え方をお伺いしたい、このように思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほどの神の子池の整備の関係であります、様々な御指摘を頂いたところであります。それを踏まえながら、しっかりした方向性を検討してまいりたいというふうに考えるところであります。

す。

次に、組織と職員体制の考え方がありますが、現在のグループ制というのは平成20年に導入がされております。その後も途中見直し2回ほどしながら今の体制になっているわけでありまして、今の体制になってからも5年が経過するというようなことで、大分事務事業の内容が変わってきておりますので、これらの関係については事務改善委員会において一定の方向性を検討しながら、さらには業務量調査等の業務の委託を含めて全体のバランスをしっかりと確認をしておかなければならないということから、今般取組を進めていきたいというふうに考えております。

4月には人事異動が行われますが、これについては今のグループ制そのまま継続をしながら今の体制の事務分掌の中身については様々あるかと思えますし、また新たな課題としての先ほどのゼロカーボンだとか、それからデジタル化だとか、そういう専門的な知見者をお呼びをしながら計画の段取りに入っていくというような作業。

それから、コロナ対策においても、今のままではもう到底太刀打ちができなくなってきておりますので、これらの部分に対応する人事の配置、ボリューム、そういうものを含めて適材適所の部分を含めて整理をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、いろんな部分がございますので、職場としてのやはり働きやすい環境づくりという面では十分にそれぞれの所管の課長さん方との意見交換の中でどれだけのボリュームでどういう形が必要なんだと。また、人によってはそれぞれ能力に違いがありますから、一概に簡単にはめ込めるような、1足す1は2にはなりませんので、そこら辺も含めながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

当時は、私が3期目に入ったときから見ても大幅に仕事の仕方、やり方、内容が変わってきてるとい部分もありますので、そこら辺しっかりと受け止め、内容を分析しながら適材適所、そして事務量の全体的なボリュームの検討、加えて新しい令和4年度に向けた体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

絶対人数がきちんと新年度から確保されて、そして新しい課題に向けてもしっかりと動ける体制が取れるという答弁なんでしょう。どうも聞いてると、検討していくというふうなお話ばかり。例えば、基本的にアウトソーシングで外部的な専門家の委託を、それはそれで結構でしょうけども、当然ゼロカーボンなりそういった新しい部分でスマートシティなり、いろんな部分で経営診断、判断を外部委託に。それを実際に行っていくのはやっぱり職員であって、そういった分の新しい業務に携わる職員の体制、人員の配置、コロナ対策、接種が4回あるかもしれません。小児とか含めていろんな分でまた拡大していかなくちゃいけないかもしれない、そういった体制。教育における新しい課題をきちんと前に進めていくための取り組み、そういったものに対して職員がきちんと確保され、それが配置される体制に4月1日からなってるんですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

基本的には、それぞれの職務内容という部分を把握をしておりますので、現行の体制さらには補充を加えながら体制づくりをしていくという考え方に立って今進めております。

ただ、どうしても専門職の配置というのが非常に厳しくなっております。実際に募集かけてもなかなか応募していただけない。例えば、建設関係の技術職員また保健師などの特別な医療関係や福祉関係の資格職員というのは非常に不足しておりますし、また保育所関係の保育士さんについてももう非常に厳しい状況になってきております。それも事実でありまして、ずっと通年でその専門職については募集をかけている事態でありますし、これ以上人が集まらないというようなことになれば、その専門職については別枠での考え方をしていかなければならないのかなというふうにも思っております。

基本的に、専門職ですから専門の部分でアウトソーシングすることも全くできないかと言ったらそうでもないんですけど、ある程度アウトソーシングできるものはしていきますが、やはり最終点検、検査というのは町職員自らそれを中身を確認する行為が必要になりますが、専門的知見がなければ確認できない事項がたくさんあります。それが専門職としての配置になっていくわけですので、それらについてもしっかりと対応はできるようにしていきたいとは思っておりますけども、今申し上げましたように非常に人手不足。これは、行政だけではなくて一般企業においても専門職がほとんど採用が難しいと、地域においては、そんな状況だというふうにもお聞きをしておりますが、そんな中で100%きちっと人事配置ができればいいわけですが、最大の努力をしながらよりよい形に持っていければなという思いで取り組んでいる最中であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

なかなかどういうふうに理解しているのか分かりませんが、4月1日、なかなか厳しいまた人員配置の中でスタートせざるを得ないという状況にあるという理解しか、し難い部分がありますので。

ただ、昨日今日始まった課題ではなくして、民間におけるが他の自治体におけるが、やっぱりそういったところを克服しながら何とか長い5年とか10年というスパンの中でそういう体制を整えてきて現実的に今の新しい時代の課題対応に向かったの仕事をしているというのはこれは事実であって、逆に言えばそういった状態になってない環境というのは何に起因するか、やはりもう一回しっかりと検証していただきたい、このように考えますし。また、グループ制そのものにおける課題というものも全然克服されて、事務改善委員会の答申が出たのかどうか報告受けてませんから、きっと3月いっぱいには答申が出ないんじゃないかと思えますけれども、具体的な部分でいくとその総括主査という職制がどうも中途半端で中二階で主幹と総括主査、やる仕事は同じであって管理職と違うというふうな話で、そういった問題や責任と職責と権限の話だとか、また年功序列型の人事がずっとこのまま続けていいのかと、やっぱりそういったことも含めながらトータルとしてやっぱり今のありようを克服していく、職員の自死事案も前提にあるわけですから、それはより積極的に行われて当たり前だとこのように考えますので、その辺についても新年度を迎えながらなかなか大変でしょうけれども、そういった状況を考えてぜひぜひ、1年間でなかなか大変な部分で解決できない問題でしようけども取り進んでいただきたい、このように申し上げます。

たいと思います。

時間がなるべく昼ちょっと過ぎぐらいに終わらせたいと思いますので、焼酎特会についてお伺いします。

もう平成31年度から5か年計画で経営計画、現実的にこの乖離が非常にもう激しくなって、現場は一生懸命やっても一生懸命やってもなかなかそこは、完全にこれはもうコロナの影響だという問題じゃなくて、根本的なとこに来てるんじゃないのかな。

令和4年度の当初予算においても4,000万を超える一般会計の繰り出し、令和2年度の決算においても約4,000万ぐらい、前年度も三千数百万という、もう恒常的にそういった状態になってきている。さらに、生産量がもう計画から大幅に落としていって、せいぜい27とか28、29、このぐらいに落とし込まなくちゃいけない。そういった中で、近隣における新しいトレンドとしては、ジンであったりウイスキーであったりワインであったりビールであったり、様々なものがもう市場の中に、それも小さなクラフトビールに代表されるように小さなジンの工房であったりウイスキーであったり日本酒であったり、全く、前もお話しましたけど、酒業界を取り巻く環境が一変してるのに、その中においてどういった経営をやってくのかという。

明快にいいますと、現場の職員はそれなりに頑張ってる。ただ、町長として、トップとしての経営指針とか経営方向を明確に打ち出さない中でただ悶々としながらやってるという状況というのは、果たしてこれ特別会計ですけど企業でいけば会社ですから、毎年4,000万の累積赤字を抱えながら新しいものをチャレンジせよとはそう言われても、この赤字をなるべく減らすような工夫をせよと言っても、もう職員の限界値に達してる。やはり、トップとしての責任として、当町の焼酎の事業の在り方、将来の在り方というのを、東京農大云々と市場調査を任せるといふ、これはもうある意味で思考停止に入ってるんじゃないかというふうにちょっと心配してる場所もあります。

そういった意味では、ある意味ではしっかりと町長自身が、うちの町の焼酎についてはこういった将来的戦略を持ってこの基本としていくんだ、その中で何を今取り組むべきか、それをベースにして外部的知見を入れながら経営診断を入れながら市場調査をやりながら新しい結果をつくりながらやっていくと。そのベースになる社長たる町長の本事業に対する経営の基本的な考え方、単純に今まで聞いてますと、50年の半世紀のうちの町の歴史だ、唯一の特産品だ。それはノスタルジックな話はいいいんです。現実的に4,000万、毎年毎年一般会計繰り出していく、そういった姿で持続可能な焼酎事業の経営ができるのかどうか、それを考えたときにやはり今の段階においてトップからの明らかな経営方針を職員の皆さん、町民に示していく必要があるんじゃないか、この認識をお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

じゃがいも焼酎の持続的経営のビジョンということであります。

これは、今御質問にありましたように、清里町で北海道唯一自治体が酒造販売免許を持って実施しているというのは、この清里町しかありません。そして、また当時大分県の知事が提唱した一村一品運動のその先駆けとして始まった事業でありました。町民の誇りでもあり、また町の知名度の向上に相当な貢献があったものというふうに理解をいたしております。

ただ、実際の経営面からいくと収支がなかなか伴わないというのも事実であったわけでありまして、今までも何回かは焼酎ブームというのがあって、そのときになるとある程度上向くんですが、やはりそれが過ぎてしまうとまた下向きになってしまうというようなことが何回かあったわけがあります。

そして、最近の部分でいきますと、ブランディング化ということで、ボトルデザインを一新をさせていただき、新たな形の中で進めたわけでありまして、これは本当に順調に推移をいたしました。このコロナが入る前までは毎年売上げが着実に伸びました。今までの最高の売上げ1億1,000万を超えたのもこの時期でありましたが、この矢先にコロナが入ってきました。急減をいたしました。70%もカットになったような形になりました。どうしても商品でありますから、飲食店が閉鎖、営業をお休みになると使われなくなって、その影響はもろにかぶったというような状況にあります。全体としては、今までも収支がなかなか合わなかった、やっとここで少し前向きになってきたかなと思ったらまたこういう状況になっているのも事実であります。やはり、この焼酎というのは清里の特産としての町民の誇りでもあります。そういう意味において、収支が合わなかったら合わなくてそれでいいんだということではありません。やはりそれに向けた改善努力をしていくことがいちばん重要であります。単純に表向きの収支が合わないからそれでこの事業の云々ということではなくて、やはりそういう今まで地域に与えてきた相乗効果といえますか、間接的な効果も十分に認識をする中で、町の誇りとして、特産品として育てていくという考え方を持たなければならないというふうに思っている次第であります。

私は、今後においてもそういうような気持ちで持続可能な焼酎事業の在り方、今回も先ほどありましたように東京農大のお力を借りながらニーズ調査を含めてやっていく中に方向性を出していきたいというふうに考えている次第でもございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

聞いていますと、やっぱり結局何も現段階において具体的な指針を持たないということ、もうそれしか聞かえないんです。やはり、それはそうです。50年やってきたわけですから。誰もやめれなんては言ってませんから。そういうんじゃないで、やっぱり今から育てるのか。違うだろうと、今まで培ってきたそれをどうやって生かしていくかということになってくるのに、そういった町民のシンパシーに訴えるような話されますけど、基本的に毎年4,000万の赤字、じゃあ出していったいいんですか。決してそうはならないはずですよ。そんな合意形成が町民の間にされてるか。やはり、ある意味では新しい方向性の中でしっかりと経営をしていただきたい、そして町民としての半世紀にわたるそうしたものもきちんと受け止めていきたい。そういった中であるべき姿の中できちんと進めていっていただきたい。そうすると、やはりしっかりとした経営の指針というものを、方向性というのも理事者として明確に示していく。ただ単に、いつも言うように、東京農大、東京農大、何回聞いてるかわかりませんが、そこで結果が出るわけないでしょ。市場を相手にしてやってる。単純な分析やっただけで、そりゃ戦略的な経営の話であって、そこをしっかりと一回受け止めていただきたい、このように申し上げたいと思います。

1時間が来ましたが、最後に1点だけ、冬期間における高齢者の生活安全への対応の、これをどういうふうに考えているのか。特に、今年は災害に近い雪、何回も見舞われたり、11月に

は大雨があったりした中において非常に厳しい環境がありました。街場における道道の除雪等、非常に詰まって、最後に3月に入ってから何とか町長が要請したということもあったでしょうけれども、排雪が進んでいって。

だから、これはここ二、三年、決算委員会や特別委員会、ほかの議員さんからも、超高齢化した中において地域の中で安全確保していくという高齢者の方々のその仕組みづくりについて、今ある例えば社会福祉協議会を通じてやってる自治会のボランティア除雪ですとか、町道から入った部分で、一部、町が直接的に保健福祉課のほうで見てる支援制度、これしかないんじゃないですか。そりゃ、過去の決算委員会等で私も質問したところ、これはきっと副町長の答弁だと思いますけども、もう非常に古い仕組みがあって現状に合っていない、その仕組みを見直しをしていきますと明言してるにかかわらず、ここ2年間全く内部的な協議もされていない。過日の常任委員会で具体的にそういった形を関係課の中で行われてるか、されてませんというそういった答弁があったわけなんですけど。どこがいいとかどこが悪いとは言いませんけれども、もう一回真剣に安心安全のまちづくりを町長は標榜してるわけですから、特に超高齢化の中において、緑、札弦、清里市街、それぞれ非常にその生活の安全を確保する、特にこういった災害に近い降雪があった場合についてどう対応するか、安全確保も含めながら、もう一度その辺の支援の仕組みとか対策の仕組み、商店街における除雪、排雪、道道、町道、どのような形にやってくか、生活安全の確保という観点からもう一回総体的な見直しを早急に行っていただいて、必要な予算については逆に補正をして、今度の令和4年度における冬季の対応、ぜひぜひ進めていただきたい。検討するとか仕組みをつくると言いながら見直しをするというのは、結局今申し上げたとおり1年、2年先送りして、現実的には様々なそういった事象が起きた。

もう一度、そういった生活の安心安全、生活弱者への対応、これを地道な何千万もかけてやる仕事じゃありません。いろんな仕組みや工夫の中でできる仕事だと思いますが、そういった身近な生活の安全をまずしっかりやるのが、その上に立ってゼロカーボンやスマートシティがあるんであって、ゼロカーボンやスマートシティの上に生活の安全が構築されるわけじゃないと、そういったそのバランスをきちんとしっかりもう一度自認していただきながら、ぜひぜひそういった取り組みを前向きに進めていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

冬期間における高齢者等の生活安全対策としての除雪の在り方ということではありますが、従来の町の対応としては、自治会ボランティアの方々がそれぞれの地域での高齢者宅を見守りしながら除雪をします。それに対して、町として除雪費の一部を支援をされると、これが住宅周りの支援の在り方でありましたし、またそれ以外の私道の奥まったところにある場合においては、私道除雪という形の中で支援を何軒かの高齢者、一定の基準がありますけども、それに向けて支援をしてきたという状況であります。

ただ、今御指摘のように、高齢化がどんどん進んできております。2025年、もう間もなく団塊の世代の方々が75歳を迎えるという時代に入ってきておまして、今まではどちらかというと地域においてボランティアで支える側にいた方々が今度は支えられる側に回ってくると、そんな大きな時代の節目を迎えつつあるかなと。そうした中において、除雪関係、特に近年は暖気であ

りますから、重い雪が降るようになってきております。簡単な装備ではなかなか難しい状況にもなってきておりますので、これらに対してどのような手法が取れるのかという部分はありますが、これは自治会に任せれば、ボランティアだけに任せれば、業者にだけ任せれば、地域にだけということにはもうならない、そういう緊急した課題になってきてるといふふうに認識をしております。

また、町が行った住生活環境整備のときにアンケートを取っておりますが、お年寄りの方で一番要望が多かったのが冬場の除雪というところであります。これは、除雪というのは道路の除雪でなくて、家の玄関先から道路までの間の除雪の利便性の回答が一番多かったわけでありまして。

こんなことを踏まえながら、私どもとしても、まずはそれを担っていただける担い手づくりをしていなければならない。そのためにはそれぞれの自治会もそうですが、商店を通じた商工会だとか、また農協関係を通じた農家の皆さんだとか機械力の必要性もあるわけでありまして、それらが一丸となってそういう方向性を向いていけるか、しっかりとまとめ上げていけるかどうかやっていかなきゃならないなというふうに思っております。

いずれにしても、今年の部分についてはもう既に終わってしまった、ほぼ終わった状況でありますから、令和4年に向けてそういう体制が取れるかどうかを含めて、まずできるものから先に先行するような形で進めていきたいというふうに考えております。

議員指摘のとおり、ゼロカーボンもまた地球温暖化の関係もデジタル化もこれから目の前に迫って大変な問題であります、それとこれとはまた別な角度からやはりしっかりと住民の皆さんの生活、安全安心を守っていくという視点に立って、整理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

最後にしたいと思いますけれども、認識は同じでも、それが施策とか事業の仕組みに落とし込まなければほぼ意味がないというか、そこを町長も今御答弁で述べていただいたとおり、しっかりと令和4年の冬に向けてできるところから具体的に施策事業、仕組みに落とし込んでやっていただきたい、このように思います。

最後になりますけれども、一言だけ申し上げておきたいと思っておりますけれども、池下議員の総括質疑にもあったとおり、職員自死の関係について、既に総務常任委員会から遺族の方から公務災害の申請、そういったものが徐々に出されていってる、そういった方向に動いてるといふ話も聞いております。当然、町は誠意を持って対応するというそういう立場を表明してるわけですから、当然そういった中においてしっかりとフォローアップをしながら、町長の残された任期の中で町としての法的責任、賠償責任も含めて、しっかりとある一定の着地ができるようなそういった取り組みをこの場を借りて要請をさせていただきたい、このように考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの関係でありますけれども、この2月に故人からの、奥さんですが、のほうから故人に対する公務災害認定申請が出されております。町のほうでは、今それぞれそれに関する附属書類を準備をしております、でき次第、基金協会のほうに提出をしていきたい。基本的な考え方は原因調査で明らかになった結語に基づく、いわゆる上司によるパワーハラスメント、この違法的行為、さらには職場環境の過剰な課題、そして理事者に対する責任という部分をしっかりと受け止めながら、申請について上程をしていきたいというふうに考えておまして、誠心誠意、御遺族に対して対処してまいることをここに申し上げて、答弁といたします。

○議長（田中誠君）

それでは以上で、議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算から議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算までの各会計予算についての質疑を終結します。

ここで、1時半まで休憩といたします。

休憩	午後	0時12分
再開	午後	1時30分

○議長（田中誠君）

会議を再開いたします。

●日程第3 議案第4号

○議長（田中誠君）

日程第3、議案第4号、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第4号、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第4 議案第5号

○議長（田中誠君）

日程第4、議案第5号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第5号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第5 議案第7号

○議長（田中誠君）

日程第5、議案第7号、清里町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第7号、清里町基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第6 議案第8号

○議長（田中誠君）

日程第6、議案第8号、清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第8号、清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第7 議案第17号

○議長（田中誠君）

日程第7、議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第17号、令和4年度清里町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第8 議案第18号

○議長（田中誠君）

日程第8、議案第18号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第18号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第9 議案第19号

○議長（田中誠君）

日程第9、議案第19号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第19号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第10 議案第20号

○議長（田中誠君）

日程第10、議案第20号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第20号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第11 議案第21号

○議長（田中誠君）

日程第11、議案第21号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第21号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第22号

○議長(田中誠君)

日程第12、議案第22号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第22号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第23号

○議長(田中誠君)

日程第13、議案第23号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算を議題とします。
これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第23号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第24号

○議長（田中誠君）

日程第14、議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。
これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第24号、令和4年度清里町小水力発電事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第25号

○議長（田中誠君）

日程第15、議案第25号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第25号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の目的は、降雪量の増加に伴いまして、道路橋梁指定管理業務の経費につきまして追加の予算を措置するものでございます。

補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を63億3,717万5,000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正内容、第1条第2項について説明をいたします。

別冊の令和3年度補正予算に関する説明書、2ページをお開きください。

2ページ下段の歳出より説明いたします。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費、道路橋梁管理事業費につきましては、令和3年10月、11月に発生しました降雨による道路の復旧、それと暴風雪等に伴います降雪量の増加、これに伴いまして道路橋梁及び河川指定管理業務委託料の追加を行うものでございまして、2,500万円を追加計上いたします。補正財源は、全て一般財源です。

続いて、上段、歳入について説明をいたします。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、歳出補正財源の一般財源分として、右記載の財政調整基金繰入金、2,500万円を追加計上いたします。

以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第25号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

●日程第16 意見案第1号

○議長（田中誠君）

日程第16、意見案第1号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 伊藤忠之君。

○産業福祉常任委員会委員長（伊藤忠之君）

産業福祉常任委員会提出の意見案第1号を説明します。

意見案第1号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年3月17日提出。清里町議会産業福祉常任委員会委員長 伊藤忠之。

次のページをお開きください。

前文を省略し、記以下の内容を説明いたします。

1、新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

2、てん菜の生産については、輪作体系の一翼を担う重要な作物であり、作付転換による影響は生産者のみならず製糖工場などを含む地域経済にも影響をもたらす懸念があることから、てん菜の作付面積を維持し、安定的な生産を持続するため、生産された産糖量全量が国内流通できる

よう慎重な対応を図ること。
以上であります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから意見案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第1号、コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める意見書については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

●日程第17 決議案第1号

○議長（田中誠君）

日程第17、決議案第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵略を激しく非難し、平和的解決を強く求める決議についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 池下昇君。

○総務文教常任委員会委員長（池下昇君）

総務文教常任委員会、委員会提出の決議案第1号を説明します。

決議案第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議について。本件について、清里町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり決議を提出するものとする。

令和4年3月17日提出。清里町議会総務文教常任委員会委員長 池下昇。

本件につきましては、御承知のとおり2月24日にロシア軍がウクライナへの軍事侵攻を開始し、その後は連日報道されているとおり悲惨な戦争状態に陥っているもので、ロシア軍の侵略行為については到底容認できるものではありません。清里町議会としてもロシア連邦によるウクライナ侵略については認められないということ、さらに平和的に解決するためにも即時軍の撤退を望む内容として決議するものであります。

次のページをお開きください。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議。

本年2月24日からのロシア連邦によるウクライナへの侵略行為は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、武力の行使を禁ずる国際法に違反し、国連憲章にも反するものである。

力による一方的な現状変更の行為は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。

よって、本町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を訴えつつ、ウクライナの主権を支持することを改めて表明し、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに、国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求める。

以上であります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから決議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、決議案第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議については原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま可決されました決議の提出先並びに内容の字句等については、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、決議の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

●日程第18 議会報告第1号

○議長（田中誠君）

日程第18、議会報告第1号、職員の自死事案に関する調査検証特別委員会報告についてを議題とします。

職員の自死事案に関する調査検証特別委員会の報告を求めます。職員の自死事案に関する調査検証特別委員会委員長 前中康男君。

○職員の自死事案に関する調査検証特別委員会委員長（前中康男君）

職員の自死事案に関する調査検証特別委員会報告。

本特別委員会は、令和3年7月30日、第6回臨時会において、令和3年2月26日発生の職員の自死事案に関し、議会として町民に対する説明責任を果たすため、事案の背景や人事管理などの調査・検証を行い、原因の究明・検証と、再発防止に向けた方策を町へ提言することを目的に設置された。以降、令和4年3月15日まで計14回の委員会を開催、令和3年12月定例会においては調査検証結果の報告として本事案発生原因等についての中間報告を行った。その後、再発防止に向けた方策について検討を行い、再発防止の提言を加え、調査が終了したので、今回最終報告書をここに報告するものである。

それでは、職員の自死事案に関する調査検証特別委員会の報告を行います。第1、調査検証の趣旨から第5、調査の結果につきましては、中間報告で行っているため省略させていただき、17ページ、再発防止に向けての提言から報告いたします。

第6、再発防止に向けての提言。

大きな1、初めに、パワーハラスメントの防止に対する基本的な対策については、令和元年5月の改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法の制定に伴い、従来あった対策の大幅な見直しが行われ、厚生労働省においてはパワーハラスメント対策導入マニュアル第4版や職場のパワーハラスメント対策ハンドブックが作成され、令和2年6月1日の法律施行に先立ち、官民それぞれの立場で法律の趣旨に則った取り組みが求められていた。また、地方自治を所管する総務省は、国に合わせて都道府県や市町村においても対策についての確な取り組みが行われるよう法律に基づく具体的な対策や事例を示すほか、人事院においても予防的な観点からハラスメント行為に対する懲戒処分の指針の改正を行い、従来、停職を最高処分としていたものを免職処分に引上げを行うなど、数次にわたり事務通知を行い、遺漏なき取り組みを求めていた。

清里町においても当然、こうした状況を覚知した中、平成11年制定したハラスメントの防止に関する規程の改正や規程による相談窓口の設置、職員研修、課長会議における法律制定と内容の周知、ストレスチェックなどが行われていたことは、町当局へのヒアリングや資料により確認さ

れてきたところである。

しかしながら、こうした状況のなかで職員の自死という極めて悲しむべき重大事案が発生し、本特別委員会としては第5において事案発生の背景となった役場組織における人事管理と組織運営の問題点について論点整理を行い、4項目について指摘したものである。

本特別委員会としては、これまでの調査検証や国などから示されている防止対策、さらには先取りして取り組みが進められている他の自治体の事例なども参考とし、二度と同様な事案が発生することなく町民の負託に答え得る行政としての信頼を取り戻し、職員の職場環境の改善が図られ円滑な行政運営がなされるよう、以下の取り組みについて提言する。

なお、第5で指摘したとおり、様々な制度や仕組みが存在したとしてもそれが十分に機能せず形骸化、形式化していたり、当事者たる理事者や管理的立場の職員の意識が希薄であったり、さらに職場全体として無関心な状況が背景に存在していることを考察するとき、今求められているのは決して特別な取り組みではなくある意味一般的ではあるが、基礎、基本的な取り組みを丁寧に重ねることと、職員個々の存在をお互いに認め合い尊重する相互信頼の関係を構築できる職場環境をつくるという、職員個々の強い意志が重要であり、本特別委員会提言への取り組みの前提となるものである。

大きな2、パワーハラスメントの防止に向けての基本的要素。

(1) パワーハラスメントの予防と解決。

ア、組織マネジメントとガバナンスの必要性。パワーハラスメントは、被害を受けた職員の心身に重大な影響を及ぼすだけでなく、周囲の職場環境全体を悪化させ、組織としての円滑、効率的な業務遂行を妨げる要因ともなり、ひいては行政サービスの質や町民からの信頼にも関わる問題となることを認識することが必要である。

こうしたパワーハラスメントのリスクが顕在化しないよう、内部統制体制を構築し、理事者、管理者、一般職員それぞれの責任と役割を明確にした上で組織マネジメントしていく必要がある。あわせて、組織は人なりの言葉にあるように、特に組織の上位にある人には高い規範意識が必要であり、清里町の決して多くはない職員個々の状況と職務環境を的確に把握し運営する姿勢が求められる。

イ、パワーハラスメントを知ること。パワーハラスメントの防止にあっては、パワーハラスメントそのものを正確に理解し、そのリスクを適切に把握することが対策を講じる上での出発点になる。また、発生の要因となる危険因子や兆候を示す言動や態様を知ることにも有用となる。

しかしながら、本特別委員会の調査検証においてもパワーハラスメントについて個々の受け止めの違い、個人の性格や気質などによるなどの考えが示される場面もあったが、ある意味全く本質からずれた理解であり、パワーハラスメントについての理解を今まで以上に深める取り組みが必要とされる。特に、「指導」とパワーハラスメントとの線引きを明確にしておく必要性が高い。

ウ、予防に向けての基本要素。前述の厚生労働省が示したパワーハラスメント対策導入マニュアル第4版では、予防に必要な5つの要素が挙げられている。一つ、組織のトップが職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきであることを明確に示す「トップのメッセージ」。一つ、就業規則に関係規定を設け、予防と解決についての方針やガイドラインを設けるなど「ルールを決める」。一つ、職員アンケートを実施するなど「実態を把握する」。一つ、研修を実施するなど「教育する」。一つ、組織の方針や取り組みについて周知・啓発を実施するなど「周知する」。

予防に向けては、ここに示された基本要素となる取り組みを再度、組織として着実に実務的に取り組むことが求められる。

工、予防と事後の解決体制。本特別委員会の調査検証においては、第一に事案の予防への取り組みが十分になされていなかったこと、さらにパワーハラスメントが行われ、かつ長期にわたり常態化した状況においても、迅速かつ適切な対応が行われていなかったことが、職員の自死という極めて重大な結果となったという認識に立つものである。厚生労働省の示した対策導入マニュアルにおいても、一つ、組織内外に相談窓口を設置し、職場の対応責任者を決め、外部専門家と連携した「相談や解決の場を設置する」。一つ、パワーハラスメントの行為者に対し研修等を行い「再発防止のための取り組み」が解決体制に向けての要素として示されているが、実効性の伴う解決体制の構築になっていたのかを点検し、再構築することが必要とされる。

大きな3、再発防止に向けての具体的提言。

本特別委員会としては、以下8項目の具体的な提言を行うものである。もちろん、本特別委員会からの提言にとどまらず、国から示されている様々な対応策や官民間わすの先行的な取り組み事例、さらには専門家の助言と職員からの提案など幅広く再発防止に向けた知見や提案を受け止めた取り組みがなされることが必要と捉えるものであることを申し添える。

(1) 理事者の強いメッセージと職員の声を受け止める姿勢。今回の事案の反省に立ち、絶対にハラスメントを許さないという確固たるメッセージとともに、職員の声を常に謙虚に受け止める姿勢を明確に打ち出すこと。

(2) パワーハラスメント防止方針等の明確化と周知、啓発への取り組み。パワーハラスメントを防止するためには職場全体で取り組むことが不可欠である。理事者、管理職、一般職員等を問わず、共通的な防止に向けた取り組みを共通理解し認識するために、明文化された防止の方針やマニュアルを作成し、周知と啓発の取り組みを行うこと。理事者のメッセージと合わせて職員全員による「パワハラ防止宣言」実施なども検討され、取り組みの「見える化」を行うこと。

(3) パワーハラスメントの早期発見と実態把握。アンケート調査や職員面談等を通じ、常に早期発見と実態把握に努めること、また軽微な兆候であっても見逃すことなく迅速かつ的確に対応する姿勢と認識を持つこと。

(4) 研修の充実強化。職員一人一人がパワハラについて正しく理解し、その発生を防止するため、定期的な研修の実施に努めるとともに、外部講師の招聘や派遣による研修の充実に止まることなく、グループワークや自己点検学習などにより内発的な意識変容につながる取り組みを行うこと。

(5) 安心して通報と相談ができる体制の整備。今回の事案では、職員による理事者への初期的通報に対する的確な対応がなされなかったことは大きな問題であり、安心して通報と相談（苦情を含む）に応じることのできる体制整備を行うこと。体制整備にあたっては、内部通報・相談窓口だけでなく、外部通報・相談窓口についても必要とされる。なお、通報・相談者のプライバシーの保護について、十分な配慮がなされること。

(6) 事後の迅速・適切な対応。ハラスメント処理委員会等での対応にあたっては、被害者の保護が最優先されるとともに、不利益の回復、加害者への対応、人事配置等の配慮の措置を迅速かつ一体的に行うこと。また、必要に応じ第三者委員会の設置など中立性や客観性を担保した事案対応を行うこと。

(7) パワーハラスメントが起きない職場づくり。本事案発生に伴い、町民並びに議会へ、理事者からは「風通しのよい職場環境づくりへの取り組み」が幾度となく表明されているが、そのためには理事者と職員、管理職と職員、そして職員同士の信頼感に基づくコミュニケーションが図られる職場環境づくりに具体的に努めること。

特に、本事案の背景とされる相互干渉や無関心があるとするならば、町民の負託に応える行政の在り方としては看過できないものであり、今一度、地方自治や地方公務員たる役場職員としての原点に立ち戻ることが求められる。

(8) 職場、労働環境及び人事配置等の改善と取り組み。本事案における業務起因性については、パワーハラスメントを含む過酷な労働環境に起因して発生した精神疾患が原因となって起きたものであり、以下の事項についても改善や見直しについての取り組みを行うこと。一つ、業務量や新たな業務の発生に伴う職員定数管理の見直しと職員体制の強化充実。一つ、グループ制の課題と問題点の改善対応。一つ、サービス残業の常態化に見られる時間外勤務や休日勤務等の実態把握と改善。一つ、事務事業改善による業務の効率化。一つ、職場内のメンタルヘルスを含む、ヘルスケアの充実。

4、理事者に求められる責任と自覚。

今回の事案発生の背景として、直接的原因としての当該課長によるパワーハラスメントと同時に、本特別委員会としては「組織運営と管理の最高責任者である町長及び副町長の責任は非常に重く、本事案発生の原因の一つと言わざるを得ない」としたところである。

町が調査委任した法律事務所の調査報告書においても、当該課長の行為は法律上の「安全配慮義務違反」に該当すると認定しているが、このことは狭義に解釈されるものではなく、使用者としての理事者そのものの「安全配慮義務違反」が問われていることを、再度、強く認識すべきである。

本事案が発生してから一年を経過した現在、町においては理事者を含んだ全職員のパワーハラスメント予防等に向けた研修強化や事務改善委員会の開催、新たな「コンプライアンス条例」の制定に向けた取り組みが見られる。

しかしながら、本特別委員会のなかでも議論となっているのが、原因調査を外部法律事務所に委任した後、現在においても町の主体的責任において予防や防止、事後対策の全体像が議会及び町民に示されていない。

時に町長からは「特別委員会の報告を踏まえて」、または「議会特別委員会の結果を待って」という発言が多々されているが、一義的には議会の調査検証や報告を待たずして、町長において明確な対策の全体像を示す責任があることは明白である。

法令遵守に向けた「コンプライアンス条例」の取り組み自体は一定の評価をするが、理事者自身により強く求められているのは、組織管理者としてのガバナンス（統治）に対する責任であり、早急に対策の全体像を職員並びに議会、町民に示すべきである。理事者には使用者責任と組織管理者責任の両面からの自覚を強く求めるものであり、その自覚の下で対策を実行たらしめる覚悟が必要とされる。

5、まとめにかえて。

議会の役割と責任について。本特別委員会は、最終報告書の議長報告に至るまでに14回の委員会を重ね、途中、昨年12月には中間報告を行うなど調査検証を行ってきた。この調査検証の過程では、特に関係資料の提出や調整など、担当の総務課においては通常業務に加え多くの手を煩わせることになり、本来業務とはいえ感謝の意を表するものである。

また、報告書の内容によっては町理事者や職員に対して極めて厳しい内容が多くあるが、本事案の重要性や失われてはならない尊い職員の命が庁舎内で失われたという事実や、二度と本件のような事案が再発してはならないとの委員全員の強い認識の下で調査検証されたことを受け止めていただきたい。

一方、議会及び議員としての自省についても触れざるを得ない。議員個々はもちろんのこと、議会全体としてパワーハラスメントに対する正しい理解を深めるとともに、防止に向けた研修等に取り組むことが必要とされる。

また、地方行政における二元代表制において求められる議会及び議員の本来的役割である行政のチェック機能を、我々自身が十分に果たしていたのかということ本事案の調査検証を通じて問われるところも多くあると認識する。

一例を挙げるならば、職員定数の見直しやグループ制の課題、業務改善や事務事業の見直し、行政改革などを一般質問や委員会審議で数多く発言、指摘してきたことは事実であるが、それらがしっかりと「形」として着地しないまま積み残し、ある意味「言い放し」「仕方がない」など、追認的な存在に陥りがちになっていた面がなかったか、自省とともに町民の皆さんの厳しい評価を受け止めていかなければならない。

亡くなられた職員の御冥福を心からお祈りするとともに、再発防止に向けた真摯な取り組みを、議会も理事者も職員とともに取り組むことを誓い、本特別委員会の報告書とする。

以上です。

○議長（田中誠君）

これで、議会報告第1号、職員の自死事案に関する調査検証特別委員会報告についてを終わります。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本定例会の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回清里町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後 2時12分